

放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び
放課後児童クラブと放課後子供教室の
一体型による運営実態に係る調査研究
報告書

2021（令和3）年3月



みずほ情報総研株式会社

放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究 事業要旨

本調査研究では、以下の調査を通じて放課後児童クラブの「交付金算定上の「児童の数」と「利用児童数(実績数)」を把握し、これらの間に差異が生じている場合はその要因、また、放課後児童クラブの職員配置についての考え方等の実態把握を行った。加えて、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の効果的・効率的な運営方法等を調査した。

◇ 放課後児童クラブを利用する児童の利用実態に関する調査(自治体向けアンケート)

- ✓ 放課後児童クラブを利用する児童の利用実態並びに児童の利用形態に応じた職員配置の実態等を把握することを目的とし、アンケート調査を実施した。
- ✓ 本調査は全国の市区町村 計1,741自治体を対象とした「基本票」、全国の市区町村 計1,741自治体のうち、交付金を利用して運営する放課後児童クラブを設置している自治体を対象とした「詳細票」の2票により実施し、「基本票」では管内放課後児童クラブの運営方針等、「詳細票」では管内放課後児童クラブ(最大10支援の単位)の運営実績等を回答いただいた。

◇ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室に関する調査(自治体向けアンケート)

- ✓ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室(以下、「一体型」と表記)の運営状況を把握することを目的とし、アンケート調査を実施した。
- ✓ 本調査は全国の市区町村 計1,741自治体のうち、放課後児童クラブ設置自治体を対象とし、一体型の推進状況等を回答いただいた。また、一部の設問では管内に設置している一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室から最大3件を抽出して、その運営状況等を回答いただいた。

◇ 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施の推進に関するヒアリング調査

- ✓ 一体型を実施する場合の工夫や効果・課題等を、より具体的に把握することを目的とし、アンケート結果から抽出した市区町村を対象に、ヒアリング調査を実施した(計5市区町村)。

【委員】(五十音順・敬称略)

氏名	所属
青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授・国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター 副センター長
大倉 毅	目黒区 子育て支援部 子育て支援課 児童館担当係長
岡崎 望	目黒区 子育て支援部 放課後子ども対策課 放課後子ども事業係長
高橋 英史	横浜市 市民福祉部 子育て支援課 主任
中村 かおり	大阪人間科学大学 人間科学部 子ども保育学科 講師
山崎 守	調布市 子ども生活部 児童青少年課 放課後支援係長
依田 秀任	一般財団法人児童健全育成推進財団 業務執行理事

【事務局】

氏名	所属
田中 宗明	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉政策チーム 福祉政策第2課 課長
植村 靖則	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉政策チーム 福祉政策第2課 シニアコンサルタント
杉田 裕子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 雇用政策チーム 雇用政策第1課 コンサルタント
足立 奈緒子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉政策チーム 福祉政策第2課 コンサルタント
松山 里紗	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉政策チーム 福祉政策第2課 コンサルタント
工藤 優子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉政策チーム 福祉政策第2課

【オブザーバー】

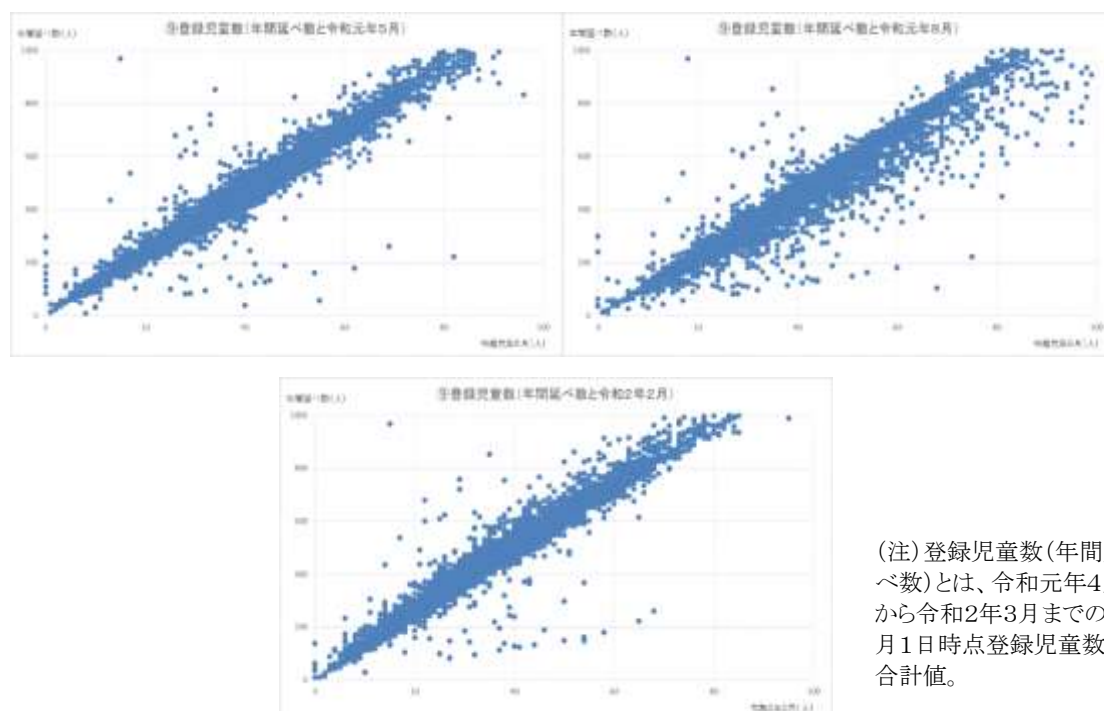
氏名	所属
阿南 健太郎	厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室 児童健全育成専門官
今野 健宏	厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室 健全育成係 係長
穂積 智美	文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 地域学校協働活動推進室 地域学校協働企画係 係長
小江 謙太郎	文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 地域学校協働活動推進室 地域学校協働事業係 係長

放課後児童クラブを利用する児童の利用実態に関して

放課後児童クラブの登録実態について、どのような傾向があるか。

- ✓ アンケート調査で回答が得られた放課後児童クラブにおける令和元年度各月1日時点の登録児童数の平均値は、42.56人。
- ✓ 令和元年8月は他の調査月(令和元年5月、令和2年2月)よりも登録児童数が多くなる放課後児童クラブが多いなど、登録児童数に変化がみられる。また、令和2年2月の登録児童数は他の調査月と比べて少なくなっており、年度末に近づくにつれ、登録児童数が減少しているものと考えられる。

図表 登録児童数(年間延べ数)別・登録児童数(各月1日時点)別放課後児童クラブ数の分布(一部を拡大)



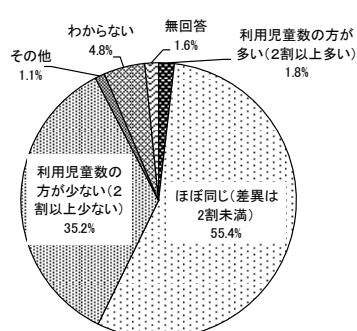
交付金算定上の「児童の数」と実際の利用児童数(利用実績数)との間に差異があるか。

- ✓ 自治体向けのアンケート調査において、管内に設置している放課後児童クラブ全体の令和元年度運営実績を尋ねたところ、運営形態に関わらず交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)は「ほぼ同じ(差異は2割未満)」と回答する割合が半数を超えた。

図表 交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との差異別自治体数(SA)

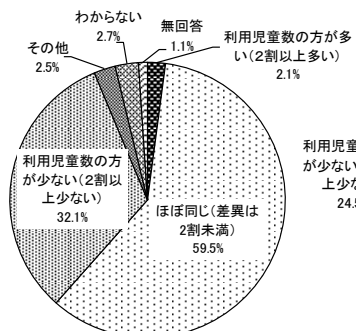
【公立公営】

n=435



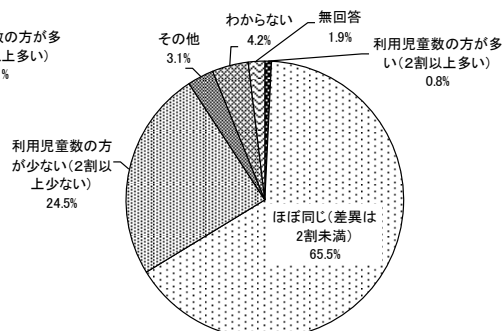
【公立民営】

n=476



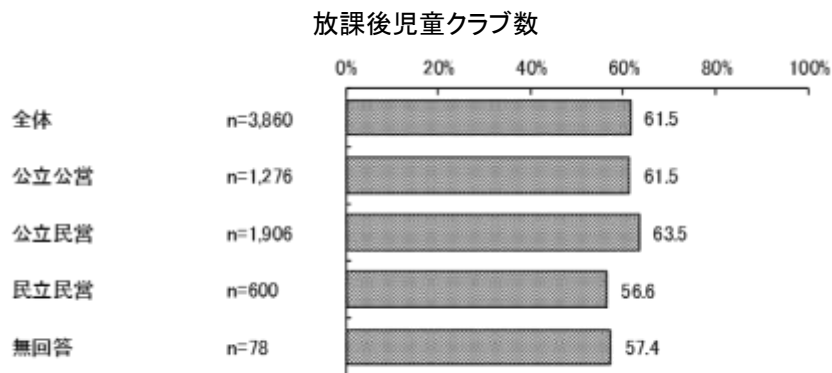
【民立民営】

n=261



- ✓ 各放課後児童クラブの運営状況を回答いただくアンケート調査では、令和元年度の交付金算定上の「児童の数」の平均値は、39.97人。1日当たりの利用児童数(実績数)の平均値は、34.38人。両者の差異は、5.59人。
- ✓ また、本調査で把握した6,274件の放課後児童クラブ(支援の単位)のうち、交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たりの利用児童数(実績数)の方が少ない(2割以上少ない)放課後児童クラブは3,860件(6割程度)であった。

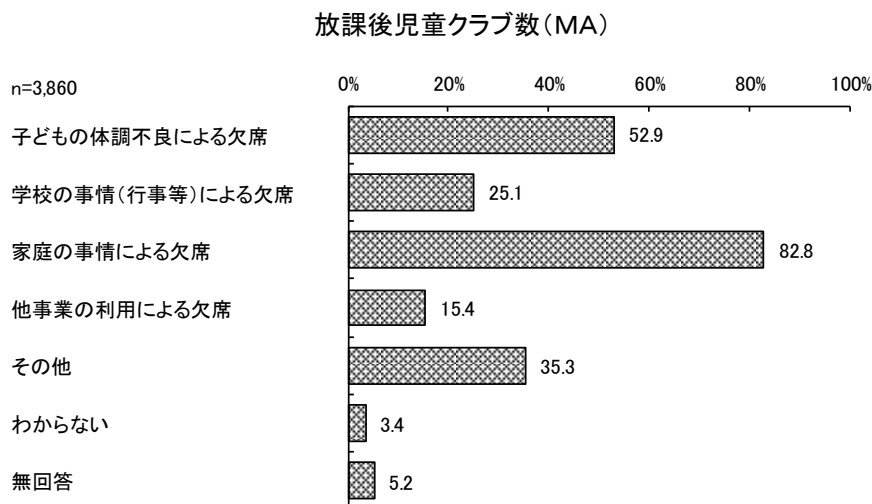
図表 交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たりの利用児童数(実績数)の方が少ない(2割以上少ない)



(差異がある場合)差異の原因は何か。

- ✓ 交付金算定上の「児童の数」と1日当たりの利用児童数(実績数)の差異の理由について回答が多かったのは「家庭の事情による欠席」「子どもの体調不良による欠席」等。政令指定都市に所在している放課後児童クラブでは「他事業の利用による欠席」との理由も多い。

図表 交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たりの利用児童数(実績数)が少ない理由別



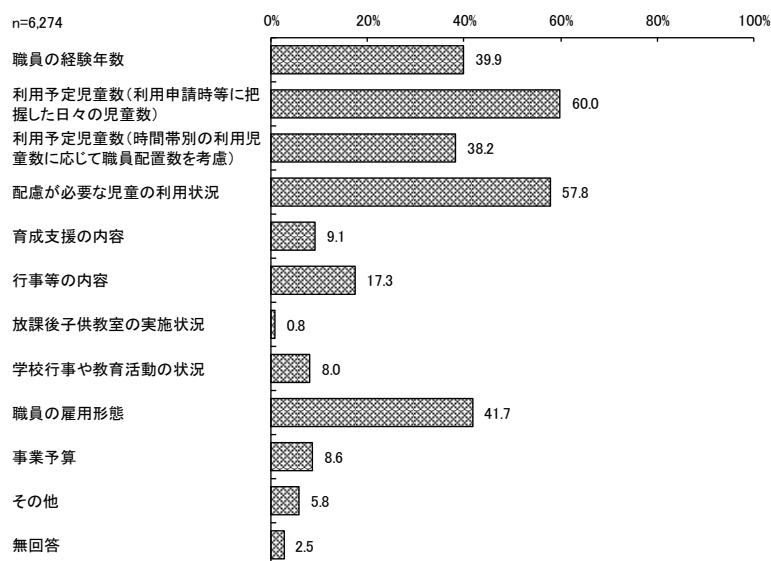
交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たりの利用児童数(実績数)が少ない理由:ヒアリング調査より

- ✓ 高学年児童は年度初めから習い事等に通っている場合が多いため利用希望日と実際の利用日との間に差異が生じにくい、低学年児童は年度途中・月途中から習い事等を始める場合もあるため、利用希望日と実際の利用日と間にズレが生じる。
- ✓ 長期休業期間中は、学校のある期間と比べて家庭の用事等により当日欠席となる割合が高い。

放課後児童クラブでは、どのようなことに配慮しながら日々の職員配置を決定しているのか。

- ✓ アンケート調査で回答が得られた放課後児童クラブにおいて、職員配置を決める際に考慮する事項として回答が多かったのは「利用予定児童数(利用申請時等に把握した日々の児童数)」「配慮が必要な児童の利用状況」「職員の雇用形態」等。
- ✓ 設置運営形態別にみると、公立(公営・民営)の放課後児童クラブでは民立と比較して「職員の経験年数」「配慮が必要な児童の利用状況」を考慮する割合が高い。他方、民立の放課後児童クラブでは公立(公営・民営)と比較して「育成支援の内容」を考慮する割合が高くなっている。

図表 職員配置を決める際に考慮する事項(MA)

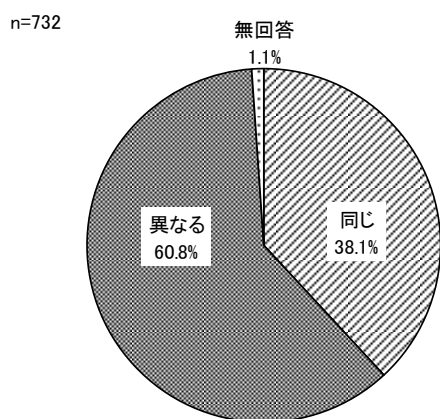


一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営実態に関して

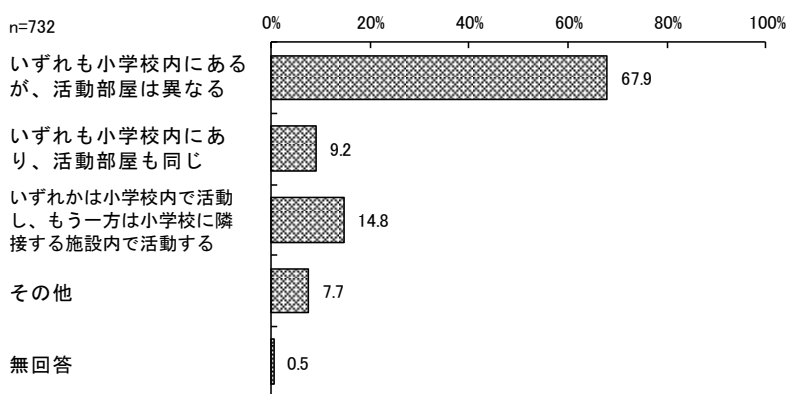
各自治体では、どのように一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室が運営されているか。

- ✓ 一体型の運営状況について、両事業の運営団体は「同じ」という回答が4割程度、「異なる」という回答が6割程度。また、両事業の活動場所は「いずれも小学校内にあるが、活動場所は異なる」、放課後児童クラブを利用する子どもの放課後子供教室への参加方針は「放課後子供教室への参加時間帯を設定」がそれぞれ7割を占めた。

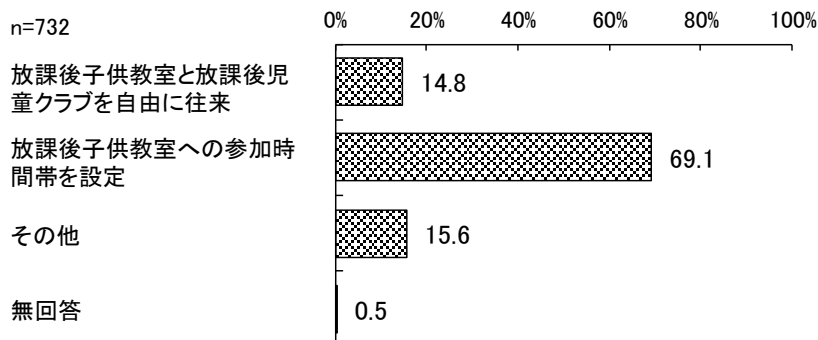
図表 両事業の運営団体別「一体型」数(SA)



図表 両事業の活動場所別「一体型」数(SA)



図表 放課後児童クラブを利用する子どもの放課後子供教室への参加方針別「一体型」数(SA)



各自治体では、一体型の効率的・効果的な運営に向けてどのような工夫がなされているか。

a) 多様な体験・活動機会を提供

- ✓ 放課後子供教室では伝承遊びやスポーツ、学習支援等多様な活動が行われており、その実施方法(実施体制)も様々である。一体型の場合においても、こうした特徴を発揮しながら各種活動がおこなわれていることがわかった。

b) 学校や所管部局と定期的に情報交換・情報共有

- ✓ 学校や所管部局との情報交換・情報共有のための会議体を学校区単位で設置し、定期的な協議を行う回答・事例がみられた。

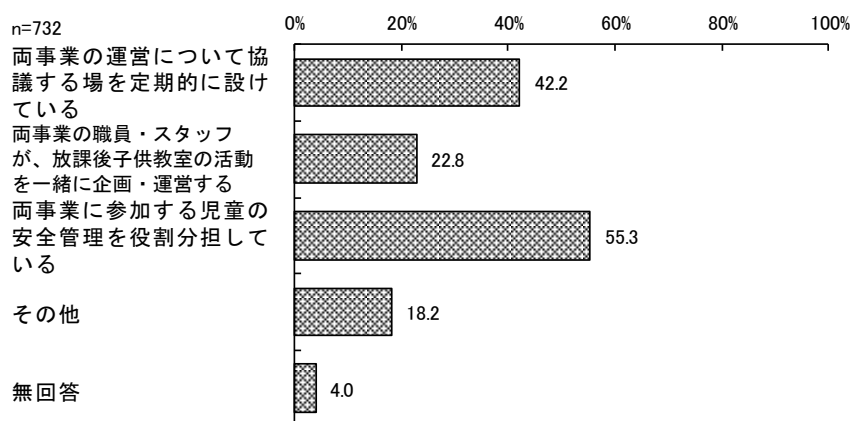
c) 活動計画策定・調整担当を設置

- ✓ 活動計画・実施の中心的存在となる担当者を明確化したり、両事業の橋渡しとなるポジションを設置し、学校・地域との調整や、関係者間の情報共有の円滑化を図る回答・事例がみられた。

d) 両事業職員の交流・協議の場を設置

- ✓ アンケート調査では、4割程度の自治体が「両事業の運営について協議する場を定期的に設けている」と回答。ヒアリング調査でも、両事業職員が参加できる研修の実施、両事業関係者が協議する場の設置等の事例がみられた。

図表 両事業の連携内容別「一体型」数(MA)



各自治体では、どのようなことを一体型実施の効果・課題と捉えているか。

a) 一体型実施の効果

- ✓ アンケート調査で回答が多かったのは「放課後児童クラブに通う子どもの生活・学習の体験を広げることができた」「放課後児童クラブに通う子どもと通っていない子どもと一緒に過ごす機会を提供できた」「いずれも学校内で実施されるため、子どもが安全に過ごすことができるようになった」等。

一体型実施の効果:ヒアリング調査より

- ✓ 放課後の過ごし方の選択肢が広がった。
- ✓ 放課後児童クラブを利用する子どもと利用しない子どもと一緒に遊べる。

b) 一体型実施の課題

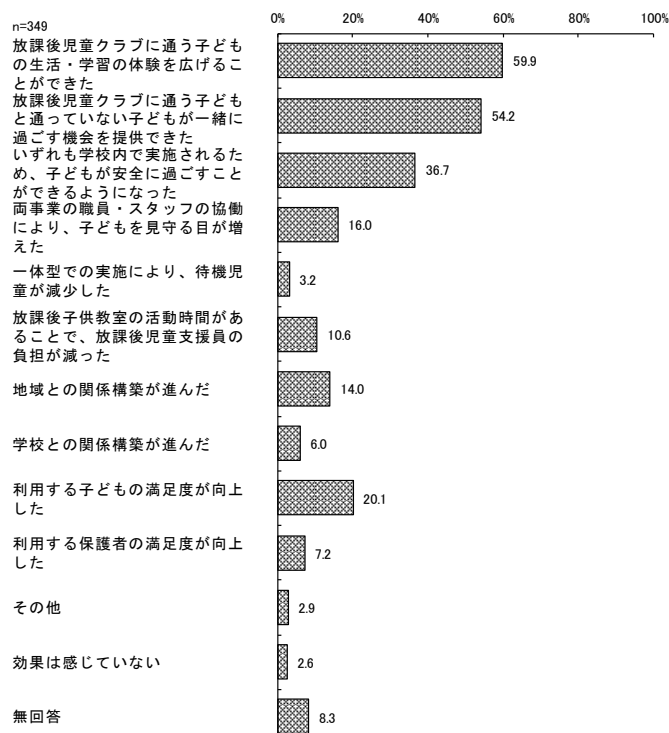
- ✓ アンケート調査で回答が多かったのは「小学校内での放課後児童クラブ(または放課後子供教室)活動場所の確保が困難」「両事業間の責任範囲が不明確」「放課後子供教室スタッフの増員が必要」等。

一体型実施の課題:ヒアリング調査より

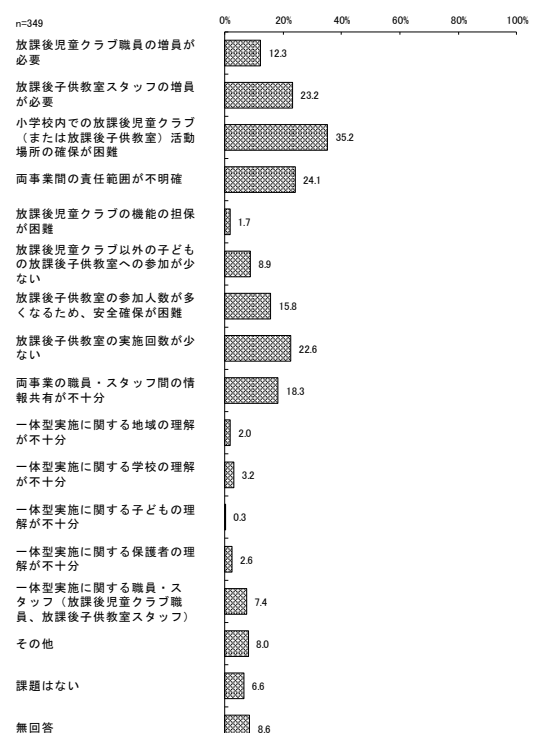
- ✓ 両事業の運営・管理方法に関するすり合わせが不十分。
- ✓ 放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加する場合の両事業職員の役割が明確化されていない。
- ✓ 余裕教室が少なく、学校内での放課後児童クラブ実施が困難。
- ✓ 放課後子供教室スタッフの担い手が不足している。

図表 一体型の実施の効果・課題別自治体数(MA)

【効果】



【課題】



以上

目次

序章 調査研究の概要	1
1. 調査研究の背景・目的	1
2. 調査研究の概要	2
3. 調査研究の体制	5
4. 調査結果のまとめ(調査等の結果及び分析・考察)	6
5. 成果の公表方法	9
第1章 放課後児童クラブを利用する児童の利用実態に関するアンケート調査	11
1. 調査の概要	11
2. 調査結果【基本票】	17
3. 調査結果【詳細票】	75
第2章 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室に関するアンケート調査	149
1. 調査の概要	149
2. 調査結果	153
第3章 放課後児童クラブと放課後子供教室の 一体型実施の推進に関するヒアリング調査	211
1. 調査の概要	211
2. 調査結果のまとめ	212
参考資料	219
参考資料1 アンケート調査票	219
参考資料2 ヒアリング記録	228

序章 調査研究の概要

序章 調査研究の概要

1. 調査研究の背景・目的

- ✓ 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等に基づき、市区町村が実施主体となって行う事業である。国は市区町村に対して、子ども・子育て支援交付金を交付して、同事業の運営に要する費用の一部を補助している。
- ✓ 同事業の運営費に対する国庫補助の補助基準額は、支援の単位を構成する児童の数に応じて算定され、その際の「児童の数」については、「実際に利用した児童数」ではなく「各月の登録を基に推計した利用児童数」をもとにする考え方が示されている。他方、習い事・塾、児童館等、子どもの放課後の過ごし方や居場所が多様化するなかで、「各月の登録を基に推計した利用児童数」と「実際に利用した児童数」は異なる可能性もあり、利用実態の把握が求められているところである。市区町村等が各放課後児童クラブの利用実態を適切に把握することは、事業運営や職員体制を見直し、育成支援の質の向上を図るうえでも有益と考えられる。
- ✓ また、各地域における放課後児童健全育成事業の今後の方針を考えるうえでは、「新・放課後子ども総合プラン」にも目を配る必要がある。同プランでは、2019～2023年の間に一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室(以下、「一体型」と表記)を1万箇所以上で実施することを目標に掲げており、その実現に向けて全国で地域の実情に応じた創意工夫がなされているところである。当社が昨年度実施した「放課後児童クラブの育成支援の質の向上に関する調査研究」(厚生労働省令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)では、放課後児童クラブ側の意見として「放課後子供教室と一体型の運営は、子どもの生活・学習の体験を広げ、豊かにすることに役立っている」等の効果が聞かれている。
- ✓ しかし、目的の異なる両事業を一体的に、または連携して実施する際には、事業担当者間の情報共有や責任範囲の明確化、放課後児童クラブの機能の担保等、多くの課題に対応する必要がある。さらに放課後児童支援員や放課後子供教室スタッフの人材確保に苦慮する自治体も多い。一体型の促進に向けては、運営のメリット、双方の事業を有機的に連携させるうえでのポイント等を明らかにし、それらの情報を周知することが必要と考えられる。
- ✓ 上記を踏まえ、本事業では放課後児童クラブの「交付金算定上の「児童の数」と「利用児童数(実績数)」を把握し、これらの間に差異が生じている場合はその要因、また、放課後児童クラブの職員配置についての考え方等の運営体制に係る実態把握と現状分析を行った。加えて、円滑かつ有意義な一体型実施の推進に向け、一体型運営のメリットや運営上の留意点・工夫等、効果的・効率的な運営方法を調査することを目的とした。

2. 調査研究の概要

本調査業務の目的に基づいて、以下を実施し、報告書を取りまとめた。

1) 検討会の設置・開催

- ✓ 調査の設計・分析、並びに放課後児童クラブに登録した児童の利用実態や一体型実施の効果・課題を検討するにあたり、専門的な見地からご意見を頂くため、有識者や自治体職員からなる検討会を設置・運営した。
- ✓ 検討会の実施概要は、以下の通り。

図表0-1 検討会の実施概要

回数	日時・場所	議題
第1回	令和2年10月15日(木) みずほ情報総研 (オンライン会議を併用)	・ 事業概要について ・ アンケート調査票(案)について
第2回	令和2年12月17日(木) TKP神田ビジネスセンター (オンライン会議を併用)	・ アンケート調査結果(速報値)について ・ ヒアリング調査の実施方針について
第3回	令和3年2月25日(木) TKP神田ビジネスセンター (オンライン会議を併用)	・ アンケート調査結果について ・ ヒアリング調査の進捗状況について

2) 放課後児童クラブを利用する児童の利用実態に関する調査（自治体向けアンケート）

① 調査の目的

- ✓ 放課後児童クラブを利用する児童の利用実態並びに児童の利用形態に応じた職員配置の実態等を把握することを目的とした。

② 調査対象

- ✓ アンケート調査は「基本票」と「詳細票」の2票とし、「基本票」は全国の市区町村 計 1,741 自治体(743 町、183 村、792 市および 23 区、平成 31 年 1 月 1 日現在)を対象とした。
- ✓ 「詳細票」は、全国の市区町村 計 1,741 自治体(743 町、183 村、792 市および 23 区、平成 31 年 1 月 1 日現在)のうち、交付金を利用して運営する放課後児童クラブを設置している自治体を対象とした。

③ 調査内容

- ✓ 「基本票」では、管内放課後児童クラブの運営方針等を回答いただいた。
- ✓ 「詳細票」では、管内放課後児童クラブの支援の単位から最大 10 件を抽出して、その運営実績等を回答いただいた。

3) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室に関する調査（自治体向けアンケート）

① 調査の目的

- ✓ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営状況を把握することを目的とした。

② 調査対象

- ✓ 全国の市区町村 計1,741自治体(743町、183村、792市および23区、平成31年1月1日現在)のうち、放課後児童クラブを設置している自治体を対象とした。

③ 調査内容

- ✓ 一体型の推進状況等を回答いただいた。また、一部の設問では管内に設置している一体型から最大3件を抽出して、その運営状況等を回答いただいた。

4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型実施の推進に関するヒアリング調査（自治体向けヒアリング）

① 調査の目的

- ✓ 一体型を実施する場合の工夫や効果・課題等を、より具体的に把握することを目的とした。

② 調査対象

- ✓ アンケート結果から抽出した市区町村を対象としたヒアリング調査を実施した（計5市区町村）。調査対象は、以下の通り。

図表0-2 ヒアリング調査協力自治体

No.	自治体名	放課後児童クラブ 所管部局	放課後子供教室 所管部局	調査実施日時
1	A市 (中国・四国、中核市)	—	—	2021年1月21日(木) 11時～12時
2	長崎県佐世保市 (九州・沖縄、中核市)	子ども未来部 子ども育成課	教育委員会 教育総務部社会教育課	2021年2月9日(火) 10時～11時
3	千葉県松戸市 (関東・信越、一般市)	子ども部子育て支援課		2021年2月12日(金) 15時～16時
4	千葉県千葉市 (関東・信越、政令指定都市)	こども未来局 こども未来部健全育成課	教育委員会事務局生涯 学習部生涯学習振興課	書面回答
5	福島県棚倉町 (北海道・東北、町村)	教育委員会子ども教育課		書面回答

③ 調査内容

- ✓ 以下の内容について回答いただいた。

- ・ 放課後児童クラブの実施状況
- ・ 放課後子供教室の実施状況
- ・ 一体型の推進状況
- ・ 一体型実施を進めるうえでの工夫
- ・ 両事業の連携・役割分担等
- ・ 一体型実施の効果、課題
- ・ その他

3. 調査研究の体制

✓ 本調査研究の実施体制は、以下の通り。

図表0-3 調査研究の体制

【委員】(五十音順・敬称略)

氏名	所属
青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授 国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター 副センター長
大倉 毅	目黒区 子育て支援部 子育て支援課 児童館担当係長
岡崎 望	目黒区 子育て支援部 放課後子ども対策課 放課後子ども事業係長
高橋 英史	横手市 市民福祉部 子育て支援課 主任
中村 かおり	大阪人間科学大学 人間科学部 子ども保育学科 講師
山崎 守	調布市 子ども生活部 児童青少年課 放課後支援係長
依田 秀任	一般財団法人児童健全育成推進財団 業務執行理事

【事務局】

氏名	所属
田中 宗明	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉政策チーム 福祉政策第2課 課長
植村 靖則	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉政策チーム 福祉政策第2課 シニアコンサルタント
杉田 裕子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 雇用政策チーム 雇用政策第1課 コンサルタント
足立 奈緒子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉政策チーム 福祉政策第2課 コンサルタント
松山 里紗	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉政策チーム 福祉政策第2課 コンサルタント
工藤 優子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉政策チーム 福祉政策第2課

【オブザーバー】

氏名	所属
阿南 健太郎	厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室 児童健全育成専門官
今野 健宏	厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室 健全育成係長
穂積 智美	文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 地域学校協働活動推進室 地域学校協働企画係 係長
小江 謙太郎	文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 地域学校協働活動推進室 地域学校協働事業係 係長

4. 調査結果のまとめ（調査等の結果及び分析・考察）

本調査研究では、以下の検討課題を設定し、各種アンケート・ヒアリング調査の実施及び分析を行った。

【放課後児童クラブを利用する児童の利用実態に関して】

①:放課後児童クラブの利用実態

- ①－1. 放課後児童クラブの登録実態について、どのような傾向があるか。
- ①－2. 交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との間に差異があるか。
- ①－3. (差異がある場合)差異の要因は何か。

②:放課後児童クラブの職員配置

- ② 放課後児童クラブでは、どのようなことに配慮しながら日々の職員配置を決定しているのか。

【一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営実態に関して】

③:一体型実施の実態

- ③－1. 各自治体では、どのように一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室が運営されているか。
- ③－2. 各自治体では、一体型の効率的・効果的な運営に向けてどのような工夫がなされているか。

④:一体型実施の効果と課題

- ④ 各自治体では、どのようなことを一体型実施の効果・課題と捉えているか。

以下、上記の検討課題について、各調査の結果を概観する。

【放課後児童クラブを利用する児童の利用実態に関して】

①－1. 放課後児童クラブの登録実態について、どのような傾向があるか。

- ✓ アンケート調査で回答が得られた放課後児童クラブにおける令和元年度の運営実績をみると、登録児童数の年間平均値は42.56人であった。
- ✓ 月ごとの登録児童数の増減の状況をみると、令和元年8月は他の調査月（令和元年5月、令和2年2月）よりも登録児童数が多くなる放課後児童クラブが多いなど、登録児童数に変化がみられる。このことについて、ヒアリング調査や検討会では「長期休業期間中は、午前中の利用ニーズによる登録児童数の増加がある」との意見があった。一方で、「家庭で過ごすことによる登録児童数の減少もある」という指摘も聞かれた。
- ✓ また、令和2年2月の登録児童数は他の調査月と比べて少なくなっており、年度末に近づくにつれ、登録児童数が減少しているものと考えられる。
- ✓ なお、利用定員の考え方について調査したところ、「登録児童全員が(放課後児童クラブを)毎日利用すると想定し、利用定員以上の申込みがあった場合は利用調整を行う」という考え方を採る自治体が最も多かった。

①－2. 交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との間に差異があるか。

- ✓ まず、自治体向けのアンケート調査において、管内に設置している放課後児童クラブ全体の令和元年度運営実績を尋ねたところ、運営形態に関わらず交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)は「ほぼ同じ(差異は2割未満)」と回答する割合が半数を超えた。

- ✓ 他方、各放課後児童クラブの運営状況を回答いただくアンケート調査では、令和元年度の交付金算定上の「児童の数」の平均値は39.97人、1日当たりの利用児童数(実績数)の平均値は34.38人で、両者の差異は5.59人であった。
- ✓ また、同調査(各放課後児童クラブの運営状況を回答いただくアンケート調査)において、令和元年度の交付金算定上の「児童の数」と1日当たりの利用児童数(実績数)を比較したところ、利用児童数(実績数)の方が少ない(2割以上少ない)放課後児童クラブの割合は、6割程度であった。

①-3. (差異がある場合)差異の要因は何か。

- ✓ 月ごとの利用児童数(実績数)をみると、令和元年8月は他の調査月(令和元年5月、令和2年2月)と比べて利用児童数(実績数)が多くなるところもあれば、少なくなる放課後児童クラブもあることがわかった。このことについて、ヒアリング調査では、「長期休業期間中は、学校のある期間と比べて登録児童数が増える一方で、家庭の用事等による当日欠席も多くなる」との意見があった。
- ✓ 利用希望日数を反映した交付金算定上の「児童の数」と1日当たりの利用児童数(実績数)の差異の理由について、アンケート調査で回答が得られた放課後児童クラブにおいて回答が多かったのは「家庭の事情による欠席」「子どもの体調不良による欠席」等であった。政令指定都市に所在している放課後児童クラブでは「他事業の利用による欠席」との理由も多い。
- ✓ ヒアリング調査では「高学年児童は年度初めから習い事等に通っている場合が多いため利用希望日と実際の利用日との間に差異が生じにくい、低学年児童は年度途中・月途中から習い事等を始める場合もあるため、利用希望日と実際の利用日と間にズレが生じる」との意見もあった。

② 放課後児童クラブでは、どのようなことに配慮しながら日々の職員配置を決定しているのか。

- ✓ アンケート調査で回答が得られた放課後児童クラブにおいて、職員配置を決める際に考慮する事項として回答が多かったのは「利用予定児童数(利用申請時等に把握した日々の児童数)」「配慮が必要な児童の利用状況」「職員の雇用形態」等であった。
- ✓ これを設置運営形態別にみると、公立(公営・民営)の放課後児童クラブでは民立と比較して「職員の経験年数」「配慮が必要な児童の利用状況」を回答する割合が高い。自由回答やアンケート後のヒアリングでは「配置基準等に応じた配置数があらかじめ決まっている(ため、考慮する事項はない)」「職員数に余裕がないため、全員出勤」といった回答もみられる。職員数が限られる中、「あらかじめ定められた配置数を満たすため、どの職員を配置するか」という観点で日々の配置が決定されている状況もあると推察される。他方、民立の放課後児童クラブでは公立(公営・民営)と比較して「育成支援の内容」を考慮する割合が高くなっている。

【一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営実態に関して】

③-1. 各自治体では、どのように一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室が運営されているか。

- ✓ 一体型の運営状況に関するアンケート調査結果をみると、両事業の運営団体は「同じ」という回答が4割程度、「異なる」という回答が6割程度であった。また、活動場所は「いずれも小学校内にあるが、活動場所は異なる」、放課後児童クラブを利用する子どもの放課後子供教室への参加方針は「放課後子供教室への参加時間帯を設定」がそれぞれ7割程度を占めた。
- ✓ 他方、これを都市区分別にみると、政令指定都市や東京特別区では他の区分と比較して、両事業の運営団体は「同じ」、活動場所は「いずれも小学校内にあり、活動部屋も同じ」、放課後児童クラブを利用

する子どもの放課後子供教室への参加方針は「放課後子供教室と放課後児童クラブを自由に往来」といった回答の割合が他の都市区分と比べて高い。全児童を対象とした事業の中で放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業を総合的に展開する都市部の事例があり、調査結果に影響を与えていると考えられる。詳細な把握・分析は今後の課題である。

③ー2. 各自治体では、一体型の効率的・効果的な運営に向けてどのような工夫がなされているか。

a) 多様な体験・活動機会を提供

- ✓ 放課後子供教室では伝承遊びやスポーツ、学習支援等多様な活動が行われている。その実施方法は地域住民が主体となるケースや放課後子供教室担当スタッフが個々の専門分野に応じて企画するケース等様々であり、一体型の場合においてもこうした特徴を発揮しながら各種活動が行われていることがわかった（ヒアリング調査）。

b) 学校や所管部局と定期的に情報交換・情報共有

- ✓ ヒアリング調査では、学校や所管部局との情報交換・情報共有のための会議体を学校区単位で設置し、定期的な協議を行う事例が聞かれた。

c) 活動計画策定・調整担当を設置

- ✓ アンケート調査の自由回答では「両事業連携のための担当者を配置」という回答が複数あった。ヒアリング調査では、活動計画・実施の中心的存在となる担当者を明確化したり、両事業の橋渡しとなるポジションを設置し、学校・地域との調整や、関係者間の情報共有の円滑化を図る事例が聞かれた。

d) 両事業職員の交流・協議の場を設置

- ✓ アンケート調査では、4割程度の自治体が「両事業の運営について協議する場を定期的に設けている」と回答した。ヒアリング調査では、両事業の職員が参加できる研修を実施することや、両事業関係者が協議する場で一体型の評価や活動プログラムの策定を行うこと等を通じて、情報交換・共有を図ったり活動内容の充実に役立てる事例が聞かれた。

④ 各自治体では、どのようなことを一体型実施の効果・課題と捉えているか。

a) 一体型実施の効果

- ✓ アンケート調査では「放課後児童クラブに通う子どもの生活・学習の体験を広げることができた」「放課後児童クラブに通う子どもと通っていない子どもと一緒に過ごす機会を提供できた」「いずれも学校内で実施されるため、子どもが安全に過ごすことができるようになった」等、子どもにとっての効果に関する回答が多かった。ヒアリング調査でも、放課後の過ごし方の選択肢が広がった・豊かになったという意見が多く聞かれた。
- ✓ 放課後児童クラブ側の視点では、学校や地域と放課後児童クラブの関係性が強化されたという意見も複数の自治体から聞かれた（ヒアリング調査）。

b) 一体型実施の課題

- ✓ アンケート調査では「小学校内での放課後児童クラブ（または放課後子供教室）活動場所の確保が困難」「両事業間の責任範囲が不明確」「放課後子供教室スタッフの増員が必要」等と回答する自治体が

多かった。

- ✓ ヒアリング調査でも、両事業の運営・管理方法に関するすり合わせが不十分、放課後児童クラブ利用児童が放課後子供教室の活動に参加する場合の両事業職員の役割が明確化されていないといった意見が聞かれた。一体型を推進するうえでは、両事業の役割分担や責任の範囲について、自治体・運営主体を中心とした検討が求められる。また、一体型実施に当たっては、放課後児童支援員等による放課後子供教室の活動への関わり方・協力の方針についても、両事業の運営主体・職員等が十分に話し合い、共通認識をつくっておくことが期待されている。

5. 成果の公表方法

- ✓ 本調査研究の成果は、みずほ情報総研株式会社のホームページにて公開する。
(<https://www.mizuho-ir.co.jp/index.html>)

第 1 章

放課後児童クラブを利用する児童の 利用実態に関するアンケート調査

第1章 放課後児童クラブを利用する児童の利用実態に関するアンケート調査

1. 調査の概要

1) 目的

- ✓ 放課後児童クラブを利用する児童の利用実態並びに児童の利用形態に応じた職員配置の実態等を把握することを目的とした。

2) 調査対象と調査方法

① 調査対象

- ✓ 全国の市区町村 計1,741自治体(743町、183村、792市および23区、平成31年1月1日現在)を対象とした。

② 調査方法

- ✓ 電子ファイル(Excel形式)調査票をEメール添付により送付・回収することにより実施した。
- ✓ 政令指定都市並びに中核市に対しては、当社から直接送付し、調査を依頼した。特別区並びに一般市に対しては、都道府県経由で調査依頼および調査票送付を実施した。

3) 調査基準日

	調査基準日	調査実施期間
基本票	令和2年7月1日時点	令和2年10月28日～11月25日(※1)
詳細票	-(令和元年度実績)	令和2年10月28日～12月2日(※1)

※1 ただし、調査実施期間を過ぎて回収した調査票についても集計に含めている。

4) 回収結果

	調査対象数	回収数(回収率)	有効回答数(有効回答率)
基本票	1,741	1,048(60.2%)	1,041(59.8%)
詳細票	-(※2)	6,286	6,274

※2 詳細票は管内放課後児童クラブ(支援の単位)最大10件の運営実績をご回答いただく形式の調査票であるため、調査対象数ならびに回収率を算出していない。

【全自治体数に占める基本票の回収数:都市区分別】

No.	カテゴリー名	全体	有効回答数	%
1	政令指定都市	20	18	90.0
2	東京特別区	23	19	82.6
3	中核市	60	43	71.7
4	一般市	712	465	65.3
5	町村	926	496	53.6
	全体	1,741	1,041	59.8

【全支援の単位数に占める詳細票の回収数】

No.	カテゴリー名	全体(※3)	有効回答数	%
1	支援の単位数	33,090	6,274	19.0

※3 厚生労働省「令和元年(2019年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(令和元年(2019年)5月1日現在)」

(注) 詳細票は、交付金を利用して運営する放課後児童クラブについて回答いただくものとしたが、「全体」には交付金を利用していない放課後児童クラブが含まれていることに留意されたい。

5) 集計方法

- ✓ 回答が得られたもののうち、無効・非該当を除いて集計している。ただし、集計方法について注がある場合にはその方法に基づく。
- ✓ クロス集計軸の縦軸は、無回答を除いている。

6) 主な調査内容

- ✓ 基本票の主な内容は以下の通り。
 - ・ 自治体の概要について
 - ・ 自治体名
 - ・ 放課後児童クラブの設置状況
 - ・ 放課後児童クラブ所管部局
 - ・ 放課後児童健全育成事業の実施状況について
 - ・ 放課後児童クラブの設置数・定員数等
 - ・ 放課後児童支援員等処遇改善等事業・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況
 - ・ 交付金を利用して運営する放課後児童クラブについて
 - ・ 利用定員の考え方
 - ・ 令和元年度の運営実績
 - ・ 放課後児童施策に関するご意見・ご要望
- ✓ 詳細票の主な内容は以下の通り。
 - ・ 管内における放課後児童クラブの運営状況等について(令和元年度実績)
 - ・ 運営形態
 - ・ 職員数
 - ・ 開所日数
 - ・ 利用定員数
 - ・ 利用希望日数把握のタイミング
 - ・ 交付金算定上の「児童の数」
 - ・ 登録児童数
 - ・ 利用児童数(実績数)
 - ・ 交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たりの利用児童数(実績数)が少ない理由
 - ・ 職員配置にあたり考慮する事項
 - ・ 放課後児童支援員等処遇改善等事業・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況

7) 結果のまとめ

【放課後児童クラブの設置状況について】

- ✓ 放課後児童クラブを設置している自治体の割合は95%強。(図表1-3)
- ✓ 公立公営の放課後児童クラブのみ設置する自治体、公立民営のみの放課後児童クラブを設置する自治体がそれぞれ30%弱。次に多いのが公立民営と民立民営の放課後児童クラブを設置する自治体で、18%弱。(図表1-13)

【放課後児童クラブの利用に関する自治体の対応について】

(利用定員の考え方)

- ✓ 利用定員の考え方は、運営形態に関わらず「登録児童全員が毎日利用すると想定し、利用定員以上の申込みがあった場合は利用調整を行う」とする自治体が最も多い。「利用申請時に聴取した利用希望日数に応じて定員枠内で利用児童数を調整する」という自治体も、運営形態に関わらず2割程度。(図表1-26～28)

(自治体における利用状況の把握)

- ✓ 登録児童数、交付金算定上の「児童の数」については、運営形態に関わらず「月ごとに収集」(月別の人数を把握している)と回答する割合が最も高い。(図表1-29～31、1-36～38)
- ✓ ただし、登録児童数の把握状況と交付金算定上の「児童の数」の把握状況とを比較すると、どの運営形態においても登録児童数の把握状況の方が「月ごとに収集」と回答する割合が12～18ポイント程度低く、「年1回収集」と回答する割合が10～17ポイント程度高い。(図表1-29～31、1-36～38)
- ✓ 利用児童数(実績数)について、公立公営の放課後児童クラブ利用児童数(実績数)は「把握している」と回答する自治体が90%以上を占める。公立民営では80%程度、民立民営では70%程度。(図表1-43～45)
- ✓ なお、利用児童数(実績数)を「把握している」と回答した自治体に対し、交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)(いずれも令和元年度)との差異を放課後児童クラブの設置運営形態別に尋ねたところ、運営形態に関わらず「ほぼ同じ(差異は2割未満)」と回答する割合が55～65%程度であった。(図表1-50～52)

【放課後児童クラブの利用実態について】

(放課後児童クラブにおける利用状況の把握)

- ✓ 利用申請(申込)時に利用希望日数を「把握している」と回答した放課後児童クラブの割合は70%強。これを運営形態別にみると、公立公営の放課後児童クラブで65%程度、公立民営で70%程度、民立民営で80%程度が「把握している」と回答。都市区分別では、東京特別区の放課後児童クラブで他の地域よりも「把握している」と回答する割合が低い。(図表2-32～34)
- ✓ 学校のある期間については、利用希望日数を「毎月(出欠席の把握を兼ねる場合を含む)」把握している放課後児童クラブが55%程度。運営形態別にみると、公立公営の放課後児童クラブでは、「毎月(出欠席の把握を兼ねる場合を含む)」と回答する割合が60%程度、公立民営で55%程度、民立民営で50%程度。都市区分別では、東京特別区の放課後児童クラブで他の地域よりも「毎月(出欠席の把握を兼ねる場合を含む)」と回答する割合が高い。(図表2-35～37)
- ✓ 交付金算定上の「児童の数」(令和元年度)は、「20～35人」の放課後児童クラブが35%程度と最も多く、次いで「36～45人」が27%程度、「46～55人」が12%程度など。平均値は、39.97人。(図表2-41～42)
- ✓ 登録児童数(令和元年度各月1日時点)の平均値は、令和元年5月で43.67人、令和元年8月で45.54

人、令和2年2月で40.88人。年間の登録児童数平均値は、42.56人。交付金算定上の「児童の数」よりも2.59人多い。(図表2-44)

- ✓ 登録児童数の年間延べ数(令和元年4月から令和2年3月までの各月1日時点登録児童数の合計値)に対する令和元年5月、令和元年8月、令和2年2月の登録児童数の分布をみると、令和元年8月は登録児童数のばらつきが大きく、他の月と比べて登録児童数が変化する放課後児童クラブが多いとみられる。夏休みのみの利用があること等が要因として考えられる。また、登録児童数(年間延べ数)に占める各月登録児童数は令和元年5月・令和元年8月よりも令和2年2月の方が少なく、年度末になるにつれ登録児童数が減少していると考えられる。(図表2-47～48)
- ✓ 令和元年度における各月利用児童数(1か月間の利用実績数累計)の平均値は、令和元年5月で642.85人、令和元年8月で580.84人、令和2年2月で542.16人。令和元年8月の登録児童数の平均値は同年5月の登録児童数よりも増えている一方で、利用児童数(実績数)は令和元年8月の方が少ない。なお、令和元年度における1日当たりの利用児童数(実績数)の平均値は34.38人。(図表2-50)
- ✓ 利用児童数(1年間の利用実績数の累計)に対する各月(令和元年5月、令和元年8月、令和2年2月)の利用児童数(実績数)の分布をみると、令和元年8月は利用児童数(実績数)のばらつきが大きく、他の月よりも利用児童数(実績数)が多くなる放課後児童クラブもあれば、少なくなる放課後児童クラブもあるとみられる。(図表2-53、2-54)

(交付金算定上の「児童の数」と利用児童数との差異)

- ✓ 本調査で回答が得られた放課後児童クラブのうち、交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たりの利用児童数(実績数)の方が少ない(2割以上少ない)放課後児童クラブは60%程度。(図表2-57)
- ✓ 1日当たり利用児童数(実績数)の方が少ない理由は「家庭の事情による欠席」が80%強、「子どもの体調不良による欠席」が50%強、「その他」35%強など。政令指定都市では他の都市区分と比べて「子どもの体調不良による欠席」「学校の事情(行事等)による欠席」「他事業の利用による欠席」の割合が高い。放課後の居場所として様々な事業が整備されていること等が影響している可能性も考えられる。(図表2-58、2-60)
- ✓ なお、交付金算定上の「児童の数」と1日当たりの利用児童数(実績数)との関係をみると、交付金算定上の「児童の数」が多い放課後児童クラブの方が、利用児童数(実績数)との差異が大きい傾向もみとれる。(図表2-55)

(職員配置を決める際に考慮する事項)

- ✓ 職員配置を決める際に考慮する事項は、「利用予定児童数(利用申請時等に把握した日々の児童数)」が60%、「配慮が必要な児童の利用状況」が58%程度、「職員の雇用形態」が42%程度など。(図表2-61)
- ✓ 運営形態別にみると、公立(公営・民営)の放課後児童クラブでは「職員の経験年数」「配慮が必要な児童の利用状況」を選択する割合が民立の放課後児童クラブよりも高いのに対し、民立の放課後児童クラブでは「育成支援の内容」を選択する割合が高くなっている。また、公立民営・民立民営の放課後児童クラブでは公立公営の放課後児童クラブと比較して「利用予定児童数(時間帯別の利用児童数に応じて職員配置数を考慮)」「行事等の内容」を選択する割合が高い傾向もみられる。(図表2-63)
- ✓ さらに、これを利用児童数(令和元年度における1日当たり利用実績数)別にみると、支援単位あたりの利用児童数(実績数)が多い放課後児童クラブの方が、「配慮が必要な児童の利用状況」を考慮する割合が高くなっている。他方、「職員の雇用形態」は、支援単位あたりの利用児童数(実績数)が少ない放課後児童クラブの方が考慮する割合が高くなっている。(図表2-65)

【アンケート協力自治体からの追加聴取について】

- ✓ 本調査では、アンケートにご協力いただいたいくつかの自治体に対し、放課後児童クラブに登録している児童の利用形態、交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との差異の理由、利用実態に応じた運営の工夫について、EメールおよびWEB会議システムによるヒアリングを実施し、追加聴取を行った。また、アンケート調査結果に関して、検討会委員からの意見も聴取した。以下に、その概要を示す。

(登録児童の利用形態)

- ・ 高学年になるにつれ学校が終わる時間が遅くなり、放課後に習い事に行くケースも増えるため、利用日数が少なくなる。
- ・ 4月～8月は登録児童数が多いが、9月から年度末にかけて減少する。
- ・ 年度末にかけての利用児童数(実績数)の減少は、高学年児童の放課後児童クラブ卒所や、親の就業状況の影響を受け、年度末を待たずに登録を外れる児童が増えることを踏まえると、ごく自然な状況。
- ・ 夏休みは、利用希望自体は多くなる一方で、家庭の用事等により当日欠席も多くなる。
- ・ 土曜日の利用は少ない。

(交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との差異の理由)

- ・ 差異の原因として認識しているのは、家庭の用事や習い事など。高学年児童は年度当初から習い事をしている場合が多いが、低学年児童は年度途中で習い事を新たに始めることが多いため、習い事により欠席する曜日が多くなると利用児童数(実績数)との差異が生じる。また、土曜日の利用に追加料金等が発生するわけではないため、利用申請時には「利用する」と申請して実際には利用しないケースもある。

(利用実態に応じた運営の工夫)

- ・ 複数の支援の単位がある放課後児童クラブについて、土曜日などの利用者が少ない日に関しては受託者の判断で1か所にまとめ、少ない職員数で運営できることとしている。
- ・ 長期休業期間中は登録児童数・利用児童数(実績数)が少なくなるものの、放課後児童クラブに通い続ける児童の状況・心情に配慮し、よりきめ細かな関わりが求められる。
- ・ 年度末に向けて登録児童数が減るのは自然な状況と考えられる一方で、職員配置は年度初め時点での利用予定児童数を踏まえて決定するため、登録児童数の増減で職員数の増減を行うのは難しい。

【放課後児童施策全般に係るご意見・ご要望】

- ✓ 本調査に回答した自治体より寄せられた意見や要望のうち、本調査研究の趣旨にあうものについて、以下に示す。
 - ・ 放課後児童支援員の人材確保や賃金等について、「放課後児童支援員を確保することが慢性的な課題となっており、さらなる処遇改善事業の拡充を要望する」「放課後児童支援員の中には扶養の範囲内で働きたい方も多いため、賃金が高くなることで勤務時間数が制限される結果、放課後児童支援が不足してしまう恐れもあり、処遇改善を実施したいがなかなか難しい」等の意見があった。

- ・ 補助金・交付金については、「障害の有無にかかわらず支援の必要な児童が増えており、放課後児童支援員の人件費も増えているので、補助基準額上限の引き上げを希望する」「処遇改善事業を活用しているが、制度が複雑であるため、活用に至らない放課後児童クラブが多くある。処遇改善事業とキャリアアップ事業で改善の基準となる年度が違う点、処遇改善事業の超えるべき人件費の算定が非常に複雑かつ超えることが困難である点等が、活用が伸びない理由と考えている」等の意見があった。
- ・ 新・放課後子ども総合プランに関しては、「少子化減少傾向にありながら、放課後児童クラブ利用のニーズは高い。低学年を優先せざるを得ないため、4年生以上の利用がしづらい傾向にある。放課後子供教室等の設置についても、毎日となると送迎対応や人員不足等が課題となる。また、土曜日については、利用者が限定されつつあり、活用が少ない傾向にある」等の意見があった。

2. 調査結果【基本票】

1) 回答自治体の状況

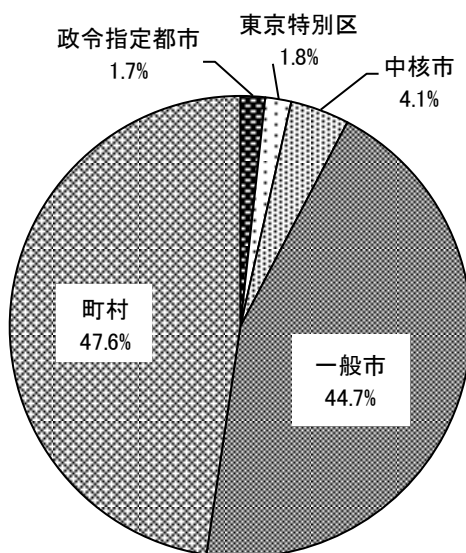
① 地域分布（問1①）

- ✓ 回答が得られた自治体の都市区分は、政令指定都市が1.7%、東京特別区が1.8%、中核市が4.1%、一般市が44.7%、町村が47.6%。なお、全自治体数に占める都市区分別の回収数(率)は前項の「回収結果」に記載の通り。

図表1-1 都市区分別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	政令指定都市	18	1.7
2	東京特別区	19	1.8
3	中核市	43	4.1
4	一般市	465	44.7
5	町村	496	47.6
	全体	1,041	100.0

n=1,041

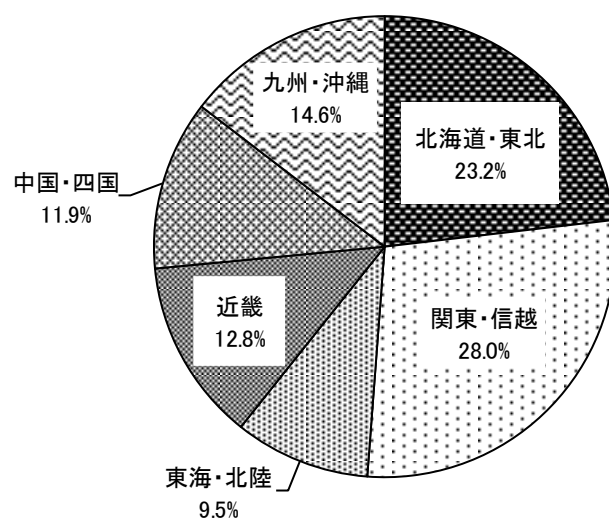


- ✓ 地域区分別にみると、北海道・東北が23.2%、関東・信越28.0%、東海・北陸9.5%、近畿12.8%、中国・四国11.9%、九州・沖縄14.6%となっている。

図表1-2 地域区分別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	北海道・東北	241	23.2
2	関東・信越	292	28.0
3	東海・北陸	99	9.5
4	近畿	133	12.8
5	中国・四国	124	11.9
6	九州・沖縄	152	14.6
	全体	1,041	100.0

n=1,041



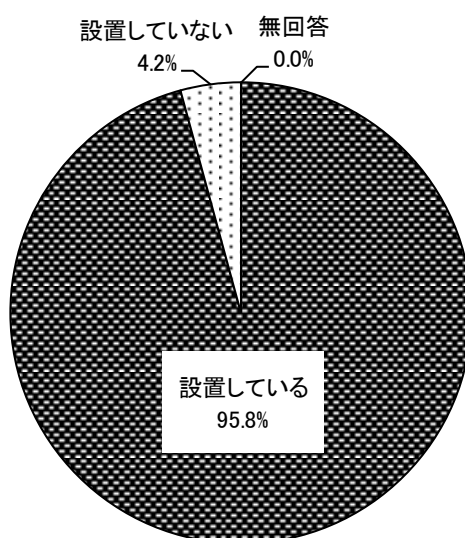
② 放課後児童クラブの設置状況（問1②）

✓ 放課後児童クラブを「設置している」自治体が95.8%、「設置していない」自治体が4.2%となっている。

図表1-3 放課後児童クラブの設置状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	設置している	997	95.8
2	設置していない	44	4.2
	無回答	0	0.0
	全体	1,041	100.0

n=1,041



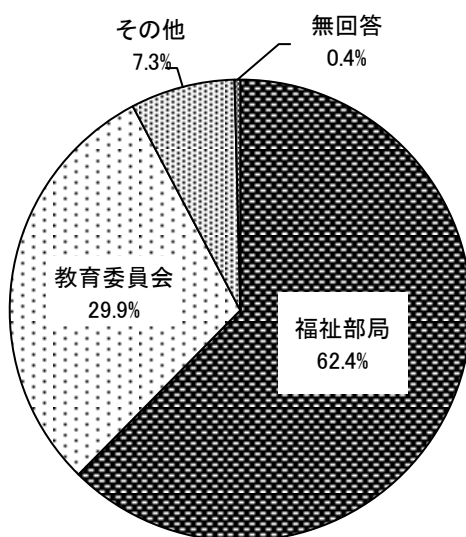
③ 放課後児童クラブ所管部局（問 1③）

- ✓ 放課後児童クラブの所管部局は、「福祉部局」が62.4%、「教育委員会」が29.9%、「その他」が7.3%となっている。
- ✓ 「その他」として、福祉部局と教育委員会にまたがる子ども分野の所管部局や、両方の課で共管しているなどの回答があった。共管の場合、運営の実際を所管する部署と、利用手続きや補助金申請を所管する部署を分けているなどの回答がみられた。

図表1-4 放課後児童クラブの所管部局別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	福祉部局	622	62.4
2	教育委員会	298	29.9
3	その他	73	7.3
	無回答	4	0.4
	全体	997	100.0

n=997



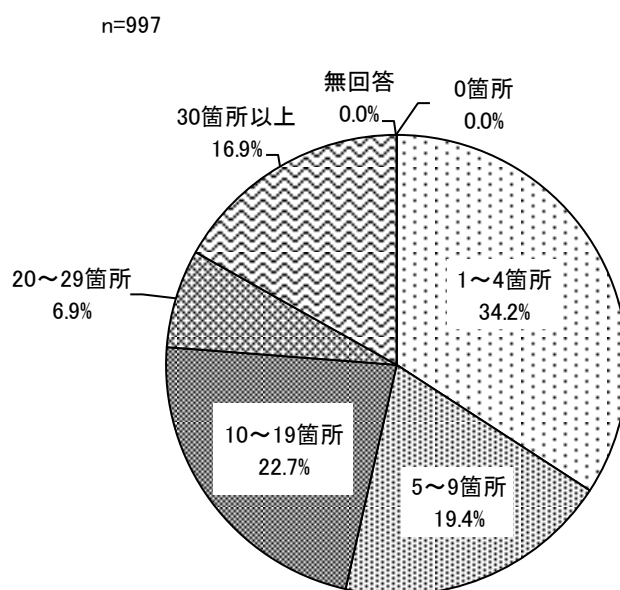
2) 放課後児童健全育成事業の実施状況

① 放課後児童クラブ設置数（問 2①）

- ✓ 回答自治体における放課後児童クラブの設置数(運営形態計)は、「1～4箇所」と回答した自治体の割合が34.2%、「5～9箇所」が19.4%、「10～19箇所」が22.7%、「20～29箇所」が6.9%、「30箇所以上」が16.9%となっている。
- ✓ 放課後児童クラブの平均設置数(運営形態計)は、19.01箇所。

図表1-5 放課後児童クラブ設置数別自治体数

No.	カテゴリー名	n	%
1	0箇所	0	0.0
2	1～4箇所	341	34.2
3	5～9箇所	193	19.4
4	10～19箇所	226	22.7
5	20～29箇所	69	6.9
6	30箇所以上	168	16.9
	無回答	0	0.0
	全体	997	100.0



図表1-6 放課後児童クラブ設置数

運営形態計

合計	18,956
平均	19.01
最大値	587
最小値	1
無回答	0
全体	997

- ✓ 運営形態別でみると、平均設置数は公立公営が5.21箇所、公立民営が9.47箇所、民立民営が4.33箇所となっている。

図表1-7 運営形態別・放課後児童クラブ設置数別自治体数

No.	カテゴリー名	公立公営		公立民営		民立民営	
		n	%	n	%	n	%
1	0箇所	517	51.9	419	42.0	626	62.8
2	1～4箇所	248	24.9	197	19.8	197	19.8
3	5～9箇所	88	8.8	137	13.7	75	7.5
4	10～19箇所	70	7.0	137	13.7	52	5.2
5	20～29箇所	29	2.9	35	3.5	12	1.2
6	30箇所以上	45	4.5	72	7.2	35	3.5
	無回答	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	全体	997	100.0	997	100.0	997	100.0

図表1-8 運営形態別・放課後児童クラブ設置数

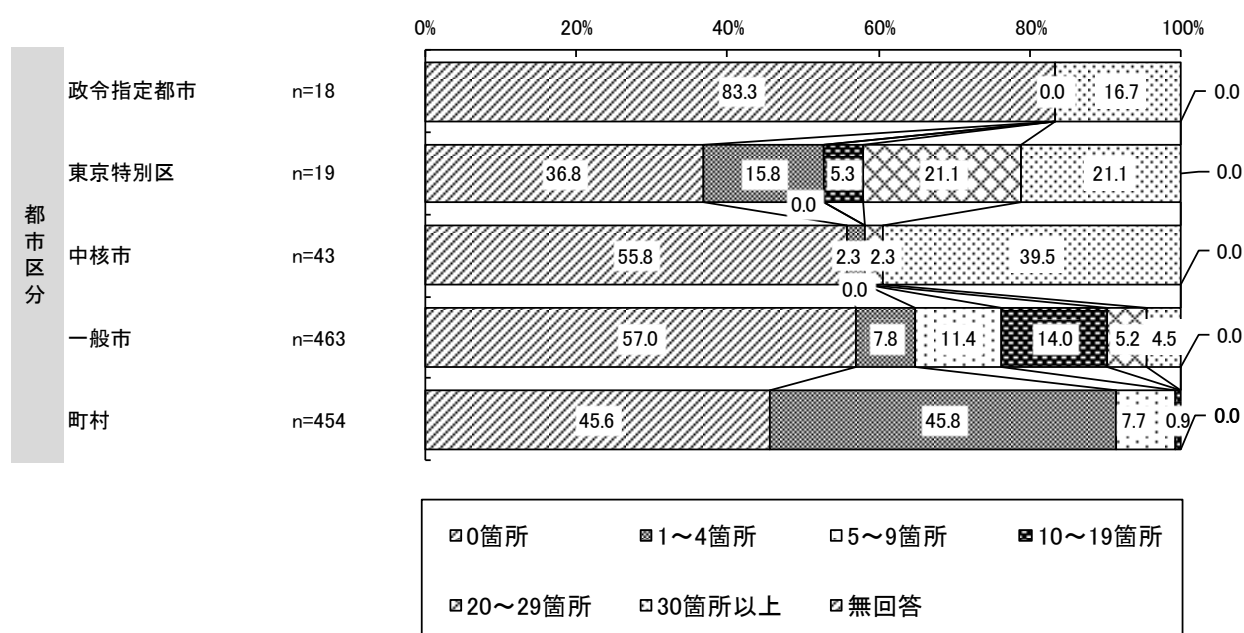
公立公営		公立民営	
合計	5,198	合計	9,445
平均	5.21	平均	9.47
最大値	152	最大値	340
最小値	0	最小値	0
無回答	0	無回答	0
全体	997	全体	997

民立民営	
合計	4,313
平均	4.33
最大値	247
最小値	0
無回答	0
全体	997

✓ 放課後児童クラブの設置数別自治体数を都市区分別にみた結果は、以下の通り。

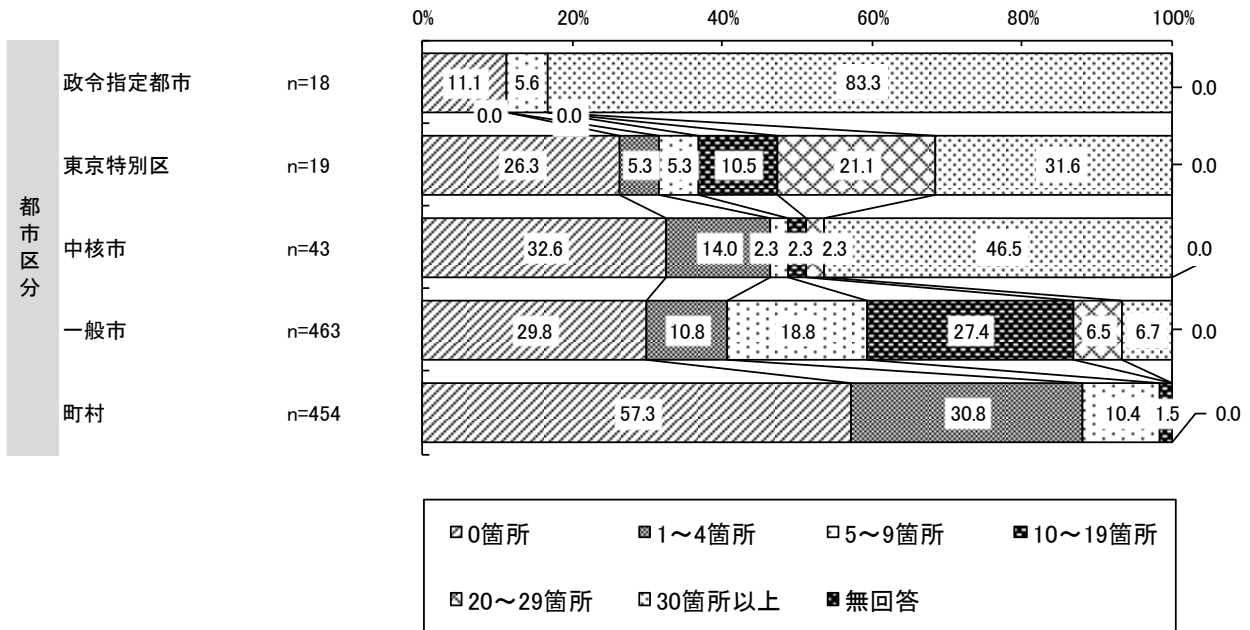
図表1-9 都市区分別・放課後児童クラブ設置数別自治体数(公立公営)

		合計	問2①. 児童クラブの設置数 (公立公営)						
			1. 0箇所	2. 1～4箇所	3. 5～9箇所	4. 10～19箇所	5. 20～29箇所	6. 30箇所以上	無回答
全体		997	517	248	88	70	29	45	0
		100.0	51.9	24.9	8.8	7.0	2.9	4.5	0.0
都市区分	1. 政令指定都市	18	15	0	0	0	0	3	0
		100.0	83.3	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0
	2. 東京特別区	19	7	3	0	1	4	4	0
		100.0	36.8	15.8	0.0	5.3	21.1	21.1	0.0
	3. 中核市	43	24	1	0	0	1	17	0
		100.0	55.8	2.3	0.0	0.0	2.3	39.5	0.0
	4. 一般市	463	264	36	53	65	24	21	0
		100.0	57.0	7.8	11.4	14.0	5.2	4.5	0.0
	5. 町村	454	207	208	35	4	0	0	0
		100.0	45.6	45.8	7.7	0.9	0.0	0.0	0.0



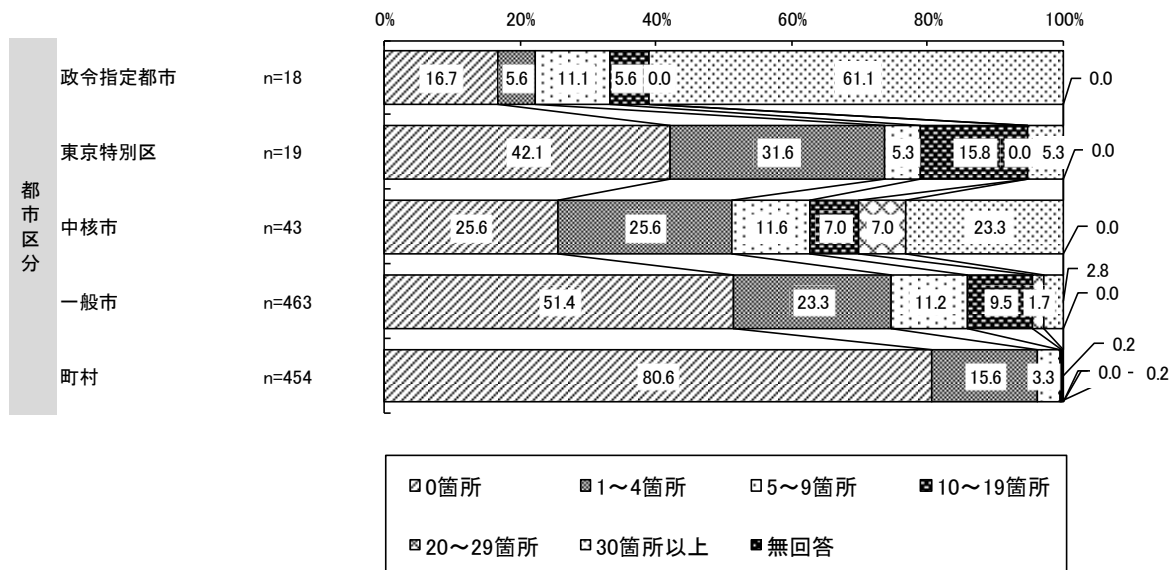
図表1-10 都市区分別・放課後児童クラブ設置数別自治体数(公立民営)

		問2①: 児童クラブの設置数 (公立民営)						
		合計	1. 0箇所	2. 1～4箇所	3. 5～9箇所	4. 10～19箇所	5. 20～29箇所	6. 30箇所以上
全体		997	419	197	137	137	35	72
		100.0	42.0	19.8	13.7	13.7	3.5	7.2
都市区分	1. 政令指定都市	18	2	0	1	0	0	15
		100.0	11.1	0.0	5.6	0.0	0.0	83.3
	2. 東京特別区	19	5	1	1	2	4	6
		100.0	26.3	5.3	5.3	10.5	21.1	31.6
	3. 中核市	43	14	6	1	1	1	20
		100.0	32.6	14.0	2.3	2.3	2.3	46.5
	4. 一般市	463	138	50	87	127	30	31
		100.0	29.8	10.8	18.8	27.4	6.5	6.7
	5. 町村	454	260	140	47	7	0	0
		100.0	57.3	30.8	10.4	1.5	0.0	0.0



図表1-11 都市区分別・放課後児童クラブ設置数別自治体数(民立民営)

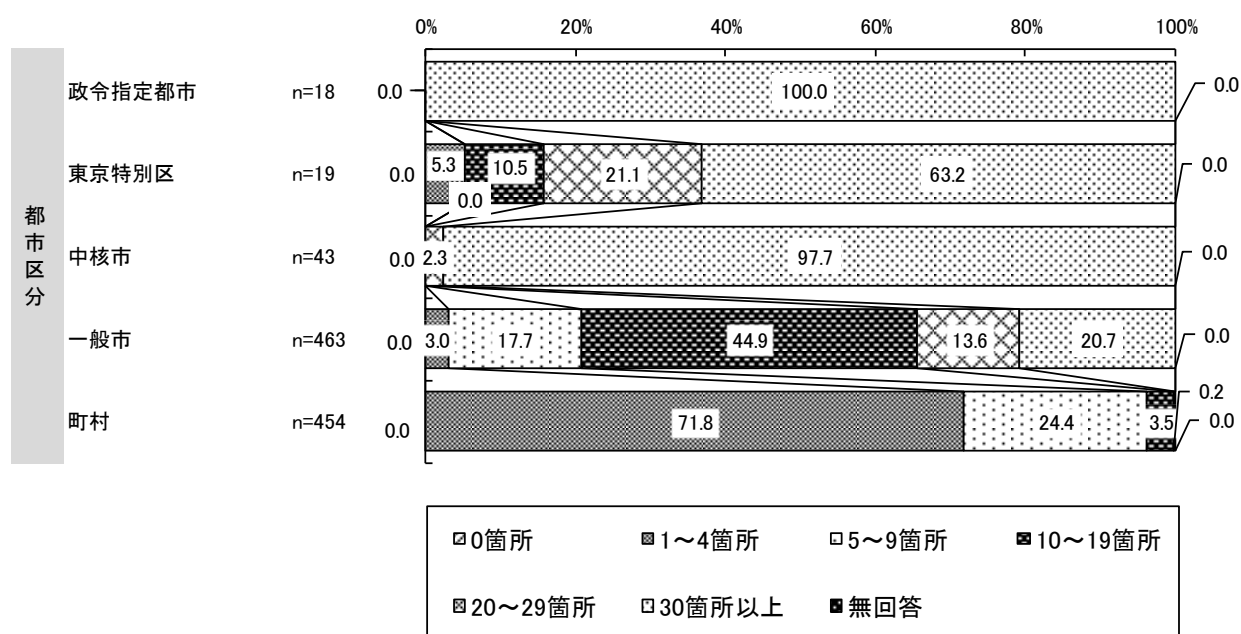
		問2①: 児童クラブの設置数 (民立民営)						
		合計	1. 0箇所	2. 1～4箇所	3. 5～9箇所	4. 10～19箇所	5. 20～29箇所	6. 30箇所以上
全体		997	626	197	75	52	12	35
		100.0	62.8	19.8	7.5	5.2	1.2	3.5
都市区分	1. 政令指定都市	18	3	1	2	1	0	11
		100.0	16.7	5.6	11.1	5.6	0.0	61.1
	2. 東京特別区	19	8	6	1	3	0	1
		100.0	42.1	31.6	5.3	15.8	0.0	5.3
	3. 中核市	43	11	11	5	3	3	10
		100.0	25.6	25.6	11.6	7.0	7.0	23.3
	4. 一般市	463	238	108	52	44	8	13
		100.0	51.4	23.3	11.2	9.5	1.7	2.8
	5. 町村	454	366	71	15	1	1	0
		100.0	80.6	15.6	3.3	0.2	0.2	0.0



- ✓ 放課後児童クラブ設置数(運営形態計)を都市区分別にみると、政令指定都市・中核市ではほぼ全ての自治体が「30箇所以上」であるが、東京特別区では「10～19箇所」「20～29箇所」の自治体も若干ある(それぞれ10.5%、21.1%)。また、一般市では「10～19箇所」が44.9%、町村では「1～4箇所」が71.8%などとなっている。

図表1-12 都市区分別・放課後児童クラブ設置数別自治体数(運営形態計)

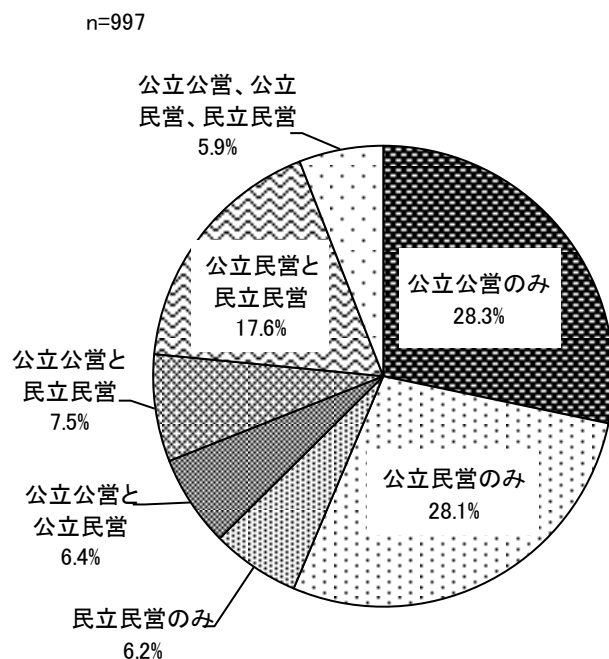
		合計	問2①. 児童クラブの設置数(合計)						
			1. 0箇所	2. 1～4箇所	3. 5～9箇所	4. 10～19箇所	5. 20～29箇所	6. 30箇所以上	無回答
全体		997	0	341	193	226	69	168	0
		100.0	0.0	34.2	19.4	22.7	6.9	16.9	0.0
都市区分	1. 政令指定都市	18	0	0	0	0	0	18	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	2. 東京特別区	19	0	1	0	2	4	12	0
		100.0	0.0	5.3	0.0	10.5	21.1	63.2	0.0
	3. 中核市	43	0	0	0	0	1	42	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	97.7	0.0
	4. 一般市	463	0	14	82	208	63	96	0
		100.0	0.0	3.0	17.7	44.9	13.6	20.7	0.0
	5. 町村	454	0	326	111	16	1	0	0
		100.0	0.0	71.8	24.4	3.5	0.2	0.0	0.0



- ✓ 以下は、回答自治体における放課後児童クラブの設置状況について、複数の運営形態を組み合わせで設置しているか否かをみた結果である。公立公営のみ設置（公立公営：1箇所以上、公立民営：なし、民立民営：なし）と回答した自治体の割合が28.3%と最も高く、次いで公立民営のみ（公立公営：なし、公立民営：1箇所以上、民立民営：なし）と回答した自治体の割合が28.1%、公立民営と民立民営の放課後児童クラブを設置（公立公営：なし、公立民営：1箇所以上、民立民営：1箇所以上）と回答した自治体の割合が17.6%であった。各自治体における放課後児童クラブの設置運営形態は統一されているケースが多くを占めるものの、民営の中で業務委託や指定管理等、様々な運営形態をもつ自治体もあることがわかった。

図表1-13 各運営形態の放課後児童クラブ設置有無別自治体数

No.	運営形態			n	%
	公立公営	公立民営	民立民営		
1	1箇所以上あり	なし	なし	282	28.3
2	なし	1箇所以上あり	なし	280	28.1
3	なし	なし	1箇所以上あり	62	6.2
4	1箇所以上あり	1箇所以上あり	なし	64	6.4
5	1箇所以上あり	なし	1箇所以上あり	75	7.5
6	なし	1箇所以上あり	1箇所以上あり	175	17.6
7	1箇所以上あり	1箇所以上あり	1箇所以上あり	59	5.9
	全体			997	100.0



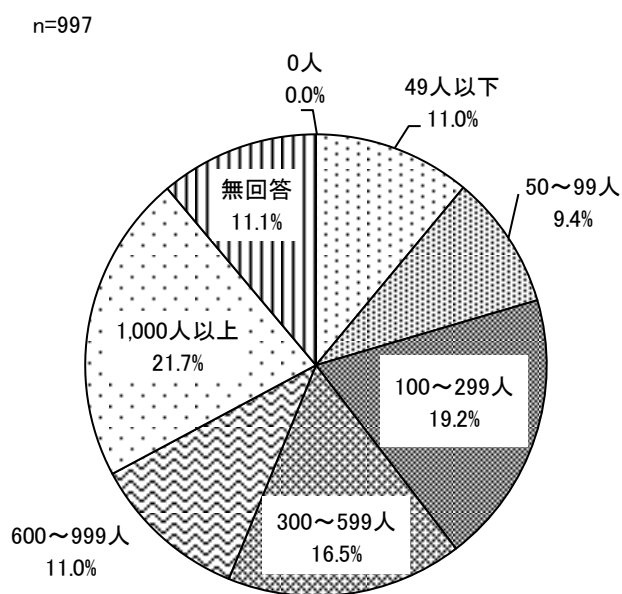
② 利用定員数（問 2②）

- ✓ 回答自治体における放課後児童クラブの利用定員数は、「49人以下」が11.0%、「50～99人」が9.4%、「100～299人」が19.2%、「300～599人」が16.5%、「600～999人」が11.0%、「1,000人以上」が21.7%となっている。

図表1-14 利用定員数別自治体数

No.	カテゴリー名	n	%
1	0人	0	0.0
2	49人以下	110	11.0
3	50～99人	94	9.4
4	100～299人	191	19.2
5	300～599人	165	16.5
6	600～999人	110	11.0
7	1,000人以上	216	21.7
	無回答	111	11.1
	全体	997	100.0

(注) 本調査では「利用定員を定めていない放課後児童クラブについては、「0」としてカウント」のうえ、管内放課後児童クラブの利用定員数(計)をご回答いただいたため、本設問の集計結果には利用定員を定めていない放課後児童クラブの状況が反映されていない。図表 1-15～16 も同様。



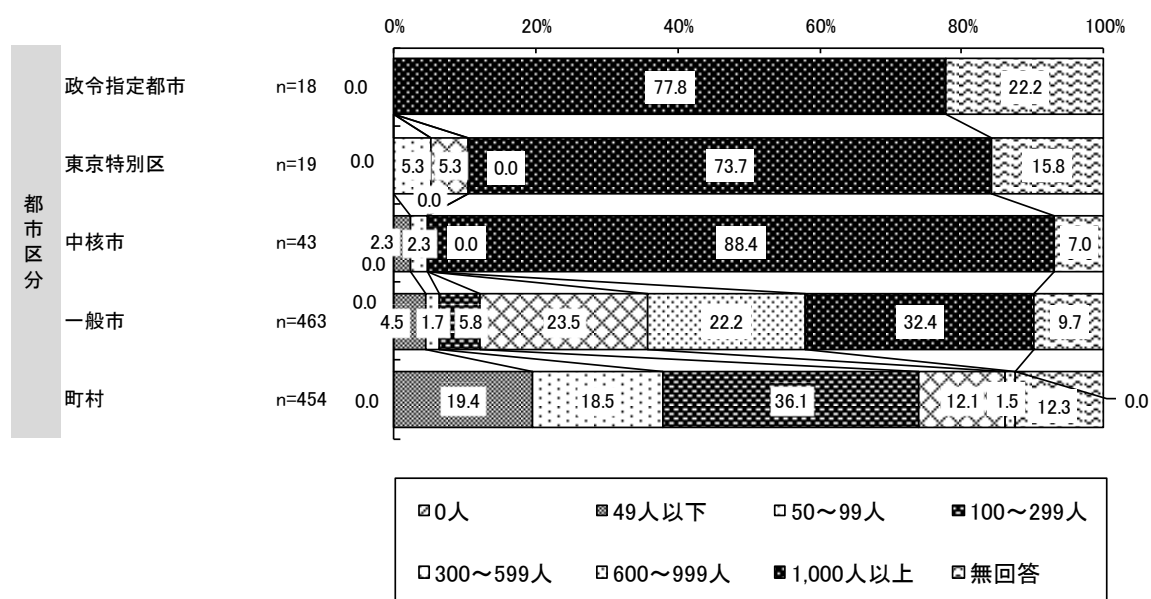
図表1-15 放課後児童クラブの利用定員数

合計	871,348
平均	983.46
最大値	34,184
最小値	1
無回答	111
全体	886

✓ 都市規模別にみると、政令指定都市、東京特別区、中核市では「1,000人以上」が7割を超える。

図表1-16 都市区分別・利用定員数別自治体数

		合計	問2②利用定員数							
			1. 0人	2. 49人以下	3. 50～99人	4. 100～299人	5. 300～599人	6. 600～999人	7. 1,000人以上	無回答
全体		997	0	110	94	191	165	110	216	111
		100.0	0.0	11.0	9.4	19.2	16.5	11.0	21.7	11.1
都市区分	1. 政令指定都市	18	0	0	0	0	0	0	14	4
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	77.8	22.2
	2. 東京特別区	19	0	0	1	0	1	0	14	3
		100.0	0.0	0.0	5.3	0.0	5.3	0.0	73.7	15.8
	3. 中核市	43	0	1	1	0	0	0	38	3
		100.0	0.0	2.3	2.3	0.0	0.0	0.0	88.4	7.0
	4. 一般市	463	0	21	8	27	109	103	150	45
		100.0	0.0	4.5	1.7	5.8	23.5	22.2	32.4	9.7
	5. 町村	454	0	88	84	164	55	7	0	56
		100.0	0.0	19.4	18.5	36.1	12.1	1.5	0.0	12.3

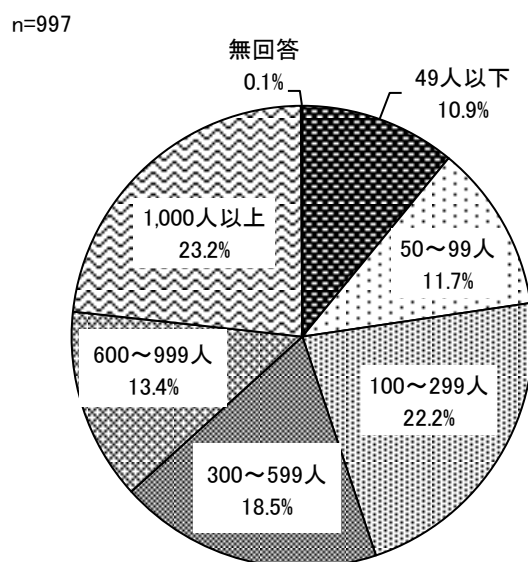


③ 登録児童数（問 2③）

- ✓ 回答自治体における放課後児童クラブの登録児童数は、「49人以下」が10.9%、「50～99人」が11.7%、「100～299人」が22.2%、「300～599人」が18.5%、「600～999人」が13.4%、「1,000人以上」が23.2%となっている。

図表1-17 登録児童数別自治体数

No.	カテゴリー名	n	%
1	49人以下	109	10.9
2	50～99人	117	11.7
3	100～299人	221	22.2
4	300～599人	184	18.5
5	600～999人	134	13.4
6	1,000人以上	231	23.2
	無回答	1	0.1
	全体	997	100.0



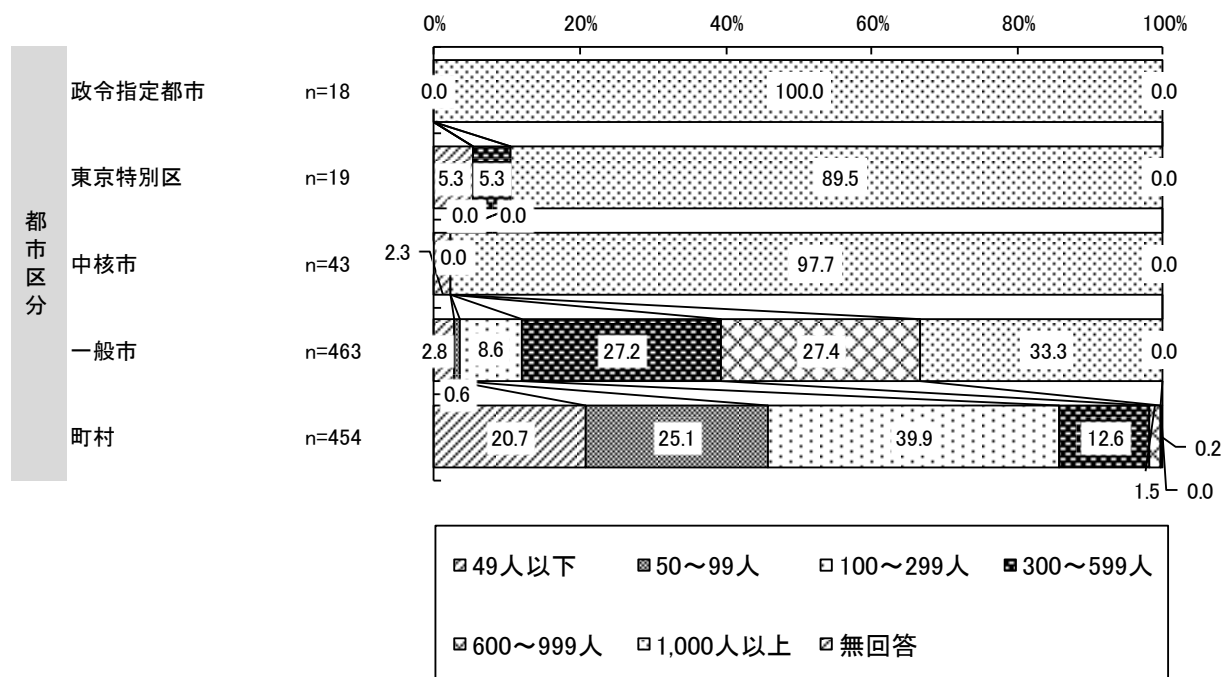
図表1-18 放課後児童クラブの登録児童数

合計	953,229
平均	957.06
最大値	24,350
最小値	0
無回答	1
全体	996

- ✓ 都市区分別にみると、政令指定都市、東京特別区、中核市ではほぼ全ての自治体で「1,000人以上」となっている。

図表1-19 都市区分別・登録児童数別自治体数

		合計	問2③登録児童数						
			1. 49人以下	2. 50～99人	3. 100～299人	4. 300～599人	5. 600～999人	6. 1,000人以上	無回答
全体		997	109	117	221	184	134	231	1
		100.0	10.9	11.7	22.2	18.5	13.4	23.2	0.1
都市区分	1. 政令指定都市	18	0	0	0	0	0	18	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	2. 東京特別区	19	1	0	0	1	0	17	0
		100.0	5.3	0.0	0.0	5.3	0.0	89.5	0.0
	3. 中核市	43	1	0	0	0	0	42	0
		100.0	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	97.7	0.0
	4. 一般市	463	13	3	40	126	127	154	0
		100.0	2.8	0.6	8.6	27.2	27.4	33.3	0.0
	5. 町村	454	94	114	181	57	7	0	1
		100.0	20.7	25.1	39.9	12.6	1.5	0.0	0.2



図表1-20 都市区分別放課後児童クラブの登録児童数

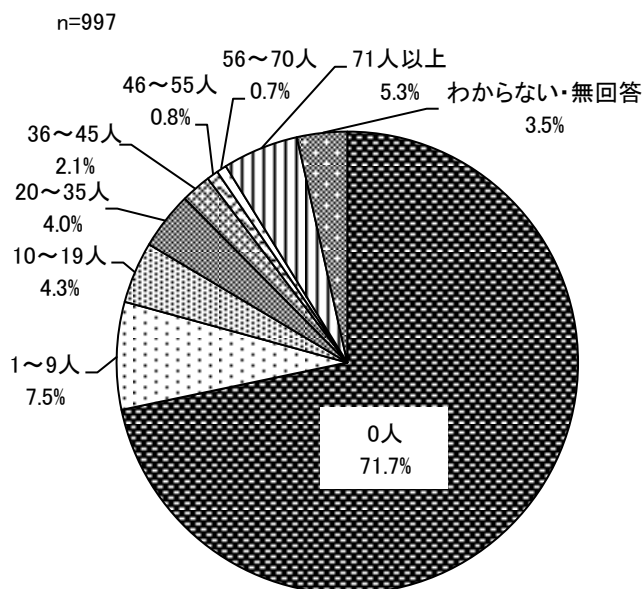
		件数	問2③登録児童数			
			合計	平均	最大値	最小値
全体		996	953,229	957.06	24,350	0
都市区分	1. 政令指定都市	18	211,899	11,772.17	24,350	5,629
	2. 東京特別区	19	68,442	3,602.21	11,058	35
	3. 中核市	43	171,467	3,987.60	8,718	0
	4. 一般市	463	430,489	929.78	5,053	0
	5. 町村	453	70,932	156.58	881	0

④ 待機児童数（問 2④）（6 ページ）

- ✓ 回答自治体における放課後児童クラブの待機児童数は、「0人」が7割強を占める(71.7%)。ただし、待機児童がいる自治体においては、その数が「71人以上」の割合も一定数を占める(回答自治体全体の5.3%)。待機児童数の平均値は12.5人。

図表1-21 待機児童数別自治体数

No.	カテゴリー名	n	%
1	0人	715	71.7
2	1～9人	75	7.5
3	10～19人	43	4.3
4	20～35人	40	4.0
5	36～45人	21	2.1
6	46～55人	8	0.8
7	56～70人	7	0.7
8	71人以上	53	5.3
9	わからない・無回答	35	3.5
	全体	997	100.0



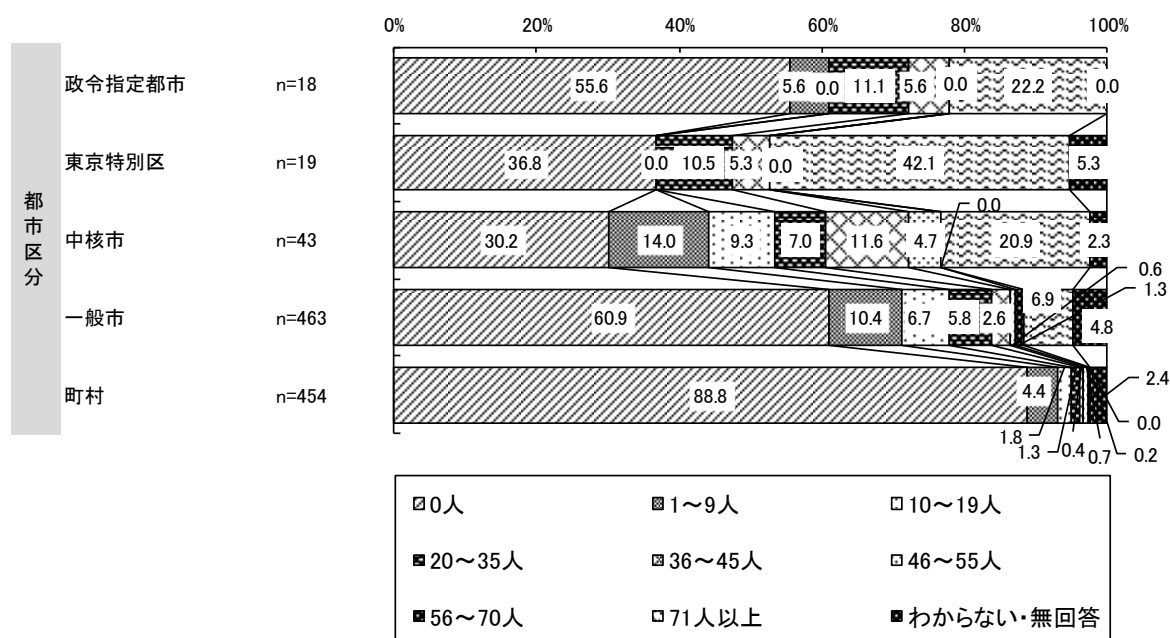
図表1-22 待機児童数

合計	12,026
平均	12.50
最大値	414
最小値	0
無回答（わからないを含む）	35
全体	962

- ✓ 都市区分別にみると、東京特別区は4割強が「71人以上」となっている(42.1%)。政令指定都市や中核市でも、2割強が「71人以上」と回答している(それぞれ22.2%、20.9%)。他方、町村では9割近くが「0人」と回答している(88.8%)。

図表1-23 都市区分別・待機児童数別自治体数

		合計	問2④利用できなかった児童数（待機児童数）									
			1. 0人	2. 1～9人	3. 10～19人	4. 20～35人	5. 36～45人	6. 46～55人	7. 56～70人	8. 71人以上	わからない・無回答	
全体		997	715	75	43	40	21	8	7	53	35	
		100.0	71.7	7.5	4.3	4.0	2.1	0.8	0.7	5.3	3.5	
都市区分	1. 政令指定都市	18	10	1	0	2	1	0	0	4	0	
		100.0	55.6	5.6	0.0	11.1	5.6	0.0	0.0	22.2	0.0	
	2. 東京特別区	19	7	0	0	2	1	0	0	8	1	
		100.0	36.8	0.0	0.0	10.5	5.3	0.0	0.0	42.1	5.3	
	3. 中核市	43	13	6	4	3	5	2	0	9	1	
		100.0	30.2	14.0	9.3	7.0	11.6	4.7	0.0	20.9	2.3	
	4. 一般市	463	282	48	31	27	12	3	6	32	22	
		100.0	60.9	10.4	6.7	5.8	2.6	0.6	1.3	6.9	4.8	
	5. 町村	454	403	20	8	6	2	3	1	0	11	
		100.0	88.8	4.4	1.8	1.3	0.4	0.7	0.2	0.0	2.4	



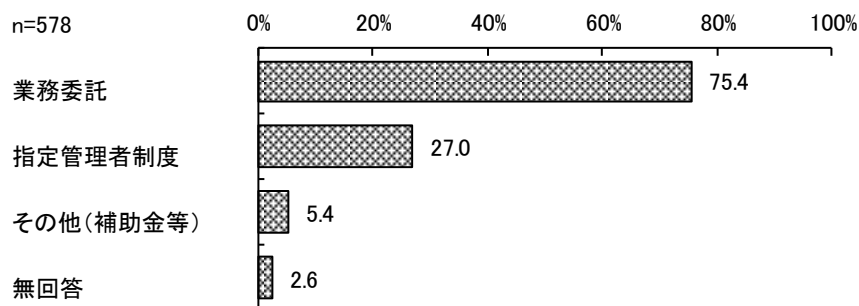
⑤ 公立民営放課後児童クラブの運営方法（問3）

a) 運営費の考え方

- ✓ 公立民営放課後児童クラブを設置している自治体に対して、運営費の考え方について尋ねたところ、「業務委託」が75.4%、「指定管理者制度」が27.0%、「その他」が5.4%という回答であった。

図表1-24 公立民営放課後児童クラブにおける運営費の考え方別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	業務委託	436	75.4
2	指定管理者制度	156	27.0
3	その他（補助金等）	31	5.4
	無回答	15	2.6
	全体	578	100.0

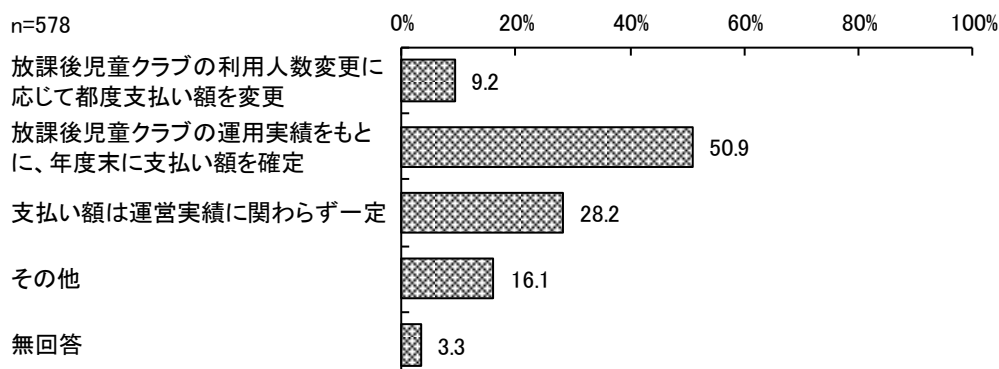


b) 運営費の精算方法

- ✓ また、公立民営放課後児童クラブを設置している自治体に対して、運営費の精算方法を尋ねたところ、約半数が「放課後児童クラブの運用実績をもとに、年度末に支払額を確定」と回答した(50.9%)。

図表1-25 公立民営放課後児童クラブにおける運営費の精算方法別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	放課後児童クラブの利用人数変更に応じて都度支払い額を変更	53	9.2
2	放課後児童クラブの運用実績をもとに、年度末に支払い額を確定	294	50.9
3	支払い額は運営実績に関わらず一定	163	28.2
4	その他	93	16.1
	無回答	19	3.3
	全体	578	100.0



「その他」の主な内容

【実績払】

- ・ 前年度利用実績に応じて年度当初に支払う
- ・ 年間平均利用児童数（実績数）により決定
- ・ 利用児童数（実績数）のほか、利用教室数や修繕費等に応じて都度支払額を変更
- ・ 障害児等にかかる加配職員分については年度末精算

【委託料】

- ・ 年4回に分けて委託料を前払し、年度末に精算を行う

【指定管理料】

- ・ あらかじめ決めた指定管理料から人件費等を精算する
- ・ 精算ではなく、運営必要額から利用料収入を除いた額を委託料として支給／等

3) 交付金を利用して放課後児童健全育成事業の実施状況

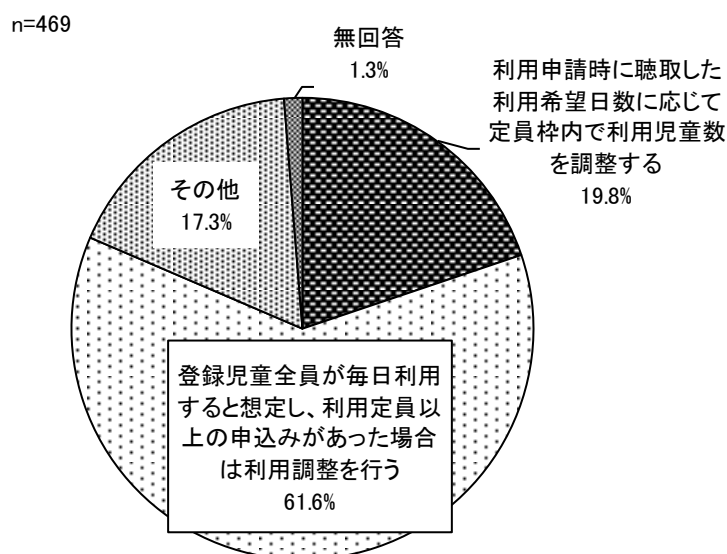
① 利用定員の考え方（問5）

- ✓ 放課後児童クラブにおける利用定員の考え方は、運営形態に関わらず「登録児童全員が毎日利用すると想定し、利用定員以上の申込みがあった場合は利用調整を行う」が最も高い割合となっている。ただし、「利用申請時に聴取した利用希望日数に応じて定員枠内で利用児童数を調整する」という自治体も、運営形態に関わらず2割程度みられる（公立公営19.8%、公立民営22.7%、民立民営21.6%）。

図表1-26 利用定員の考え方別自治体数（公立公営）（SA）

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用申請時に聴取した利用希望日数に応じて定員枠内で利用児童数を調整する	93	19.8
2	登録児童全員が毎日利用すると想定し、利用定員以上の申込みがあった場合は利用調整を行う	289	61.6
3	その他	81	17.3
	無回答	6	1.3
4	公立公営放課後児童クラブを設置していない 交付金利用の公立公営放課後児童クラブはない	528	
	全体	469	100.0

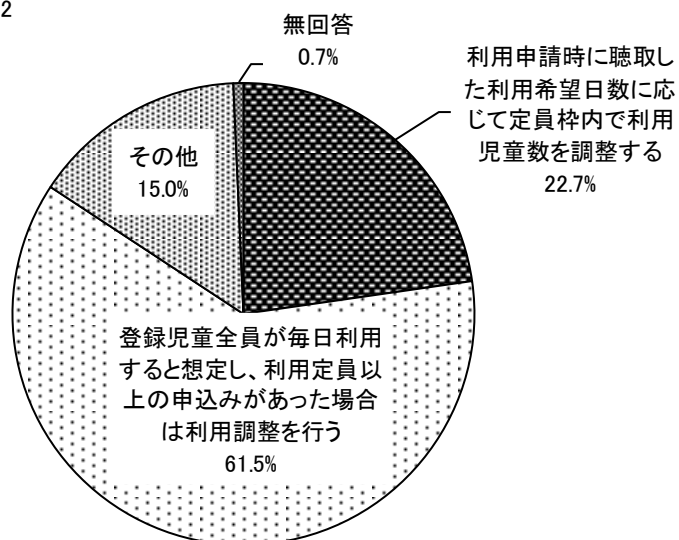
（注）「放課後児童クラブを設置していない、交付金利用の放課後児童クラブはない」は割合の算出から除外。以下すべて同じ。



図表1-27 利用定員の考え方別自治体数(公立民営)(SA)

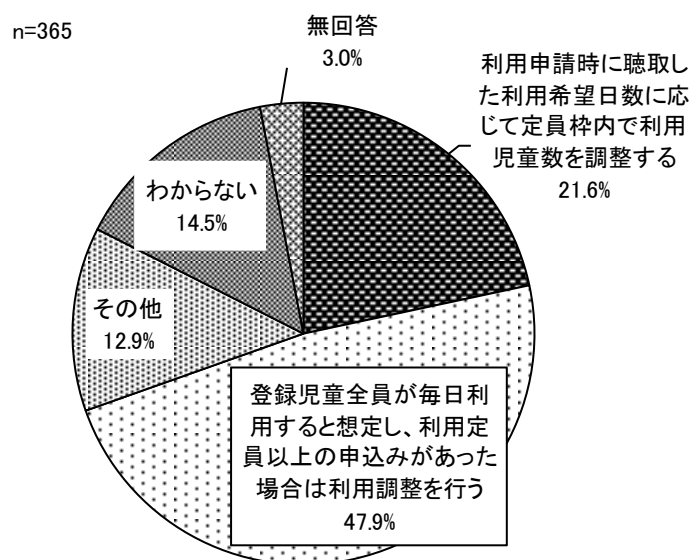
No.	カテゴリー名	n	%
1	利用申請時に聴取した利用希望日数に応じて定員枠内で利用児童数を調整する	130	22.7
2	登録児童全員が毎日利用すると想定し、利用定員以上の申込みがあった場合は利用調整を行う	352	61.5
3	その他	86	15.0
	無回答	4	0.7
4	公立民営放課後児童クラブを設置していない 交付金利用の公立民営放課後児童クラブはない	425	
	全体	572	100.0

n=572



図表1-28 利用定員の考え方別自治体数(公立民営)(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用申請時に聴取した利用希望日数に応じて定員枠内で利用児童数を調整する	79	21.6
2	登録児童全員が毎日利用すると想定し、利用定員以上の申込みがあった場合は利用調整を行う	175	47.9
3	その他	47	12.9
4	わからない	53	14.5
	無回答	11	3.0
5	公立民営放課後児童クラブは設置されていない 交付金利用の公立民営放課後児童クラブはない	632	
	全体	365	100.0



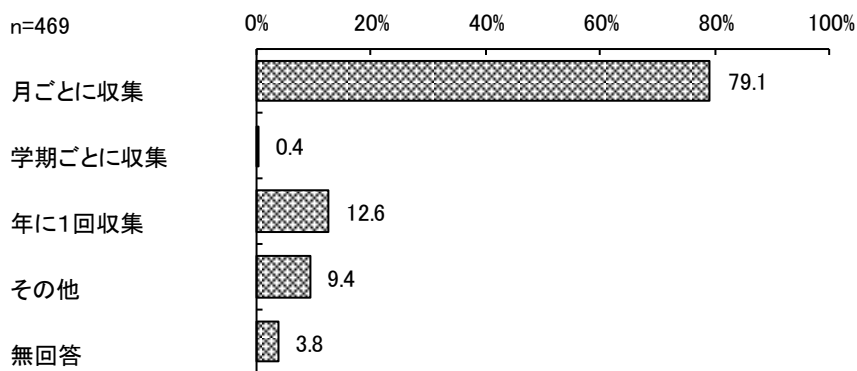
(注)本設問では、公立民営の放課後児童クラブに関する回答のみ「わからない」(自治体では把握していない)という選択肢を設けている。「わからない」を選択した自治体(53件)を除いた合計数(n=312)をもとに割合を算出した場合、「利用申請時に聴取した利用希望日数に応じて定員枠内で利用児童数を調整する」は25.3%、「登録児童全員が毎日利用すると想定し、利用定員以上の申込みがあった場合は利用調整を行う」は56.1%。

② 登録児童数の把握状況（問6①）※令和元年度実績

- ✓ 以下は、各自治体において管内放課後児童クラブの登録児童数をどの程度の頻度で把握しているか尋ねた結果である。運営形態に関わらず「月ごとに収集」と回答する割合が最も高いが、公立民営の放課後児童クラブについては「月ごとに収集」とする割合が59.2%と他の運営形態よりも15ポイント程度低く、「年に1回収集」「その他」と回答する割合が高い（それぞれ20.8%、15.9%）。

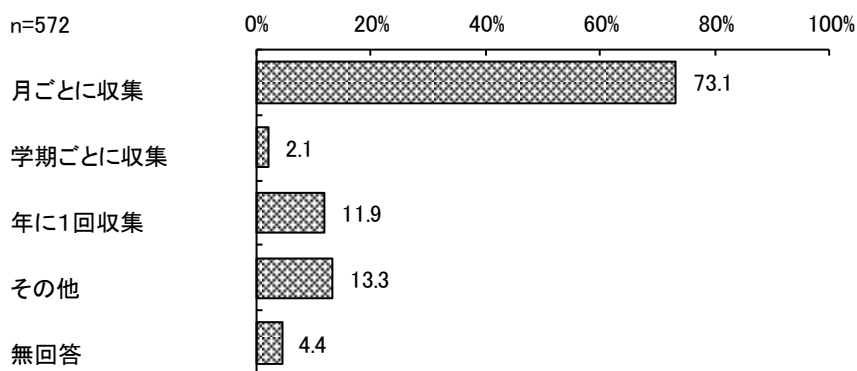
図表1-29 登録児童数の把握頻度別自治体数（公立公営）（MA）

No.	カテゴリー名	n	%
1	月ごとに収集	371	79.1
2	学期ごとに収集	2	0.4
3	年に1回収集	59	12.6
4	その他	44	9.4
	無回答	18	3.8
	全体	469	100.0



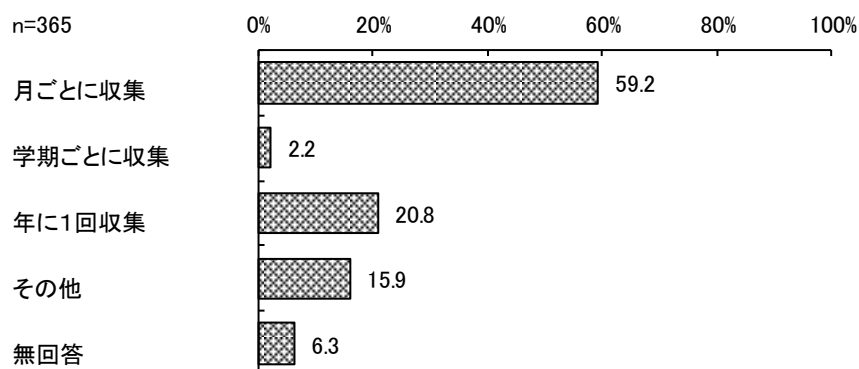
図表1-30 登録児童数の把握頻度別自治体数（公立民営）（MA）

No.	カテゴリー名	n	%
1	月ごとに収集	418	73.1
2	学期ごとに収集	12	2.1
3	年に1回収集	68	11.9
4	その他	76	13.3
	無回答	25	4.4
	全体	572	100.0



図表1-31 登録児童数の把握頻度別自治体数(公立民営)(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	月ごとに収集	216	59.2
2	学期ごとに収集	8	2.2
3	年に1回収集	76	20.8
4	その他	58	15.9
	無回答	23	6.3
	全体	365	100.0



公立公営 登録児童数の把握状況「その他」の具体的な内容

- ・ 入退会に応じて随時
- ・ 半月ごとに収集
- ・ 四半期ごとに収集
- ・ 年間利用と長期休業のみ利用と分けて収集
- ・ 5月1日、10月1日
- ・ 週ごとに収集

公立民営 登録児童数の把握状況「その他」の具体的な内容

- ・ 月2回ずつ収集。月初および月半ばに人数を把握
- ・ 年に2～3回収集。半期に月ごとの実績数及び見込数を収集
- ・ 年度初めに収集し、追加・退会申請があるたびに追加・削減している

国立民営 登録児童数の把握状況「その他」の具体的な内容

- ・ 必要に応じて聞き取りを行う。随時収集。
- ・ 2か月に1回収集
- ・ 交付申請、変更交付、実績報告時に把握。実績報告時は12か月分を把握
- ・ 交付金算定上の対象児童数のみ把握している
- ・ 委託開始時と実績報告時の2回収集

- ✓ 放課後児童クラブの設置数(運営形態計)別にみると、設置数の多い自治体の方が「月ごとに収集」と回答する割合が高い。また、設置数が9箇所以下の自治体では、10箇所以上の自治体に比べて「年に1回収集」と回答する割合が高い。

図表1-32 放課後児童クラブの設置数別・登録児童数の把握頻度別自治体数(MA)

		合計	問6. ①登録児童数 (A公立公営)				
			1. 月ごとに収集	2. 学期ごとに収集	3. 年に1回収集	4. その他	無回答
全体		469	371	2	59	44	18
		100.0	79.1	0.4	12.6	9.4	3.8
問2①. 児童クラブの設置数 (合計)	1. 0箇所	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	2. 1～4箇所	191	137	1	33	21	12
		100.0	71.7	0.5	17.3	11.0	6.3
	3. 5～9箇所	83	64	1	14	6	3
		100.0	77.1	1.2	16.9	7.2	3.6
	4. 10～19箇所	85	71	0	7	9	3
		100.0	83.5	0.0	8.2	10.6	3.5
	5. 20～29箇所	31	29	0	2	2	0
		100.0	93.5	0.0	6.5	6.5	0.0
	6. 30箇所以上	79	70	0	3	6	0
		100.0	88.6	0.0	3.8	7.6	0.0

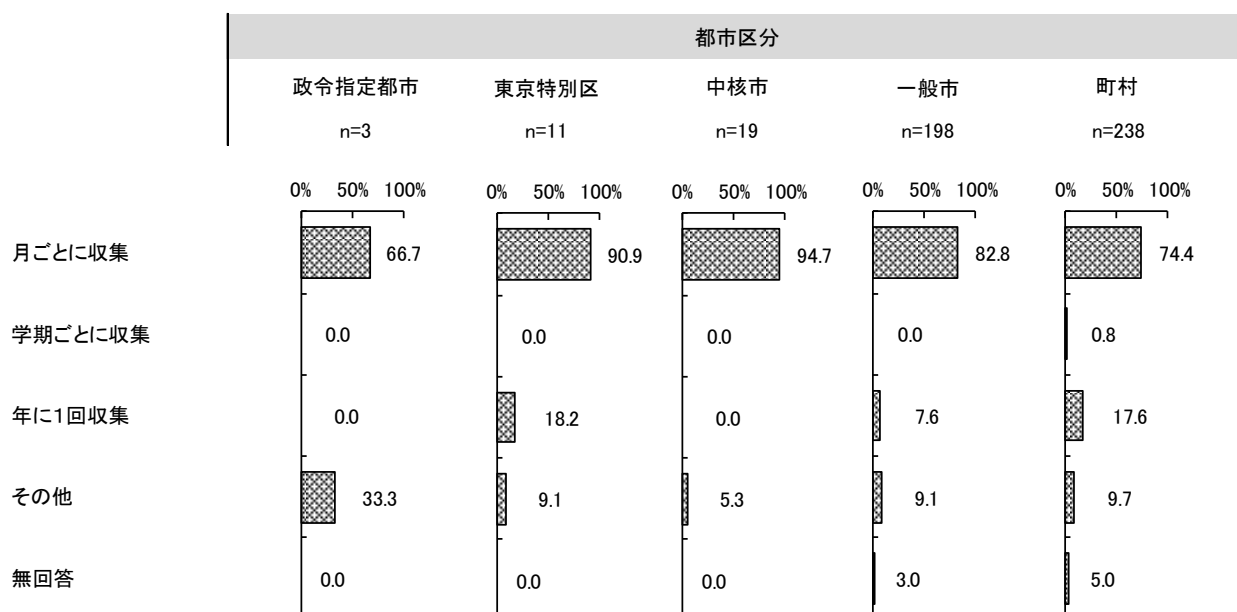
		合計	問6. ①登録児童数 (B. 公立民営)				
			1. 月ごとに収集	2. 学期ごとに収集	3. 年に1回収集	4. その他	無回答
全体		572	418	12	68	76	25
		104.7	73.1	2.1	11.9	13.3	4.4
問2①. 児童クラブの設置数 (合計)	1. 0箇所	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	2. 1～4箇所	123	80	2	26	18	7
		100.0	65.0	1.6	21.1	14.6	5.7
	3. 5～9箇所	113	79	3	16	12	8
		100.0	69.9	2.7	14.2	10.6	7.1
	4. 10～19箇所	166	123	4	15	22	6
		100.0	74.1	2.4	9.0	13.3	3.6
	5. 20～29箇所	49	38	1	1	9	2
		100.0	77.6	2.0	2.0	18.4	4.1
	6. 30箇所以上	121	98	2	10	15	2
		100.0	81.0	1.7	8.3	12.4	1.7

		合計	問6. ①登録児童数 (C. 民立民営)				
			1. 月ごとに収集	2. 学期ごとに収集	3. 年に1回収集	4. その他	無回答
全体		365	216	8	76	58	23
		104.4	59.2	2.2	20.8	15.9	6.3
問2①. 児童クラブの設置数 (合計)	1. 0箇所	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	2. 1～4箇所	51	21	2	13	8	8
		100.0	41.2	3.9	25.5	15.7	15.7
	3. 5～9箇所	64	35	0	17	10	5
		100.0	54.7	0.0	26.6	15.6	7.8
	4. 10～19箇所	100	55	3	24	16	8
		100.0	55.0	3.0	24.0	16.0	8.0
	5. 20～29箇所	40	32	2	3	3	1
		100.0	80.0	5.0	7.5	7.5	2.5
	6. 30箇所以上	110	73	1	19	21	1
		100.0	66.4	0.9	17.3	19.1	0.9

✓ 都市区分別にみた場合の集計結果は以下の通り。

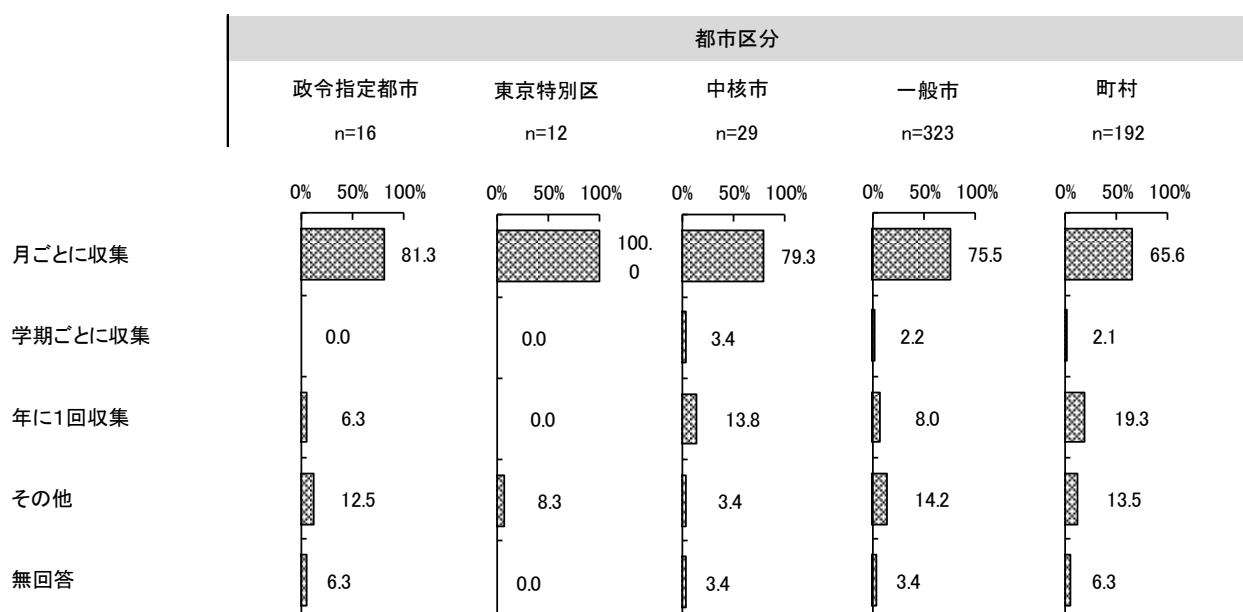
図表1-33 都市区分別・登録児童数の把握頻度別自治体数(公立公営)(MA)

		合計	問6. ①登録児童数 (A公立公営)				
			1. 月ごとに収集	2. 学期ごとに収集	3. 年に1回収集	4. その他	無回答
全体		469	371	2	59	44	18
		100.0	79.1	0.4	12.6	9.4	3.8
都市区分	1. 政令指定都市	3	2	0	0	1	0
		100.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0
	2. 東京特別区	11	10	0	2	1	0
		100.0	90.9	0.0	18.2	9.1	0.0
	3. 中核市	19	18	0	0	1	0
		100.0	94.7	0.0	0.0	5.3	0.0
	4. 一般市	198	164	0	15	18	6
		100.0	82.8	0.0	7.6	9.1	3.0
	5. 町村	238	177	2	42	23	12
		100.0	74.4	0.8	17.6	9.7	5.0



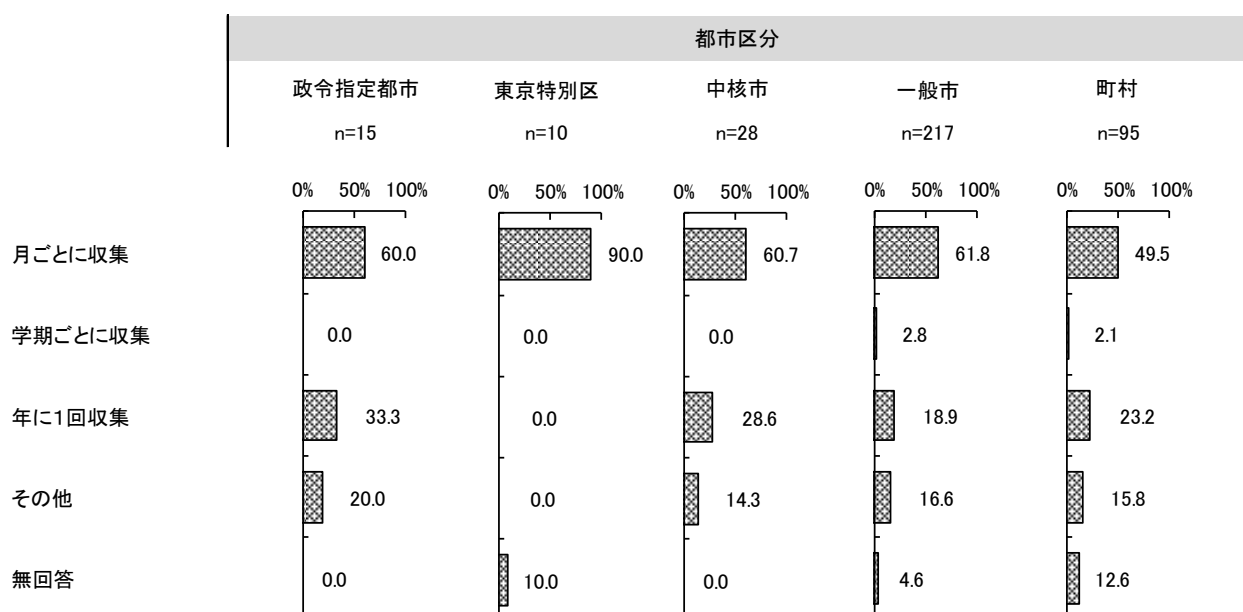
図表1-34 都市区分別・登録児童数の把握頻度別自治体数(公立・私立)(MA)

		合計	問6. ①登録児童数 (B. 公立・私立)				
			1. 月ごとに収集	2. 学期ごとに収集	3. 年に1回収集	4. その他	無回答
全体		572	418	12	68	76	25
		100.0	73.1	2.1	11.9	13.3	4.4
都市区分	1. 政令指定都市	16	13	0	1	2	1
		100.0	81.3	0.0	6.3	12.5	6.3
	2. 東京特別区	12	12	0	0	1	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	8.3	0.0
	3. 中核市	29	23	1	4	1	1
		100.0	79.3	3.4	13.8	3.4	3.4
	4. 一般市	323	244	7	26	46	11
		100.0	75.5	2.2	8.0	14.2	3.4
	5. 町村	192	126	4	37	26	12
		100.0	65.6	2.1	19.3	13.5	6.3



図表1-35 都市区分別・登録児童数の把握頻度別自治体数(公立・私立)(MA)

		合計	問6. ①登録児童数 (C. 公立・私立)				
			1. 月ごとに収集	2. 学期ごとに収集	3. 年に1回収集	4. その他	無回答
全体		365	216 100.0	8 2.2	76 20.8	58 15.9	23 6.3
都市区分	1. 政令指定都市	15	9 100.0	0 0.0	5 33.3	3 20.0	0 0.0
	2. 東京特別区	10	9 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 10.0
	3. 中核市	28	17 100.0	0 0.0	8 28.6	4 14.3	0 0.0
	4. 一般市	217	134 100.0	6 2.8	41 18.9	36 16.6	10 4.6
	5. 町村	95	47 100.0	2 2.1	22 23.2	15 15.8	12 12.6

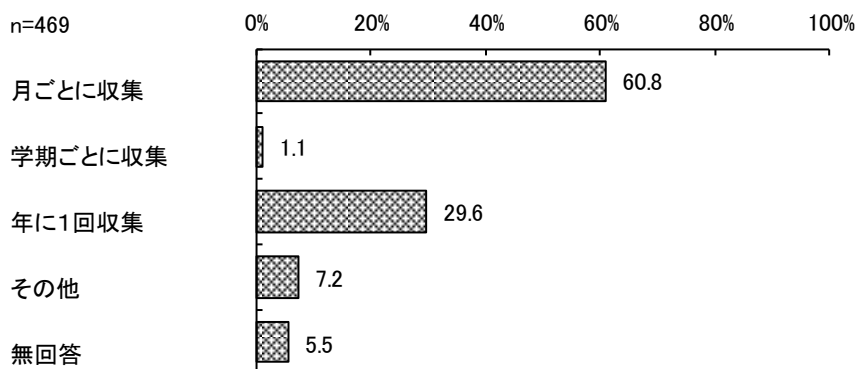


③ 交付金算定上の「児童の数」の把握状況（問6②）※令和元年度実績

- ✓ 以下は、各自治体において管内放課後児童クラブの交付金算定上の「児童の数」をどの程度の頻度で把握しているか尋ねた結果である。運営形態に関わらず「月ごとに収集」と回答する割合が最も高いが、民立民営の放課後児童クラブについては「月ごとに収集」とする割合が46.3%と他の運営形態よりも10ポイント以上低い。
- ✓ 「②登録児童数の把握状況(問6①)」と比較すると、どの運営形態であっても「月ごとに収集」と回答する割合が12～18ポイント程度低く、「年1回収集」と回答する割合が10～17ポイント程度高くなっている。
- ✓ なお、本設問は、交付金を利用して運営する放課後児童クラブの実施方針等について尋ねたものであるが、自治体によっては交付金を利用していないクラブの状況を回答した可能性があることに留意されたい。

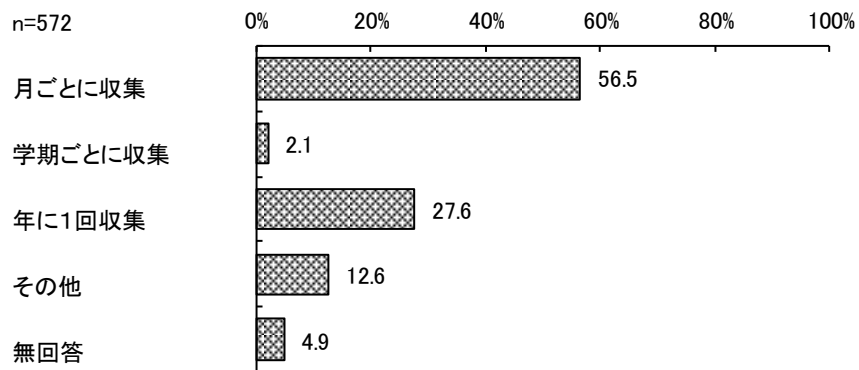
図表1-36 交付金算定上の「児童の数」の把握頻度別自治体数(公立公営)(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	月ごとに収集	285	60.8
2	学期ごとに収集	5	1.1
3	年に1回収集	139	29.6
4	その他	34	7.2
	無回答	26	5.5
	全体	469	100.0



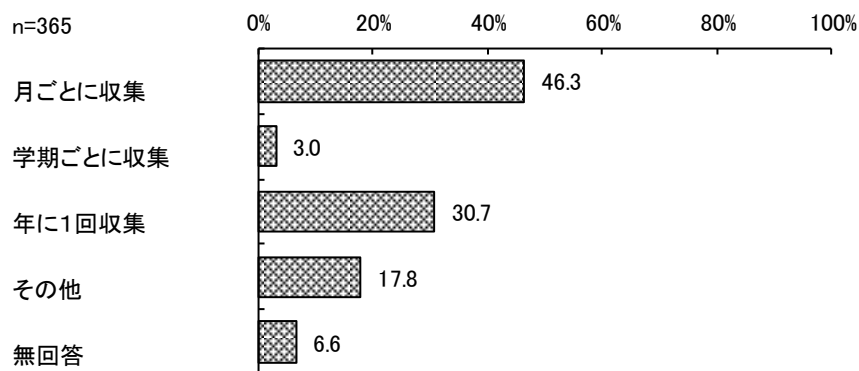
図表1-37 交付金算定上の「児童の数」の把握頻度別自治体数(公立民営)(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	月ごとに収集	323	56.5
2	学期ごとに収集	12	2.1
3	年に1回収集	158	27.6
4	その他	72	12.6
	無回答	28	4.9
	全体	572	100.0



図表1-38 交付金算定上の「児童の数」の把握頻度別自治体数(民立民営)(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	月ごとに収集	169	46.3
2	学期ごとに収集	11	3.0
3	年に1回収集	112	30.7
4	その他	65	17.8
	無回答	24	6.6
	全体	365	100.0



公立公営 交付金算定上の「児童の数」の把握状況「その他」の具体的な内容 ・ 交付金申請時に収集 ・ 必要な時期に適時確認 ・ 入脱会等、人数に変動があるごとに収集
公立民営 交付金算定上の「児童の数」の把握状況「その他」の具体的な内容 ・ 随時収集 ・ 年に2～3回収集。半期に月ごとの実績数及び見込数を収集 ・ 補助金の申請、変更申請、実績報告にあわせて収集
民立民営 交付金算定上の「児童の数」の把握状況「その他」の具体的な内容 ・ 必要に応じて聞き取りを行う。随時収集 ・ 2か月に1回収集 ・ 交付申請、変更交付、実績報告時に把握。実績報告時12か月分

- ✓ 放課後児童クラブの設置数(運営形態計)別にみると、設置数の多い自治体の方が「月ごとに収集」と回答する割合が高い。また、設置数が9箇所以下の自治体では、10箇所以上の自治体に比べて「年に1回収集」と回答する割合が高い。

図表1-39 放課後児童クラブの設置数別・交付金算定上の「児童の数」の把握頻度別自治体数(MA)

		合計	問6. ②交付金算定上の「児童の数」 (A. 公立公営)				
			1. 月ごとに 収集	2. 学期ごと に収集	3. 年に1回 収集	4. その他	無回答
全体		469	285	5	139	34	26
		100.0	60.8	1.1	29.6	7.2	5.5
問2①. 児童クラブの 設置数(合計)	1. 0箇所	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	2. 1～4箇所	191	103	2	67	11	17
		100.0	53.9	1.0	35.1	5.8	8.9
	3. 5～9箇所	83	46	1	32	5	4
		100.0	55.4	1.2	38.6	6.0	4.8
	4. 10～19箇所	85	53	0	19	12	4
		100.0	62.4	0.0	22.4	14.1	4.7
	5. 20～29箇所	31	24	0	6	0	1
		100.0	77.4	0.0	19.4	0.0	3.2
	6. 30箇所以上	79	59	2	15	6	0
		100.0	74.7	2.5	19.0	7.6	0.0

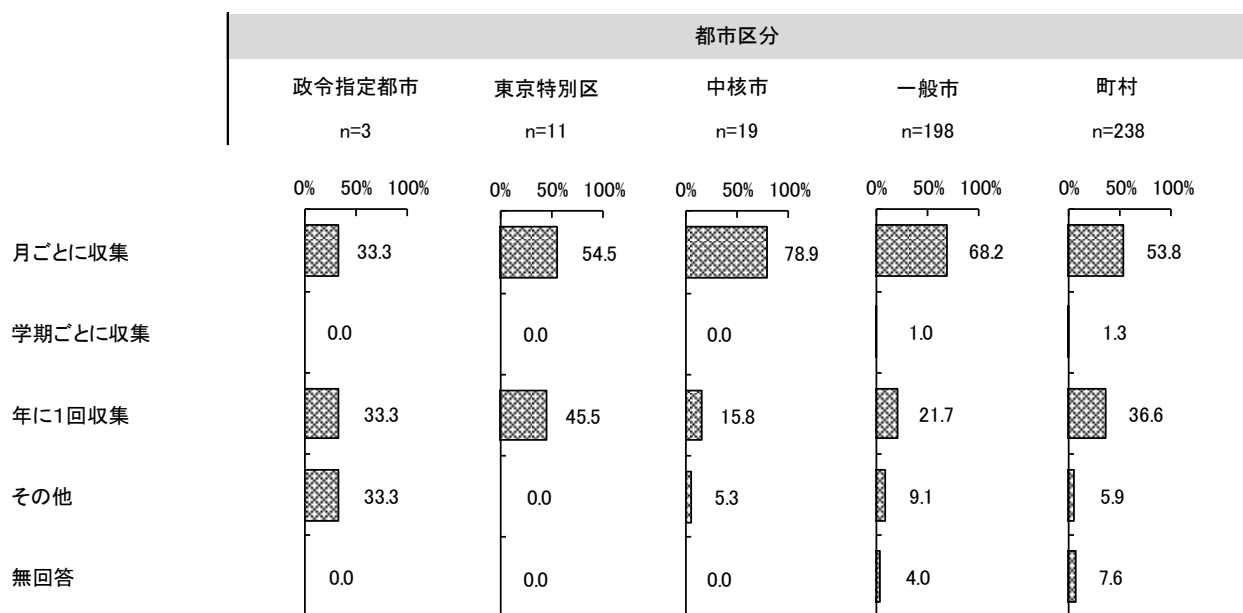
		合計	問6. ②交付金算定上の「児童の数」 (B. 公立民営)				
			1. 月ごとに 収集	2. 学期ごと に収集	3. 年に1回 収集	4. その他	無回答
全体		572	323	12	158	72	28
		100.0	56.5	2.1	27.6	12.6	4.9
問2①. 児童クラブの 設置数(合計)	1. 0箇所	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	2. 1～4箇所	123	56	1	52	10	7
		100.0	45.5	0.8	42.3	8.1	5.7
	3. 5～9箇所	113	58	1	39	9	10
		100.0	51.3	0.9	34.5	8.0	8.8
	4. 10～19箇所	166	102	4	31	30	6
		100.0	61.4	2.4	18.7	18.1	3.6
	5. 20～29箇所	49	32	1	10	5	2
		100.0	65.3	2.0	20.4	10.2	4.1
	6. 30箇所以上	121	75	5	26	18	3
		100.0	62.0	4.1	21.5	14.9	2.5

		合計	問6. ②交付金算定上の「児童の数」 (C. 民立民営)				
			1. 月ごとに 収集	2. 学期ごと に収集	3. 年に1回 収集	4. その他	無回答
全体		365	169	11	112	65	24
		104.4	46.3	3.0	30.7	17.8	6.6
問2①. 児童クラブの 設置数(合計)	1. 0箇所	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	2. 1～4箇所	51	15	2	18	7	9
		100.0	29.4	3.9	35.3	13.7	17.6
	3. 5～9箇所	64	27	1	27	7	5
		100.0	42.2	1.6	42.2	10.9	7.8
	4. 10～19箇所	100	49	3	26	22	8
		100.0	49.0	3.0	26.0	22.0	8.0
	5. 20～29箇所	40	24	2	11	3	1
		100.0	60.0	5.0	27.5	7.5	2.5
	6. 30箇所以上	110	54	3	30	26	1
		100.0	49.1	2.7	27.3	23.6	0.9

- ✓ 都市区分別にみた場合、運営形態による違いはあるものの、一般市や町村等、規模の小さい自治体の方が「年に1回収集」と回答する割合が高い。

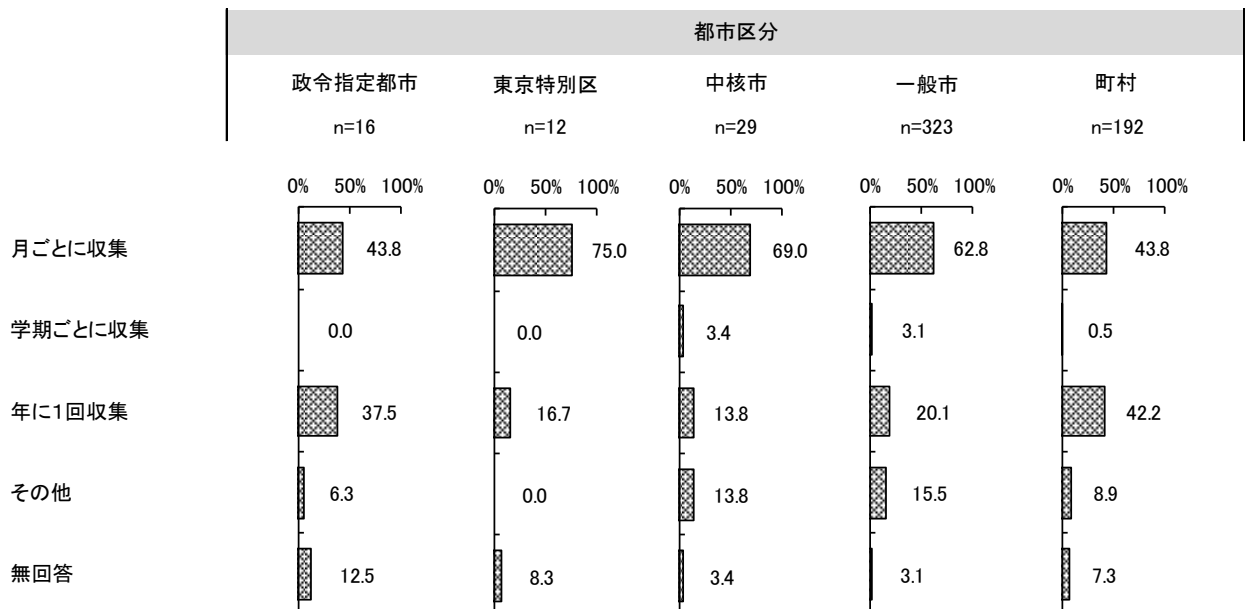
図表1-40 都市区分別・交付金算定上の「児童の数」の把握頻度別自治体数(公立公営)(MA)

		合計	問6. ②交付金算定上の「児童の数」 (A公立公営)				
			1. 月ごとに収集	2. 学期ごとに収集	3. 年に1回収集	4. その他	無回答
全体		469	285	5	139	34	26
		100.0	60.8	1.1	29.6	7.2	5.5
都市区分	1. 政令指定都市	3	1	0	1	1	0
		100.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0
	2. 東京特別区	11	6	0	5	0	0
		100.0	54.5	0.0	45.5	0.0	0.0
	3. 中核市	19	15	0	3	1	0
		100.0	78.9	0.0	15.8	5.3	0.0
	4. 一般市	198	135	2	43	18	8
		100.0	68.2	1.0	21.7	9.1	4.0
	5. 町村	238	128	3	87	14	18
		100.0	53.8	1.3	36.6	5.9	7.6



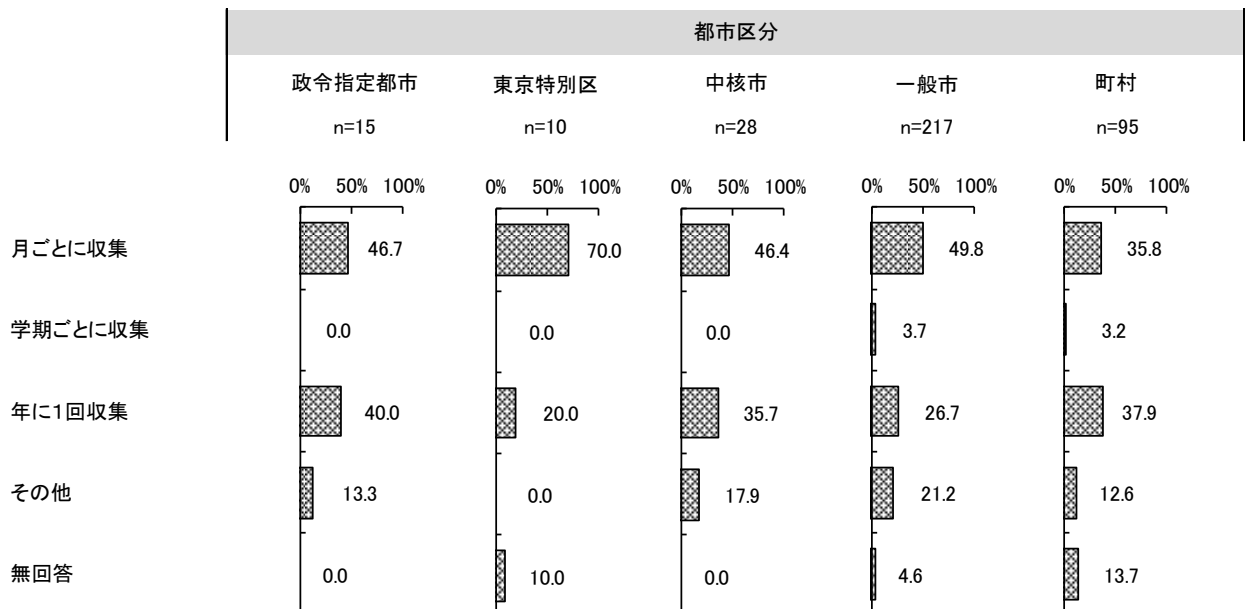
図表1-41 都市区分別・交付金算定上の「児童の数」の把握頻度別自治体数(公立民営)(MA)

		問6. ②交付金算定上の「児童の数」 (B. 公立民営)					
		合計	1. 月ごとに 収集	2. 学期ごと に収集	3. 年に1回 収集	4. その他	無回答
全体		572	323	12	158	72	28
		100.0	56.5	2.1	27.6	12.6	4.9
都市区分	1. 政令指定都市	16	7	0	6	1	2
		100.0	43.8	0.0	37.5	6.3	12.5
	2. 東京特別区	12	9	0	2	0	1
		100.0	75.0	0.0	16.7	0.0	8.3
	3. 中核市	29	20	1	4	4	1
		100.0	69.0	3.4	13.8	13.8	3.4
	4. 一般市	323	203	10	65	50	10
		100.0	62.8	3.1	20.1	15.5	3.1
	5. 町村	192	84	1	81	17	14
		100.0	43.8	0.5	42.2	8.9	7.3



図表1-42 都市区分別・交付金算定上の「児童の数」の把握頻度別自治体数(公立・私立)(MA)

		問6. ②交付金算定上の「児童の数」 (C. 公立・私立)					
		合計	1. 月ごとに 収集	2. 学期ごと に収集	3. 年に1回 収集	4. その他	無回答
全体		365	169	11	112	65	24
		100.0	46.3	3.0	30.7	17.8	6.6
都市区分	1. 政令指定都市	15	7	0	6	2	0
		100.0	46.7	0.0	40.0	13.3	0.0
	2. 東京特別区	10	7	0	2	0	1
		100.0	70.0	0.0	20.0	0.0	10.0
	3. 中核市	28	13	0	10	5	0
		100.0	46.4	0.0	35.7	17.9	0.0
	4. 一般市	217	108	8	58	46	10
		100.0	49.8	3.7	26.7	21.2	4.6
	5. 町村	95	34	3	36	12	13
		100.0	35.8	3.2	37.9	12.6	13.7



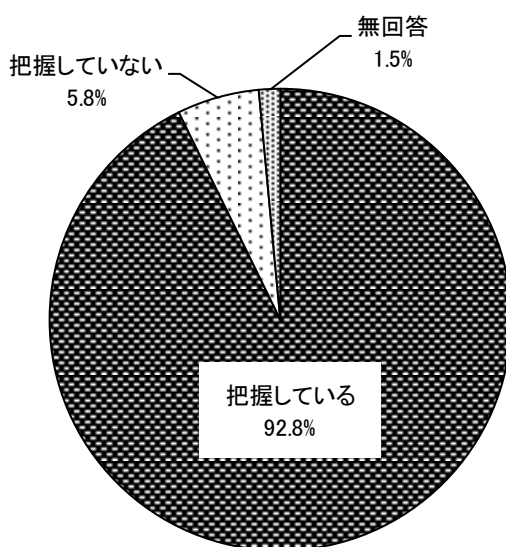
④ 利用児童数（実績数）の把握状況（問6③④）※令和元年度実績

- ✓ 本調査では、各自治体における利用児童数(実績数)の把握状況についても尋ねた。公立公営の放課後児童クラブについては「把握している」と回答する自治体が9割以上を占める。公立民営については同83.2%、私立民営については同71.5%であった。

図表1-43 利用児童数(実績数)の把握有無別自治体数(公立公営)(SA)

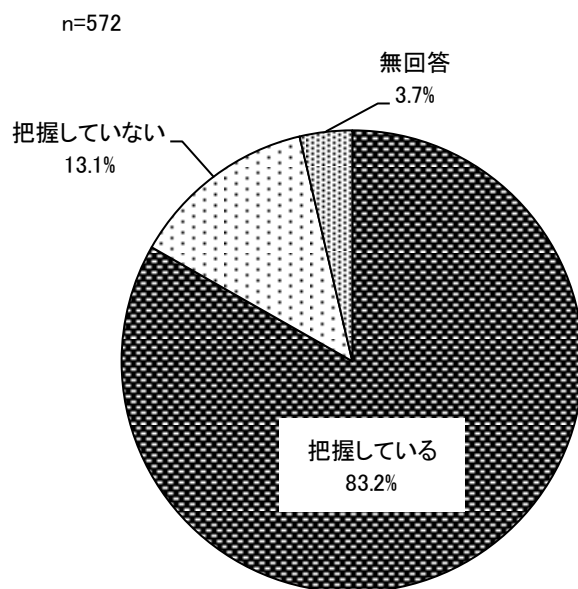
No.	カテゴリー名	n	%
1	把握している	435	92.8
2	把握していない	27	5.8
	無回答	7	1.5
	全体	469	100.0

n=469



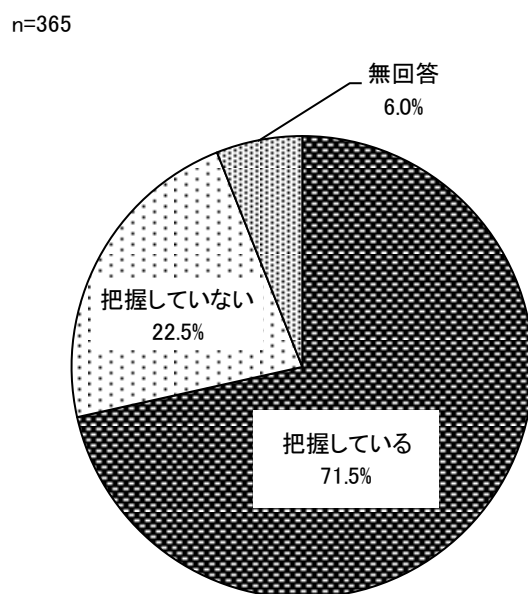
図表1-44 利用児童数(実績数)の把握有無別自治体数(公立民営)(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	把握している	476	83.2
2	把握していない	75	13.1
	無回答	21	3.7
	全体	572	100.0



図表1-45 利用児童数(実績数)の把握有無別自治体数(民立民営)(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	把握している	261	71.5
2	把握していない	82	22.5
	無回答	22	6.0
	全体	365	100.0



- ✓ 放課後児童クラブの設置数(運営形態計)別にみると、運営形態により若干の違いはあるものの、設置数が多い自治体の方が「把握していない」と回答する割合が高い。

図表1-46 放課後児童クラブの設置数別・利用児童数(実績数)の把握有無別自治体数(SA)

		合計	問6. ③利用児童数 (A. 公立公営)		
			1. 把握して いる	2. 把握して いない	無回答
全体		469	435	27	7
		100.0	92.8	5.8	1.5
問2①. 児童クラブの 設置数 (合計)	1. 0箇所	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0
	2. 1～4箇所	191	181	6	4
		100.0	94.8	3.1	2.1
	3. 5～9箇所	83	76	6	1
		100.0	91.6	7.2	1.2
	4. 10～19箇所	85	79	4	2
		100.0	92.9	4.7	2.4
	5. 20～29箇所	31	27	4	0
		100.0	87.1	12.9	0.0
	6. 30箇所以上	79	72	7	0
		100.0	91.1	8.9	0.0

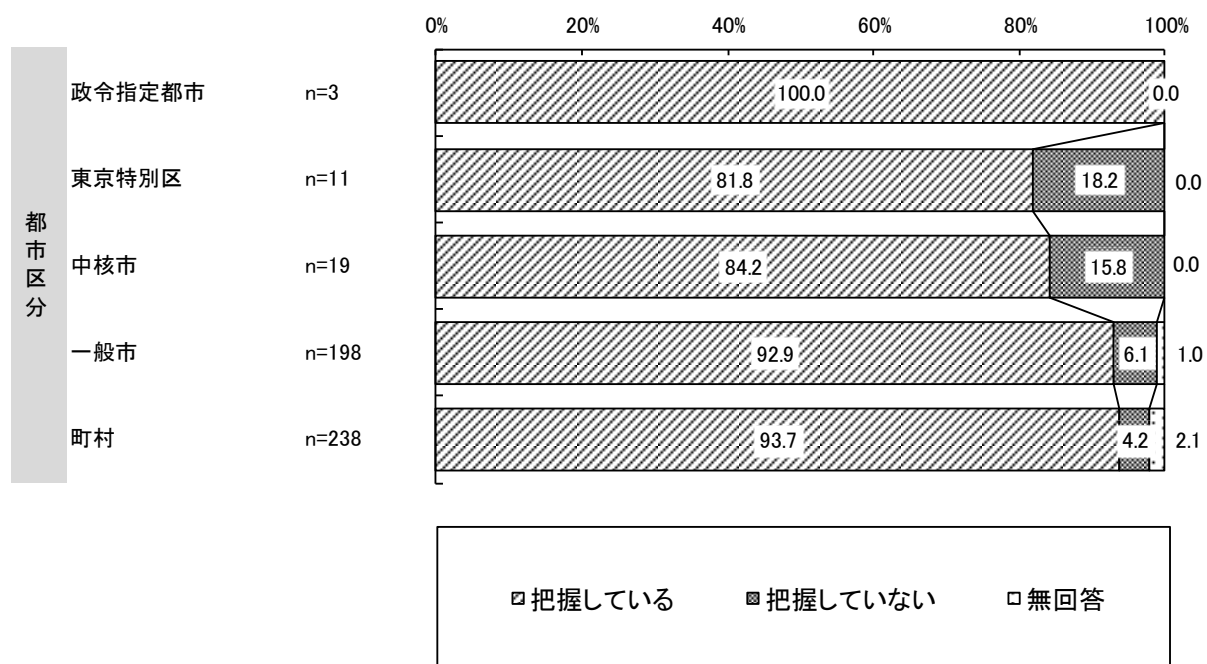
		合計	問6. ③利用児童数 (B. 公立民営)		
			1. 把握して いる	2. 把握して いない	無回答
全体		572	476	75	21
		100.0	83.2	13.1	3.7
問2①. 児童クラブの 設置数 (合計)	1. 0箇所	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0
	2. 1～4箇所	123	106	12	5
		100.0	86.2	9.8	4.1
	3. 5～9箇所	113	94	12	7
		100.0	83.2	10.6	6.2
	4. 10～19箇所	166	141	20	5
		100.0	84.9	12.0	3.0
	5. 20～29箇所	49	39	9	1
		100.0	79.6	18.4	2.0
	6. 30箇所以上	121	96	22	3
		100.0	79.3	18.2	2.5

		合計	問6. ③利用児童数 (C. 民立民営)		
			1. 把握して いる	2. 把握して いない	無回答
全体		365	261	82	22
		100.0	71.5	22.5	6.0
問2①. 児童クラブの 設置数 (合計)	1. 0箇所	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0
	2. 1～4箇所	51	31	12	8
		100.0	60.8	23.5	15.7
	3. 5～9箇所	64	52	8	4
		100.0	81.3	12.5	6.3
	4. 10～19箇所	100	69	23	8
		100.0	69.0	23.0	8.0
	5. 20～29箇所	40	27	12	1
		100.0	67.5	30.0	2.5
	6. 30箇所以上	110	82	27	1
		100.0	74.5	24.5	0.9

✓ 都市区分別にみた場合の結果は以下の通り。

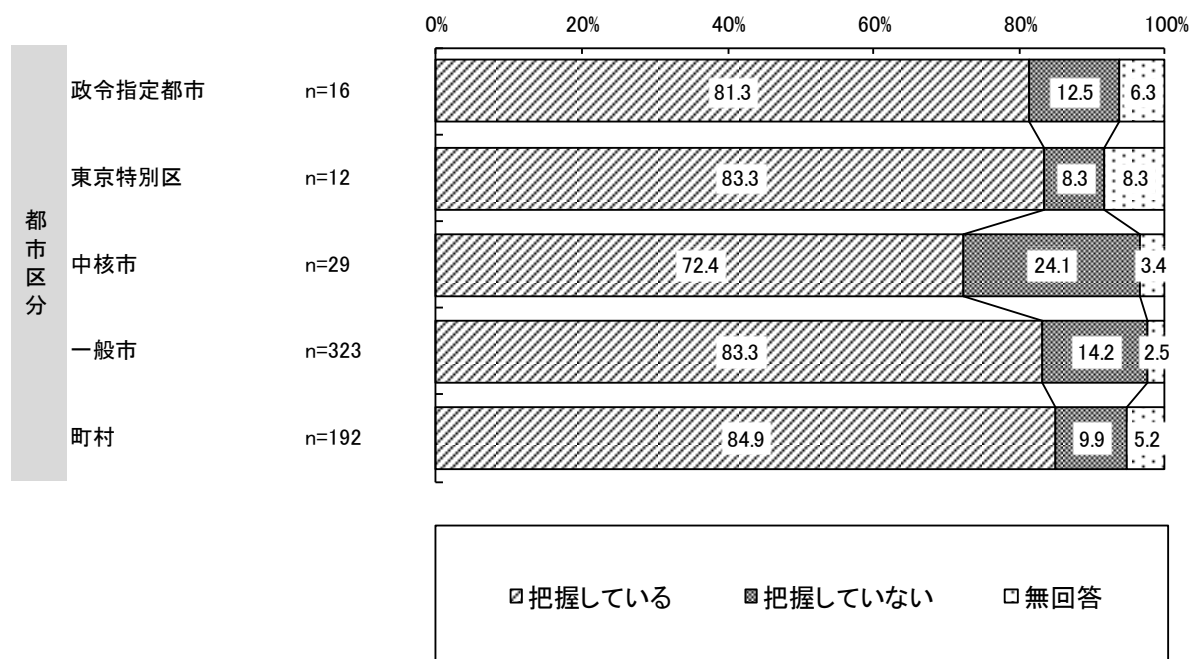
図表1-47 都市区分別・利用児童数(実績数)の把握有無別自治体数(公立公営)(SA)

		合計	問6. ③利用児童数 (A. 公立公営)		
			1. 把握して いる	2. 把握して いない	無回答
全体		469	435	27	7
		100.0	92.8	5.8	1.5
都市区分	1. 政令指定都市	3	3	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0
	2. 東京特別区	11	9	2	0
		100.0	81.8	18.2	0.0
	3. 中核市	19	16	3	0
		100.0	84.2	15.8	0.0
	4. 一般市	198	184	12	2
		100.0	92.9	6.1	1.0
	5. 町村	238	223	10	5
		100.0	93.7	4.2	2.1



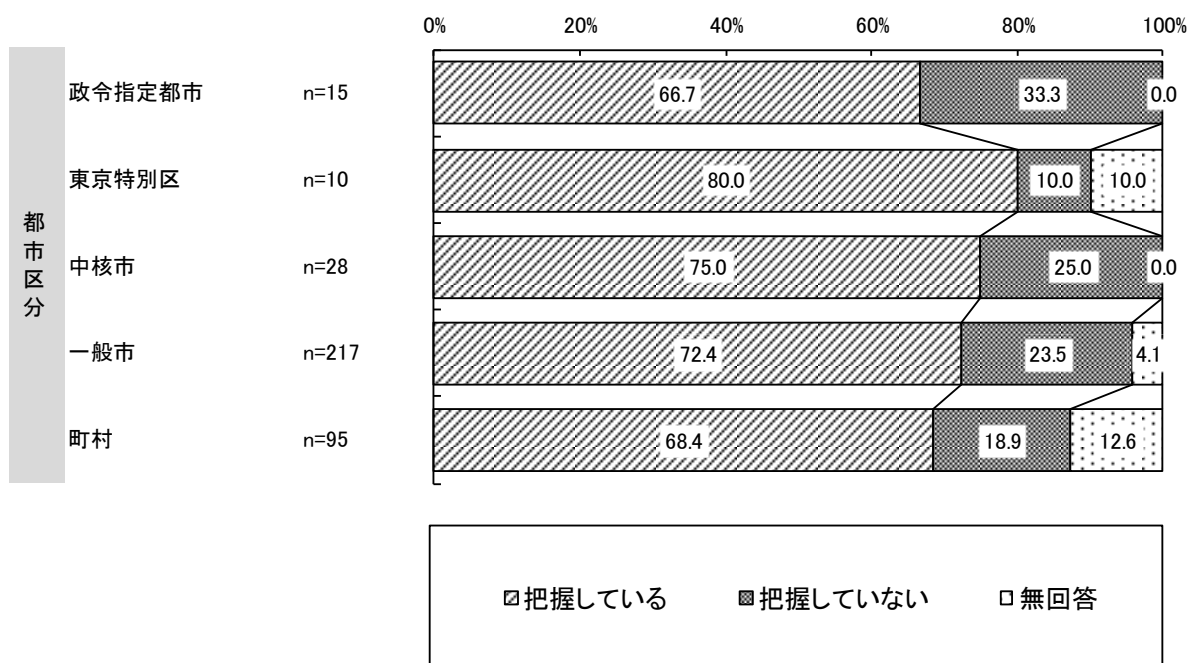
図表1-48 都市区分別・利用児童数(実績数)の把握有無別自治体数(公立民営)(SA)

		合計	問6. ③利用児童数 (B. 公立民営)		
			1. 把握している	2. 把握していない	無回答
全体		572	476	75	21
		100.0	83.2	13.1	3.7
都市区分	1. 政令指定都市	16	13	2	1
		100.0	81.3	12.5	6.3
	2. 東京特別区	12	10	1	1
		100.0	83.3	8.3	8.3
	3. 中核市	29	21	7	1
		100.0	72.4	24.1	3.4
	4. 一般市	323	269	46	8
		100.0	83.3	14.2	2.5
	5. 町村	192	163	19	10
		100.0	84.9	9.9	5.2



図表1-49 都市区分別・利用児童数(実績数)の把握有無別自治体数(民立民営)(SA)

		合計	問6. ③利用児童数 (C. 民立民営)		
			1. 把握して いる	2. 把握して いない	無回答
全体		365	261	82	22
		100.0	71.5	22.5	6.0
都市区分	1. 政令指定都市	15	10	5	0
		100.0	66.7	33.3	0.0
	2. 東京特別区	10	8	1	1
		100.0	80.0	10.0	10.0
	3. 中核市	28	21	7	0
		100.0	75.0	25.0	0.0
	4. 一般市	217	157	51	9
		100.0	72.4	23.5	4.1
	5. 町村	95	65	18	12
		100.0	68.4	18.9	12.6

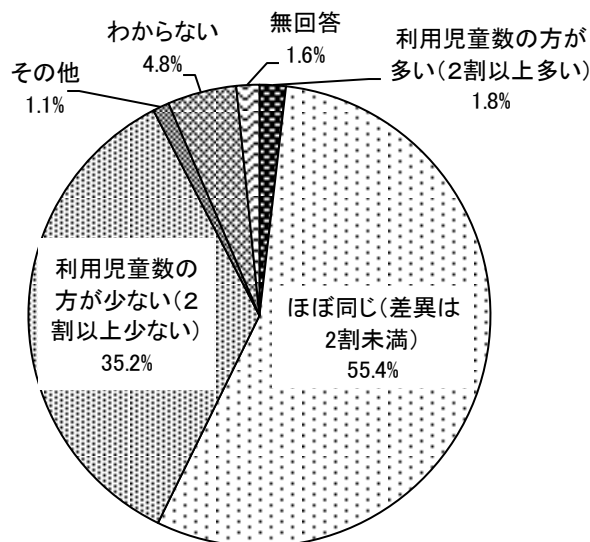


- ✓ なお、利用児童数(実績数)を「把握している」と回答した自治体に対し、交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との差異を放課後児童クラブの設置運営形態別に尋ねたところ、運営形態に関わらず「ほぼ同じ(差異は2割未満)」と回答する割合が半数を超えた。ただし、「利用児童数の方が少ない(2割以上少ない)」と回答する割合も、3割前後と一定数みられる。
- ✓ なお、公立公営の放課後児童クラブに関する回答と私立民営の放課後児童クラブに関する回答とを比較すると、「利用児童数の方が少ない(2割以上少ない)」と回答する割合は公立公営の方が10ポイント程度高い。
- ✓ その他としては「交付金額算定に児童数は影響しないため把握していない」「施設や時期による」「差異が大きく出たり、あまり差がなかったり毎年状況によって変わる」「令和元年度は、コロナ感染症のため、利用児童数(実績数)が少ない」等の回答がみられた。

図表1-50 交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との差異別自治体数
(公立公営)(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用児童数の方が多い(2割以上多い)	8	1.8
2	ほぼ同じ(差異は2割未満)	241	55.4
3	利用児童数の方が少ない(2割以上少ない)	153	35.2
4	その他	5	1.1
5	わからない	21	4.8
	無回答	7	1.6
	全体	435	100.0

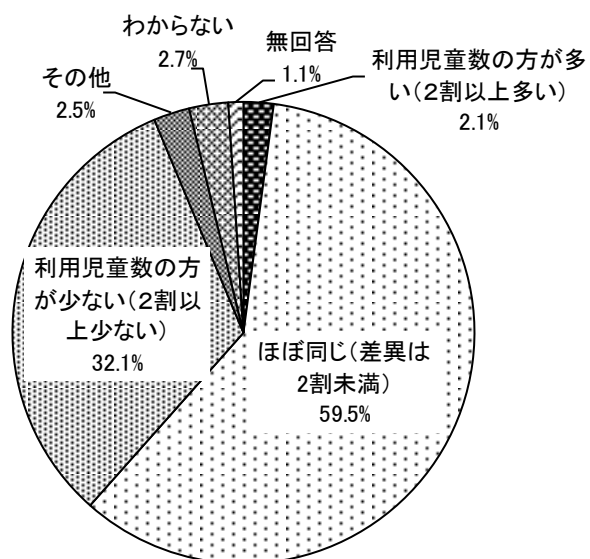
n=435



図表1-51 交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との差異別自治体数
(公立民営)(SA)

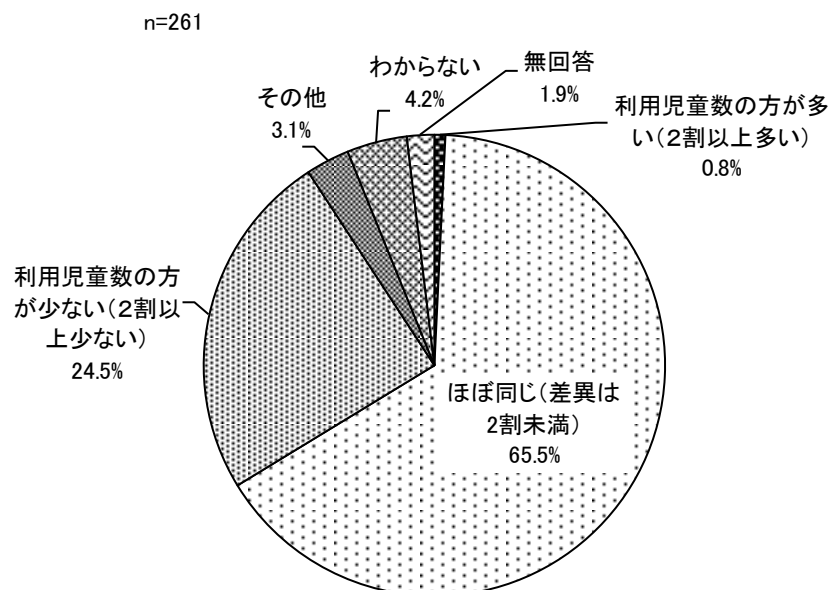
No.	カテゴリー名	n	%
1	利用児童数の方が多い(2割以上多い)	10	2.1
2	ほぼ同じ(差異は2割未満)	283	59.5
3	利用児童数の方が少ない(2割以上少ない)	153	32.1
4	その他	12	2.5
5	わからない	13	2.7
	無回答	5	1.1
	全体	476	100.0

n=476



図表1-52 交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との差異別自治体数
(民立民営)(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用児童数の方が多い(2割以上多い)	2	0.8
2	ほぼ同じ(差異は2割未満)	171	65.5
3	利用児童数の方が少ない(2割以上少ない)	64	24.5
4	その他	8	3.1
5	わからない	11	4.2
	無回答	5	1.9
	全体	261	100.0



公立公営 交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との差異「その他」の具体的な内容

- ・ 交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)は同数
- ・ クラブによって異なる
- ・ 各月によって利用児童数に差異がある

公立民営 交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との差異「その他」の具体的な内容

- ・ 交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)は同数
- ・ 毎月1日の登録数・利用数把握のため、ほぼ同じ
- ・ 交付金額算定に利用児童数(実績数)は影響しないため把握していない
- ・ 土曜日の利用が平均1割に満たないため、交付金算定は月～金曜日で行っている

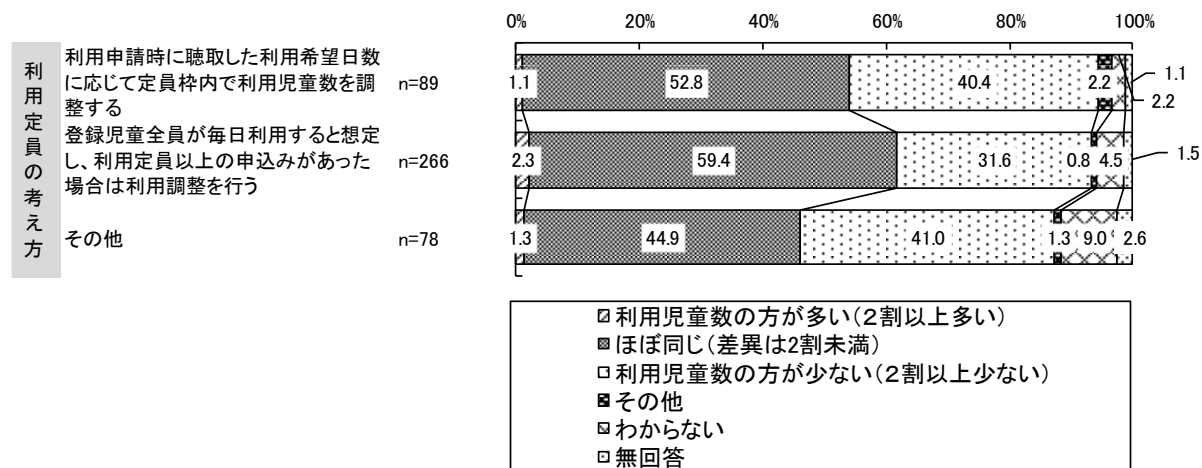
民立民営 交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との差異「その他」の具体的な内容

- ・ 各クラブにより異なる
- ・ 登録児童数と利用児童数(実績数)の差異は集計していない
- ・ 土曜日の利用が1割に満たないため、交付金算定は月～金曜日で行っている
- ・ 3月はコロナの影響もあり人数が少なく、利用児童数(実績数)の方が少ないクラブもあるが、ほぼ同じ

- ✓ 交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との差異を、各自治体における利用定員の考え方(問5)別にみた結果は以下の通り。

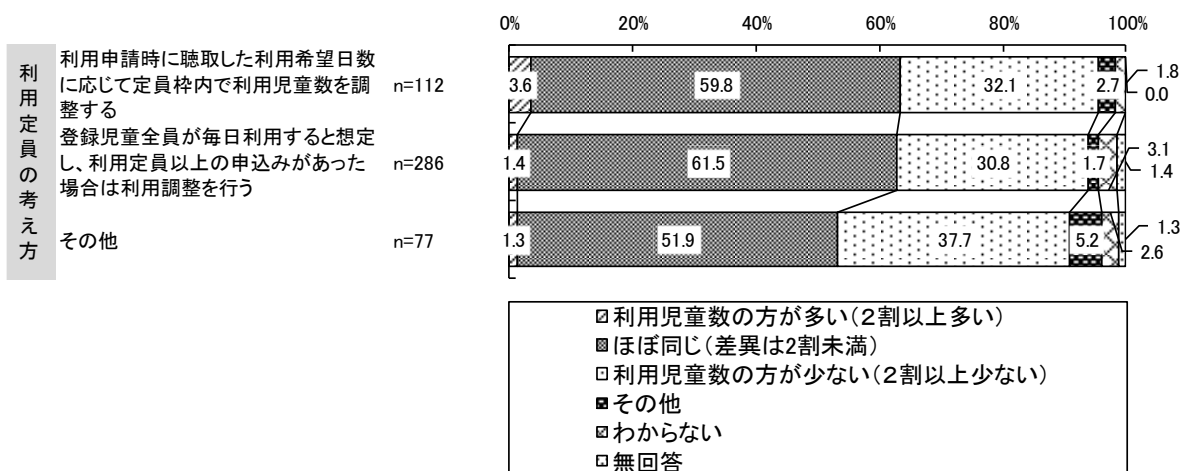
図表1-53 利用定員についての考え方別・交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との差異別自治体数(公立公営)(SA)

		合計	問6. ④交付金算定上の「児童の数」と利用児童数との差異 (A公立公営)					
			1. 利用児童数 の方が多い (2割以上多 い)	2. ほぼ同じ (差異は2割未 満)	3. 利用児童数 の方が少ない (2割以上少 ない)	4. その他	5. わからな い	無回答
全体		435 100.0	8 1.8	241 55.4	153 35.2	5 1.1	21 4.8	7 1.6
問5. 利用定員の考 え方について (A公立公営)	1. 利用申請時に聴取した利用希望日数に応じて定員枠 内で利用児童数を調整する	89 100.0	1 1.1	47 52.8	36 40.4	2 2.2	2 2.2	1 1.1
	2. 登録児童全員が毎日利用すると想定し、利用定員以 上の申込みがあった場合は利用調整を行う	266 100.0	6 2.3	158 59.4	84 31.6	2 0.8	12 4.5	4 1.1
	3. その他	78 100.0	1 1.3	35 44.9	32 41.0	1 1.3	7 9.0	2 2.6



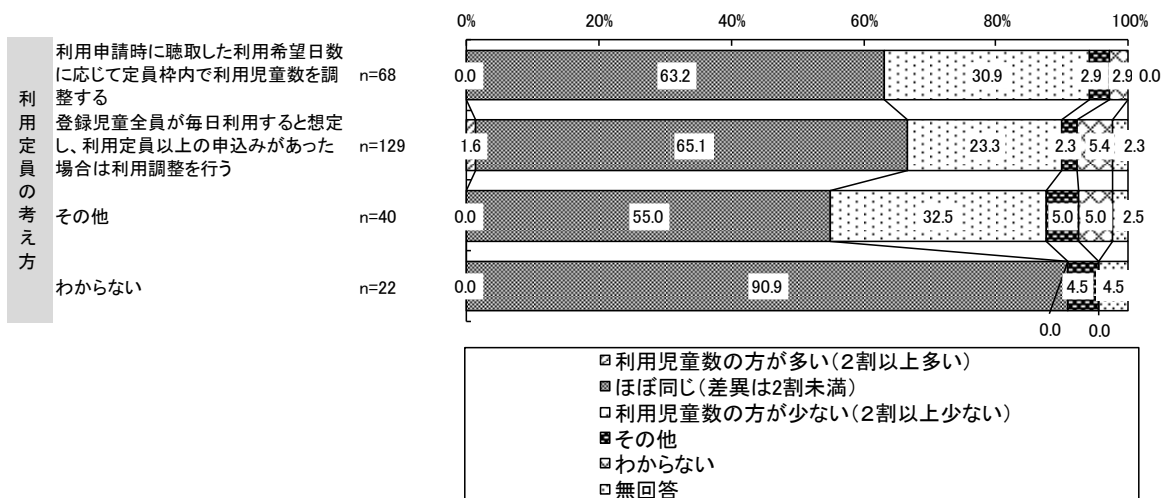
図表1-54 利用定員についての考え方別・交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との差異別自治体数(公立・民営)(SA)

		合計	問6. ④交付金算定上の「児童の数」と利用児童数との差異 (B. 公立・民営)					
			1. 利用児童数 の方が 多い (2割以上多 い)	2. ほぼ同じ (差異は2割未 満)	3. 利用児童数 の方が 少ない (2割以上少 ない)	4. その他	5. わから ない	無回答
全体		476 100.0	10 2.1	283 59.5	153 32.1	12 2.5	13 2.7	5 1.1
問5. 利用定員の考 え方について (B. 公立・民営)	1. 利用申請時に聴取した利用希望日数に応じて定員枠 内で利用児童数を調整する	112 100.0	4 3.6	67 59.8	36 32.1	3 2.7	2 1.8	0 0.0
	2. 登録児童全員が毎日利用すると想定し、利用定員以 上の申込みがあった場合は利用調整を行う	286 100.0	4 1.4	176 61.5	88 30.8	5 1.7	9 3.1	4 1.4
	3. その他	77 100.0	1 1.3	40 51.9	29 37.7	4 5.2	2 2.6	1 1.3



図表1-55 利用定員についての考え方別・交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との差異別自治体数(民立民営)(SA)

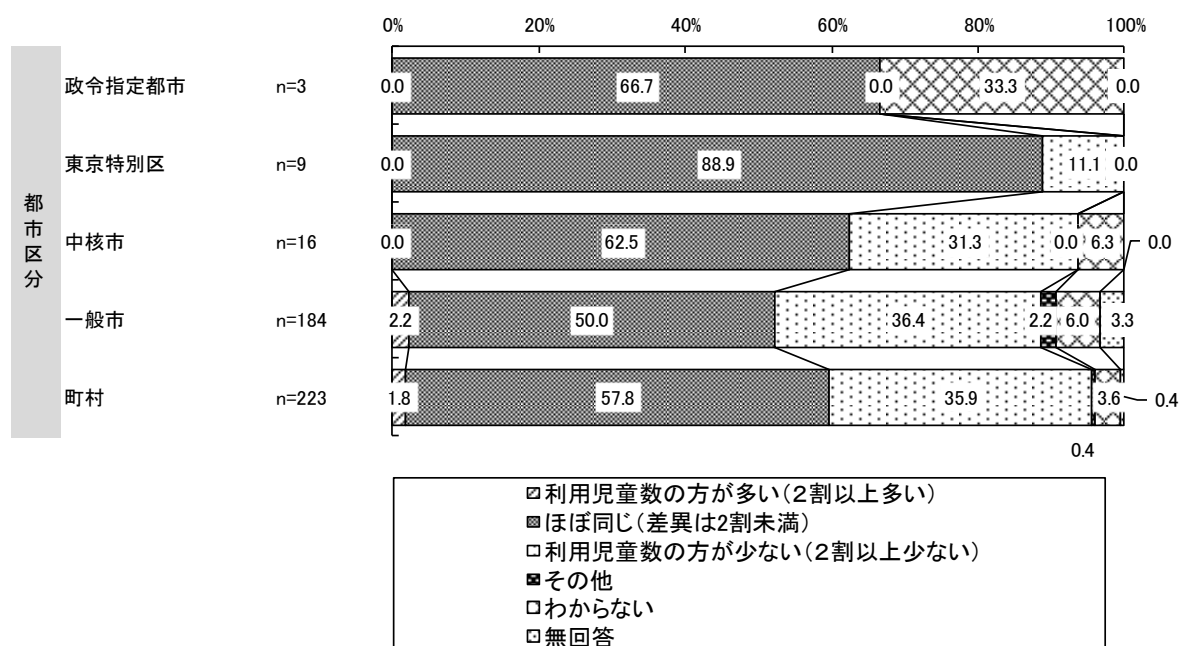
		問6. ④交付金算定上の「児童の数」と利用児童数との差異 (C. 民立民営)					
		合計	1. 利用児童数 の方が多い (2割以上多 い)	2. ほぼ同じ (差異は2割未 満)	3. 利用児童数 の方が少ない (2割以上少 ない)	4. その他	5. わから ない
全体		261 100.0	2 0.8	171 65.5	64 24.5	8 3.1	11 4.2
問5. 利用定員の考 え方について (C. 民立民営)	1. 利用申請時に聴取した利用希望日数に応じて定員枠 内で利用児童数を調整する	68 100.0	0 0.0	43 63.2	21 30.9	2 2.9	2 2.9
	2. 登録児童全員が毎日利用すると想定し、利用定員以 上の申込みがあった場合は利用調整を行う	129 100.0	2 1.6	84 65.1	30 23.3	3 2.3	7 5.4
	3. その他	40 100.0	0 0.0	22 55.0	13 32.5	2 5.0	2 5.0
	4. わからない	22 100.0	0 0.0	20 90.9	0 0.0	1 4.5	0 0.0



- ✓ 都市区分別にみると、公立公営では、中核市、一般市、町村の方が「利用児童数の方が少ない(2割以上少ない)」と回答する割合が高い。

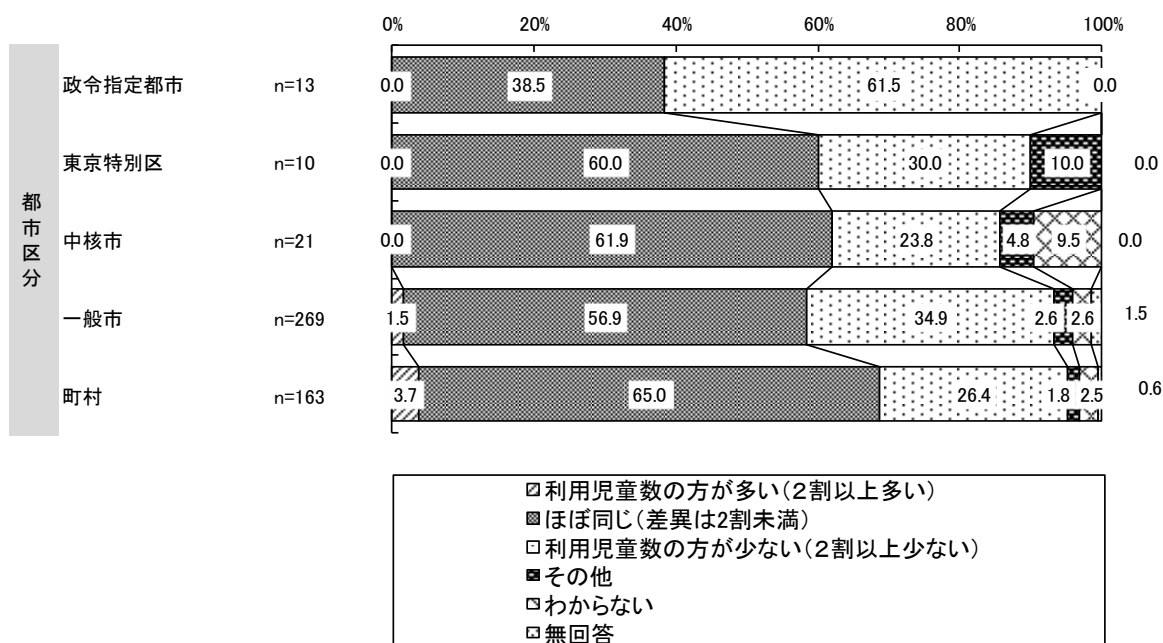
図表1-56 都市区分別・交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との差異別自治体数
(公立公営)(SA)

		問6. ④交付金算定上の「児童の数」と利用児童数との差異 (A公立公営)					
		合計	1. 利用児童数 の方が多 い (2割以上多 い)	2. ほぼ同 じ (差異は2割未 満)	3. 利用児童数 の方が少 ない (2割以上少 ない)	4. その他	5. わから ない
全体		435	8	241	153	5	21
		100.0	1.8	55.4	35.2	1.1	4.8
都市区分	1. 政令指定都市	3	0	2	0	0	1
		100.0	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3
	2. 東京特別区	9	0	8	1	0	0
		100.0	0.0	88.9	11.1	0.0	0.0
	3. 中核市	16	0	10	5	0	1
		100.0	0.0	62.5	31.3	0.0	6.3
	4. 一般市	184	4	92	67	4	11
		100.0	2.2	50.0	36.4	2.2	6.0
	5. 町村	223	4	129	80	1	8
		100.0	1.8	57.8	35.9	0.4	3.6



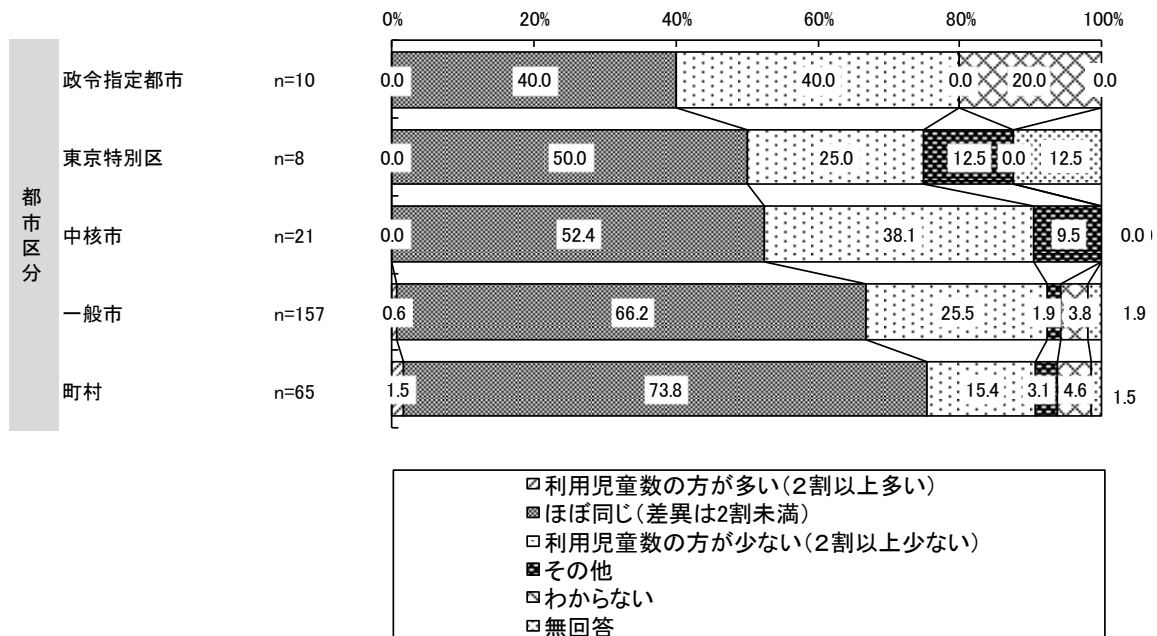
図表1-57 都市区分別・交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との
差異別自治体数(公立・私立)(SA)

		問6. ④交付金算定上の「児童の数」と利用児童数との差異 (B. 公立・私立)					
		合計	1. 利用児童数 の方が 多い (2割以上多 い)	2. ほぼ同じ (差異は2割未 満)	3. 利用児童数 の方が少ない (2割以上少 ない)	4. その他	5. わからな い
全体		476	10	283	153	12	13
		100.0	2.1	59.5	32.1	2.5	2.7
都市区分	1. 政令指定都市	13	0	5	8	0	0
		100.0	0.0	38.5	61.5	0.0	0.0
	2. 東京特別区	10	0	6	3	1	0
		100.0	0.0	60.0	30.0	10.0	0.0
	3. 中核市	21	0	13	5	1	2
		100.0	0.0	61.9	23.8	4.8	9.5
	4. 一般市	269	4	153	94	7	7
		100.0	1.5	56.9	34.9	2.6	2.6
	5. 町村	163	6	106	43	3	4
		100.0	3.7	65.0	26.4	1.8	2.5



図表1-58 都市区分別・交付金算定上の「児童の数」と利用児童数(実績数)との
差異別自治体数(民立民営)(SA)

		合計	問6. ④交付金算定上の「児童の数」と利用児童数との差異 (C. 民立民営)					
			1. 利用児童数 の方が多 い (2割以上多 い)	2. ほぼ同じ (差異は2割未 満)	3. 利用児童数 の方が少ない (2割以上少 ない)	4. その他	5. わからな い	無回答
全体		261 100.0	2 0.8	171 65.5	64 24.5	8 3.1	11 4.2	5 1.9
都市区分	1. 政令指定都市	10 100.0	0 0.0	4 40.0	4 40.0	0 0.0	2 20.0	0 0.0
	2. 東京特別区	8 100.0	0 0.0	4 50.0	2 25.0	1 12.5	0 0.0	1 12.5
	3. 中核市	21 100.0	0 0.0	11 52.4	8 38.1	2 9.5	0 0.0	0 0.0
	4. 一般市	157 100.0	1 0.6	104 66.2	40 25.5	3 1.9	6 3.8	3 1.9
	5. 町村	65 100.0	1 1.5	48 73.8	10 15.4	2 3.1	3 4.6	1 1.5



⑤ 放課後児童施策全般に係るご意見・ご要望（問8）

【人材・報酬について】

- ・ 放課後児童支援員の人材を確保することが慢性的な課題となっており、さらなる処遇改善事業の拡充を要望する。
- ・ 直営でも民間委託でも、職員がなかなか集まらず、法令の基準を満たして年間一定数以上の日数開所させることが難しい。
- ・ 平日は放課後のみ、長期休業中はフルタイムでの就労形態を選択できる人材がいないので、慢性的に人材が不足している。安定的にフルタイムでの勤務形態になるような手立てを国に提示していただきたい。
- ・ 支援員の賃金を上げるなどの処遇改善について、支援員には扶養の範囲内で働きたい方も多いため、賃金上がることで勤務時間数が制限された結果、支援員が不足してしまう恐れもあり、実施したいがなかなか難しいと感じている。

【補助金について】

- ・ 補助金の申請書類をもっと簡易にしてほしい。
- ・ 各クラブで、国基準の交付金を大幅に上回る運営費が必要となっている。保育の質向上のためにも、交付金基準額の増額を求める。
- ・ 障害の有無にかかわらず支援の必要な児童が増えており、支援員の人件費も増えているので、補助基準額上限の引き上げを希望する。

【運営について】

- ・ 保護者会運営の放課後児童クラブと、一般法人運営の放課後児童クラブでは運営費（特に人件費等）に大きな乖離があるが、交付金等の基準に差を設けることが難しく、保護者会は運営に余裕があり、一般法人は運営費に余裕がない等の運営主体による差が生じている。
- ・ 少子化減少傾向にありながら、学童利用のニーズは高い。どうしても低学年を優先するので、4年生からの利用がしづらい傾向にある。放課後子供教室等の設置についても、毎日となると送迎関係や人員不足等が考えられる。また、土曜日利用のニーズについては、利用者が限定されつつあり、活用が少ない傾向にある。

【制度について】

- ・ 土曜日や祝日の全クラブ開所が必須の年間250日以上開所の条件の緩和をお願いしたい。
- ・ 国の方針で対象を6年生まで拡大したため、6年生までを対象としているが、年々低学年の希望割合が増えている。高学年の利用を制限せざるを得ない。
- ・ 一人あたりの面積確保・児童〇人につき支援員〇人といった基準を図るための単位（クラス）は必要であるが、経費や開所日数を支援の単位別に算出する方法は実際の現場状況に則しておらず、事務が煩雑になる原因となっているため、改善策を要望したい。
- ・ 処遇改善事業を活用しているが、制度が複雑であるため、活用に至らない児童クラブが多くある。処遇改善事業とキャリアアップ事業で改善の基準となる年度が違う点、処遇改善事業要件である超えるべき人件費の算定が非常に複雑かつ超えることが困難である点などが、活用が伸びない理由と考えている。

【施設整備について】

- ・ 建物老朽化により突発的に発生する設備等の修繕費が多く、国は補助していただけるが、県は1年前の事前調書に記載が無ければ補助対象外となるので、これを改善するよう通知してほしい。

【研修について】

- ・ 放課後児童支援員認定研修受講前の研修（県内で）をしてほしい。
- ・ 職員の研修会、勉強会が少ない。

【その他】

- ・ 第三者機関による指導検査の実施をしていただきたい。
- ・ 学校によって、放課後の児童の過ごし方への関心や関与が薄い。／等

⑥ 放課後児童支援員等処遇改善等事業・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況（基本票問4）

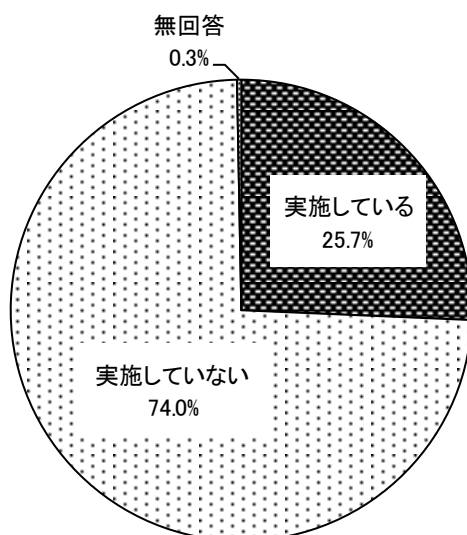
a) 放課後児童支援員等処遇改善等事業

- ✓ 放課後児童支援員等処遇改善等事業を「実施している」自治体の割合は25.7%、「実施していない」自治体は74.0%であった。

図表1-59 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施有無別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	実施している	256	25.7
2	実施していない	738	74.0
	無回答	3	0.3
	全体	997	100.0

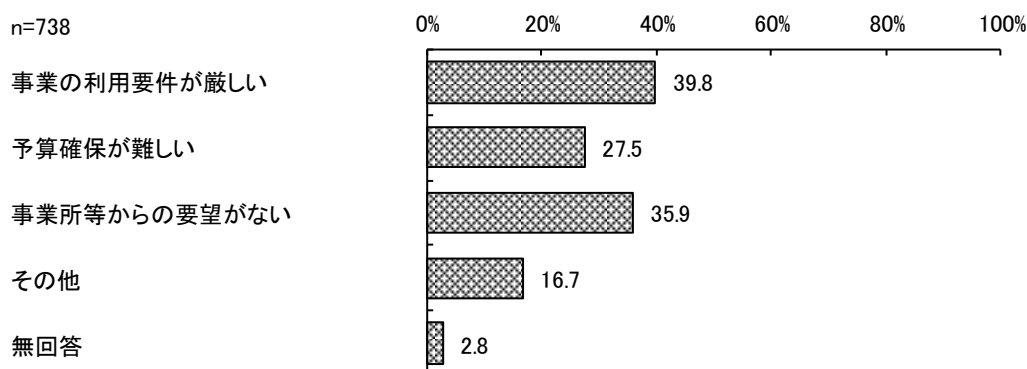
n=997



- ✓ 以下は、放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施していない自治体に対し、実施していない理由を尋ねた結果である。「事業の利用要件が厳しい」が39.8%と最も多く、次いで「事業所等からの要望がない」が35.9%、「予算確保が難しい」が27.5%などとなっている。

図表1-60 放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施していない理由別自治体数(MA)

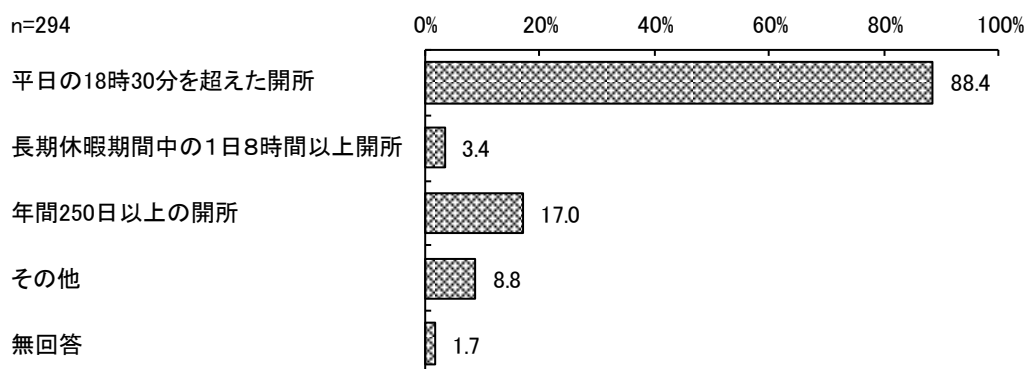
No.	カテゴリー名	n	%
1	事業の利用要件が厳しい	294	39.8
2	予算確保が難しい	203	27.5
3	事業所等からの要望がない	265	35.9
4	その他	123	16.7
	無回答	21	2.8
	全体	738	100.0



- ✓ なお、同事業を実施しない理由として「事業の利用要件が厳しい」と回答した自治体に対し、どの要件をクリアすること難しいかを尋ねた結果は以下の通りである。9割近くの自治体が「平日の18時30分を超えた開所」という条件を満たすのが難しいと回答している(88.4%)。

図表1-61 クリアするのが難しい要件別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	平日の18時30分を超えた開所	260	88.4
2	長期休暇期間中の1日8時間以上開所	10	3.4
3	年間250日以上の開所	50	17.0
4	その他	26	8.8
	無回答	5	1.7
	全体	294	100.0



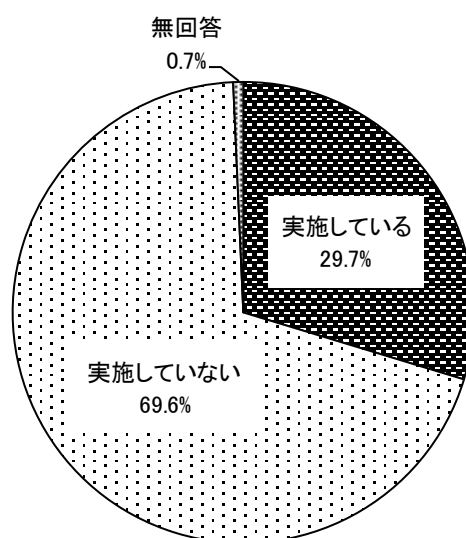
b) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

- ✓ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を「実施している」自治体の割合は29.7%、「実施していない」自治体は69.6%となっている。

図表1-62 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施有無別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	実施している	296	29.7
2	実施していない	694	69.6
	無回答	7	0.7
	全体	997	100.0

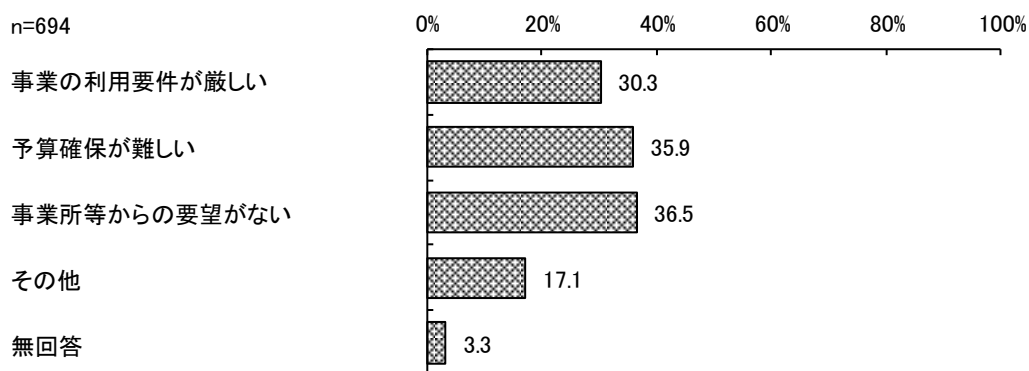
n=997



- ✓ 以下は、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施していない自治体に対し、実施していない理由を尋ねた結果である。「事業所等からの要望がない」が36.5%と最も多く、次いで「予算確保が難しい」が35.9%、「事業の利用要件が厳しい」が30.3%などとなっている。

図表1-63 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施していない理由別自治体数(MA)

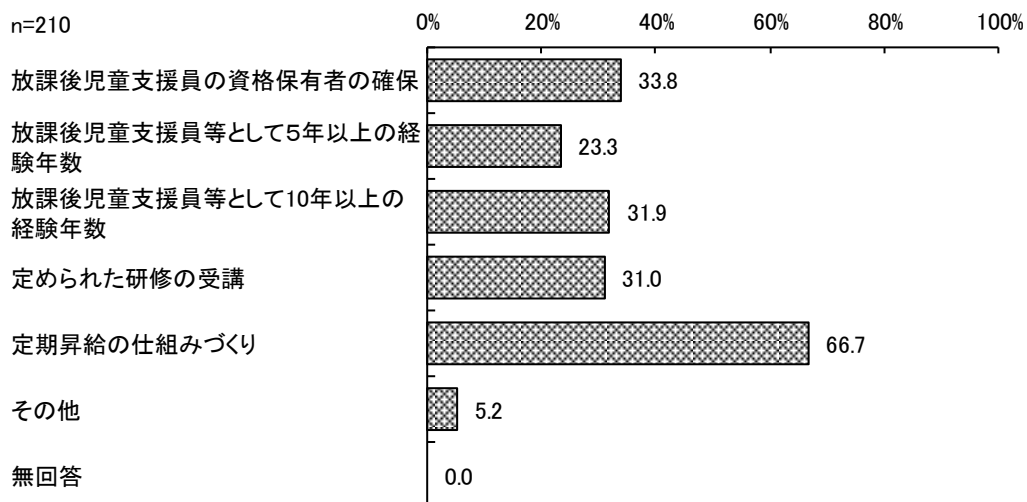
No.	カテゴリー名	n	%
1	事業の利用要件が厳しい	210	30.3
2	予算確保が難しい	249	35.9
3	事業所等からの要望がない	253	36.5
4	その他	119	17.1
	無回答	23	3.3
	全体	694	100.0



- ✓ なお、同事業を実施しない理由として「事業の利用要件が厳しい」と回答した自治体に対し、どの要件をクリアすること難しいかを尋ねた結果は以下の通りである。7割近い自治体が「定期昇給の仕組みづくり」を選択したほか、「放課後児童支援員の資格保有者の確保」「放課後児童支援員等として10年以上の経験年数」「定められた研修の受講」を選択する自治体もそれぞれ3割程度（順に33.8%、31.9%、31.0%）となっている。

図表1-64 クリアするのが難しい要件別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	放課後児童支援員の資格保有者の確保	71	33.8
2	放課後児童支援員等として5年以上の経験年数	49	23.3
3	放課後児童支援員等として10年以上の経験年数	67	31.9
4	定められた研修の受講	65	31.0
5	定期昇給の仕組みづくり	140	66.7
6	その他	11	5.2
	無回答	0	0.0
	全体	210	100.0



3. 調査結果【詳細票】

1) 放課後児童クラブの運営状況

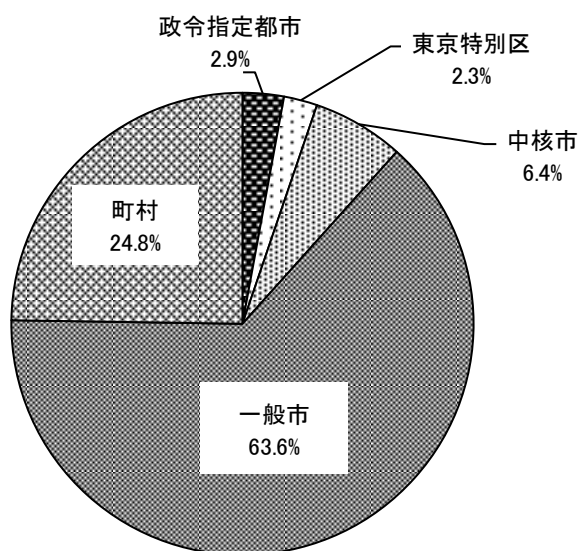
① 設置場所

- ✓ 回答が得られた放課後児童クラブの支援の単位（以下、「放課後児童クラブ」と表記）の設置場所を都市区分別にみると、「政令指定都市」2.9%、「東京特別区」2.3%、「中核市」6.4%、「一般市」63.6%、「町村」24.8%となっている。

図表2-1 都市区分別放課後児童クラブ数（SA）

No.	カテゴリー名	n	%
1	政令指定都市	181	2.9
2	東京特別区	147	2.3
3	中核市	402	6.4
4	一般市	3,991	63.6
5	町村	1,553	24.8
	全体	6,274	100.0

n=6,274



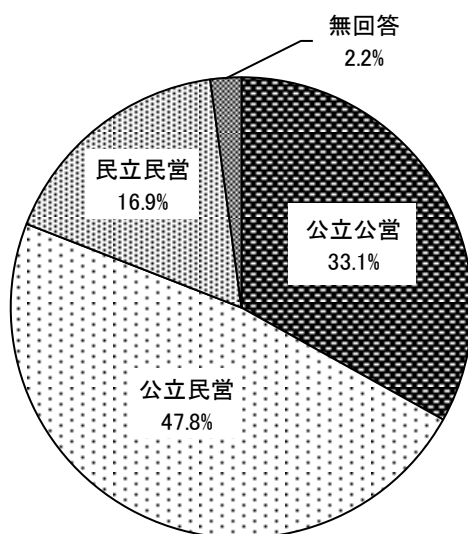
② 運営形態（問１②）

- ✓ 放課後児童クラブの運営形態は、「公立公営」が33.1%、「公立民営」が47.8%、「民立民営」が16.9%となっている。

図表2-2 運営形態別放課後児童クラブ数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	公立公営	2,075	33.1
2	公立民営	3,002	47.8
3	民立民営	1,061	16.9
	無回答	136	2.2
	全体	6,274	100.0

n=6,274



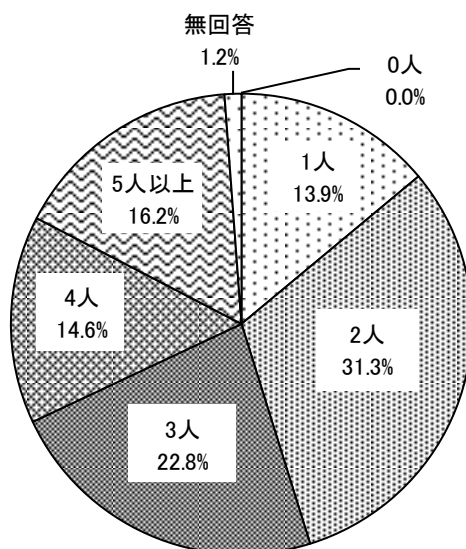
③ 職員数（問 1 ③）※令和元年 5 月 1 日時点

- ✓ 放課後児童支援員数(常勤・非常勤の合計)は、「1人」が13.9%、「2人」が31.3%、「3人」が22.8%、「4人」が14.6%、「5人以上」が16.2%となっている。平均値は3.24人。

図表2-3 放課後児童支援員数別放課後児童クラブ数

No.	カテゴリー名	n	%
1	0人	0	0.0
2	1人	874	13.9
3	2人	1,961	31.3
4	3人	1,432	22.8
5	4人	915	14.6
6	5人以上	1,018	16.2
	無回答	74	1.2
	全体	6,274	100.0

n=6,274



図表2-4 放課後児童支援員数

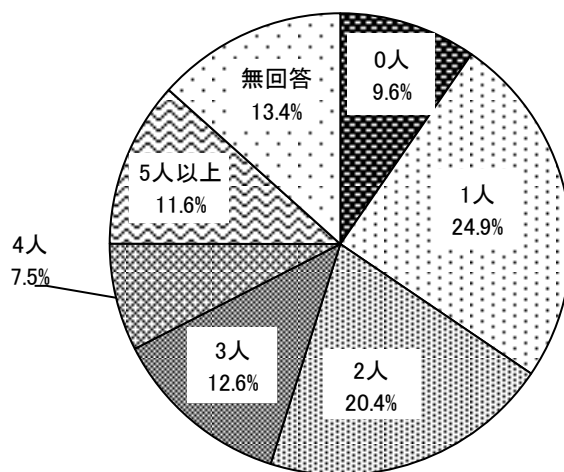
合計	20,112
平均	3.24
最大値	360.00
最小値	1
無回答	74
全体	6,274

- ✓ 補助員(常勤・非常勤の合計)数は、「0人」が9.6%、「1人」が24.9%、「2人」が20.4%、「3人」が12.6%、「4人」が7.5%、「5人以上」が11.6%となっている。平均値は2.50人。

図表2-5 補助員数別放課後児童クラブ数

No.	カテゴリー名	n	%
1	0人	604	9.6
2	1人	1,560	24.9
3	2人	1,280	20.4
4	3人	791	12.6
5	4人	472	7.5
6	5人以上	729	11.6
	無回答	838	13.4
	全体	6,274	100.0

n=6,274



図表2-6 補助員数

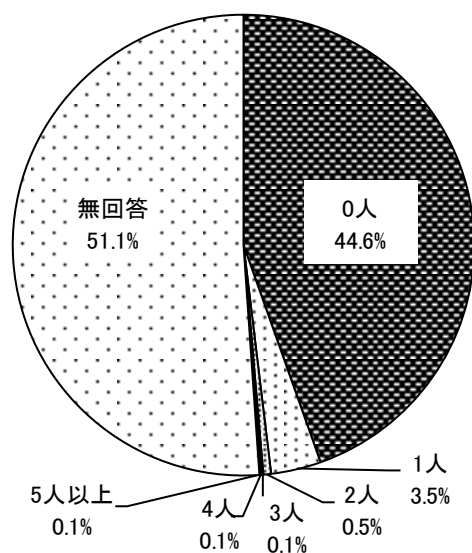
合計	13,566
平均	2.50
最大値	178
最小値	0
無回答	838
全体	6,274

- ✓（育成支援に携わらない）事務員（常勤・非常勤の合計）数は、「0人」が44.6%、「1人」が3.5%、「2人」が0.5%、「3人」が0.1%、「4人」が0.1%、「5人以上」が0.1%となっている。

図表2-7（育成支援に携わらない）事務員数別放課後児童クラブ数

No.	カテゴリー名	n	%
1	0人	2,797	44.6
2	1人	220	3.5
3	2人	34	0.5
4	3人	7	0.1
5	4人	6	0.1
6	5人以上	4	0.1
	無回答	3,206	51.1
	全体	6,274	100.0

n=6,274



図表2-8（育成支援に携わらない）事務員数

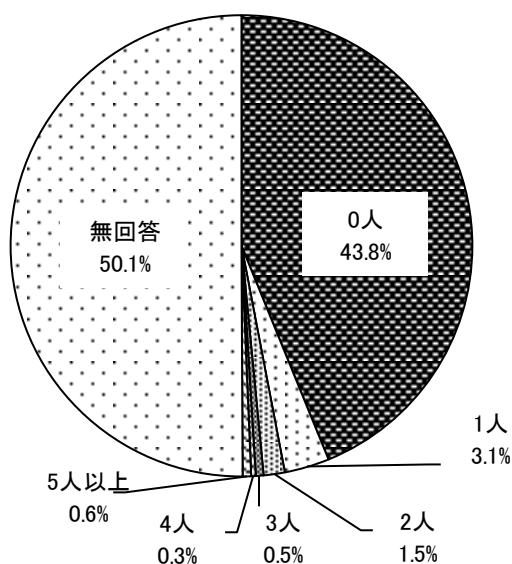
合計	358
平均	0.12
最大値	7
最小値	0
無回答	3,206
全体	6,274

- ✓ 支援員、補助員、(育成支援に携わらない)事務員以外の職員(常勤・非常勤の合計)数は、「0人」が43.8%、「1人」が3.1%、「2人」が1.5%、「3人」が0.5%、「4人」が0.3%、「5人以上」が0.6%となっている。

図表2-9 支援員、補助員、(育成支援に携わらない)事務員以外の職員数別放課後児童クラブ数

No.	カテゴリー名	n	%
1	0人	2,751	43.8
2	1人	197	3.1
3	2人	93	1.5
4	3人	34	0.5
5	4人	20	0.3
6	5人以上	37	0.6
	無回答	3,142	50.1
	全体	6,274	100.0

n=6,274



図表2-10 支援員、補助員、(育成支援に携わらない)事務員以外の職員数

合計	900
平均	0.29
最大値	25
最小値	0
無回答	3,142
全体	6,274

- ✓ 以下は各放課後児童クラブ職員数を常勤・非常勤の別に集計した結果である。放課後児童支援員の平均人数は常勤1.90人、非常勤2.14人、補助員の平均人数は常勤0.74人、非常勤2.22人などであった。
- ✓ 公立公営の放課後児童クラブでは、非常勤の放課後児童支援員の数が他の運営形態よりも多い結果となった。

図表2-11 運営形態別放課後児童クラブ職員数

【放課後児童支援員】

		③-1. 放課後児童支援員（常勤）					③-1. 放課後児童支援員（非常勤）				
		件数 （クラブ数）	合計 （職員数）	平均 （職員数）	最大値 （職員数）	最小値 （職員数）	件数 （クラブ数）	合計 （職員数）	平均 （職員数）	最大値 （職員数）	最小値 （職員数）
全体		5,301	10,098	1.90	84	0	4,681	10,014	2.14	360	0
②運営形態	1. 公立公営	1,561	3,023	1.94	84	0	1,556	3,852	2.48	360	0
	2. 公立民営	2,681	5,157	1.92	16	0	2,255	4,790	2.12	30	0
	3. 民立民営										
		966	1,747	1.81	9	0	789	1,218	1.54	16	0

【補助員】

		③-2. 補助員（常勤）					③-2. 補助員（非常勤）				
		件数 （クラブ数）	合計 （職員数）	平均 （職員数）	最大値 （職員数）	最小値 （職員数）	件数 （クラブ数）	合計 （職員数）	平均 （職員数）	最大値 （職員数）	最小値 （職員数）
全体		3,698	2,749	0.74	24	0	4,876	10,817	2.22	154	0
②運営形態	1. 公立公営	1,071	756	0.71	24	0	1,581	3,303	2.09	154	0
	2. 公立民営	1,860	1,349	0.73	10	0	2,368	5,494	2.32	21	0
	3. 民立民営										
		692	581	0.84	10	0	841	1,819	2.16	25	0

【事務員】

		③-3.（育成支援に携わらない）事務員（常勤）					③-3.（育成支援に携わらない）事務員（非常勤）				
		件数 （クラブ数）	合計 （職員数）	平均 （職員数）	最大値 （職員数）	最小値 （職員数）	件数 （クラブ数）	合計 （職員数）	平均 （職員数）	最大値 （職員数）	最小値 （職員数）
全体		2,886	168	0.06	4	0	2,946	190	0.06	7	0
②運営形態	1. 公立公営	882	29	0.03	4	0	906	3	0.00	1	0
	2. 公立民営	1,427	75	0.05	3	0	1,470	102	0.07	5	0
	3. 民立民営										
		527	56	0.11	3	0	516	75	0.15	7	0

【上記以外の職員】

		③-4. 1～3以外の職員（常勤）					③-4. 1～3以外の職員（非常勤）				
		件数 （クラブ数）	合計 （職員数）	平均 （職員数）	最大値 （職員数）	最小値 （職員数）	件数 （クラブ数）	合計 （職員数）	平均 （職員数）	最大値 （職員数）	最小値 （職員数）
全体		2,884	309	0.11	17	0	3,024	591	0.20	13	0
②運営形態	1. 公立公営	889	80	0.09	4	0	925	129	0.14	13	0
	2. 公立民営	1,426	93	0.07	17	0	1,518	286	0.19	8	0
	3. 民立民営										
		517	130	0.25	17	0	527	152	0.29	10	0

- ✓ 次に、放課後児童支援員および補助員の数を当該放課後児童クラブ支援単位における交付金算定上の「児童の数」別にみた結果は、以下の通り。

図表2-12 交付金算定上の「児童の数」別放課後児童クラブ職員数

【放課後児童支援員】

		③-1. 放課後児童支援員（合計）				
		件数	合計	平均	最大値	最小値
全体		6,200	20,112	3.24	360	1
⑧ 交付金算定上の児童の数	9人以下	148	359	2.43	13	1
	10～19人	613	1,597	2.61	10	1
	20～35人	2,140	6,409	2.99	360	1
	36～45人	1,710	5,338	3.12	17	1
	46～55人	719	2,423	3.37	32	1
	56～70人	480	1,844	3.84	18	1
	71人以上	311	1,837	5.91	315	1

【補助員】

		件数	③-2. 補助員（合計）			
			合計	平均	最大値	最小値
全体		5,436	13,566	2.50	178	0
⑧ 交付金算定上の児童の数	9人以下	129	284	2.20	12	0
	10～19人	541	1,149	2.12	15	0
	20～35人	1,885	4,216	2.24	22	0
	36～45人	1,487	3,660	2.46	27	0
	46～55人	636	1,585	2.49	18	0
	56～70人	424	1,290	3.04	19	0
	71人以上	273	1,227	4.49	178	0

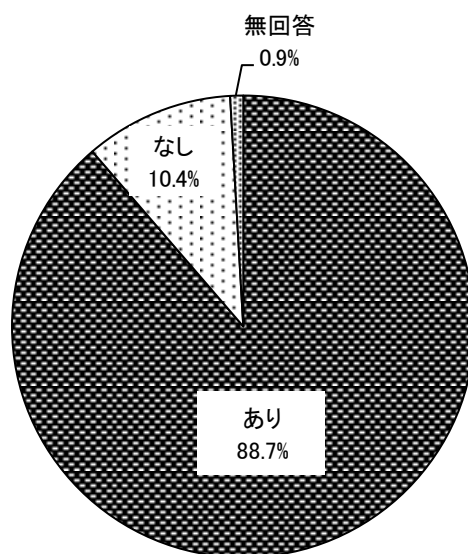
④ 開所の有無（問１④）

✓ 土曜日の開所については、88.7%の放課後児童クラブが「あり」と回答している。

図表2-13 開所の有無（土曜日）別放課後児童クラブ数（SA）

No.	カテゴリー名	n	%
1	あり	5,564	88.7
2	なし	653	10.4
	無回答	57	0.9
	全体	6,274	100.0

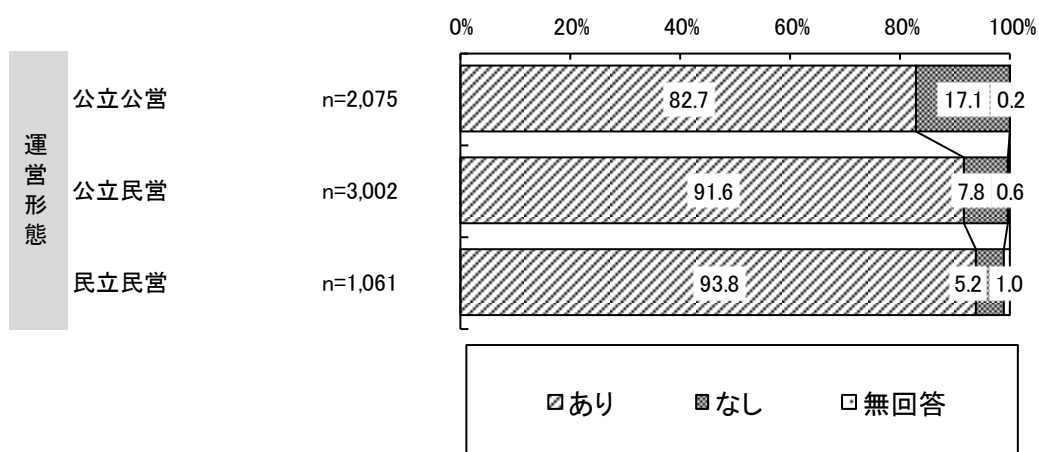
n=6,274



- ✓ 運営形態にみると、公立公営の放課後児童クラブでは民営の放課後児童クラブよりも「なし」と回答する割合が高い(17.1%)。

図表2-14 運営形態別・開所の有無(土曜日)別放課後児童クラブ数(SA)

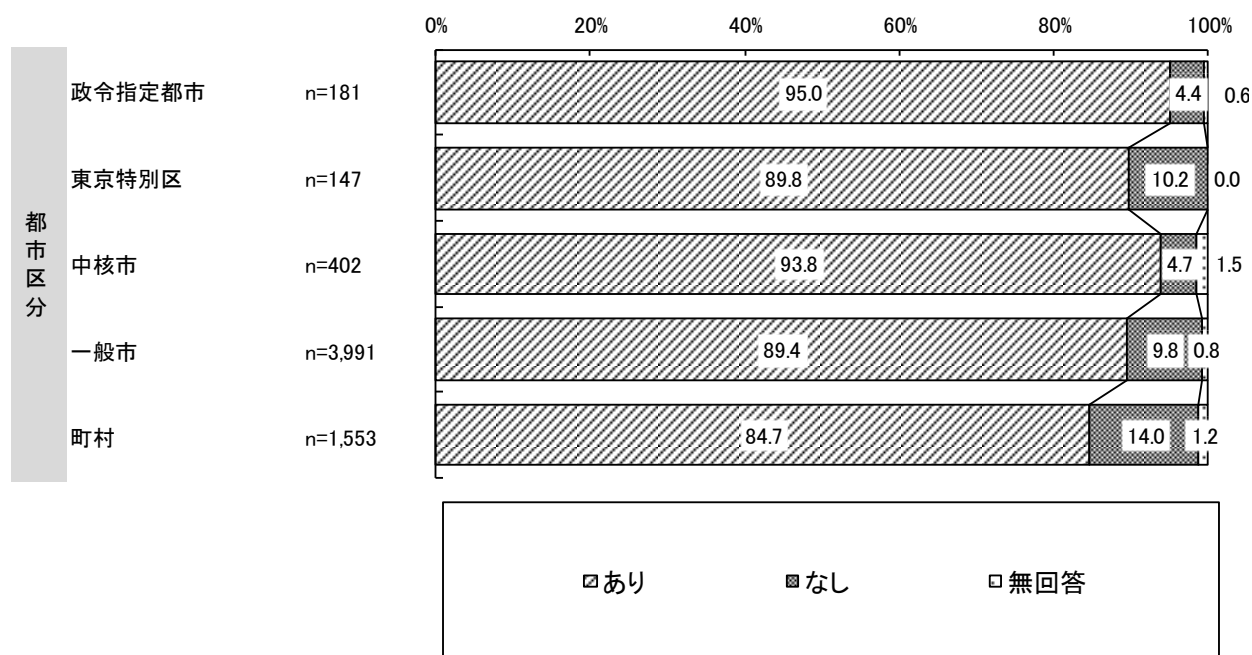
		合計	④-1. 開所の有無(土曜日)		
			1. あり	2. なし	無回答
全体		6,274	5,564	653	57
		100.0	88.7	10.4	0.9
②運営形態	1. 公立公営	2,075	1,716	354	5
		100.0	82.7	17.1	0.2
	2. 公立民営	3,002	2,750	234	18
		100.0	91.6	7.8	0.6
	3. 民立民営	1,061	995	55	11
		100.0	93.8	5.2	1.0



✓ 都市区分別にみた結果は、以下の通り。

図表2-15 都市区分別・開所の有無(土曜日)別放課後児童クラブ数(SA)

		合計	④-1. 開所の有無(土曜日)		
			1. あり	2. なし	無回答
全体		6,274	5,564	653	57
		100.0	88.7	10.4	0.9
A. 都市区分	1. 政令指定都市	181	172	8	1
		100.0	95.0	4.4	0.6
	2. 東京特別区	147	132	15	0
		100.0	89.8	10.2	0.0
	3. 中核市	402	377	19	6
		100.0	93.8	4.7	1.5
	4. 一般市	3,991	3,567	393	31
		100.0	89.4	9.8	0.8
	5. 町村	1,553	1,316	218	19
		100.0	84.7	14.0	1.2

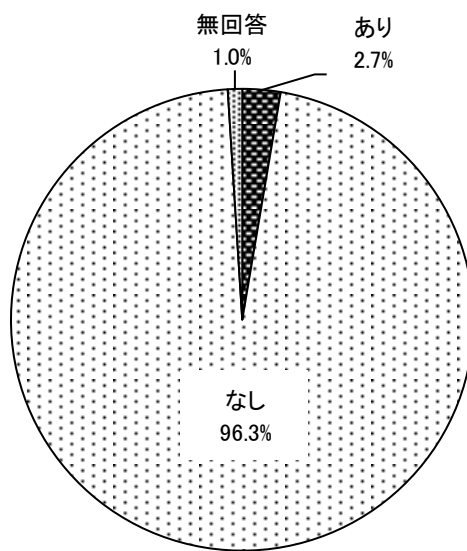


- ✓ 日祝日の開所については、運営形態に関わらずほとんどの放課後児童クラブが「なし」と回答している。

図表2-16 開所の有無(日祝日)別放課後児童クラブ数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	あり	167	2.7
2	なし	6,044	96.3
	無回答	63	1.0
	全体	6,274	100.0

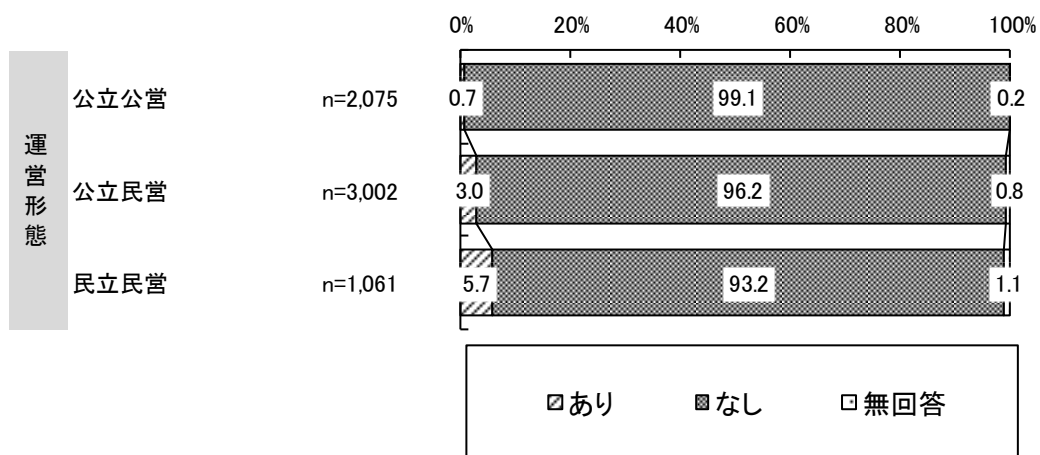
n=6,274



✓ 民立民営の放課後児童クラブでは、日祝日に開所するケースも若干みられる(5.7%)。

図表2-17 運営形態別・開所の有無(日祝日)別放課後児童クラブ数(SA)

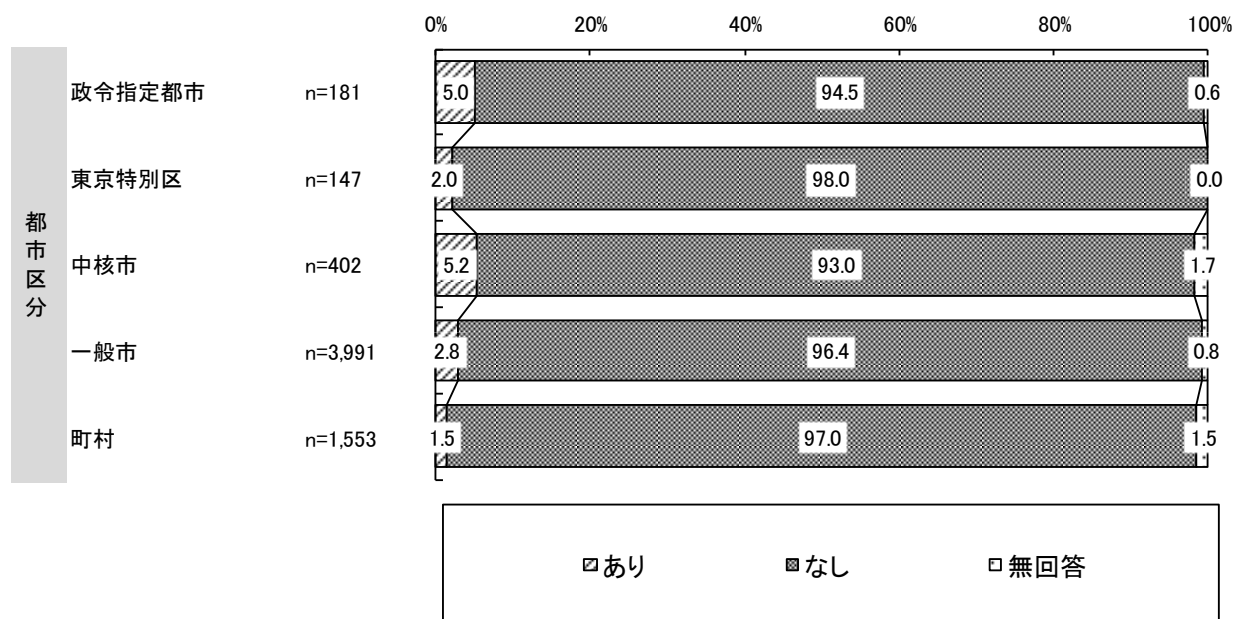
		合計	④-2. 開所有無 (日祝日)		
			1. あり	2. なし	無回答
全体		6,274	167	6,044	63
		100.0	2.7	96.3	1.0
②運営形態	1. 公立公営	2,075	14	2,056	5
		100.0	0.7	99.1	0.2
	2. 公立民営	3,002	91	2,888	23
		100.0	3.0	96.2	0.8
	3. 民立民営	1,061	60	989	12
		100.0	5.7	93.2	1.1



✓ 都市区分別にみた場合の集計結果は、以下の通り。

図表2-18 都市区分別・開所の有無(日祝日)別放課後児童クラブ数(SA)

		合計	④-2. 開所有無(日祝日)		
			1. あり	2. なし	無回答
全体		6,274 100.0	167 2.7	6,044 96.3	63 1.0
A. 都市区分	1. 政令指定都市	181 100.0	9 5.0	171 94.5	1 0.6
	2. 東京特別区	147 100.0	3 2.0	144 98.0	0 0.0
	3. 中核市	402 100.0	21 5.2	374 93.0	7 1.7
	4. 一般市	3,991 100.0	111 2.8	3,849 96.4	31 0.8
	5. 町村	1,553 100.0	23 1.5	1,506 97.0	24 1.5

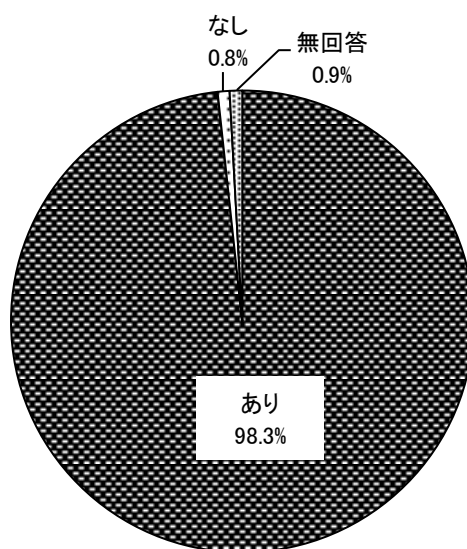


- ✓ 長期休業期間の開所については、運営形態に関わらずほぼ全ての放課後児童クラブが「あり」と回答している。運営形態別・都市区分別の集計結果も以下に示す。

図表2-19 開所の有無(長期休業期間)別放課後児童クラブ数(SA)

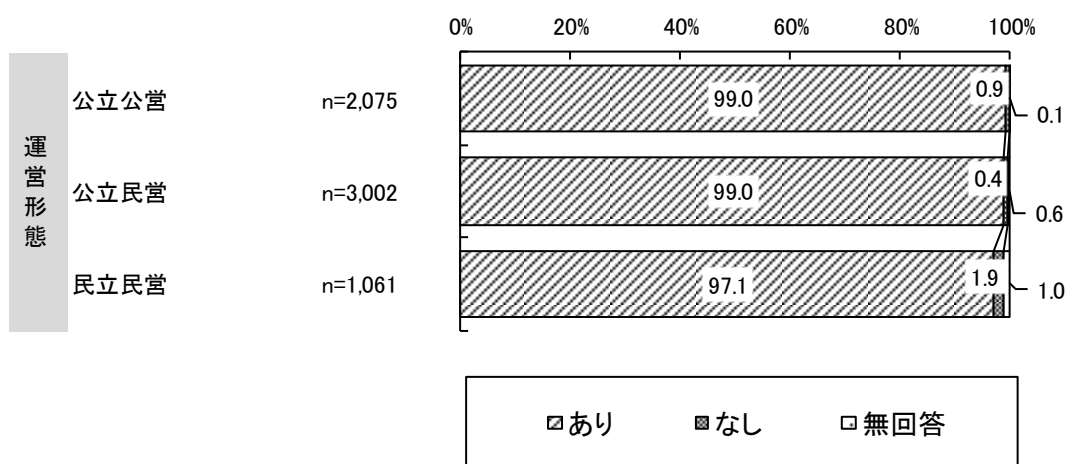
No.	カテゴリー名	n	%
1	あり	6,167	98.3
2	なし	52	0.8
	無回答	55	0.9
	全体	6,274	100.0

n=6,274



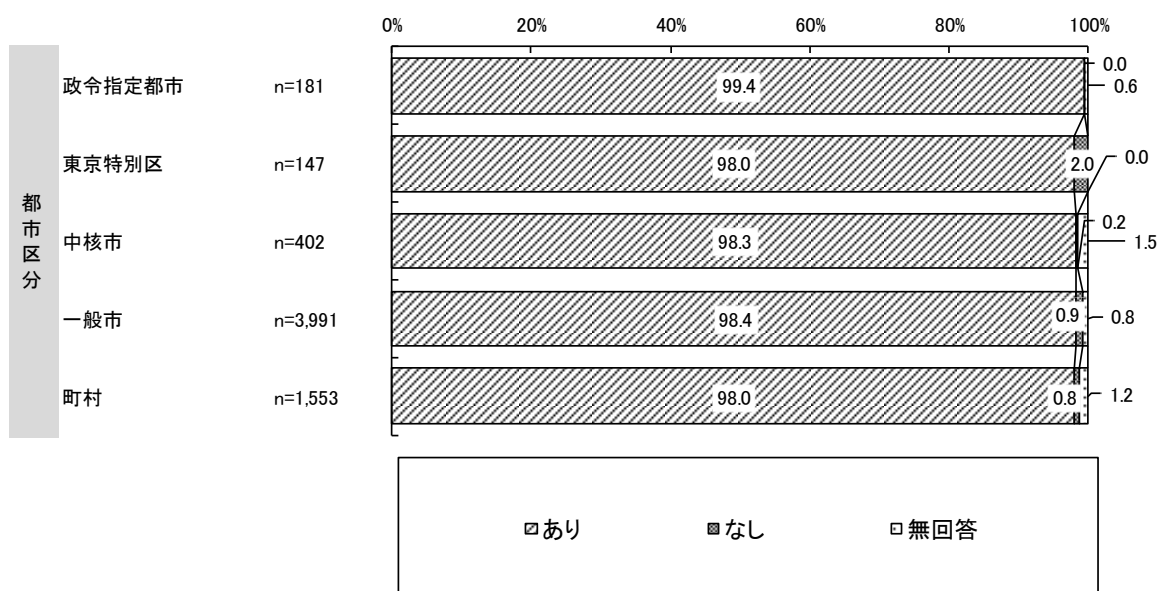
図表2-20 運営形態別・開所の有無(長期休業期間)別放課後児童クラブ数(SA)

		合計	④-3. 開所の有無 (長期休業期間)		
			1. あり	2. なし	無回答
全体		6,274	6,167	52	55
		100.0	98.3	0.8	0.9
②運営形態	1. 公立公営	2,075	2,054	18	3
		100.0	99.0	0.9	0.1
	2. 公立民営	3,002	2,971	13	18
		100.0	99.0	0.4	0.6
	3. 民立民営	1,061	1,030	20	11
		100.0	97.1	1.9	1.0



図表2-21 都市区分別・開所の有無(長期休業期間)別放課後児童クラブ数(SA)

		合計	④-3. 開所の有無 (長期休業期間)		
			1. あり	2. なし	無回答
全体		6,274	6,167	52	55
		100.0	98.3	0.8	0.9
A. 都市区分	1. 政令指定都市	181	180	0	1
		100.0	99.4	0.0	0.6
	2. 東京特別区	147	144	3	0
		100.0	98.0	2.0	0.0
	3. 中核市	402	395	1	6
		100.0	98.3	0.2	1.5
	4. 一般市	3,991	3,926	35	30
		100.0	98.4	0.9	0.8
	5. 町村	1,553	1,522	13	18
		100.0	98.0	0.8	1.2

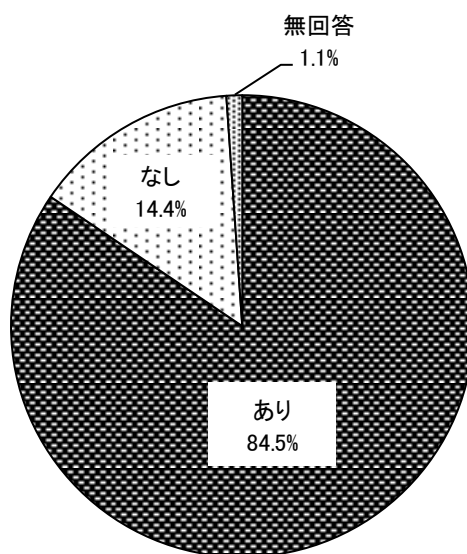


- ✓ 土曜日・日祝日・長期休業期間以外の学校休業日における開所については、84.5%の放課後児童クラブが「あり」と回答している。

図表2-22 開所の有無(土曜日・日祝日・長期休業期間以外の学校休業日)別放課後児童クラブ数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	あり	5,299	84.5
2	なし	906	14.4
	無回答	69	1.1
	全体	6,274	100.0

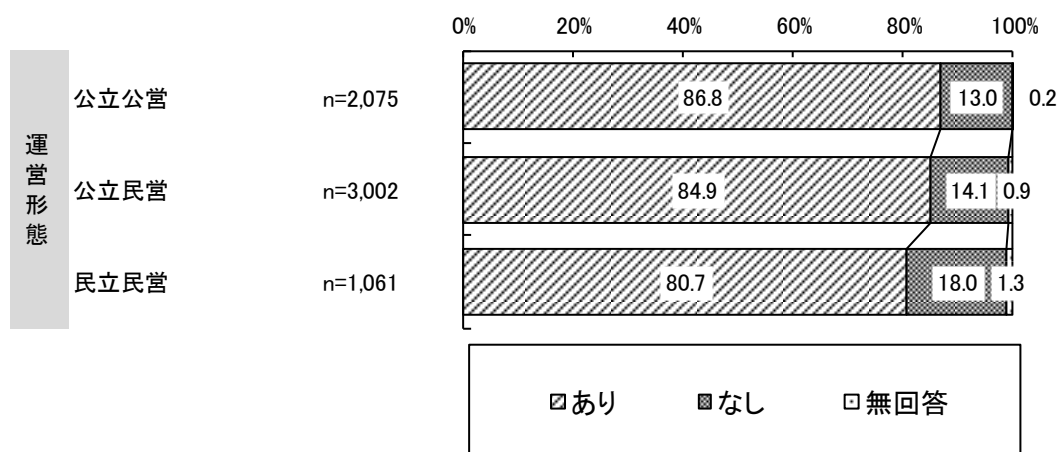
n=6,274



- ✓ これを運営形態別にみると、国立・公立・私立の放課後児童クラブは他の運営形態と比較して「なし」と回答する割合が若干高い(18.0%)。

図表2-23 運営形態別・開所の有無(土曜日・日祝日・長期休業期間以外の学校休業日)別放課後児童クラブ数(SA)

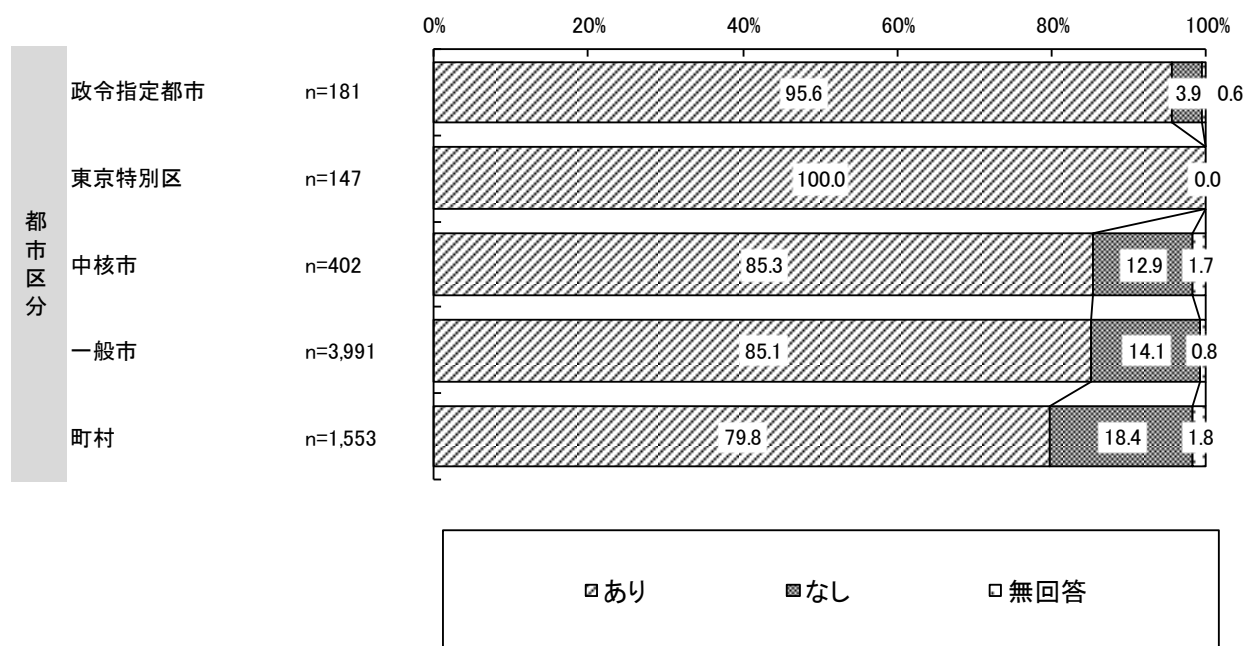
		合計	④-4. 開所の有無 (学校休業日)		
			1. あり	2. なし	無回答
全体		6,274	5,299	906	69
		100.0	84.5	14.4	1.1
②運営形態	1. 公立公営	2,075	1,802	269	4
		100.0	86.8	13.0	0.2
	2. 公立民営	3,002	2,550	424	28
		100.0	84.9	14.1	0.9
	3. 国立・私立	1,061	856	191	14
		100.0	80.7	18.0	1.3



- ✓ 都市区分別では、中核市、一般市、町村で「あり」と回答する割合が徐々に低くなっている（それぞれ85.3%、85.1%、79.8%）。

図表2-24 都市区分別・開所の有無（土曜日・日祝日・長期休業期間以外の学校休業日）別放課後児童クラブ数（SA）

		合計	④-4. 開所の有無（学校休業日）		
			1. あり	2. なし	無回答
全体		6,274	5,299	906	69
		100.0	84.5	14.4	1.1
A. 都市区分	1. 政令指定都市	181	173	7	1
		100.0	95.6	3.9	0.6
	2. 東京特別区	147	147	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0
	3. 中核市	402	343	52	7
		100.0	85.3	12.9	1.7
	4. 一般市	3,991	3,397	561	33
		100.0	85.1	14.1	0.8
	5. 町村	1,553	1,239	286	28
		100.0	79.8	18.4	1.8



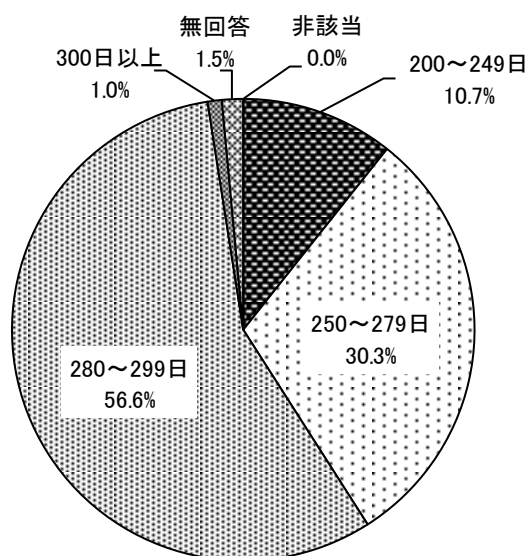
⑤ 年間開所日数（問1⑤）

- ✓ 年間開所日数については、「200～249日」が10.7%、「250～279日」が30.3%、「280～299日」が56.6%、「300日以上」が1.0%となっている。平均値は273.74日。

図表2-25 年間開所日数別放課後児童クラブ数

No.	カテゴリー名	n	%
1	200～249日	670	10.7
2	250～279日	1,900	30.3
3	280～299日	3,549	56.6
4	300日以上	62	1.0
	無回答	93	1.5
	全体	6,274	100.0

n=6,274



図表2-26 年間開所日数

合計	1,691,990
平均	273.74
最大値	365
最小値	200
無回答	93
全体	6,181

- ✓ 年間開所日数の平均値を運営形態別にみると、公立公営で270.65日、公立民営で274.27日、民立民営で278.45日であった。

図表2-27 運営形態別年間開所日数

		件数 (クラブ数)	⑤年間開所日数			
			合計 (日数)	平均 (日数)	最大値 (日数)	最小値 (日数)
全体		6,181	1,691,990	273.74	365	200
②運営形態	1. 公立公営	2,049	554,554	270.65	308	200
	2. 公立民営	2,972	815,134	274.27	360	202
	3. 民立民営	1,043	290,419	278.45	365	200

- ✓ 都市区分別にみると、政令指定都市で284.74日、東京特別区で279.91日、中核市で271.72日、一般市で273.83日、町村で272.14日であった。

図表2-28 都市区分別年間開所日数

		件数 (クラブ数)	⑤年間開所日数			
			合計 (日数)	平均 (日数)	最大値 (日数)	最小値 (日数)
全体		6,181	1,691,990	273.74	365	200
A. 都市区分	1. 政令指定都市	180	51,254	284.74	349	228
	2. 東京特別区	146	40,867	279.91	293	240
	3. 中核市	394	107,056	271.72	297	210
	4. 一般市	3,932	1,076,716	273.83	365	200
	5. 町村	1,529	416,097	272.14	360	200

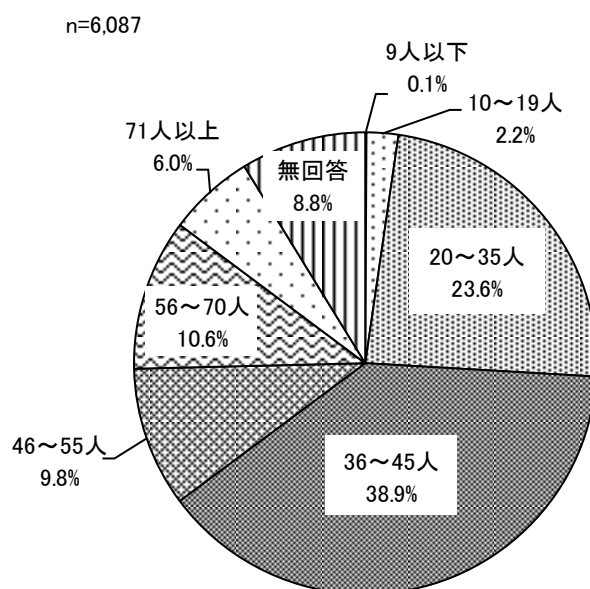
⑥ 利用定員数（問 1 ⑥）

- ✓ 利用定員数は「36～45人」が38.9%と最も多く、次いで「20～35人」23.6%、「56～70人」10.6%などとなっている。利用定員数の平均値は、44.50人。

図表2-29 利用定員数別放課後児童クラブ数

No.	カテゴリー名	n	%
1	9人以下	5	0.1
2	10～19人	135	2.2
3	20～35人	1,438	23.6
4	36～45人	2,368	38.9
5	46～55人	596	9.8
6	56～70人	645	10.6
7	71人以上	367	6.0
	無回答	533	8.8
	設定していない	187	
	全体	6,087	100.0

(注)利用定員数を設定していないと回答した放課後児童クラブは、割合の算出から除外している。



図表2-30 利用定員数

合計	247,165
平均	44.50
最大値	345
最小値	4
無回答	96
全体	5,554

(注)上記利用定員数の平均値の算出にあたっては、利用定員を設定していないと回答した放課後児童クラブを含めていない。図表 2-31 も同様。

- ✓ 利用定員数の平均値を運営形態別にみると、公立公営で45.71人、公立民営で45.80人、民立民営で38.83人。

図表2-31 利用定員数

		件数 (クラブ数)	⑥利用定員数			
			合計 (人数)	平均 (人数)	最大値 (人数)	最小値 (人数)
全体		5,554	247,165	44.50	345	4
②運営形態	1. 公立公営	1,833	83,793	45.71	345	4
	2. 公立民営	2,638	120,809	45.80	265	9
	3. 民立民営	976	37,897	38.83	135	7

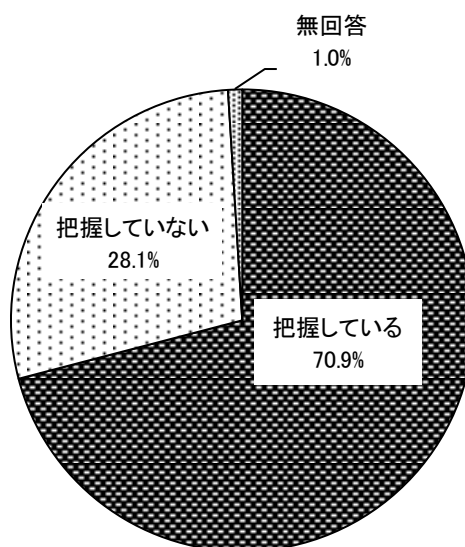
⑦ 利用希望日数把握のタイミング（問1⑦）

- ✓ 以下は、交付金算定上の「児童の数」を算定するために、どの程度の頻度で利用希望日数把握を行っているか尋ねたものである。まず、利用申請（申込）時に利用希望日数を「把握している」と回答した放課後児童クラブの割合は70.9%、「把握していない」割合は28.1%であった。

図表2-32 利用申請（申込）時の利用希望日数把握有無別放課後児童クラブ数（SA）

No.	カテゴリー名	n	%
1	把握している	4,450	70.9
2	把握していない	1,762	28.1
	無回答	62	1.0
	全体	6,274	100.0

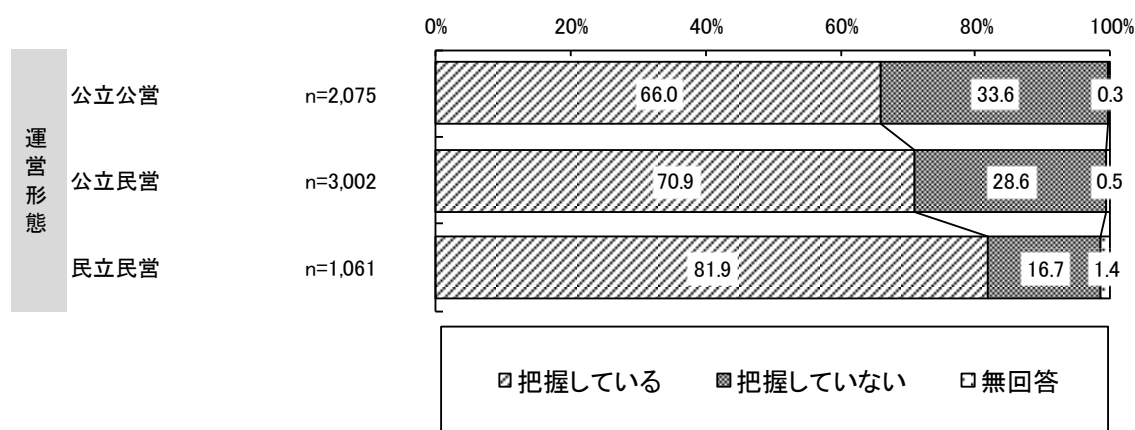
n=6,274



- ✓ 設置運営形態別にみると、「把握している」と回答した放課後児童クラブの割合は公立公営で66.0%、公立民営で70.9%、民立民営で81.9%となっている。

図表2-33 運営形態別・利用申請（申込）時の利用希望日数把握有無別放課後児童クラブ数
(SA)

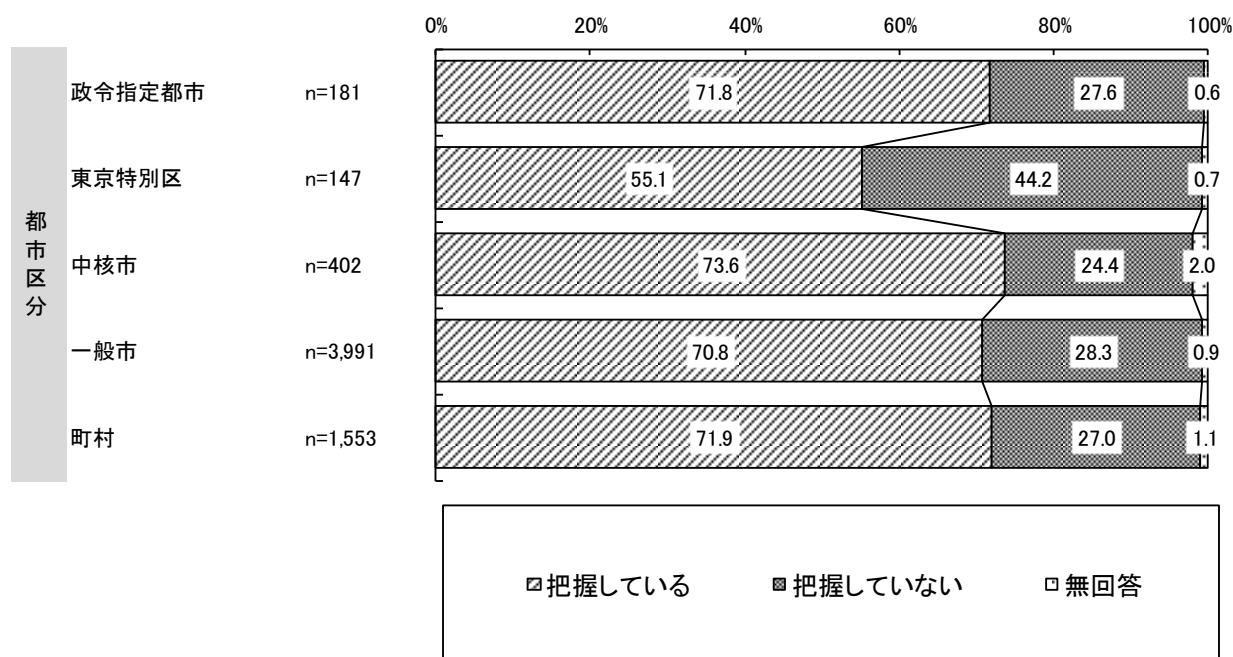
		合計	⑦-1. 利用申請（申込）時の利用希望日数把握有無		
			1. 把握している	2. 把握していない	無回答
全体		6,274	4,450	1,762	62
		100.0	70.9	28.1	1.0
②運営形態	1. 公立公営	2,075	1,370	698	7
		100.0	66.0	33.6	0.3
	2. 公立民営	3,002	2,127	859	16
		100.0	70.9	28.6	0.5
	3. 民立民営	1,061	869	177	15
		100.0	81.9	16.7	1.4



- ✓ 放課後児童クラブにおける利用申請(申込)時の利用希望日数把握有無と都市区分別にみると、東京特別区では「把握している」と回答する割合が他の都市区分と比較して低い(55.1%)。

図表2-34 都市区分別・利用申請(申込)時の利用希望日数把握有無別放課後児童クラブ数
(SA)

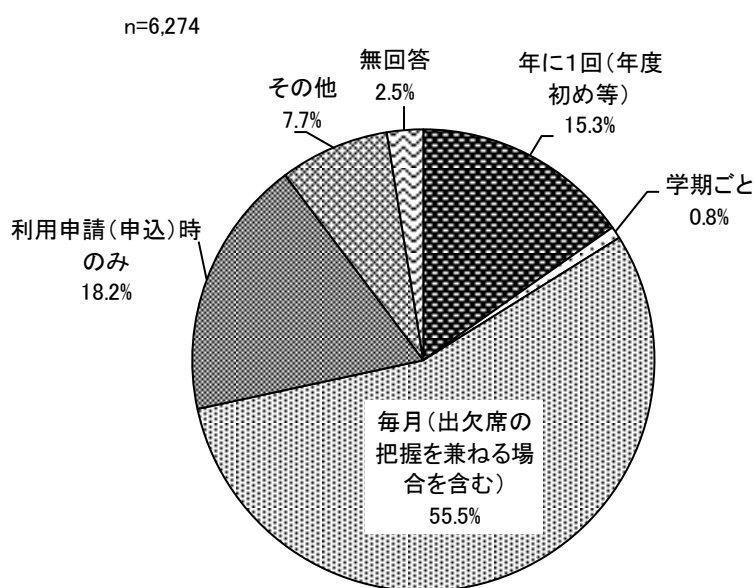
		合計	⑦-1. 利用申請(申込)時の利用希望日数把握有無		
			1. 把握している	2. 把握していない	無回答
全体		6,274	4,450	1,762	62
		100.0	70.9	28.1	1.0
A. 都市区分	1. 政令指定都市	181	130	50	1
		100.0	71.8	27.6	0.6
	2. 東京特別区	147	81	65	1
		100.0	55.1	44.2	0.7
	3. 中核市	402	296	98	8
		100.0	73.6	24.4	2.0
	4. 一般市	3,991	2,827	1,129	35
		100.0	70.8	28.3	0.9
	5. 町村	1,553	1,116	420	17
		100.0	71.9	27.0	1.1



- ✓ 次に、(実際に利用開始後の)学校のある期間については、「毎月(出欠席の把握を兼ねる場合を含む)」利用希望日数(交付金算定上の「児童の数」を算出するうえで参照する利用希望日数)を把握している放課後児童クラブが55.5%となっている。

図表2-35 学校のある期間における利用希望日数把握頻度別放課後児童クラブ数(SA)

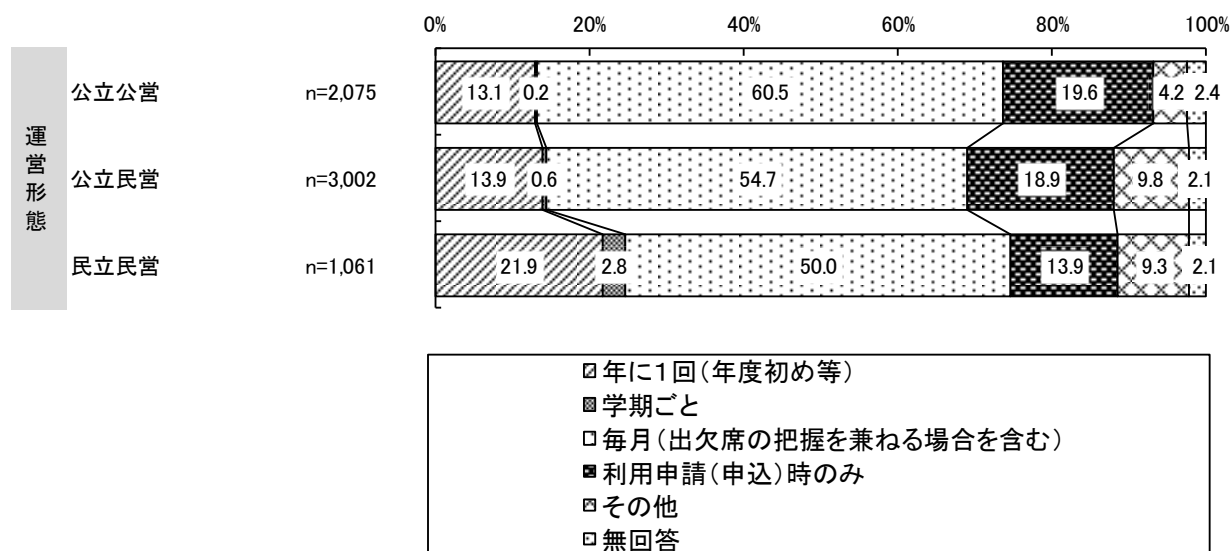
No.	カテゴリー名	n	%
1	年に1回(年度初め等)	957	15.3
2	学期ごと	53	0.8
3	毎月(出欠席の把握を兼ねる場合を含む)	3,483	55.5
4	利用申請(申込)時のみ	1,141	18.2
5	その他	481	7.7
	無回答	159	2.5
	全体	6,274	100.0



- ✓ 設置運営形態別でみると、公営の放課後児童クラブでは、「毎月（出欠席の把握を兼ねる場合を含む）」と回答する割合が民営の放課後児童クラブよりも高い（公立公営60.5%、公立民営54.7%、民立民営50.0%）。

図表2-36 運営形態別・学校のある期間における利用希望日数把握頻度別放課後児童クラブ数
(SA)

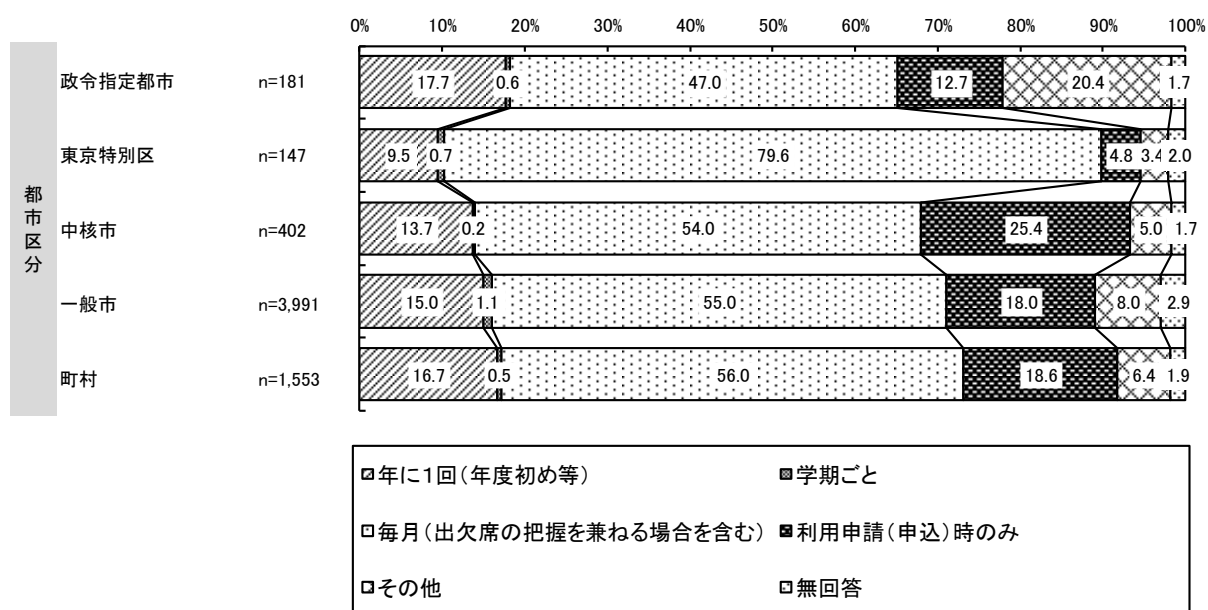
		合計	⑦-2. 学校のある期間					
			1. 年に1回 (年度初め等)	2. 学期ごと	3. 毎月(出欠席の把握を兼ねる場合を含む)	4. 利用申請(申込)時のみ	5. その他	無回答
全体		6,274	957	53	3,483	1,141	481	159
		100.0	15.3	0.8	55.5	18.2	7.7	2.5
②運営形態	1. 公立公営	2,075	271	4	1,255	407	88	50
		100.0	13.1	0.2	60.5	19.6	4.2	2.4
	2. 公立民営	3,002	418	18	1,642	568	293	63
		100.0	13.9	0.6	54.7	18.9	9.8	2.1
	3. 民立民営	1,061	232	30	531	147	99	22
		100.0	21.9	2.8	50.0	13.9	9.3	2.1



- ✓ 都市区分別にみると、東京特別区では「毎月（出欠席の把握を兼ねる場合を含む）」と回答する割合が高い(79.6%)。

図表2-37 都市区分別・学校のある期間における利用希望日数把握頻度別放課後児童クラブ数
(SA)

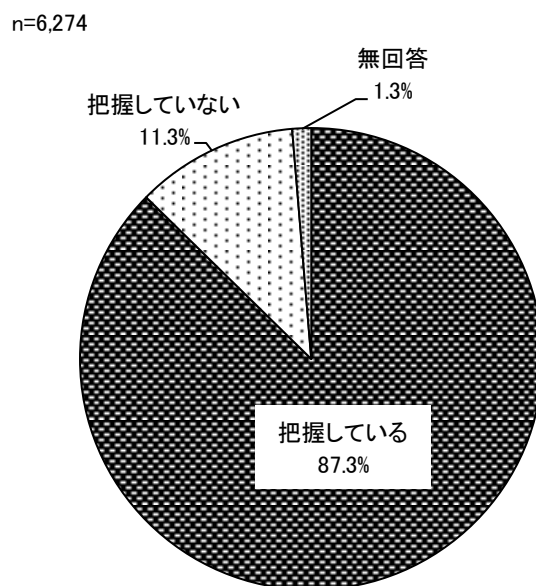
		合計	⑦-2. 学校のある期間					
			1. 年に1回 (年度初め等)	2. 学期ごと	3. 毎月(出欠席の把握を兼ねる場合を含む)	4. 利用申請(申込)時のみ	5. その他	無回答
全体		6,274	957	53	3,483	1,141	481	159
		100.0	15.3	0.8	55.5	18.2	7.7	2.5
A. 都市区分	1. 政令指定都市	181	32	1	85	23	37	3
		100.0	17.7	0.6	47.0	12.7	20.4	1.7
	2. 東京特別区	147	14	1	117	7	5	3
		100.0	9.5	0.7	79.6	4.8	3.4	2.0
	3. 中核市	402	55	1	217	102	20	7
		100.0	13.7	0.2	54.0	25.4	5.0	1.7
	4. 一般市	3,991	597	42	2,195	720	320	117
		100.0	15.0	1.1	55.0	18.0	8.0	2.9
	5. 町村	1,553	259	8	869	289	99	29
		100.0	16.7	0.5	56.0	18.6	6.4	1.9



- ✓（実際の利用開始後における）長期休業期間の利用希望日数の把握状況については、87.3%の放課後児童クラブが利用希望日数把握を行っている。運営形態別、都市区分別の大きな違いはみられない。

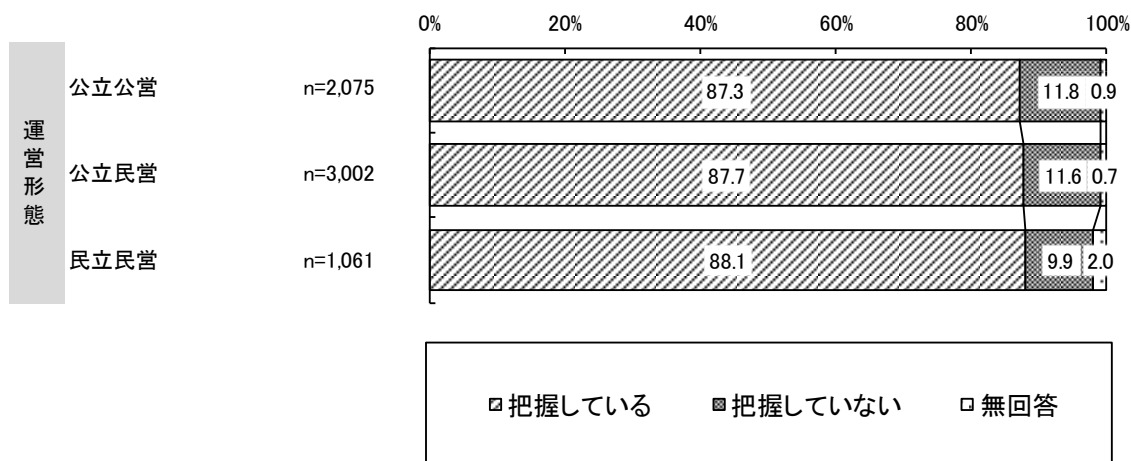
図表2-38 長期休業期間中における利用希望日数把握頻度別放課後児童クラブ数（SA）

No.	カテゴリー名	n	%
1	把握している	5,480	87.3
2	把握していない	711	11.3
	無回答	83	1.3
	全体	6,274	100.0



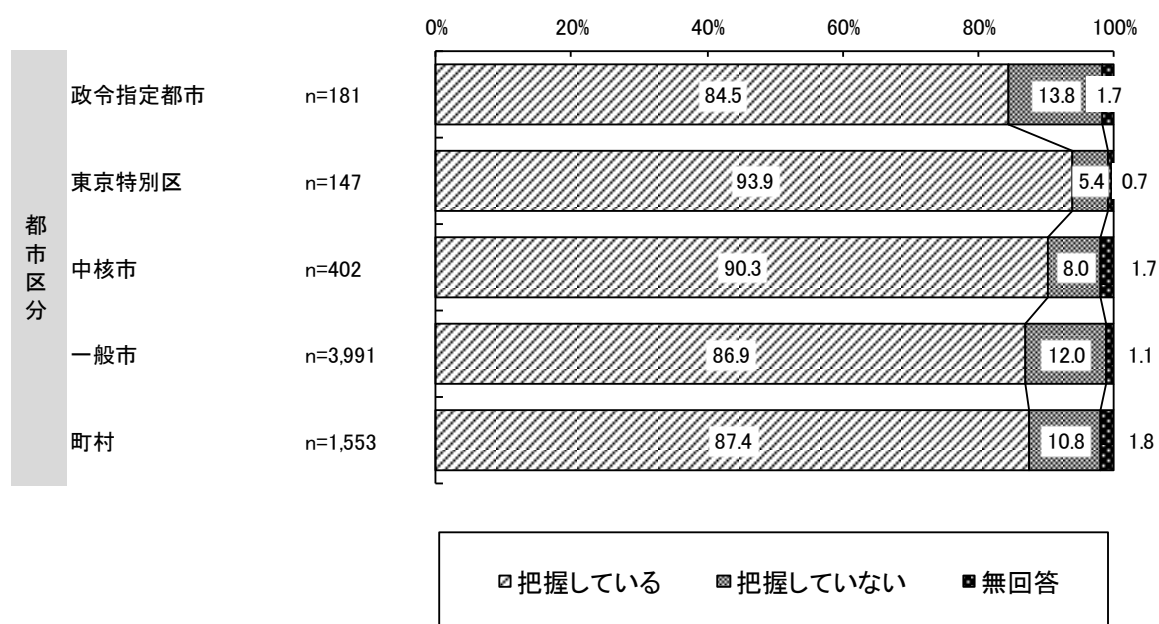
図表2-39 運営形態別・長期休業期間中における利用希望日数把握頻度別放課後児童クラブ数
(SA)

		合計	⑦-3. 長期休業期間把握有無		
			1. 把握している	2. 把握していない	無回答
全体		6,274	5,480	711	83
		100.0	87.3	11.3	1.3
②運営形態	1. 公立公営	2,075	1,811	245	19
		100.0	87.3	11.8	0.9
	2. 公立民営	3,002	2,633	349	20
		100.0	87.7	11.6	0.7
	3. 民立民営	1,061	935	105	21
		100.0	88.1	9.9	2.0



図表2-40 都市区分別・長期休業期間中における利用希望日数把握頻度別放課後児童クラブ数
(SA)

		合 計	⑦-3. 長期休業期間把握有無		
			1. 把握して いる	2. 把握して いない	無回答
全体		6,274 100.0	5,480 87.3	711 11.3	83 1.3
A. 都市区分	1. 政令指定都市	181 100.0	153 84.5	25 13.8	3 1.7
	2. 東京特別区	147 100.0	138 93.9	8 5.4	1 0.7
	3. 中核市	402 100.0	363 90.3	32 8.0	7 1.7
	4. 一般市	3,991 100.0	3,468 86.9	479 12.0	44 1.1
	5. 町村	1,553 100.0	1,358 87.4	167 10.8	28 1.8

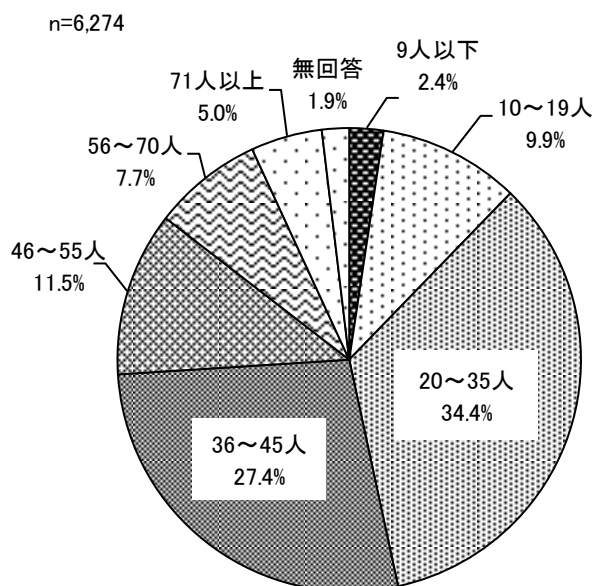


⑧ 交付金算定上の「児童の数」(問1⑧)

- ✓ 交付金算定上の「児童の数」は、「20～35人」が34.4%と最も多く、次いで「36～45人」が27.4%、「46～55人」が11.5%などとなっている。平均値は、39.97人。

図表2-41 交付金算定上の「児童の数」別放課後児童クラブ数

No.	カテゴリー名	n	%
1	9人以下	149	2.4
2	10～19人	619	9.9
3	20～35人	2,157	34.4
4	36～45人	1,717	27.4
5	46～55人	720	11.5
6	56～70人	481	7.7
7	71人以上	312	5.0
	無回答	119	1.9
	全体	6,274	100.0



図表2-42 交付金算定上の「児童の数」

合計	246,004
平均	39.97
無回答	119
全体	6,155

(注) 以降の数値記入の設問については、誤答と考えられる回答も散見されたが、異常値と判断されるものを除いて、全て集計に含めている。

- ✓ 交付金算定上の「児童の数」の平均値を運営形態別にみると、公立公営では43.59人、公立民営で39.72人、民立民営で33.78人。

図表2-43 運営形態別・交付金算定上の「児童の数」

		件数 (クラブ数)	⑧. 交付金算定上の「児童の数」		
			合計	平均	中央値
全体		6,155	246,004	39.97	36
②運営形態	1. 公立公営	2,041	88,960	43.59	36
	2. 公立民営	2,973	118,084	39.72	38
	3. 民立民営	1,026	34,659	33.78	33

⑨ 登録児童数（問1⑨）

- ✓ 登録児童数（各月1日時点の登録児童数）の平均値は、令和元年5月で43.67人、令和元年8月で45.54人、令和2年2月で40.88人。令和元年度の登録児童数（年間延べ数）の平均値は、510.70人で、これを12ヵ月で割ると42.56人。交付金算定上の「児童の数」（問1⑧）の平均値と比較した場合の差は、2.59人。

図表2-44 登録児童数

	令和元年5月	令和元年8月	令和2年2月	年間延べ数
合計	261,957	272,216	243,957	2,935,017
平均	43.67	45.54	40.88	510.70
中央値	39	40	36	457
無回答	275	296	306	527
全体	5,998	5,977	5,968	5,747

（注）令和元年度の年間延べ数とは、令和元年4月から令和2年3月までの各月1日時点の登録児童数の合計値。

- ✓ 運営形態別の平均値をみると、登録児童数は公立公営の放課後児童クラブの方が多い。なお、令和元年度の登録児童数(年間延べ数)の平均値は公立公営で545.71人、公立民営で516.54人、民立民営430.79人であり、これを12ヵ月で割るとそれぞれ45.48人、43.05人、35.90人。上述の交付金算定上の「児童の数」(問1⑧)の平均値と比較した場合の差は、公立公営で1.89人、公立民営で3.33人、民立民営で2.12人。

図表2-45 運営形態別登録児童数

【令和元年5月】

		件数 (クラブ数)	⑨-1. 登録児童数 (令和元年5月)		
			合計	平均	中央値
全体		5,998	261,957	43.67	39
②運営形態	1. 公立公営	1,980	93,137	47.04	40
	2. 公立民営	2,889	126,869	43.91	40
	3. 民立民営	1,015	37,251	36.70	36

【令和元年8月】

		件数 (クラブ数)	⑨-2. 登録児童数 (令和元年8月)		
			合計	平均	中央値
全体		5,977	272,216	45.54	40
②運営形態	1. 公立公営	1,978	98,643	49.87	42
	2. 公立民営	2,870	130,341	45.41	41
	3. 民立民営	1,015	38,296	37.73	36

【令和2年2月】

		件数 (クラブ数)	⑨-3. 登録児童数 (令和2年2月)		
			合計	平均	中央値
全体		5,968	243,957	40.88	36
②運営形態	1. 公立公営	1,968	86,372	43.89	36
	2. 公立民営	2,871	118,260	41.19	37
	3. 民立民営	1,015	35,027	34.51	33

【令和元年度の年間延べ数】

		件数 (クラブ数)	⑨-4. 登録児童数（令和元年度の年間延べ数）		
			合計	平均	中央値
全体		5,747	2,935,017	510.70	457
②運営形態	1. 公立公営	1,868	1,019,380	545.71	461.5
	2. 公立民営	2,805	1,448,889	516.54	469
	3. 民立民営	964	415,281	430.79	414.5

- ✓ 令和元年度の登録児童数(年間延べ数)の平均値と各月(令和元年5月、令和元年8月、令和2年2月)の登録児童数との関係をもた結果を以下に示す。

図表2-46 登録児童数(年間延べ数)別・登録児童数別放課後児童クラブ数

【令和元年5月】

		合計	⑨登録児童数（令和元年5月）						
			9人以下	10～19人	20～35人	36～45人	46～55人	56～70人	71人以上
全体		5,734 100.0	119 2.1	485 8.5	1,755 30.6	1,481 25.8	852 14.9	588 10.3	454 7.9
⑨-4. 年間延べ数	108人以下	105 100.0	87 82.9	8 7.6	8 7.6	1 1.0	1 1.0	0 0.0	0 0.0
	109～228人	499 100.0	30 6.0	412 82.6	42 8.4	9 1.8	3 0.6	1 0.2	2 0.4
	229～420人	1,813 100.0	2 0.1	62 3.4	1,596 88.0	148 8.2	1 0.1	1 0.1	3 0.2
	421～540人	1,490 100.0	0 0.0	2 0.1	96 6.4	1,253 84.1	139 9.3	0 0.0	0 0.0
	541～660人	813 100.0	0 0.0	0 0.0	6 0.7	69 8.5	652 80.2	85 10.5	1 0.1
	661～840人	585 100.0	0 0.0	0 0.0	5 0.9	0 0.0	54 9.2	481 82.2	45 7.7
	841人以上	429 100.0	0 0.0	1 0.2	2 0.5	1 0.2	2 0.5	20 4.7	403 93.9

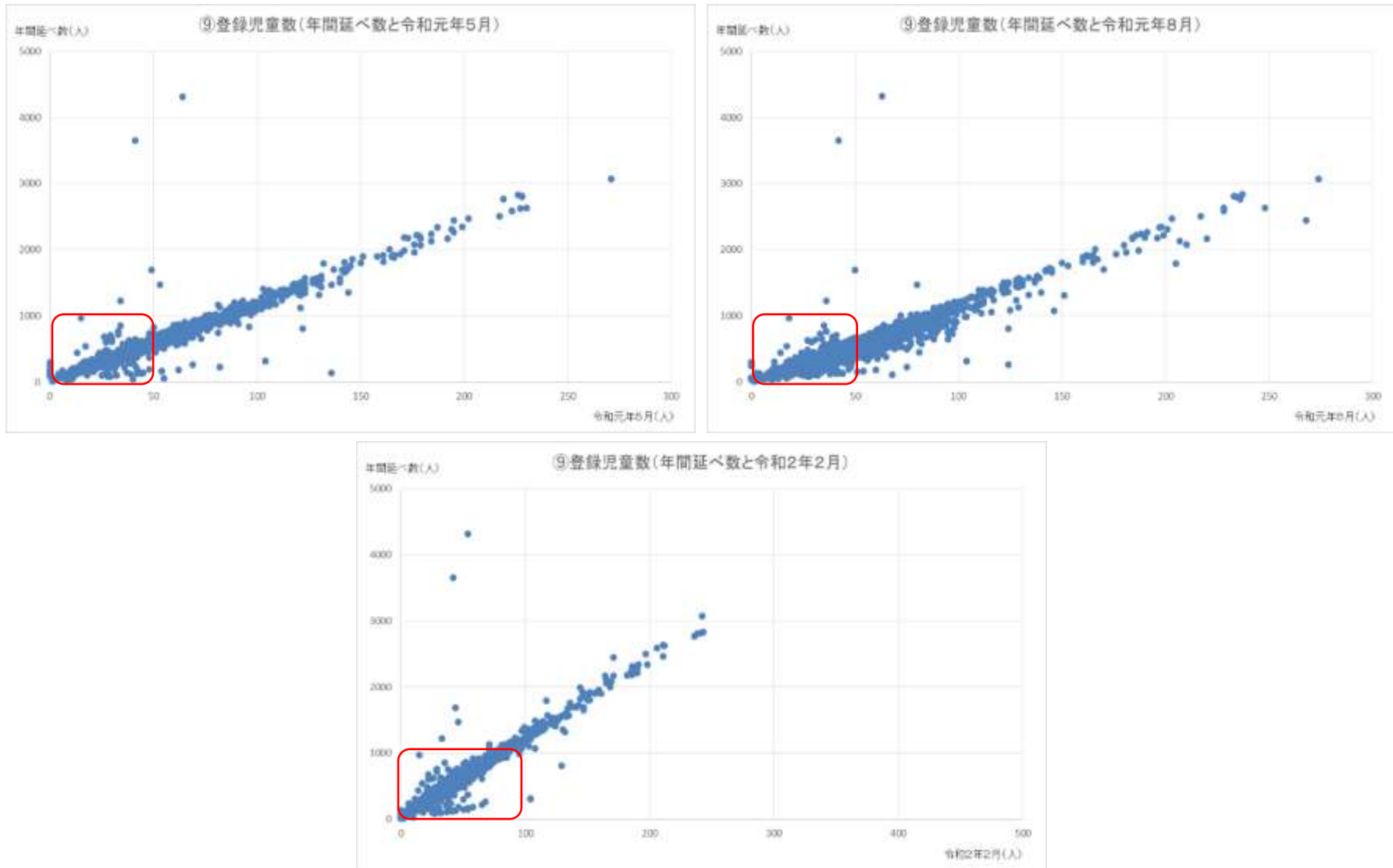
【令和元年8月】

		合計	⑨登録児童数（令和元年8月）						
			9人以下	10～19人	20～35人	36～45人	46～55人	56～70人	71人以上
全体		5,724 100.0	86 1.5	418 7.3	1,632 28.5	1,510 26.4	876 15.3	663 11.6	539 9.4
⑨-4. 年間延べ数	108人以下	105 100.0	74 70.5	22 21.0	8 7.6	0 0.0	0 0.0	1 1.0	0 0.0
	109～228人	499 100.0	10 2.0	367 73.5	102 20.4	14 2.8	4 0.8	1 0.2	1 0.2
	229～420人	1,811 100.0	2 0.1	26 1.4	1,469 81.1	278 15.4	26 1.4	6 0.3	4 0.2
	421～540人	1,489 100.0	0 0.0	2 0.1	44 3.0	1,180 79.2	222 14.9	36 2.4	5 0.3
	541～660人	811 100.0	0 0.0	0 0.0	7 0.9	32 3.9	606 74.7	155 19.1	11 1.4
	661～840人	581 100.0	0 0.0	0 0.0	1 0.2	4 0.7	17 2.9	459 79.0	100 17.2
	841人以上	428 100.0	0 0.0	1 0.2	1 0.2	2 0.5	1 0.2	5 1.2	418 97.7

【令和2年2月】

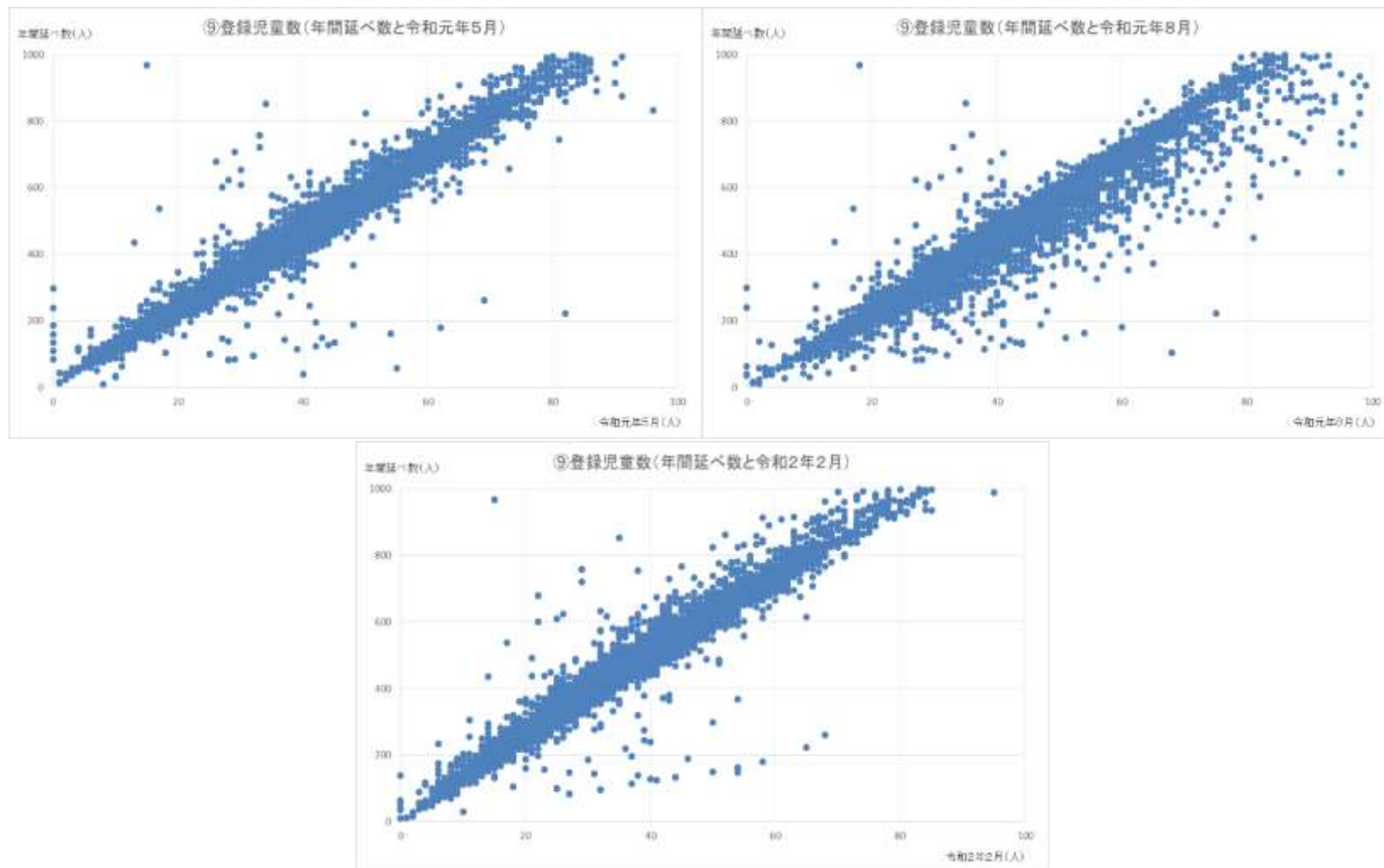
		⑨登録児童数（令和2年2月）							
		合計	9人以下	10～19人	20～35人	36～45人	46～55人	56～70人	71人以上
全体		5,725	143	566	2,051	1,433	694	473	365
		100.0	2.5	9.9	35.8	25.0	12.1	8.3	6.4
⑨-4. 年間延べ数	108人以下	105	95	2	8	0	0	0	0
		100.0	90.5	1.9	7.6	0.0	0.0	0.0	0.0
	109～228人	500	47	420	18	8	5	2	0
		100.0	9.4	84.0	3.6	1.6	1.0	0.4	0.0
	229～420人	1,811	1	141	1,644	19	2	1	3
		100.0	0.1	7.8	90.8	1.0	0.1	0.1	0.2
	421～540人	1,489	0	2	363	1,105	19	0	0
		100.0	0.0	0.1	24.4	74.2	1.3	0.0	0.0
	541～660人	811	0	0	12	290	502	7	0
		100.0	0.0	0.0	1.5	35.8	61.9	0.9	0.0
	661～840人	581	0	0	4	9	163	397	8
		100.0	0.0	0.0	0.7	1.5	28.1	68.3	1.4
	841人以上	428	0	1	2	2	3	66	354
		100.0	0.0	0.2	0.5	0.5	0.7	15.4	82.7

図表2-47 登録児童数(年間延べ数)別・登録児童数別放課後児童クラブ数の分布



- ✓ 令和元年8月は登録児童数のばらつきが大きい。各月の分布をみると、登録児童数(年間延べ数)に占める各月登録児童数は、令和元年5月・8月よりも令和2年2月の方が少ないことがわかる。

図表2-48 登録児童数(年間延べ数)別・登録児童数別放課後児童クラブ数の分布(前ページの四角枠内を拡大)



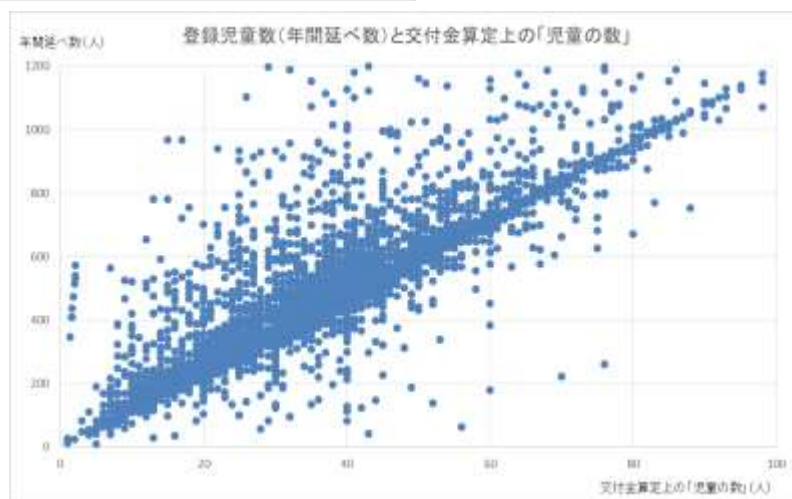
- ✓ 以下、令和元年度の登録児童数(年間延べ数)と交付金算定上の「児童の数」の関係をみた結果は以下の通り。

図表2-49 交付金算定上の「児童の数」別・登録児童数別放課後児童クラブ数

		合計	⑨-4. 年間延べ数						
			108人以下	109～228人	229～420人	421～540人	541～660人	661～840人	841人以上
全体		5,700	102	494	1,801	1,488	806	580	429
		100.0	1.8	8.7	31.6	26.1	14.1	10.2	7.5
⑧ 交付金算定上の児童の数	9人以下	140	84	36	11	7	2	0	0
		100.0	60.0	25.7	7.9	5.0	1.4	0.0	0.0
	10～19人	567	7	401	121	26	6	4	2
		100.0	1.2	70.7	21.3	4.6	1.1	0.7	0.4
	20～35人	2,002	8	43	1,576	235	78	37	25
		100.0	0.4	2.1	78.7	11.7	3.9	1.8	1.2
	36～45人	1,597	2	9	84	1,178	202	77	45
		100.0	0.1	0.6	5.3	73.8	12.6	4.8	2.8
	46～55人	676	0	2	5	39	490	106	34
		100.0	0.0	0.3	0.7	5.8	72.5	15.7	5.0
	56～70人	438	1	2	1	2	26	337	69
		100.0	0.2	0.5	0.2	0.5	5.9	76.9	15.8
	71人以上	280	0	1	3	1	2	19	254
		100.0	0.0	0.4	1.1	0.4	0.7	6.8	90.7



四角枠内を拡大



⑩ 利用児童数（実績数）（問1⑩-1, 2, 3, 4）

- ✓ 次に、各月の利用児童数（1か月間の利用実績数累計）をみると、令和元年5月で平均値642.85人、令和元年8月で580.84人、令和2年2月で542.16人。令和元年度における1日当たり利用児童数（実績数）平均値は34.38人。
- ✓ 令和元年8月の登録児童数（問1⑨-1）の平均値は同年5月の登録児童数（問1⑨-2）よりも増えている一方で、利用児童数（実績数）は令和元年8月の方が少ない。

図表2-50 利用児童数（実績数）（延べ数）

	令和元年5月	令和元年8月	令和2年2月	年間延べ数
合計	3,263,084	2,947,187	2,751,444	37,925,782
平均	642.85	580.84	542.16	7280.82
中央値	593	524	491	6680
無回答	1,186	1,188	1,188	1,054
全体	5,076	5,074	5,075	5,209

（注）令和元年度の年間延べ数とは、令和元年4月から令和2年3月までの利用児童数（実績数）の合計値。

【参考】1日当たり利用児童数（実績数）

合計	178,511
平均	34.38
中央値	24.61
無回答	1,082
全体	5,192

（注）1日当たり利用児童数（実績数）の平均とは、「問1⑩-4.令和元年度の利用児童数（実績数）の年間延べ数」を「問1⑤年間開所日数」で割った数値。

- ✓ 利用児童数(実績数)の平均値を設置運営形態別にみると、令和元年8月の利用児童数(実績数)減少幅は、公立公営・公立民営の放課後児童クラブの方が大きい。

図表2-51 運営形態別利用児童数(実績数)

【令和元年5月】

		件数 (クラブ数)	⑩-1. 利用児童数 (令和元年5月)		
			合計	平均	中央値
全体		5,076	3,263,084	642.85	593
②運営形態	1. 公立公営	1,652	1,038,183	628.44	566.5
	2. 公立民営	2,470	1,661,306	672.59	623.5
	3. 民立民営	864	510,254	590.57	557

【令和元年8月】

		件数 (クラブ数)	⑩-2. 利用児童数 (令和元年8月)		
			合計	平均	中央値
全体		5,074	2,947,187	580.84	524
②運営形態	1. 公立公営	1,651	928,912	562.64	494
	2. 公立民営	2,469	1,484,720	601.34	541
	3. 民立民営	864	486,333	562.89	527.5

【令和2年2月】

		件数 (クラブ数)	⑩-3. 利用児童数 (令和2年2月)		
			合計	平均	中央値
全体		5,075	2,751,444	542.16	491
②運営形態	1. 公立公営	1,651	868,190	525.86	466
	2. 公立民営	2,470	1,407,300	569.76	519.5
	3. 民立民営	864	433,574	501.82	467

【令和元年度の年間延べ数】

		件数	⑩-4. 利用児童数（令和元年度の年間延べ数）		
			合計	平均	中央値
全体		5,209	37,925,782	7280.82	6680
②運営形態	1. 公立公営	1,668	11,659,273	6989.97	6263
	2. 公立民営	2,556	19,535,416	7642.96	7003
	3. 民立民営	892	6,121,196	6862.33	6427

【【参考】1日当たり利用児童数(実績数)】

		件数	⑩【参考】利用児童数の年間平均		
			合計	平均	中央値
全体		5,192	178,511	34.38	24.61
②運営形態	1. 公立公営	1,661	58,148	35.01	23.86
	2. 公立民営	2,741	111,809	40.79	26.20
	3. 民立民営	942	27,848	29.56	23.55

- ✓ 利用児童数(実績数)の年間延べ数と各月(令和元年5月、令和元年8月、令和2年2月)の利用児童数(延べ数)との関係をみた結果を以下に示す。

図表2-52 利用児童数(実績数)(年間延べ数)別・利用児童数(各月延べ数)別
放課後児童クラブ数

【令和元年5月】

		合計	⑩利用児童数（令和元年5月）					
			200人未満	200～400人	400～600人	600～800人	800～1,000人	1,000人以上
全体		5,017	278	835	1,446	1,264	614	580
		100.0	5.5	16.6	28.8	25.2	12.2	11.6
⑩-4. 年間延べ数	2,400人未満	289	248	39	0	2	0	0
		100.0	85.8	13.5	0.0	0.7	0.0	0.0
	2,400～4,800人	974	26	754	191	3	0	0
		100.0	2.7	77.4	19.6	0.3	0.0	0.0
	4,800～7,200人	1,566	0	39	1,212	313	2	0
		100.0	0.0	2.5	77.4	20.0	0.1	0.0
	7,200～9,600人	1,160	2	2	40	890	214	12
		100.0	0.2	0.2	3.4	76.7	18.4	1.0
	9,600～12,000人	581	0	1	0	54	376	150
		100.0	0.0	0.2	0.0	9.3	64.7	25.8
	12,000人以上	447	2	0	3	2	22	418
		100.0	0.4	0.0	0.7	0.4	4.9	93.5

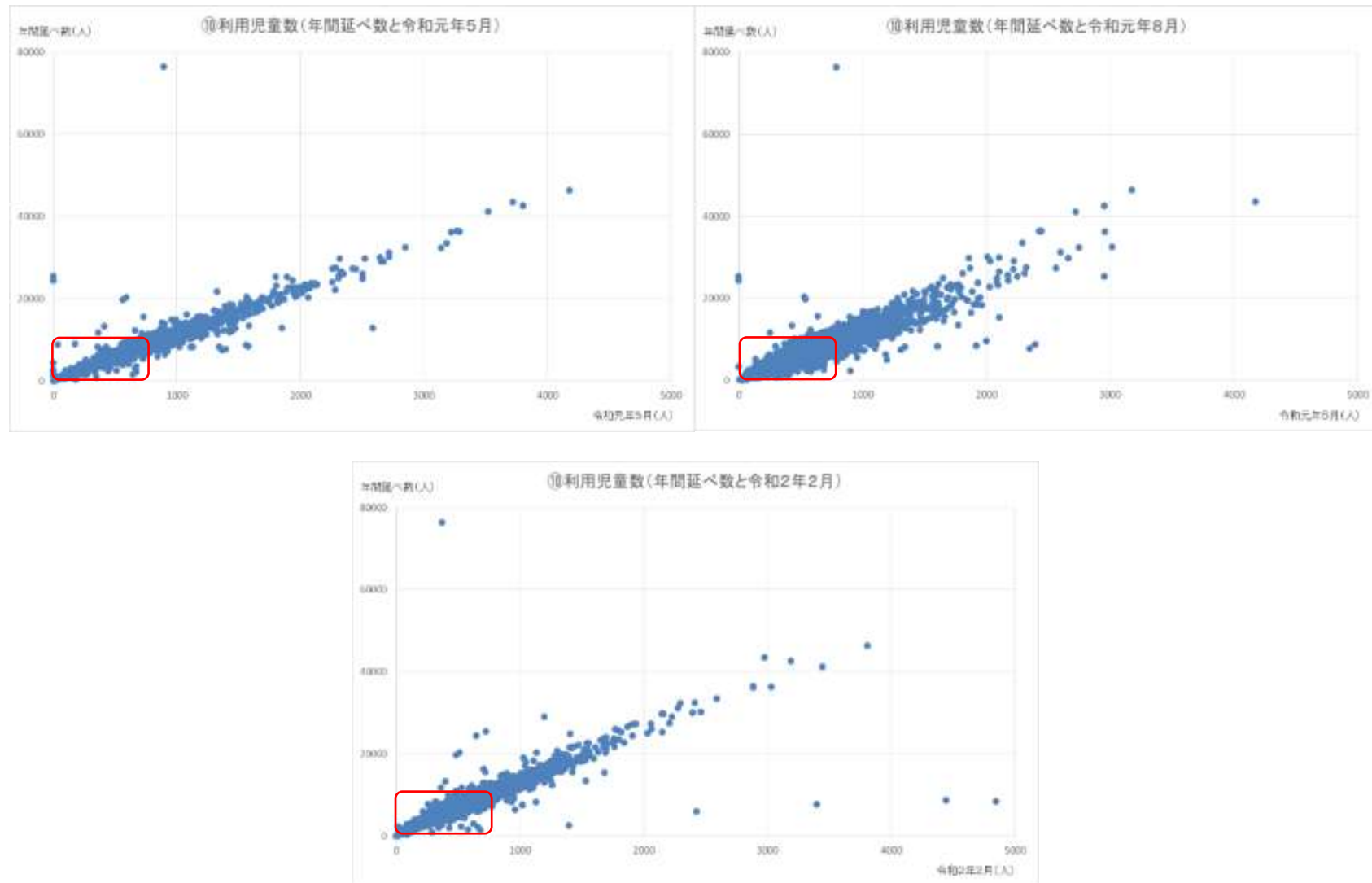
【令和元年8月】

		合計	⑩利用児童数（令和元年8月）					
			200人未満	200～400人	400～600人	600～800人	800～1,000人	1,000人以上
全体		5,015	292	1,120	1,733	1,012	450	408
		100.0	5.8	22.3	34.6	20.2	9.0	8.1
⑩-4.年間延べ数	2,400人未満	288	225	56	7	0	0	0
		100.0	78.1	19.4	2.4	0.0	0.0	0.0
	2,400～4,800人	974	64	765	134	10	1	0
		100.0	6.6	78.5	13.8	1.0	0.1	0.0
	4,800～7,200人	1,566	1	291	1,143	120	9	2
		100.0	0.1	18.6	73.0	7.7	0.6	0.1
	7,200～9,600人	1,159	0	7	433	625	79	15
		100.0	0.0	0.6	37.4	53.9	6.8	1.3
	9,600～12,000人	581	0	1	12	248	253	67
		100.0	0.0	0.2	2.1	42.7	43.5	11.5
	12,000人以上	447	2	0	4	9	108	324
		100.0	0.4	0.0	0.9	2.0	24.2	72.5

【令和2年2月】

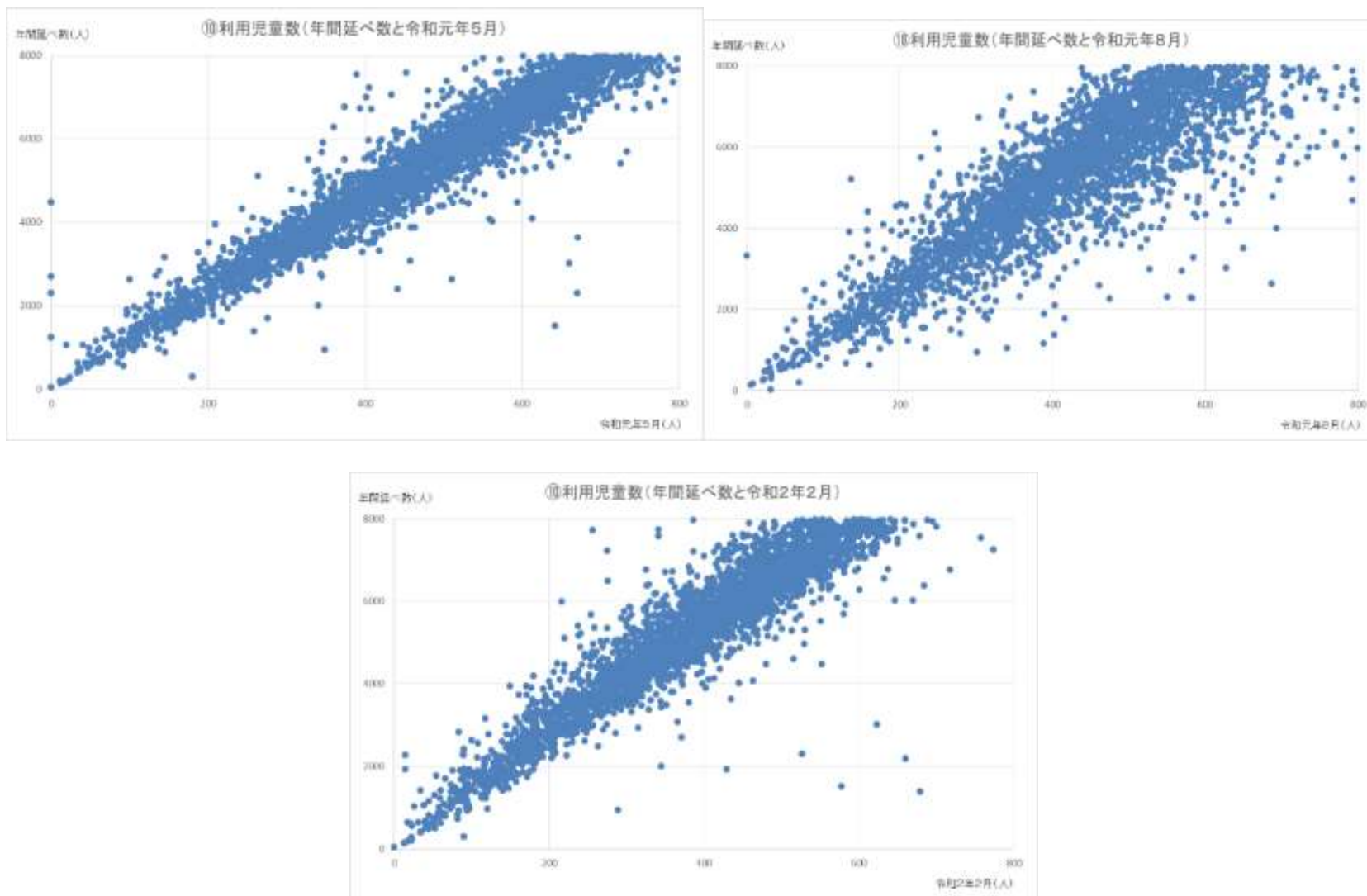
		合計	⑩利用児童数（令和2年2月）					
			200人未満	200～400人	400～600人	600～800人	800～1,000人	1,000人以上
全体		5,016	344	1,071	1,729	1,014	450	408
		100.0	6.9	21.4	34.5	20.2	9.0	8.1
⑩-4.年間延べ数	2,400人未満	289	277	7	3	2	0	0
		100.0	95.8	2.4	1.0	0.7	0.0	0.0
	2,400～4,800人	974	64	765	134	10	1	0
		100.0	6.6	78.5	13.8	1.0	0.1	0.0
	4,800～7,200人	1,566	1	291	1,143	120	9	2
		100.0	0.1	18.6	73.0	7.7	0.6	0.1
	7,200～9,600人	1,159	0	7	433	625	79	15
		100.0	0.0	0.6	37.4	53.9	6.8	1.3
	9,600～12,000人	581	0	1	12	248	253	67
		100.0	0.0	0.2	2.1	42.7	43.5	11.5
	12,000人以上	447	2	0	4	9	108	324
		100.0	0.4	0.0	0.9	2.0	24.2	72.5

図表2-53 利用児童数(実績数)(年間延べ数)別・利用児童数(実績数)(各月延べ数)別放課後児童クラブ数の分布



- ✓ 利用児童数(実績数)の年間延べ数に対する各月(令和元年5月、8月、令和2年2月)の利用児童数(実績数)の分布をみると、令和元年8月は利用児童数(実績数)のばらつきが大きいことがわかる。特に児童数が多い放課後児童クラブの方が、利用児童数(実績数)のばらつきが大きい。

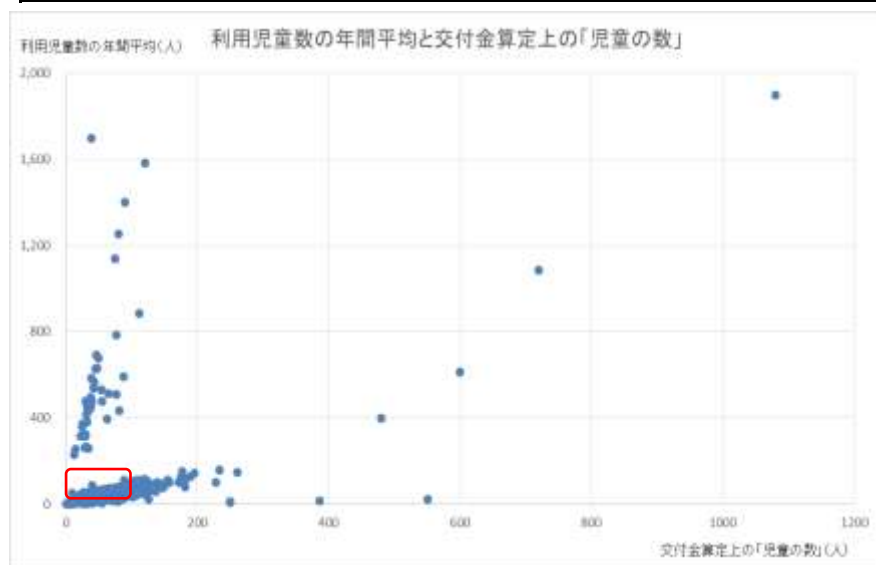
図表2-54 利用児童数(実績数)(年間延べ数)別・利用児童数(実績数)(各月延べ数)別放課後児童クラブ数の分布(前ページの四角枠内を拡大)



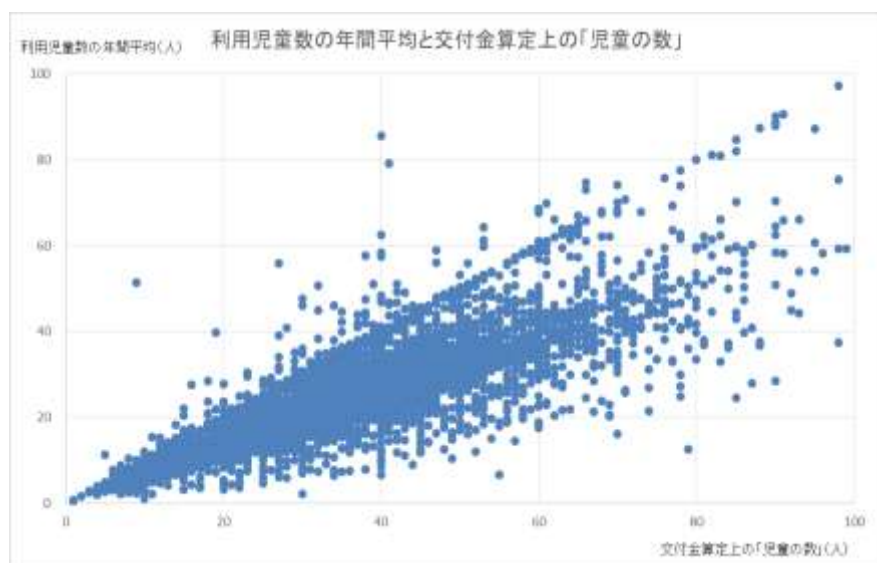
- ✓ 次に、交付金算定上の「児童の数」と1日当たり利用児童数(実績数)との関係を見る。交付金算定上の「児童の数」が多い放課後児童クラブの方が、利用児童数(実績数)との差異が大きい傾向がみられる。

図表2-55 交付金算定上の「児童の数」別・1日当たり利用児童数(実績数)(年間平均)別
放課後児童クラブ数

		合計	⑩【参考】利用児童数年間平均						
			9人以下	10～19人	20～35人	36～45人	46～55人	56～70人	71人以上
全体		5,159	295	1,194	2,594	631	208	118	119
		100.0	5.7	23.1	50.3	12.2	4.0	2.3	2.3
⑧ 交付金算定上の児童の数	9人以下	113	106	6	0	0	1	0	0
		100.0	93.8	5.3	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0
	10～19人	510	145	351	11	1	0	0	2
		100.0	28.4	68.8	2.2	0.2	0.0	0.0	0.4
	20～35人	1,799	39	717	1,008	15	4	1	15
		100.0	2.2	39.9	56.0	0.8	0.2	0.1	0.8
	36～45人	1,428	4	86	1,105	201	15	4	13
		100.0	0.3	6.0	77.4	14.1	1.1	0.3	0.9
	46～55人	612	1	24	339	169	68	6	5
		100.0	0.2	3.9	55.4	27.6	11.1	1.0	0.8
	56～70人	436	0	6	111	191	60	63	5
		100.0	0.0	1.4	25.5	43.8	13.8	14.4	1.1
71人以上		261	0	4	20	54	60	44	79
		100.0	0.0	1.5	7.7	20.7	23.0	16.9	30.3



四角枠内を拡大



- ✓ なお、利用定員数(問1⑥)に占める1日当たり利用児童数(実績数)の割合は、77.3%であった。

図表2-56 利用定員数に占める利用児童数(実績数)

No.	カテゴリー名	利用定員数 (平均) (a)	登録児童数 (各月1日時点の平均) (b)	% (b/a)	交付金算定上の 「児童の数」 (c)	% (c/a)	利用児童数 (1日当たり平均) (d)	% (d/a)
1	児童数	44.5	42.6	95.6	40.0	89.8	34.4	77.3

⑪ 交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たりの利用児童数(実績数)の方が少ない理由
(問1⑩-5)

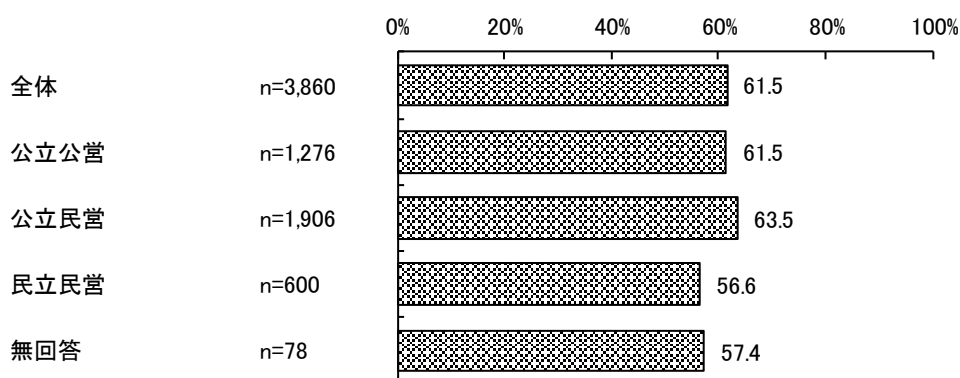
- ✓ まず、本調査で回答が得られた6,274件の放課後児童クラブのうち、当該設問の回答対象であった(交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たりの利用児童数(実績数)の方が少ない(2割以上少ない))放課後児童クラブは3,860件(61.5%)であった。
- ✓ 以下、この3,860件を運営形態別・都市区分別・利用希望日数の把握状況別(利用申請時の把握有無、学校のある期間の把握タイミング)にみた結果を示す。

図表2-57 交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たりの利用児童数(実績数)が少ない
放課後児童クラブ数

【運営形態別】

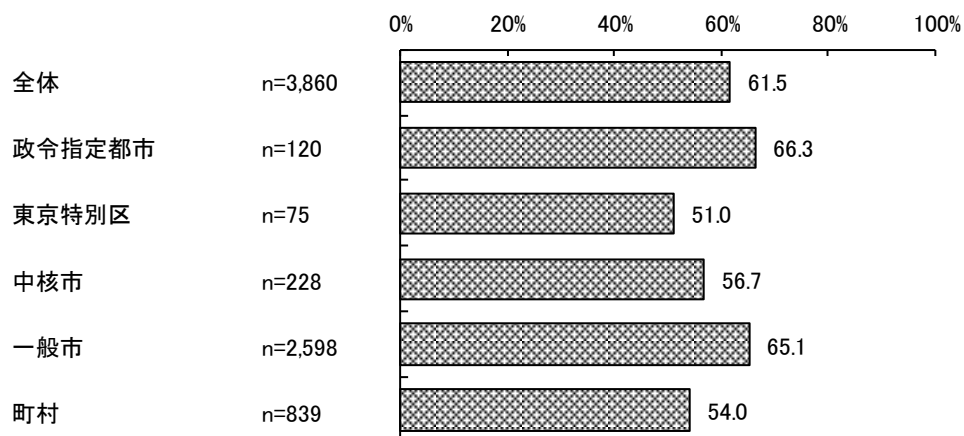
No.	カテゴリー名	全体	n	%
1	公立公営	2,075	1,276	61.5
2	公立民営	3,002	1,906	63.5
3	民立民営	1,061	600	56.6
	無回答	136	78	57.4
	全体	6,274	3,860	61.5

(注)「全体」は回答が得られた放課後児童クラブ数、「n」は交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たりの利用児童数(実績数)が少ない放課後児童クラブ数を示している。図表2-57の表は全て同様。



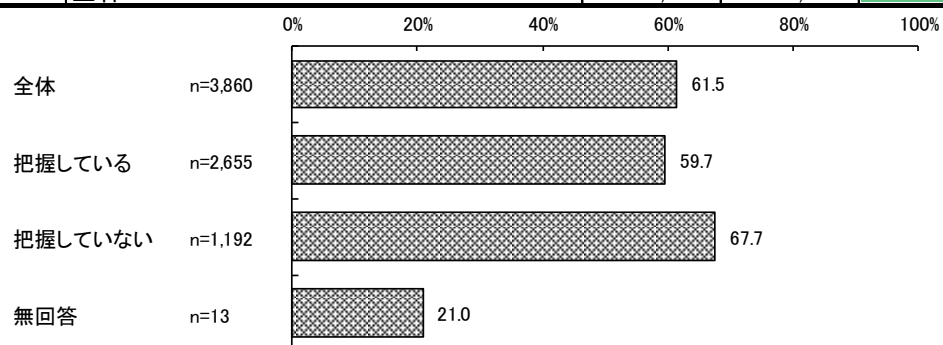
【交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たりの利用児童数(実績数)が少ない放課後児童クラブ数:都市区分別】

No.	カテゴリー名	全体	n	%
1	政令指定都市	181	120	66.3
2	東京特別区	147	75	51.0
3	中核市	402	228	56.7
4	一般市	3,991	2,598	65.1
5	町村	1,553	839	54.0
	全体	6,274	3,860	61.5



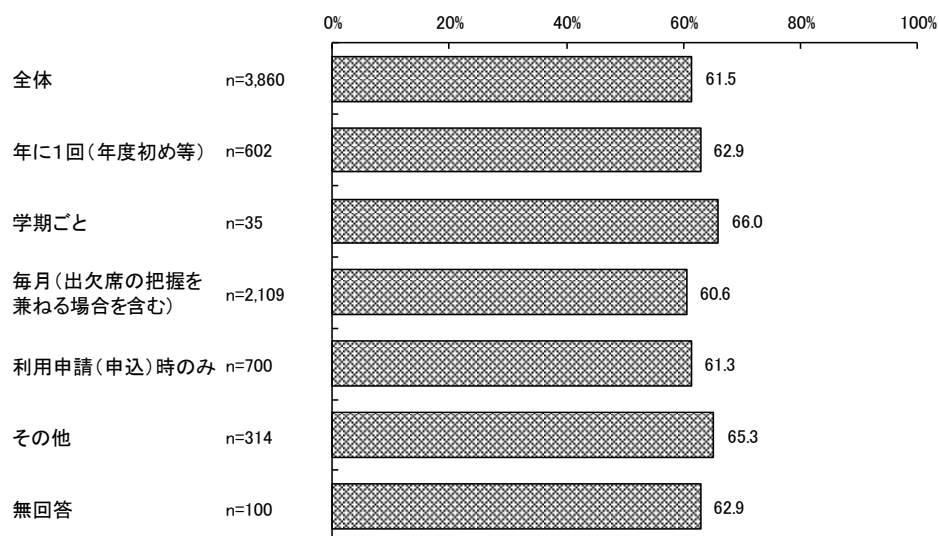
【交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たりの利用児童数(実績数)が少ない放課後児童クラブ数:利用申請(申込)時の利用希望数把握有無別】

No.	カテゴリー名	全体	n	%
1	把握している	4,450	2,655	59.7
2	把握していない	1,762	1,192	67.7
3	無回答	62	13	21.0
	全体	6,274	3,860	61.5



【交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たりの利用児童数(実績数)が少ない放課後児童クラブ:利用
開始後の把握タイミング(学校のある期間)別】

No.	カテゴリー名	全体	n	%
1	年に1回(年度初め等)	957	602	62.9
2	学期ごと	53	35	66.0
3	毎月(出欠席の把握を兼ねる場合を含む)	3,483	2,109	60.6
4	利用申請(申込)時のみ	1,141	700	61.3
5	その他	481	314	65.3
6	無回答	159	100	62.9
	全体	6,274	3,860	61.5



(注)問1⑩で算出した「1日当たり利用児童数(実績数)の平均」(「問1⑩-4.令和元年度の利用児童数(実績数)年間延べ数」を「問1⑤年間開所日数」で除した数値)と問1⑧「交付金算定上の「児童の数」」を比較し、「1日当たり利用児童数(実績数)の平均」の方が2割以上少ない放課後児童クラブを抽出。

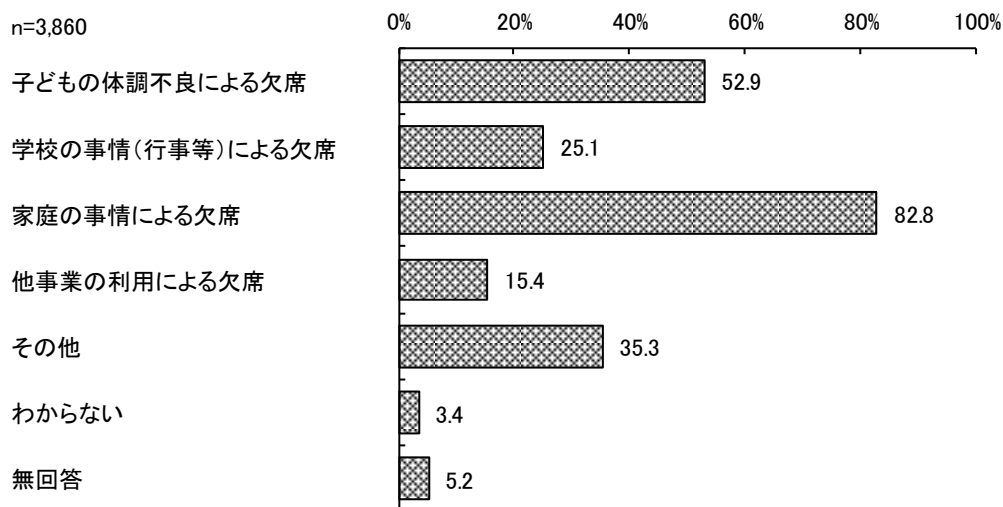
- ✓ 以下は、交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たりの利用児童数(実績数)の方が少ない(2割以上少ない)放課後児童クラブに対して、その理由を尋ねた結果である。
- ✓ 回答対象となる放課後児童クラブ(問1⑩【参考】)の回答と問1⑧の回答を比較すると、問1⑩【参考】の方が2割以上少ない)では、「家庭の事情による欠席」が82.8%と最も多く、次いで「子どもの体調不良による欠席」52.9%、「その他」35.3%などとなっている。

図表2-58 利用児童数(実績数)が少ない理由別放課後児童クラブ数(MA)

No.	カテゴリー名	合計		回答対象		回答対象外	
		n	%	n	%	n	%
1	子どもの体調不良による欠席	2,229	52.4	2,043	52.9	186	47.2
2	学校の事情(行事等)による欠席	1,043	24.5	968	25.1	75	19.0
3	家庭の事情による欠席	3,495	82.2	3,197	82.8	298	75.6
4	他事業の利用による欠席	624	14.7	595	15.4	29	7.4
5	その他	1,439	33.8	1,363	35.3	76	19.3
6	わからない	175	4.1	133	3.4	42	10.7
	無回答	201	4.7	201	5.2	-	
	全体	4,254	100.0	3,860	100.0	394	100.0

(注)「回答対象外」とは、問1⑤/⑧/⑩-4 のいずれかが無回答であるために「交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たりの利用児童数(実績数)の方が少ない(2割以上少ない)か否か」(すなわち、回答対象か否か)の判断を行うことができないが、問1⑩-5 に記入があった場合の回答を集計したもの。

【回答対象のみ】



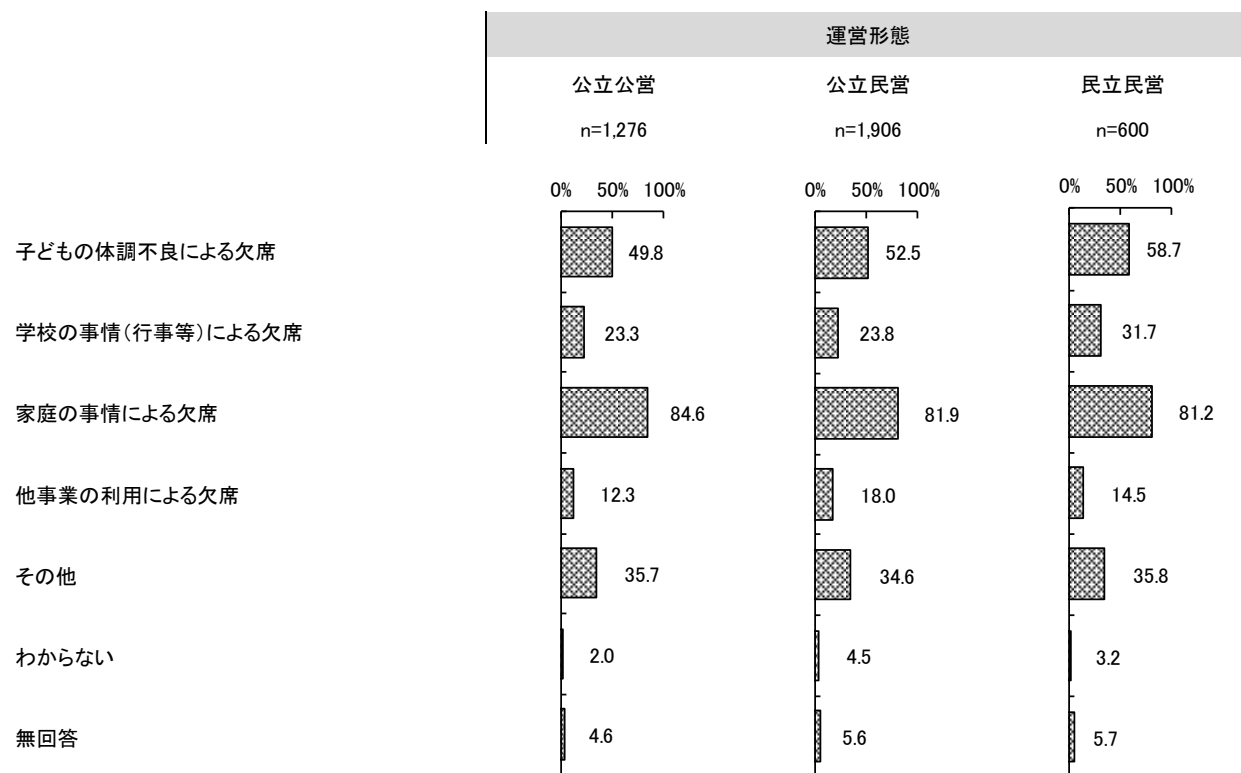
「その他」の具体的な内容

- ・ 習い事による欠席
- ・ 2学期からは授業時間が長くなりそのまま帰宅することがある
- ・ 普段は利用しないが何かあった時に利用できるよう登録しており、実利用がない保険的登録者数が多いため。週5日や6日利用する児童は実際には少ないため
- ・ 夏休み明けから年度末にかけて利用児童が学校の環境に慣れ、利用を減らしていくため

- ✓ これを放課後児童クラブの運営形態別にみると、国立・民営の放課後児童クラブでは「子どもの体調不良による欠席」「学校の事情(行事等)による欠席」を選択する割合が公立(公営・民営)の放課後児童クラブよりも多い。

図表2-59 運営形態別・利用児童数(実績数)が少ない理由別放課後児童クラブ数(MA)

		合計	⑩-5 利用児童数が少ない主な理由(回答対象※)						
			1. 子どもの体調不良による欠席	2. 学校の事情(行事等)による欠席	3. 家庭の事情による欠席	4. 他事業の利用による欠席	5. その他	6. わからない	無回答
全体		3,860	2,043	968	3,197	595	1,363	133	201
		100.0	52.9	25.1	82.8	15.4	35.3	3.4	5.2
②運営形態	1. 公立公営	1,276	636	297	1,080	157	456	25	59
		100.0	49.8	23.3	84.6	12.3	35.7	2.0	4.6
	2. 公立民営	1,906	1,001	454	1,561	344	659	86	106
		100.0	52.5	23.8	81.9	18.0	34.6	4.5	5.6
	3. 民立民営	600	352	190	487	87	215	19	34
		100.0	58.7	31.7	81.2	14.5	35.8	3.2	5.7

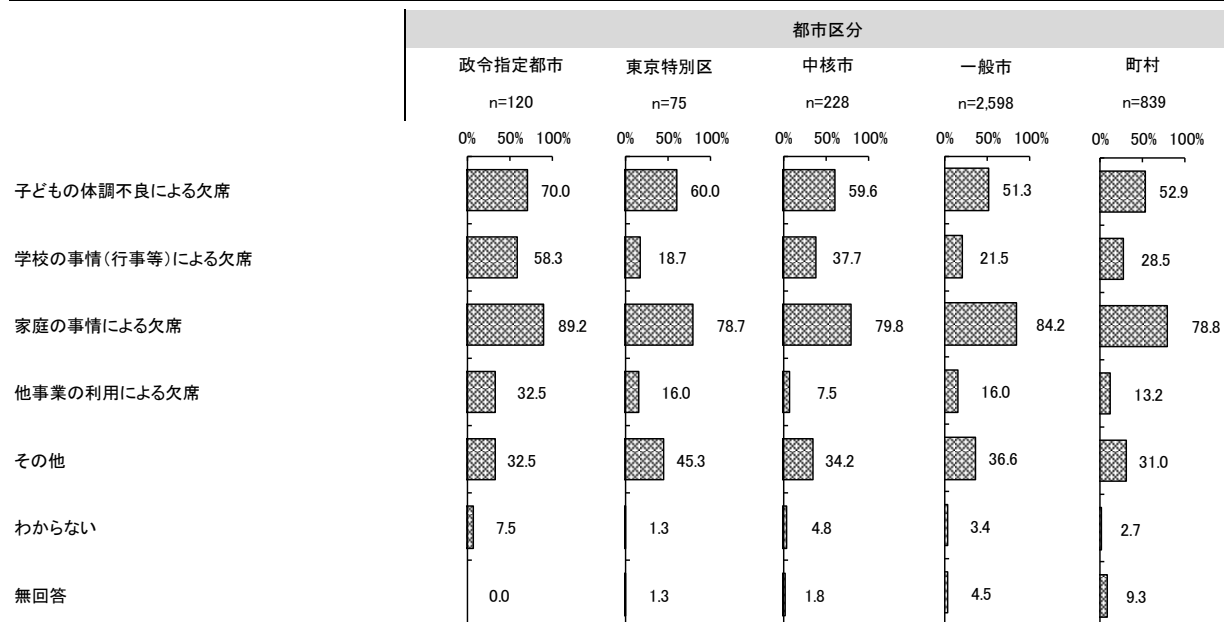


(注)回答対象となる放課後児童クラブ、すなわち「交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たりの利用児童数の方が少ない(2割以上少ない)放課後児童クラブのみを対象として集計。

- ✓ 各放課後児童クラブが所在する都市区分別でみると、政令指定都市では他の都市区分と比べて「子どもの体調不良による欠席」「学校の事情(行事等)による欠席」「他事業の利用による欠席」の割合が高い。

図表2-60 都市区分別・利用児童数(実績数)が少ない理由別放課後児童クラブ数(MA)

		合計	⑩-5 利用児童数が少ない主な理由（回答対象※）						
			1.子どもの 体調不良に よる欠席	2.学校の事情（行事等）による欠席	3.家庭の事情による欠席	4.他事業の利用による欠席	5.その他	6.わからない	無回答
全体		3,860	2,043	968	3,197	595	1,363	133	201
		100.0	52.9	25.1	82.8	15.4	35.3	3.4	5.2
A. 都市区分	1. 政令指定都市	120	84	70	107	39	39	9	0
		100.0	70.0	58.3	89.2	32.5	32.5	7.5	0.0
	2. 東京特別区	75	45	14	59	12	34	1	1
		100.0	60.0	18.7	78.7	16.0	45.3	1.3	1.3
	3. 中核市	228	136	86	182	17	78	11	4
		100.0	59.6	37.7	79.8	7.5	34.2	4.8	1.8
	4. 一般市	2,598	1,334	559	2,188	416	952	89	118
		100.0	51.3	21.5	84.2	16.0	36.6	3.4	4.5
	5. 町村	839	444	239	661	111	260	23	78
		100.0	52.9	28.5	78.8	13.2	31.0	2.7	9.3



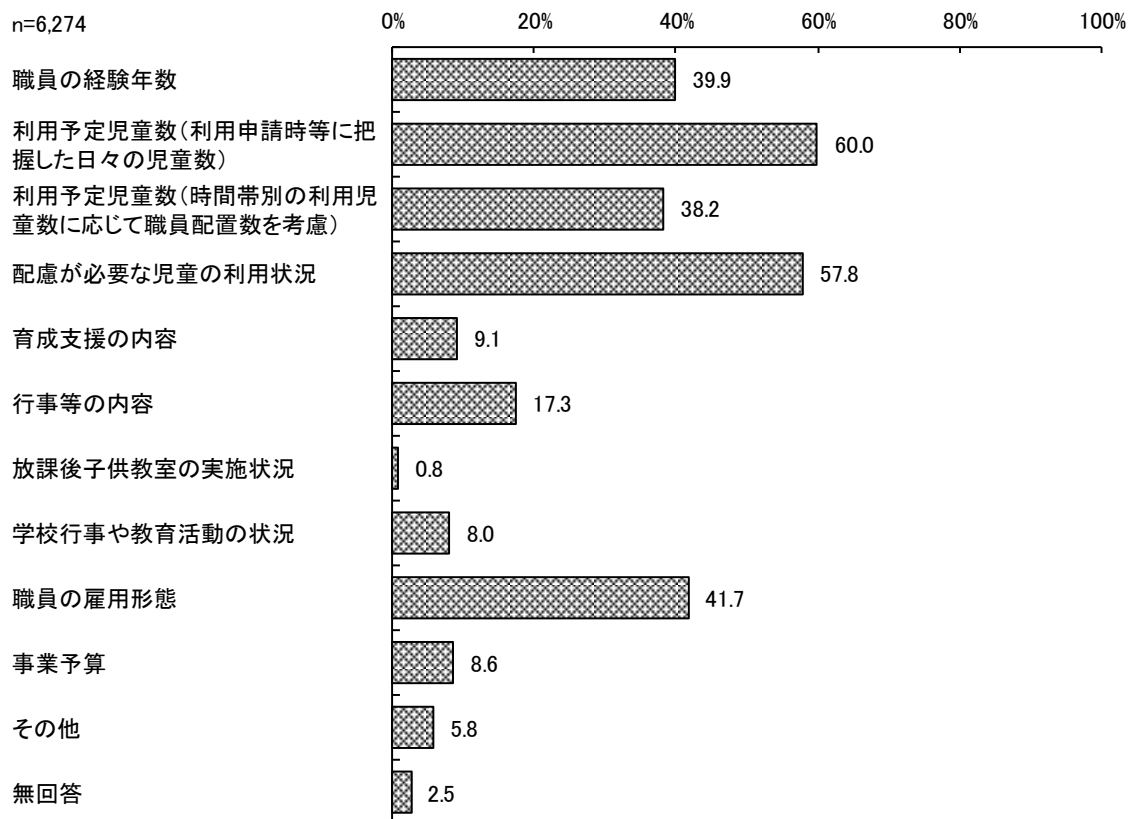
(注) 回答対象となる放課後児童クラブ、すなわち「交付金算定上の「児童の数」よりも1日当たり利用児童数(実績数)の方が少ない(2割以上少ない)放課後児童クラブのみを対象として集計。

⑫ 職員配置を決める際に考慮する事項（問 1 ⑪）

- ✓ 職員配置を決める際に考慮する事項は、「利用予定児童数（利用申請時等に把握した日々の児童数）」が60.0%と最も多く、次いで「配慮が必要な児童の利用状況」（57.8%）、「職員の雇用形態」（41.7%）、などとなっている。
- ✓ 職員配置に当たって最も重視する事項は「利用予定児童数（利用申請時等に把握した日々の児童数）」が32.3%、「利用予定児童数（時間帯別の利用児童数に応じて職員配置数を考慮）」17.1%などとなっている。

図表2-61 職員配置を決める際に考慮する事項（MA）

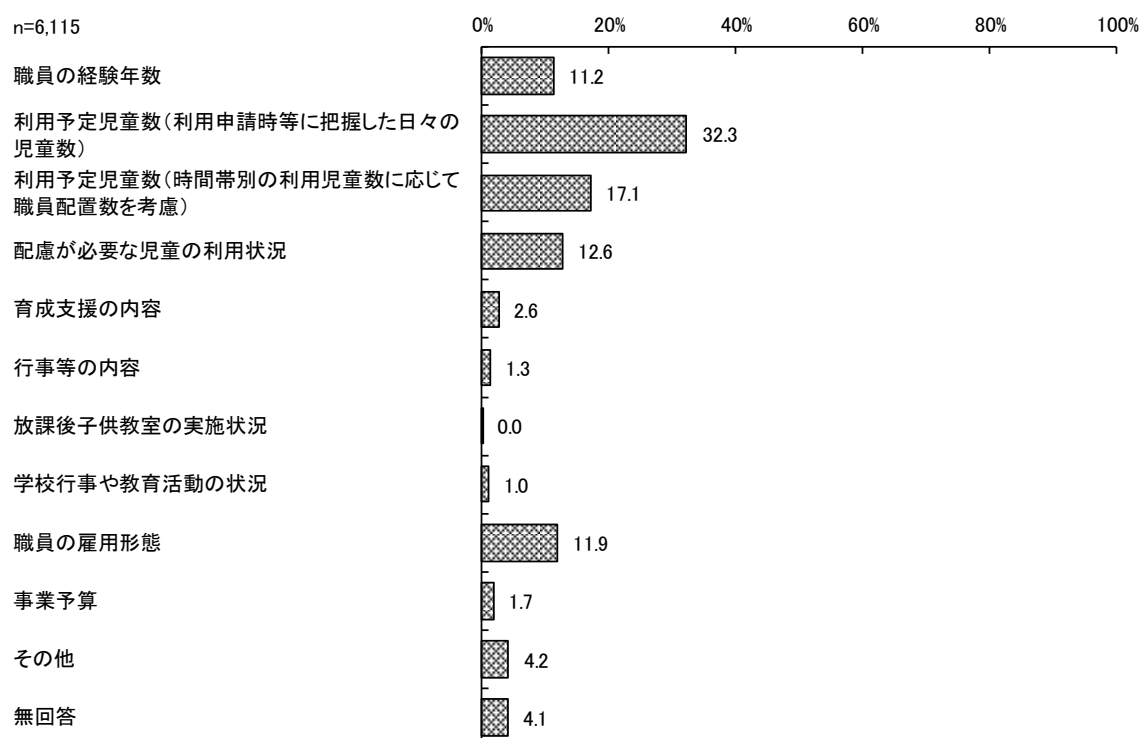
No.	カテゴリー名	n	%
1	職員の経験年数	2,503	39.9
2	利用予定児童数（利用申請時等に把握した日々の児童数）	3,762	60.0
3	利用予定児童数（時間帯別の利用児童数に応じて職員配置数を考慮）	2,398	38.2
4	配慮が必要な児童の利用状況	3,629	57.8
5	育成支援の内容	570	9.1
6	行事等の内容	1,087	17.3
7	放課後子供教室の実施状況	53	0.8
8	学校行事や教育活動の状況	505	8.0
9	職員の雇用形態	2,616	41.7
10	事業予算	540	8.6
11	その他	362	5.8
	無回答	159	2.5
	全体	6,274	100.0



図表2-62 職員配置を決める際に最も考慮する事項(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	職員の経験年数	687	11.2
2	利用予定児童数（利用申請時等に把握した日々の児童数）	1,973	32.3
3	利用予定児童数（時間帯別の利用児童数に応じて職員配置数を考慮）	1,045	17.1
4	配慮が必要な児童の利用状況	773	12.6
5	育成支援の内容	157	2.6
6	行事等の内容	79	1.3
7	放課後子供教室の実施状況	1	0.0
8	学校行事や教育活動の状況	61	1.0
9	職員の雇用形態	727	11.9
10	事業予算	107	1.7
11	その他	257	4.2
	無回答	248	4.1
	全体	6,115	100.0

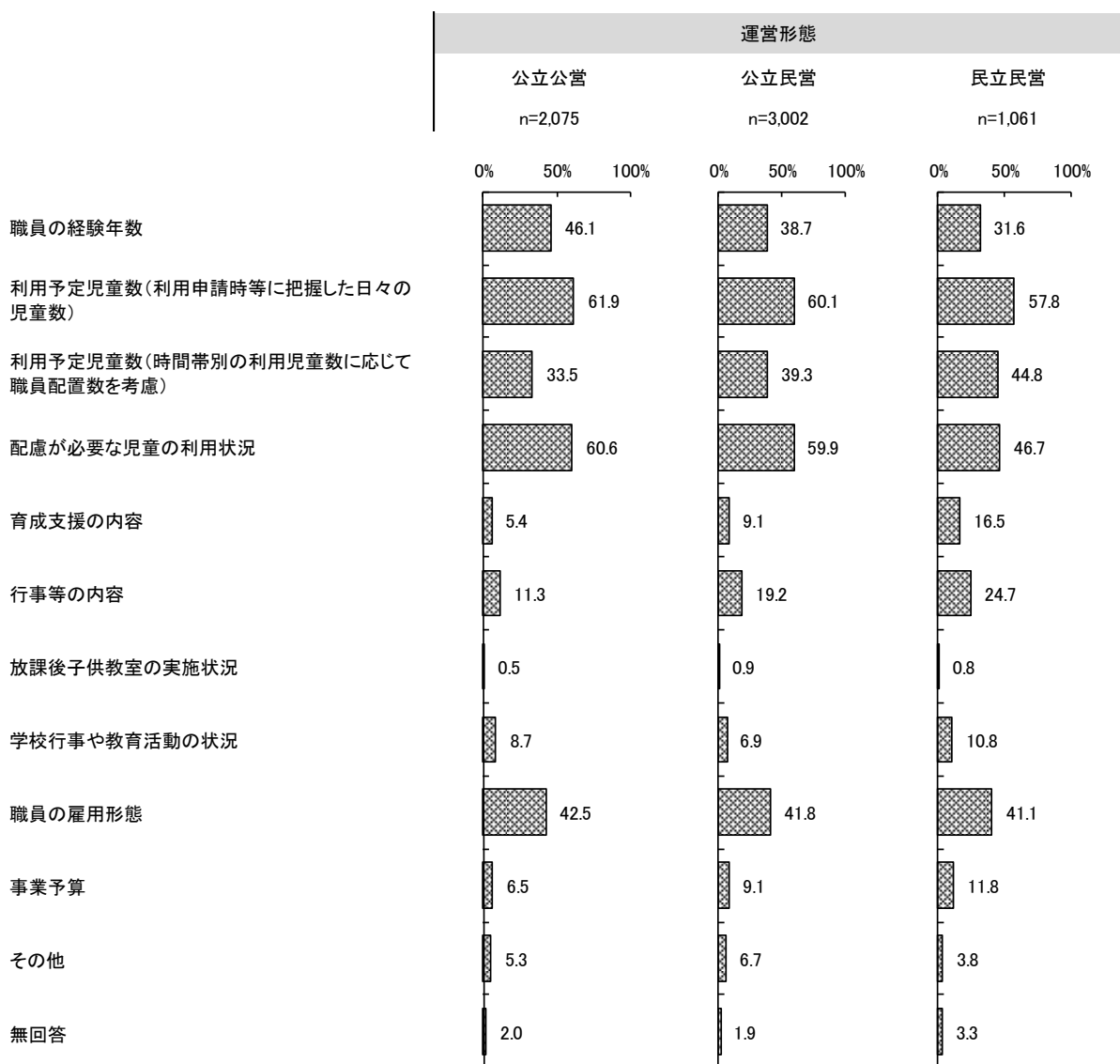
n=6,115



- ✓ 職員配置に当たって考慮する事項を運営形態別にみると、公立（公営・民営）の放課後児童クラブでは「職員の経験年数」「配慮が必要な児童の利用状況」を選択する割合が民立の放課後児童クラブよりも高いのに対し、民立の放課後児童クラブでは「育成支援の内容」を選択する割合が公立（公営・民営）よりも高くなっている。また、公立民営・民立民営の放課後児童クラブでは公立公営の放課後児童クラブと比較して「利用予定児童数（時間帯別の利用児童数に応じて職員配置数を考慮）」「行事等の内容」を選択する割合が高い傾向もみられる。

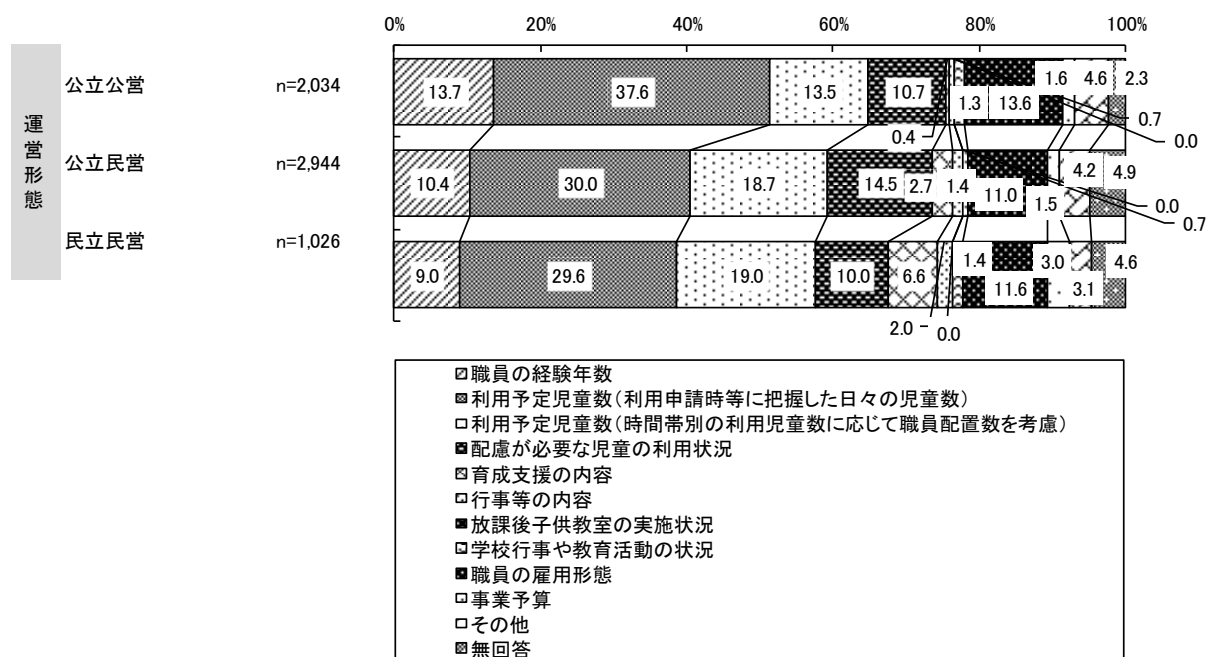
図表2-63 運営形態別・職員配置を決める際に考慮する事項(MA)

		合計	1. 職員の経験年数	2. 利用予定児童数（利用申請時等に把握した日々の児童数）	3. 利用予定児童数（時間帯別の利用児童数に応じて職員配置数を考慮）	4. 配慮が必要な児童の利用状況	① 日々の職員配置を決める際に考慮する事項										11. その他	無回答
							5. 育成支援の内容	6. 行事等の内容	7. 放課後子供教室の実施状況	8. 学校行事や教育活動の状況	9. 職員の雇用形態	10. 事業予算						
全体		6,274	2,503	3,762	2,398	3,629	570	1,087	53	505	2,616	540	362	159				
		100.0	39.9	60.0	38.2	57.8	9.1	17.3	0.8	8.0	41.7	8.6	5.8	2.5				
② 運営形態	1. 公立公営	2,075	956	1,284	695	1,258	113	234	10	180	882	134	111	41				
		100.0	46.1	61.9	33.5	60.6	5.4	11.3	0.5	8.7	42.5	6.5	5.3	2.0				
	2. 公立民営	3,002	1,162	1,805	1,181	1,797	273	575	28	206	1,254	274	201	58				
		100.0	38.7	60.1	39.3	59.9	9.1	19.2	0.9	6.9	41.8	9.1	6.7	1.9				
	3. 民立民営	1,061	335	613	475	496	175	262	9	115	436	125	40	35				
		100.0	31.6	57.8	44.8	46.7	16.5	24.7	0.8	10.8	41.1	11.8	3.8	3.3				



図表2-64 運営形態別・職員配置を決める際に最も考慮する事項(SA)

		⑪ 日々の職員配置を決める際に考慮する事項（重要事項）												
		合計	1. 職員の経験年数	2. 利用予定児童数（利用申請時等に把握した日々の児童数）	3. 利用予定児童数（時間帯別の利用児童数に応じて職員配置数を考慮）	4. 配慮が必要な児童の利用状況	5. 育成支援の内容	6. 行事等の内容	7. 放課後子供教室の実施状況	8. 学校行事や教育活動の状況	9. 職員の雇用形態	10. 事業予算	11. その他	無回答
全体		6,115	687	1,973	1,045	773	157	79	1	61	727	107	257	248
②運営形態		100.0	11.2	32.3	17.1	12.6	2.6	1.3	0.0	1.0	11.9	1.7	4.2	4.1
	1. 公立公営	2,034	278	765	275	218	9	14	0	26	276	33	94	46
		100.0	13.7	37.6	13.5	10.7	0.4	0.7	0.0	1.3	13.6	1.6	4.6	2.3
	2. 公立民営	2,944	306	884	551	427	79	42	1	20	323	43	123	145
		100.0	10.4	30.0	18.7	14.5	2.7	1.4	0.0	0.7	11.0	1.5	4.2	4.9
	3. 民立民営	1,026	92	304	195	103	68	21	0	14	119	31	32	47
		100.0	9.0	29.6	19.0	10.0	6.6	2.0	0.0	1.4	11.6	3.0	3.1	4.6



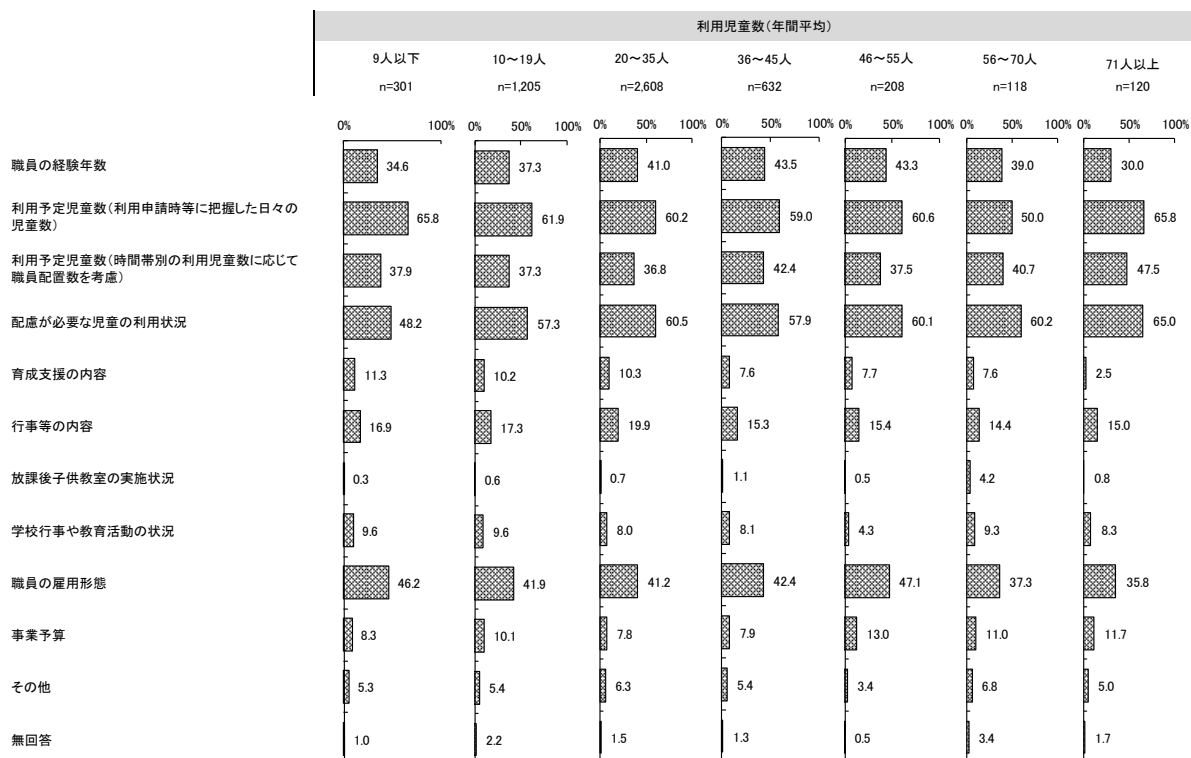
「その他」の具体的な内容

- ・ 指導員資格保有者を配置
- ・ 児童の送迎のため自動車運転ができる職員の確保
- ・ 緊急時の体制確保
- ・ 支援員と補助員のバランス
- ・ 職務経験値と経歴、前職等の職責
- ・ 職員の勤務時数が均等になるように配置
- ・ 職員の休暇などによる定数確保
- ・ 利用児童数（実績数）に対し、職員の数不足しているため、希望休以外は全員出勤 / 等

- ✓ 以下は、職員配置に当たって考慮する事項を令和元年度の1日当たり利用児童数(実績数)別にみた結果である。1日当たりの利用児童数(実績数)が多い放課後児童クラブの方が、「配慮が必要な児童の利用状況」を考慮する割合が高くなっている。他方、「職員の雇用形態」は、1日当たりの利用児童数(実績数)が少ない放課後児童クラブの方が考慮する割合が高くなっている。

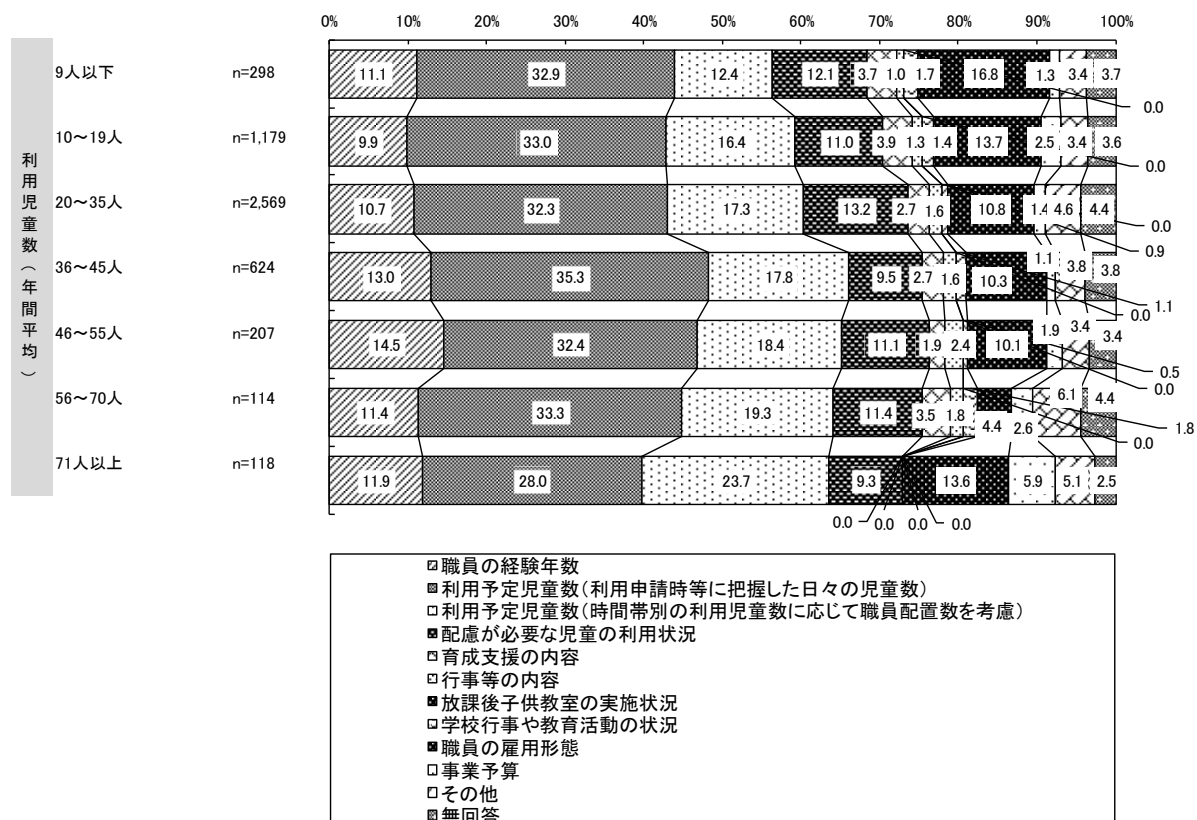
図表2-65 1日当たりの平均利用児童数(実績数)別・職員配置を決める際に考慮する事項(MA)

		合計	⑪ 日々の職員配置を決める際に考慮する事項											
			1. 職員の経験年数	2. 利用予定児童数（利用申請時等に把握した日々の児童数）	3. 利用予定児童数（時間帯別の利用児童数に応じて職員配置数を考慮）	4. 配慮が必要な児童の利用状況	5. 育成支援の内容	6. 行事等の内容	7. 放課後子供教室の実施状況	8. 学校行事や教育活動の状況	9. 職員の雇用形態	10. 事業予算	11. その他	無回答
全体		6,274	2,503	3,762	2,398	3,629	570	1,087	53	505	2,616	540	362	159
		100.0	39.9	60.0	38.2	57.8	9.1	17.3	0.8	8.0	41.7	8.6	5.8	2.5
⑩【参考】利用児童数年間平均	9人以下	301	104	198	114	145	34	51	1	29	139	25	16	1
		100.0	34.6	65.8	37.9	48.2	11.3	16.9	0.3	9.6	46.2	8.3	5.3	1.7
	10～19人	1,205	449	746	449	690	123	209	7	116	505	122	65	2
		100.0	37.3	61.9	37.3	57.3	10.2	17.3	0.6	9.6	41.9	10.1	5.4	2.2
	20～35人	2,608	1,068	1,571	961	1,579	269	520	17	208	1,074	204	165	3
		100.0	41.0	60.2	36.8	60.5	10.3	19.9	0.7	8.0	41.2	7.8	6.3	1.3
	36～45人	632	275	373	268	366	48	97	7	51	268	50	34	1
		100.0	43.5	59.0	42.4	57.9	7.6	15.3	1.1	8.1	42.4	7.9	5.4	1.7
	46～55人	208	90	126	78	125	16	32	1	9	98	27	7	0
		100.0	43.3	60.6	37.5	60.1	7.7	15.4	0.5	4.3	47.1	13.0	3.4	0.7
56～70人	118	46	59	48	71	9	17	5	11	44	13	8	3	
	100.0	39.0	50.0	40.7	60.2	7.6	14.4	4.2	9.3	37.3	11.0	6.8	3.3	
71人以上	120	36	79	57	78	3	18	1	10	43	14	6	1	
	100.0	30.0	65.8	47.5	65.0	2.5	15.0	0.8	8.3	35.8	11.7	5.0	1.7	



図表2-66 1日当たりの平均利用児童数(実績数)別・職員配置を決める際に最も考慮する事項(SA)

		⑩. 日々の職員配置を決める際に考慮する事項（重要事項）													
		合計	1. 職員の経験年数	2. 利用予定児童数（利用申請時等に把握した日々の児童数）	3. 利用予定児童数（時間帯別の利用児童数に応じて職員配置数を考慮）	4. 配慮が必要な児童の利用状況	5. 育成支援の内容	6. 行事等の内容	7. 放課後子供教室の実施状況	8. 学校行事や教育活動の状況	9. 職員の雇用形態	10. 事業予算	11. その他	無回答	
全体		6,115 100.0	687 11.2	1,973 32.3	1,045 17.1	773 12.6	157 2.6	79 1.3	1 0.0	61 1.0	727 11.9	107 1.7	257 4.2	248 4.1	
⑩【参考】利用児童数年間平均	9人以下	298 100.0	33 11.1	98 32.9	37 12.4	36 12.1	11 3.7	3 1.0	0 0.0	5 1.7	50 16.8	4 1.3	10 3.4	11 3.7	
	10～19人	1,179 100.0	117 9.9	389 33.0	193 16.4	130 11.0	46 3.9	15 1.3	0 0.0	17 1.4	161 13.7	29 2.5	40 3.4	42 3.6	
	20～35人	2,569 100.0	275 10.7	831 32.3	445 17.3	340 13.2	70 2.7	40 1.6	0 0.0	22 0.9	278 10.8	37 1.4	118 4.6	113 4.4	
	36～45人	624 100.0	81 13.0	220 35.3	111 17.8	59 9.5	17 2.7	10 1.6	0 0.0	7 1.1	64 10.3	7 1.1	24 3.8	24 3.8	
	46～55人	207 100.0	30 14.5	67 32.4	38 18.4	23 11.1	4 1.9	5 2.4	0 0.0	1 0.5	21 10.1	4 1.9	7 3.4	7 3.4	
	56～70人	114 100.0	13 11.4	38 33.3	22 19.3	13 11.4	4 3.5	2 1.8	0 0.0	2 1.8	5 4.4	3 2.6	7 6.1	5 4.4	
	71人以上	118 100.0	14 11.9	33 28.0	28 23.7	11 9.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	16 13.6	7 5.9	6 5.1	3 2.5	



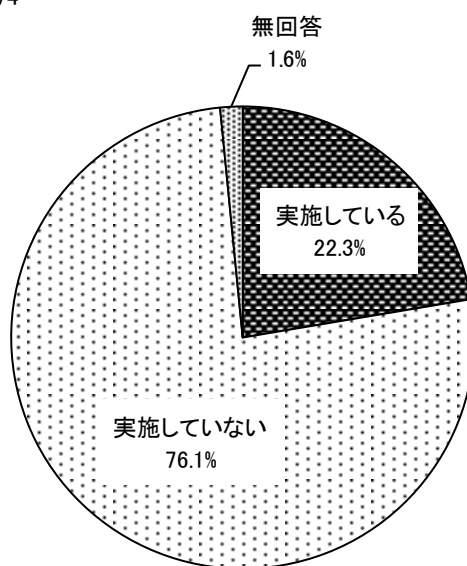
⑬ 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施有無（詳細票問1⑫）

- ✓ 放課後児童支援員等処遇改善等事業を「実施している」放課後児童クラブの割合は22.3%、「実施していない」自治体は76.1%であった。

図表2-67 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施有無別放課後児童クラブ数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	実施している	1,402	22.3
2	実施していない	4,774	76.1
	無回答	98	1.6
	全体	6,274	100.0

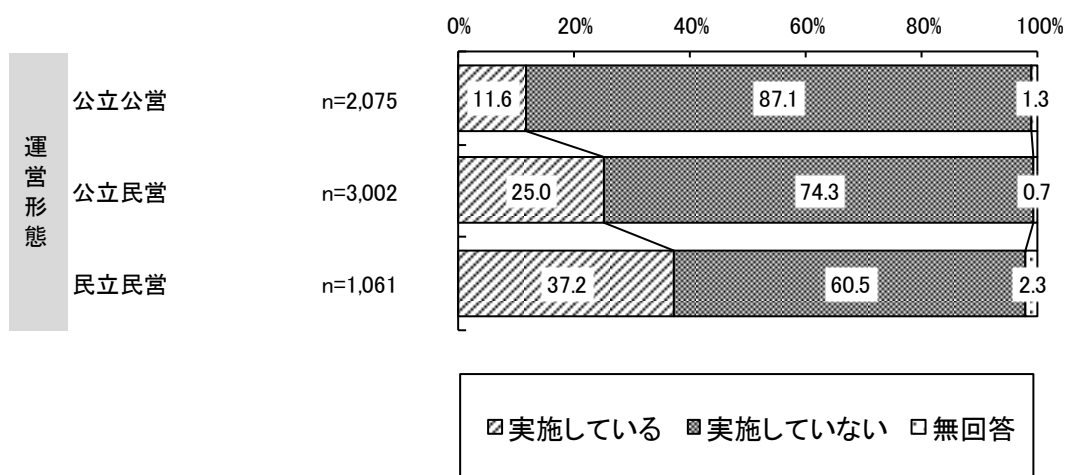
n=6,274



- ✓ 運営形態別でみると、「実施している」と回答した放課後児童クラブの割合は公立公営で11.6%、公立民営で25.0%、民立民営で37.2%となっている。

図表2-68 運営形態別・放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施有無別放課後児童クラブ数(SA)

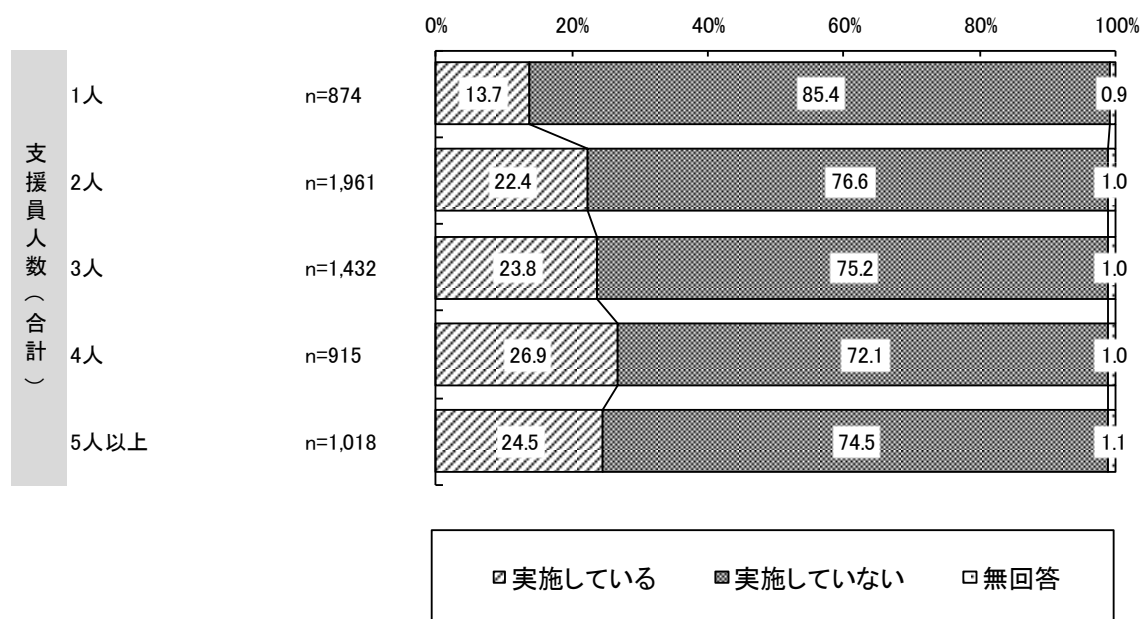
		合計	⑫放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施有無		
			1. 実施している	2. 実施していない	無回答
全体		6,274	1,402	4,774	98
		100.0	22.3	76.1	1.6
②運営形態	1. 公立公営	2,075	240	1,808	27
		100.0	11.6	87.1	1.3
	2. 公立民営	3,002	750	2,230	22
		100.0	25.0	74.3	0.7
	3. 民立民営	1,061	395	642	24
		100.0	37.2	60.5	2.3



- ✓ 放課後児童支援員の数別にみると、若干ではあるものの、数が多い放課後児童クラブの方が実施している割合が高い傾向がみられる。

図表2-69 放課後児童支援員数別・放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施有無別
放課後児童クラブ数(SA)

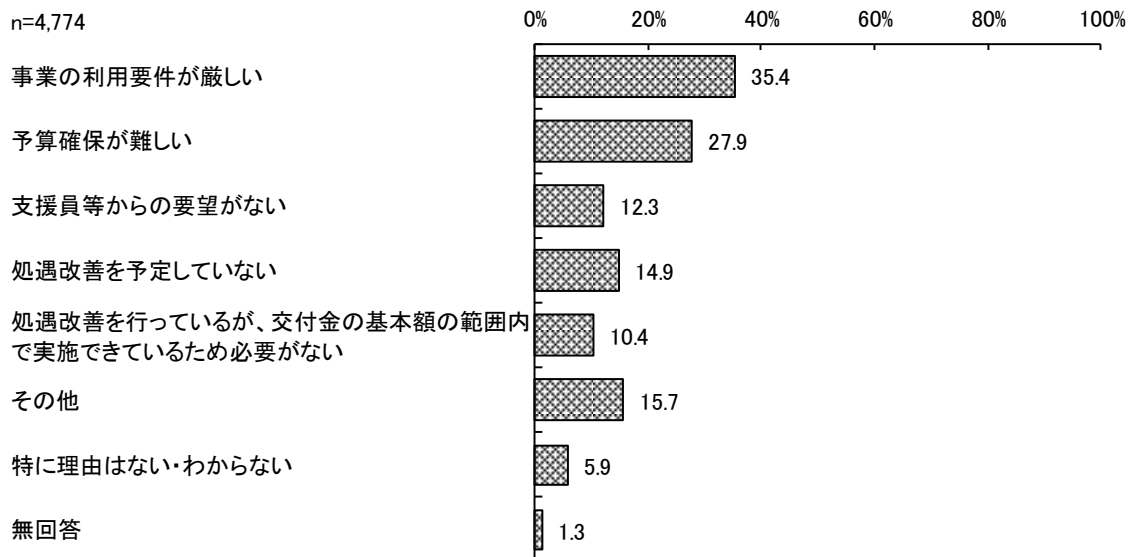
		合計	⑫放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施有無		
			1. 実施している	2. 実施していない	無回答
全体		6,274	1,402	4,774	98
		100.0	22.3	76.1	1.6
③-1. 放課後児童支援員（合計）	1人	874	120	746	8
		100.0	13.7	85.4	0.9
	2人	1,961	439	1,503	19
		100.0	22.4	76.6	1.0
	3人	1,432	341	1,077	14
		100.0	23.8	75.2	1.0
	4人	915	246	660	9
		100.0	26.9	72.1	1.0
	5人以上	1,018	249	758	11
		100.0	24.5	74.5	1.1



- ✓ 以下は、放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施していない放課後児童クラブに対し、実施していない理由を尋ねた結果である。「事業の利用要件が厳しい」が35.4%と最も多く、次いで「予算確保が難しい」が27.9%、「処遇改善を予定していない」が14.9%、「その他」が15.7%などとなっている。

図表2-70 放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施していない理由別放課後児童クラブ数 (MA)

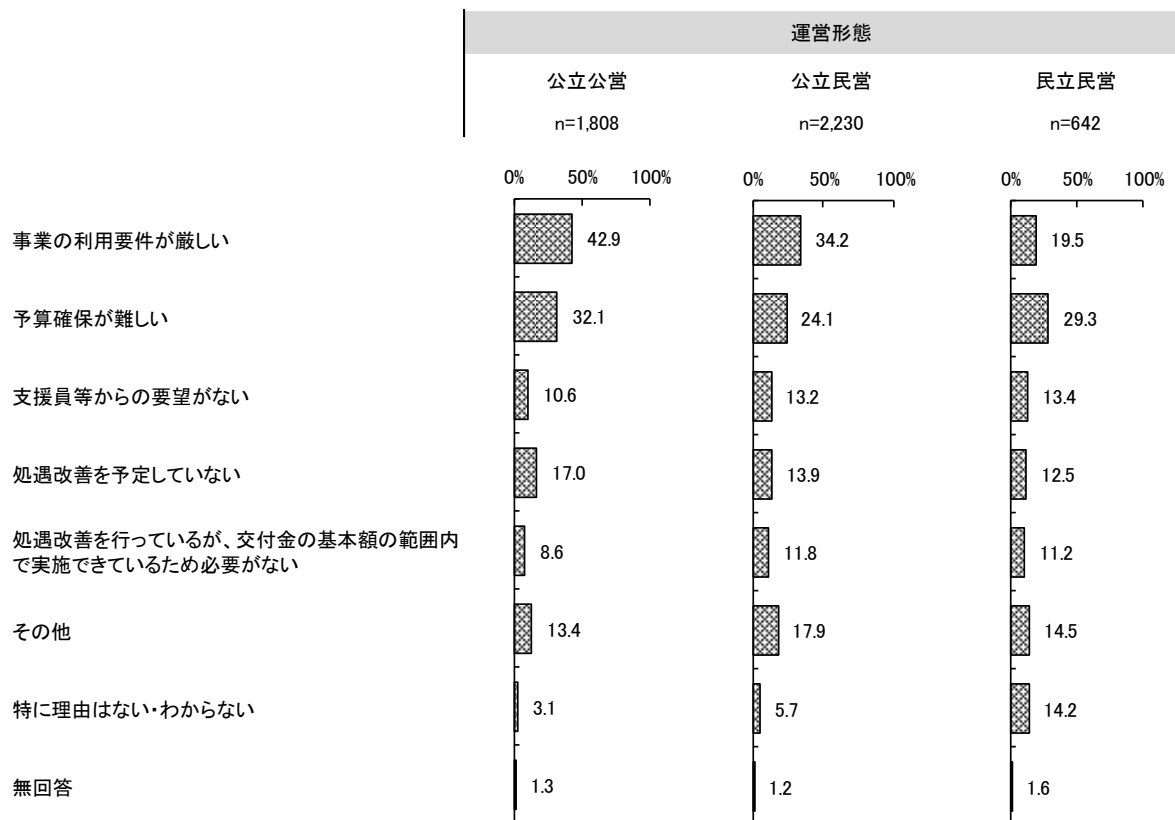
No.	カテゴリー名	n	%
1	事業の利用要件が厳しい	1,689	35.4
2	予算確保が難しい	1,330	27.9
3	支援員等からの要望がない	586	12.3
4	処遇改善を予定していない	711	14.9
5	処遇改善を行っているが、交付金の基本額の範囲内で実施できているため必要がない	497	10.4
6	その他	751	15.7
7	特に理由はない・わからない	281	5.9
	無回答	62	1.3
	全体	4,774	100.0



- ✓ 運営形態別にみると、公立民営の放課後児童クラブでは「事業の利用要件が厳しい」を選択する割合が19.5%と、公立(公営・民営)の放課後児童クラブと比較して低い。

図表2-71 運営形態別・放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施していない理由別
放課後児童クラブ数(MA)

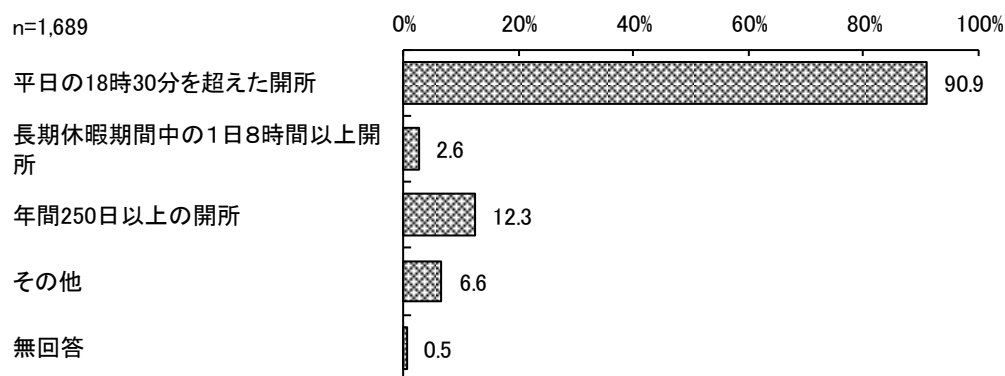
		合計	⑫-1. 《⑫で「2.実施していない」と回答した場合のみ》実施していない理由							
			1. 事業の利用要件が厳しい	2. 予算確保が難しい	3. 支援員等からの要望がない	4. 処遇改善を予定していない	5. 処遇改善を行っているが、交付金の基本額の範囲内で実施できているため必要がない	6. その他	7. 特に理由はない・わからない	無回答
全体		4,774	1,689	1,330	586	711	497	751	281	62
		100.0	35.4	27.9	12.3	14.9	10.4	15.7	5.9	1.3
②運営形態	1. 公立公営	1,808	775	580	191	307	155	242	56	24
		100.0	42.9	32.1	10.6	17.0	8.6	13.4	3.1	1.3
	2. 公立民営	2,230	762	537	294	309	263	399	126	27
		100.0	34.2	24.1	13.2	13.9	11.8	17.9	5.7	1.2
	3. 民立民営	642	125	188	86	80	72	93	91	10
		100.0	19.5	29.3	13.4	12.5	11.2	14.5	14.2	1.6



- ✓ なお、同事業を実施しない理由として「事業の利用要件が厳しい」と回答した自治体に対し、どの要件をクリアすること難しいかを尋ねた結果は以下の通りである。9割以上の放課後児童クラブが「平日の18時30分を超えた開所」という条件を満たすのが難しいと回答している(90.9%)。

図表2-72 クリアするのが難しい要件別放課後児童クラブ数(MA)

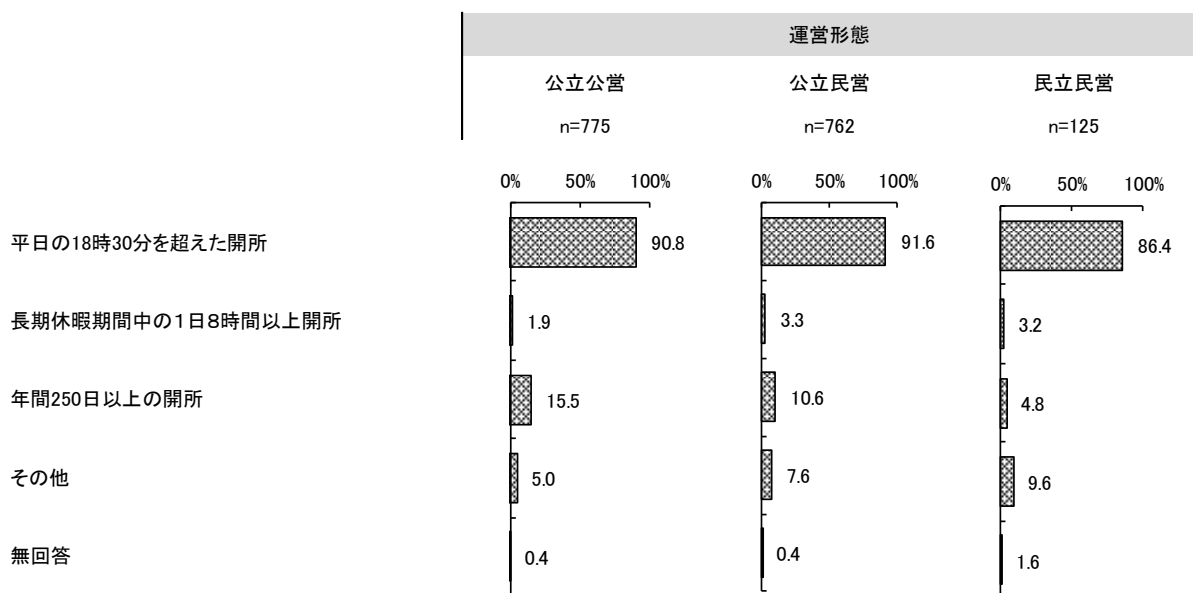
No.	カテゴリー名	n	%
1	平日の18時30分を超えた開所	1,535	90.9
2	長期休暇期間中の1日8時間以上開所	44	2.6
3	年間250日以上の開所	208	12.3
4	その他	112	6.6
	無回答	8	0.5
	全体	1,689	100.0



- ✓ 運営形態別にみると、公立公営・公立民営の放課後児童クラブでは民立民営の放課後児童クラブと比較して「年間250日以上の開所」と回答する割合が高い(それぞれ15.5%、10.6%)。

図表2-73 運営形態別・クリアするのが難しい要件別放課後児童クラブ数(MA)

		合計	⑫-2 《⑫-1で「1. 事業の利用要件が厳しい」を選択した場合のみ》クリアするのが難しい要件				
			1. 平日の18時30分を超えた開所	2. 長期休暇期間中の1日8時間以上開所	3. 年間250日以上の開所	4. その他	無回答
全体		1,689	1,535	44	208	112	8
		100.0	90.9	2.6	12.3	6.6	0.5
②運営形態	1. 公立公営	775	704	15	120	39	3
		100.0	90.8	1.9	15.5	5.0	0.4
	2. 公立民営	762	698	25	81	58	3
		100.0	91.6	3.3	10.6	7.6	0.4
	3. 民立民営	125	108	4	6	12	2
		100.0	86.4	3.2	4.8	9.6	1.6



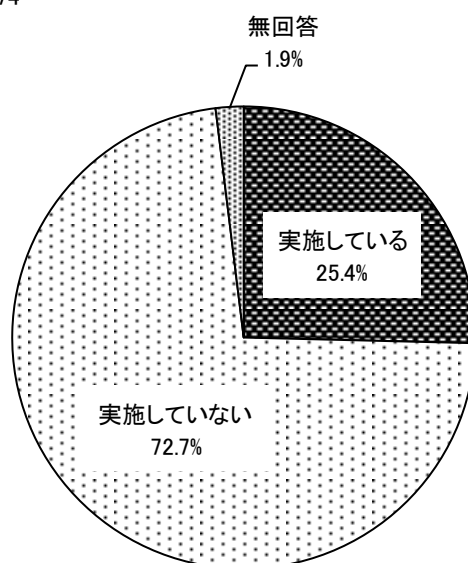
⑭ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施有無（問1⑬）

- ✓ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を「実施している」放課後児童クラブの割合は25.4%、「実施していない」自治体は72.7%となっている。

図表2-74 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施有無別放課後児童クラブ数（SA）

No.	カテゴリー名	n	%
1	実施している	1,593	25.4
2	実施していない	4,559	72.7
	無回答	122	1.9
	全体	6,274	100.0

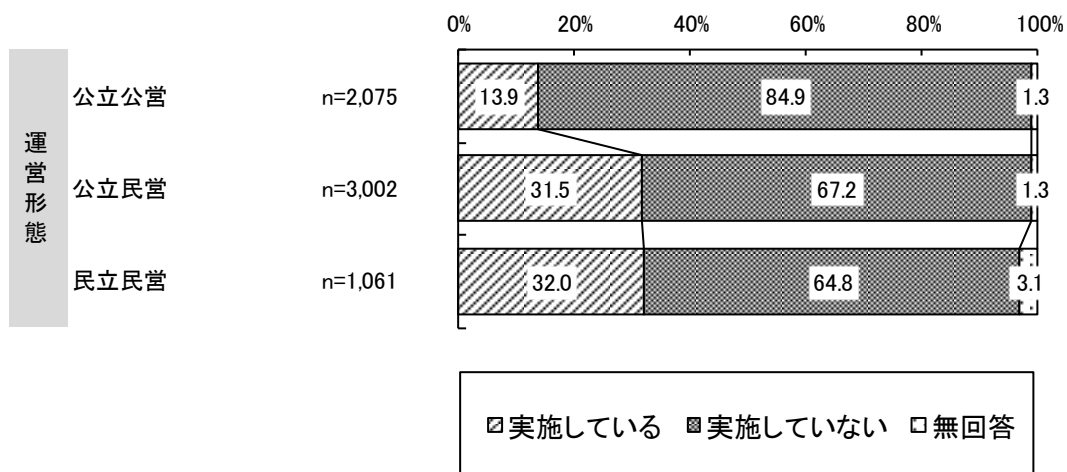
n=6,274



- ✓ 運営形態別にみると、公立民営・私立民営の放課後児童クラブでは公立公営の放課後児童クラブと比較して「実施している」と回答する割合が高い(それぞれ31.5%、32.0%)。

図表2-75 運営形態別・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施有無別
放課後児童クラブ数(SA)

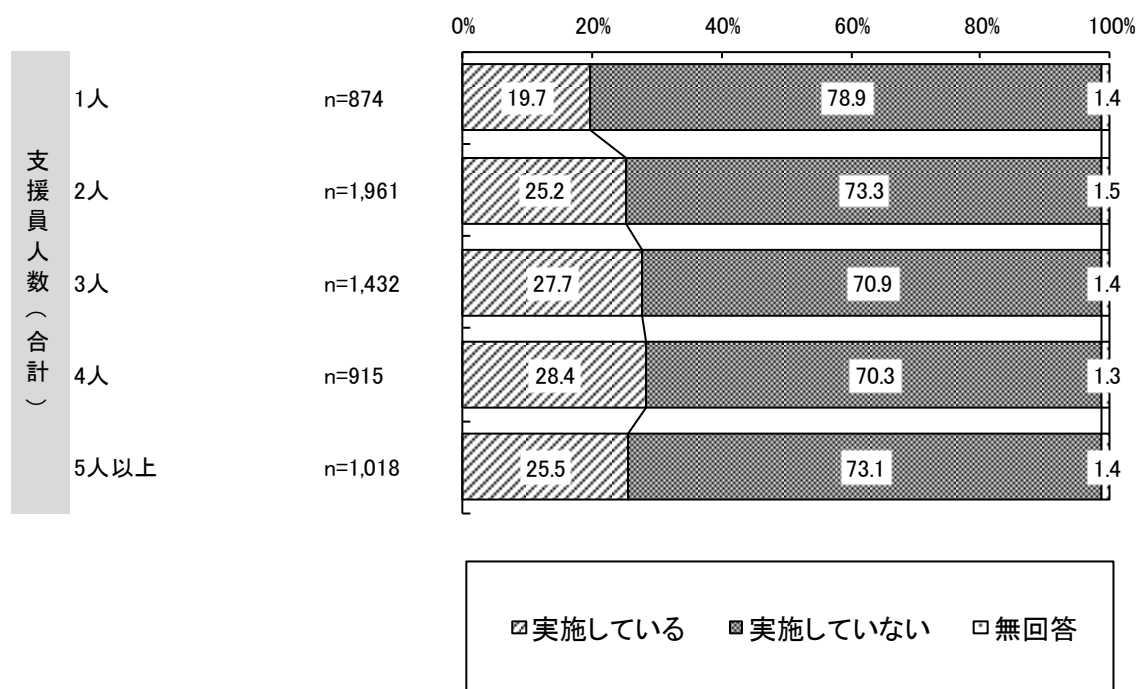
		合計	⑬放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施有無		
			1. 実施している	2. 実施していない	無回答
全体		6,274	1,593	4,559	122
		100.0	25.4	72.7	1.9
②運営形態	1. 公立公営	2,075	288	1,761	26
		100.0	13.9	84.9	1.3
	2. 公立民営	3,002	947	2,016	39
		100.0	31.5	67.2	1.3
	3. 私立民営	1,061	340	688	33
		100.0	32.0	64.8	3.1



- ✓ 放課後児童支援員の数別にみると、支援員1人の場合には「実施していない」と回答する割合が高い（78.9%）。

図表2-76 放課後児童支援員数別・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施有無別放課後児童クラブ数(SA)

		合計	⑬放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施有無		
			1. 実施している	2. 実施していない	無回答
全体		6,274	1,593	4,559	122
		100.0	25.4	72.7	1.9
⑬-1. 放課後児童支援員（合計）	1人	874	172	690	12
		100.0	19.7	78.9	1.4
	2人	1,961	495	1,437	29
		100.0	25.2	73.3	1.5
	3人	1,432	397	1,015	20
		100.0	27.7	70.9	1.4
	4人	915	260	643	12
		100.0	28.4	70.3	1.3
	5人以上	1,018	260	744	14
		100.0	25.5	73.1	1.4

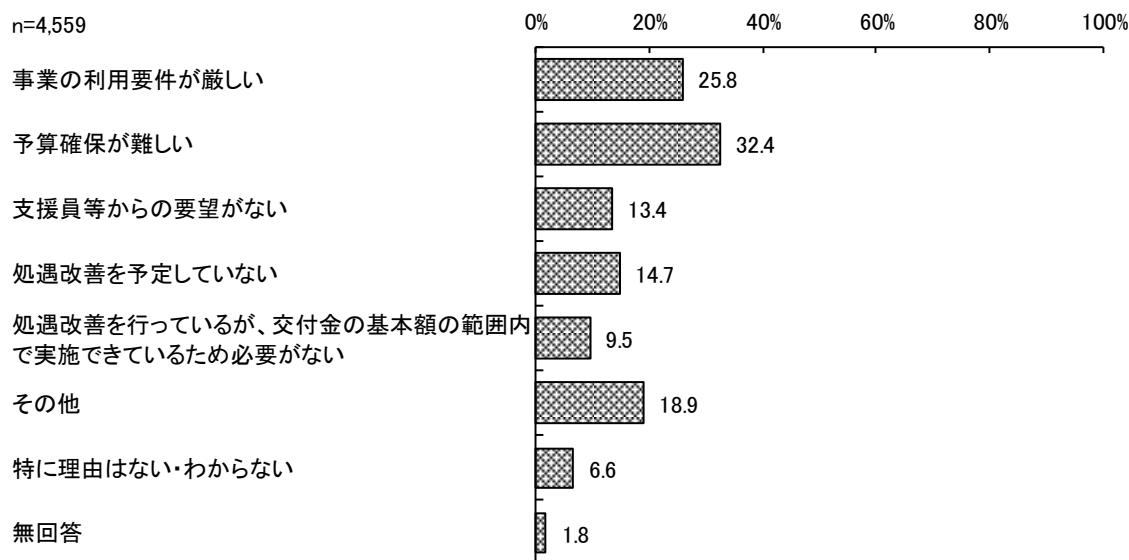


- ✓ 以下は、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施していない放課後児童クラブに対し、実施していない理由を尋ねた結果である。「予算確保が難しい」が32.4%と最も多く、次いで「事業の利用要件が厳しい」が25.8%などとなっている。

図表2-77 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施していない理由別
放課後児童クラブ数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	事業の利用要件が厳しい	1,178	25.8
2	予算確保が難しい	1,479	32.4
3	支援員等からの要望がない	611	13.4
4	処遇改善を予定していない	672	14.7
5	処遇改善を行っているが、交付金の基本額の範囲内で実施できているため必要がない	435	9.5
6	その他	863	18.9
7	特に理由はない・わからない	302	6.6
	無回答	83	1.8
	全体	4,559	100.0

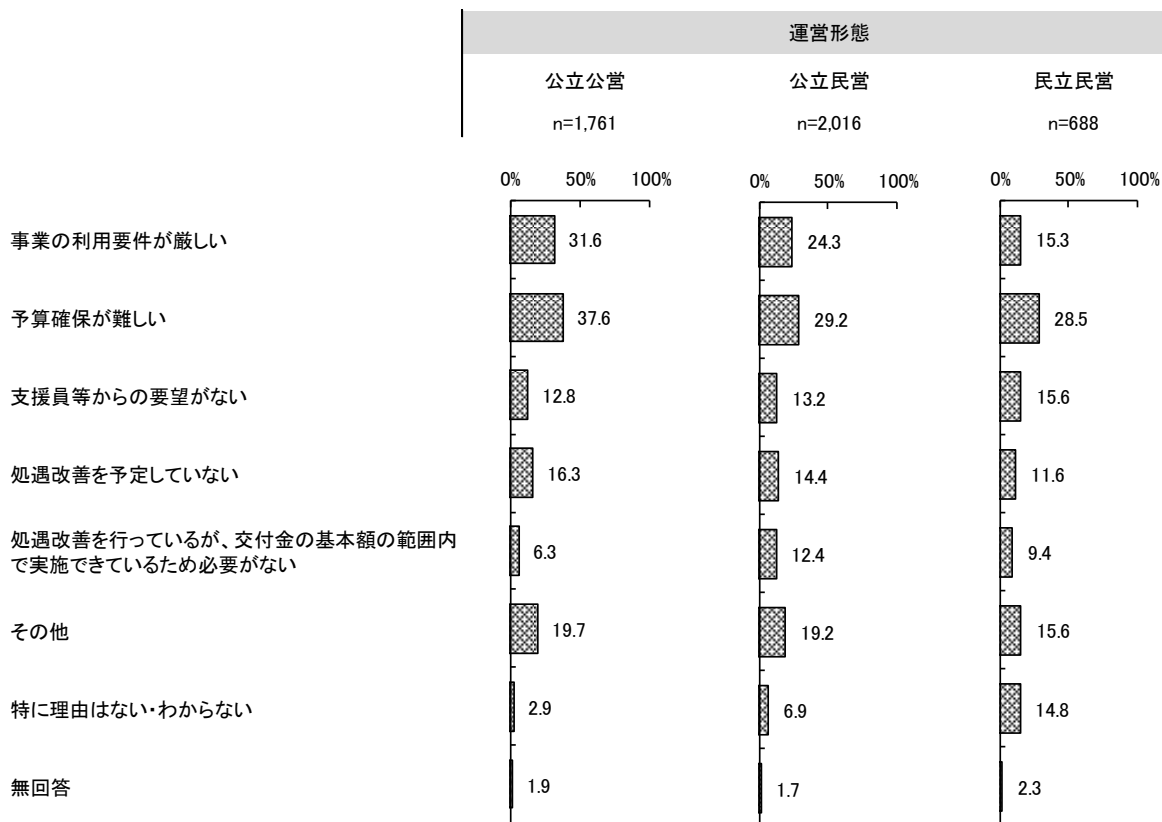
n=4,559



- ✓ 運営形態別にみると、公立公営・公立民営の放課後児童クラブでは私立民営の放課後児童クラブと比較して「事業の利用要件が厳しい」を選択する割合が高い(それぞれ31.6%、24.3%)。

図表2-78 運営形態別・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施していない理由別
放課後児童クラブ数(MA)

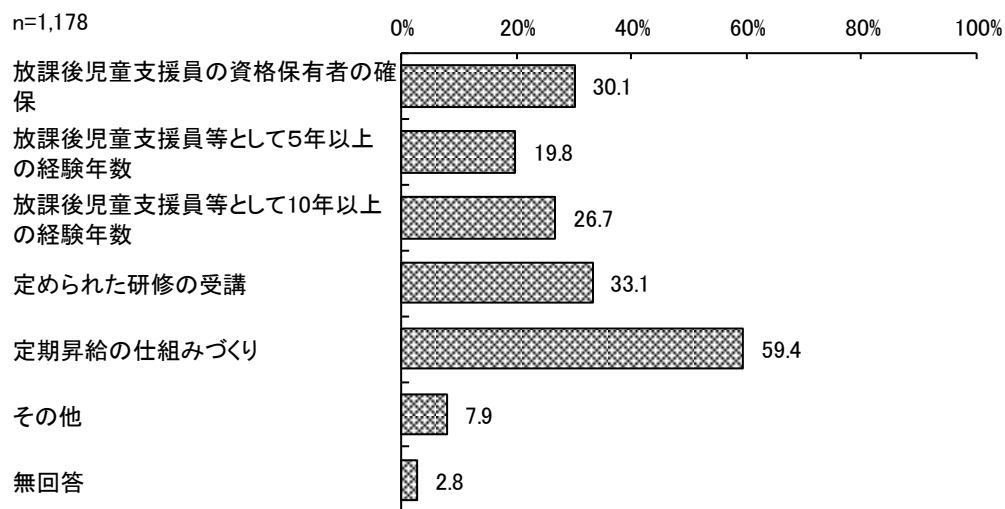
		合計	⑬-1. ⑬で「2.実施していない」と回答した場合のみ》実施していない理由							
			1.事業の利用要件が厳しい	2.予算確保が難しい	3.支援員等からの要望がない	4.処遇改善を予定していない	5.処遇改善を行っているが、交付金の基本額の範囲内で実施できているため必要がない	6.その他	7.特に理由はない・わからない	無回答
全体		4,559	1,178	1,479	611	672	435	863	302	83
		100.0	25.8	32.4	13.4	14.7	9.5	18.9	6.6	1.8
②運営形態	1.公立公営	1,761	556	663	225	287	111	347	51	33
		100.0	31.6	37.6	12.8	16.3	6.3	19.7	2.9	1.9
	2.公立民営	2,016	490	588	267	291	249	388	140	34
		100.0	24.3	29.2	13.2	14.4	12.4	19.2	6.9	1.7
	3.民立民営	688	105	196	107	80	65	107	102	16
		100.0	15.3	28.5	15.6	11.6	9.4	15.6	14.8	2.3



- ✓ なお、同事業を実施しない理由として「事業の利用要件が厳しい」と回答した放課後児童クラブに対し、どの要件をクリアすることが難しいかを尋ねた結果は以下の通りである。6割程度の放課後児童クラブが「定期昇給の仕組みづくり」(59.4%)を選択したほか、「定められた研修の受講」「放課後児童支援員の資格保有者の確保」を選択する割合もそれぞれ3割程度となっている(それぞれ33.1%、30.1%)。

図表2-79 クリアするのが難しい要件別放課後児童クラブ数(MA)

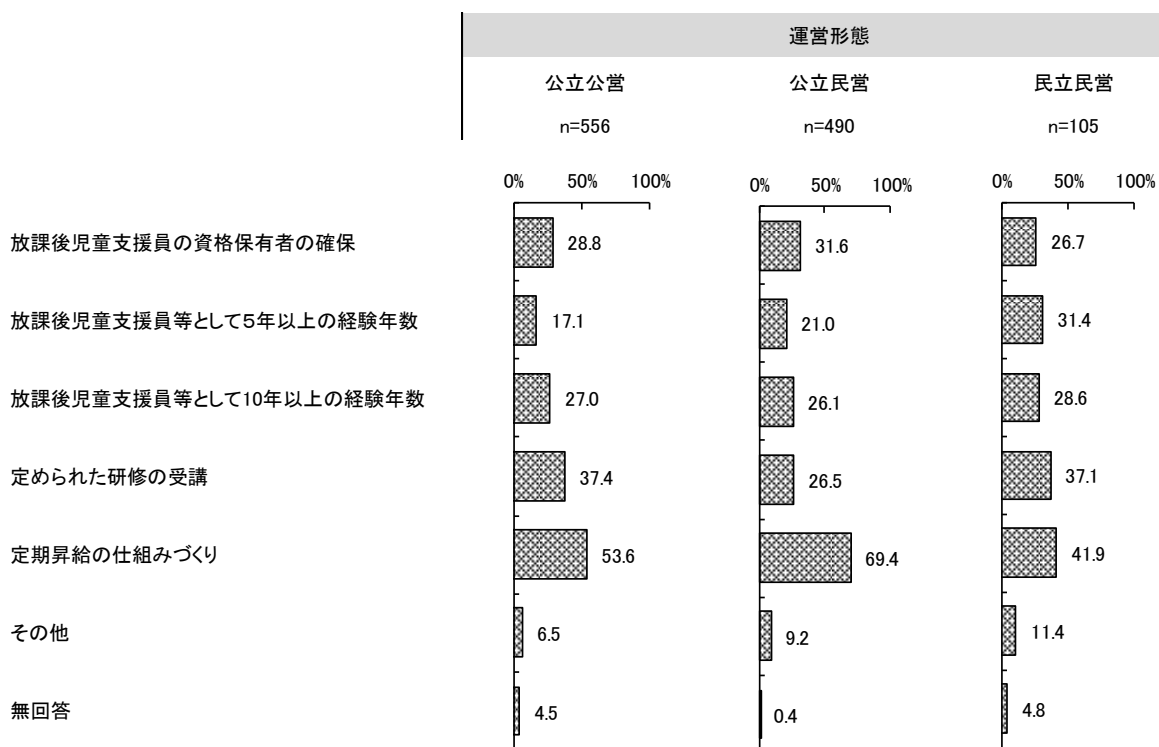
No.	カテゴリー名	n	%
1	放課後児童支援員の資格保有者の確保	354	30.1
2	放課後児童支援員等として5年以上の経験年数	233	19.8
3	放課後児童支援員等として10年以上の経験年数	315	26.7
4	定められた研修の受講	390	33.1
5	定期昇給の仕組みづくり	700	59.4
6	その他	93	7.9
	無回答	33	2.8
	全体	1,178	100.0



- ✓ 運営形態別にみると、公立公営・公立民営の放課後児童クラブでは公立民営の放課後児童クラブと比較して「定期昇給の仕組みづくり」と回答する割合が高い(それぞれ53.6%、69.4%)。

図表2-80 運営形態別・クリアするのが難しい要件別放課後児童クラブ数(MA)

		⑬-2 《⑬-1で「1. 事業の利用要件が厳しい」を選択した場合のみ》クリアするのが難しい要件						
合計		1. 放課後児童支援員の資格保有者の確保	2. 放課後児童支援員等として5年以上の経験年数	3. 放課後児童支援員等として10年以上の経験年数	4. 定められた研修の受講	5. 定期昇給の仕組みづくり	6. その他	無回答
全体		1,178	354	233	315	390	700	93
		100.0	30.1	19.8	26.7	33.1	59.4	7.9
②運営形態	1. 公立公営	556	160	95	150	208	298	36
		100.0	28.8	17.1	27.0	37.4	53.6	6.5
	2. 公立民営	490	155	103	128	130	340	45
		100.0	31.6	21.0	26.1	26.5	69.4	9.2
	3. 民立民営	105	28	33	30	39	44	12
		100.0	26.7	31.4	28.6	37.1	41.9	11.4



第2章

一体型の放課後児童クラブ及び 放課後子供教室に関するアンケート調査

第2章 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室に関するアンケート調査

1. 調査の概要

1) 目的

- ✓ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営状況を把握することを目的とした。

2) 調査対象と調査方法

① 調査対象

- ✓ 全国の市区町村 計1,741自治体(743町、183村、792市および23区、平成31年1月1日現在)のうち、放課後児童クラブを設置している自治体を対象とした。

② 調査方法

- ✓ 電子ファイル(Excel形式)調査票をEメール添付により送付・回収することにより実施した。
- ✓ 政令指定都市並びに中核市に対しては、当社から直接送付し、調査を依頼した。特別区並びに一般市に対しては、都道府県経由で調査依頼および調査票送付を実施した。

3) 調査基準日

- ✓ 調査基準日:令和2年7月1日時点
 - ✓ 調査実施期間:令和2年10月28日～11月25日(※1)
- ※1 ただし、調査実施期間を過ぎて回収した調査票についても集計に含めている。

4) 回収結果(※2)

- ✓ 回収数:1,048件(問3(※3)の回収数:737件)
- ✓ 有効回答数:973件(問3の有効回答数:732件)

※2 放課後児童クラブを設置している自治体数に関する統計データがないため、回収率を算出していない。

※3 問3では一体型を実施している自治体に対し、最大3件の一体型を選定し、その運営状況を回答いただいた。

【全自治体数に占める回収数:都市区分別】

No.	カテゴリー名	全体	有効回答数	%
1	政令指定都市	20	18	90.0
2	東京特別区	23	19	82.6
3	中核市	60	43	71.7
4	一般市	712	454	63.8
5	町村	926	439	47.4
	全体	1,741	973	55.9

【全一体型実施箇所数に占める問3(一体型の運営状況)回収数】

No.	カテゴリー名	全体(※4)	有効回答数	%
1	一体型の数	5,557	732	13.2

※4 厚生労働省「令和2年(2020年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(令和2年(2020年)7月1日現在)」

5) 集計方法

- ✓ 回答が得られたもののうち、無効・非該当を除いて集計している。ただし、集計方法について注がある場合にはその方法に基づく。
- ✓ クロス集計軸の縦軸は、無回答を除いている。

6) 主な調査内容

- ✓ 主な内容は以下の通り。
 - ・ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施状況
 - ・ 放課後子供教室実施の有無
 - ・ 放課後子供教室所管部局
 - ・ 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携状況
 - ・ 一体型での放課後児童クラブおよび放課後子供教室の運営状況
 - ・ ヒアリング調査可否

7) 留意点

- ✓ 本調査では、以下を「一体型で実施する放課後児童クラブおよび放課後子供教室（一体型）」として定義している。

本調査における「一体型で実施する放課後児童クラブおよび放課後子供教室（一体型）」の定義：
同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた 全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

8) 結果のまとめ

【放課後子供教室と放課後児童クラブの実施状況について】

- ✓ 放課後子供教室を実施している自治体の割合は6割強。（図表3-2）
- ✓ 放課後児童クラブの所管部局は福祉部局、放課後子供教室の所管部局は教育委員会という自治体がほぼ半数。次に多いのが放課後児童クラブ・放課後子供教室ともに教育委員会の所管。（図表3-4）
- ✓ 放課後子供教室を実施している自治体のうち55％程度が、一体型が（1箇所以上）あると回答。（図表3-5）

【一体型での放課後児童クラブおよび放課後子供教室の運営実態について】

（運営形態）

- ✓ 「一体型」の放課後子供教室運営形態と放課後児童クラブ運営形態の組み合わせをみると、放課後子供教室「公営」で放課後児童クラブ「公立民営」が30％強、放課後子供教室「公営」で放課後児童クラブ「公立公営」が30％弱、放課後子供教室「委託」で放課後児童クラブ「公立民営」が25％弱であった。（図表3-13）
- ✓ 両事業の運営団体は「同じ」が40％弱、「異なる」が60％強。ただし、東京特別区では運営団体が「同じ」ケースが90％弱と多い。（図表3-15、3-16）

（活動場所）

- ✓ 活動場所は「いずれも小学校内にあるが、活動場所は異なる」が70%弱。政令指定都市や東京特別区では、他の都市区分と比べて「いずれも小学校内にあり、活動部屋も同じ」と回答する割合が高い。（図表3-22、3-23）

（放課後児童クラブに通う子どもの放課後子供教室への参加方法）

- ✓ 放課後児童クラブに通う子どもの放課後子供教室への参加に当たっては「放課後子供教室への参加時間帯を設定」が70%弱。（図表3-32）
- ✓ 政令指定都市や東京特別区では、他の都市区分と比べて「放課後子供教室と放課後児童クラブを自由に往来」とする割合が高い。（図表3-33）
- ✓ また、両事業の運営団体が同じ「一体型」では、異なるところよりも「放課後子供教室と放課後児童クラブを自由に往来」と回答する割合が高い。（図表3-35）

（放課後児童支援員等による放課後子供教室の活動への関わり方）

- ✓ 放課後児童支援員等による放課後子供教室の活動への関わり方については、活動に協力するケース、送迎のみのケース、活動プログラムによって関わり方が違うケース等、様々であった。（図表3-37、自由記述）
- ✓ 政令指定都市や東京特別区では、他の都市区分と比べて「放課後児童クラブの利用児童に同行し、放課後子供教室の活動実施に協力する」と回答する割合が高い。（図表3-38）
- ✓ また、両事業の運営団体が同じ「一体型」では、異なるところよりも「放課後児童クラブの利用児童に同行し、放課後子供教室の活動実施に協力する」と回答する割合が高い。（図表3-40）

（放課後児童クラブと放課後子供教室の連携内容）

- ✓ 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携の具体的な内容については、「両事業に参加する児童の安全管理を役割分担している」と回答した「一体型」が55%程度、「両事業の運営について協議する場を定期的に設けている」と回答した「一体型」が40%程度など。その他、連携推進役となる職員の配置や情報交換等の意見が聞かれた。（図表3-42、自由記述）

【一体型での放課後児童クラブおよび放課後子供教室の運営の効果と課題について】

（一体型の効果）

- ✓ 「一体型」の実施の効果は、「放課後児童クラブに通う子どもの生活・学習の体験を広げることができた」が60%弱、「放課後児童クラブに通う子どもと通っていない子どもが一緒に過ごす機会を提供できた」が55%程度、「いずれも学校内で実施されるため、子どもが安全に過ごすことができるようになった」が40%弱など。（図表3-47、3-48）
- ✓ 東京特別区では他の都市区分と比べて「いずれも学校内で実施されるため、子どもが安全に過ごすことができるようになった」「一体型での実施により、待機児童が減少した」等の回答が多く、「放課後子供教室の活動時間があることで、放課後児童支援員の負担が減った」の回答は少ない。放課後児童クラブ及び放課後子供教室を、全児童を対象とした事業の中で総合的に展開する事例があり、調査結果に影響を与えている可能性がある。（図表3-49）
- ✓ 「地域との関係構築が進んだ」は中核市、一般市、町村で回答割合が高く、政令指定都市、東京特別区で低い。「両事業の職員・スタッフの協働により、子どもを見守る目が増えた」も同様の傾向。（図表3-49）
- ✓ 町村では他の都市区分と比べて「放課後児童クラブに通う子どもと通っていない子どもが一緒に過ごす

機会を提供できた」の回答が少ない。放課後の過ごし方が都市部とは異なる可能性が考えられる。(図表3-49)

(一体型実施の課題)

- ✓ 「一体型」の実施に関する課題は、「小学校内での放課後児童クラブ(または放課後子供教室)活動場所の確保が困難」が 35%程度、「両事業間の責任範囲が不明確」「放課後子供教室スタッフの増員が必要」「放課後子供教室の実施回数が少ない」が 20~25%程度など。(図表 3-55、56)
- ✓ 政令指定都市、東京特別区では「放課後子供教室の参加人数が多くなるため、安全確保が困難」と回答する割合が高い。また、東京特別区では「小学校内での放課後児童クラブ(または放課後子供教室)活動場所の確保が困難」の割合が高い。町村では同選択肢の選択割合が低い。(図表3-57)
- ✓ 「放課後子供教室スタッフの増員が必要」は中核市、一般市、町村で回答する割合が高い。一般市や町村では公営の放課後子供教室の割合が高く、地域住民の理解・協力により活動が成り立っていることから、活動の担い手確保に課題を感じているものと推察される。(図表 3-57)

2. 調査結果

1) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施状況

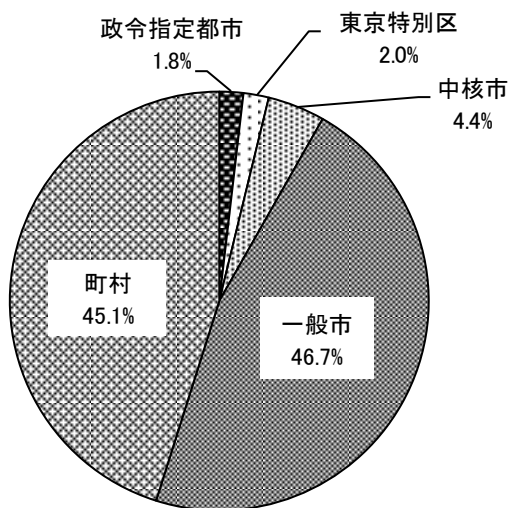
① 回答自治体

- ✓ 回答が得られた自治体を都市区分別にみると、「政令指定都市」1.8%、「東京特別区」2.0%、「中核市」4.4%、「一般市」46.7%、「町村」45.1%となっている。

図表3-1 都市区分別自治体(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	政令指定都市	18	1.8
2	東京特別区	19	2.0
3	中核市	43	4.4
4	一般市	454	46.7
5	町村	439	45.1
	全体	973	100.0

n=973

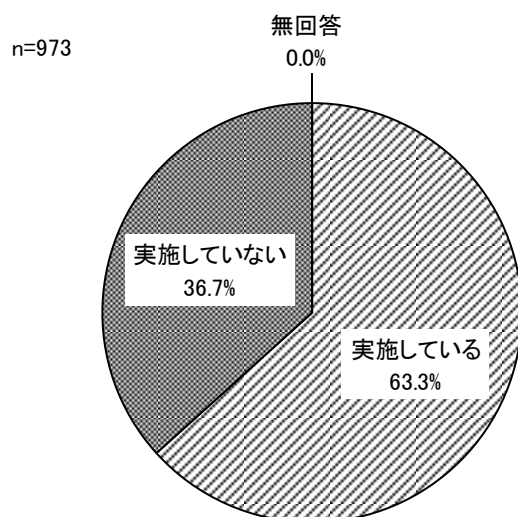


② 放課後子供教室の実施状況（問1）

✓ 放課後子供教室を「実施している」割合は63.3%、「実施していない」は36.7%であった。

図表3-2 放課後子供教室の実施状況別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	実施している	616	63.3
2	実施していない	357	36.7
	無回答	0	0.0
	全体	973	100.0



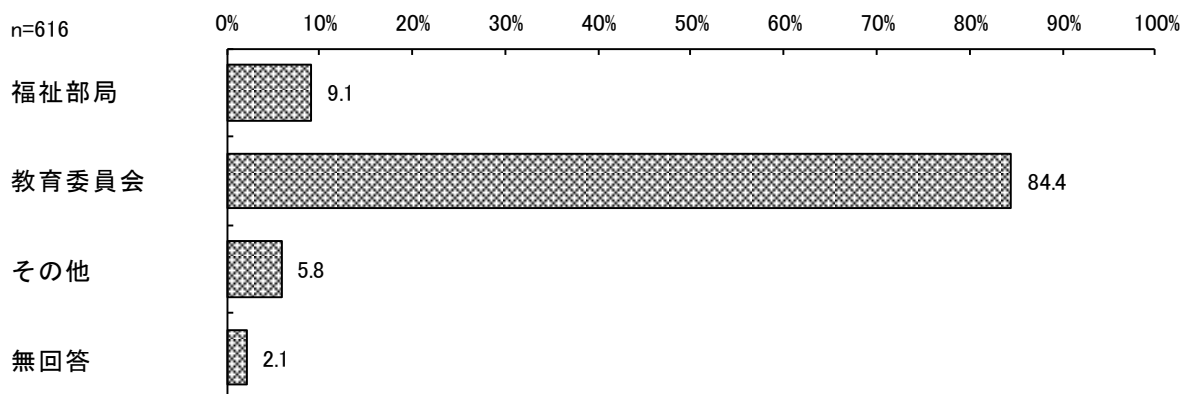
(注) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年放課後子供教室を実施している自治体であっても活動を見合わせているケースが多いとみられる。本調査では、例年活動実施している場合には今年度活動を見合わせている場合にも「活動休止中」とみなし、「実施している」と回答いただくよう依頼したが、一部の自治体では「実施していない」と回答した可能性があることに留意する必要がある。

③ 放課後子供教室の所管部局（問１－１）

- ✓ 放課後子供教室の所管部局は、「福祉部局」が9.1%、「教育委員会」が84.4%となっている。
- ✓ 「その他」として、福祉部局と教育委員会での共管等の回答があった。

図表3-3 放課後子供教室の所管部局別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	福祉部局	56	9.1
2	教育委員会	520	84.4
3	その他	36	5.8
	無回答	13	2.1
	全体	616	



- ✓ 放課後児童クラブの所管部局と放課後子供教室の所管部局の組み合わせをみる。放課後児童クラブ所管が「福祉部局」で放課後子供教室所管が「教育委員会」という自治体が50.3%と最も多い。次いで放課後児童クラブ・放課後子供教室ともに所管は「教育委員会」が28.8%となっている。

図表3-4 放課後児童クラブの所管部局別・放課後子供教室の所管部局別自治体数(SA)

		合計	問 1. 放課後子供教室所管部局						
			福祉部局 のみ	教育委員会 のみ	その他 のみ	福祉部局& 教育委員会	福祉部局& その他	教育委員会 &その他	無回答
全体		612	49	509	32	6	0	3	13
		100.0	8.0	83.2	5.2	1.0	0.0	0.5	2.1
【A. 基本票】 放課後児童クラブ 所管部局	福祉部局	374	47	308	8	6	0	1	4
		61.1	7.7	50.3	1.3	1.0	0.0	0.2	0.7
	教育委員会	190	1	176	2	0	0	2	9
		31.0	0.2	28.8	0.3	0.0	0.0	0.3	1.5
	その他	48	1	25	22	0	0	0	0
	7.8	0.2	4.1	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	

(注) 放課後児童クラブの所管部局は、放課後児童クラブを利用する児童の利用実態に関するアンケート調査(基本票)の問1③の回答を用いている。

④ 放課後児童クラブと放課後子供教室との連携状況（問2）

- ✓ 以下は放課後子供教室を(1箇所以上)実施している自治体に対し、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携状況を尋ねた結果である。一体型を(1箇所以上)設置していると回答した自治体の数は342件で、放課後子供教室を実施する自治体の55.5%であった。

図表3-5 放課後子供教室との連携がある自治体数・放課後児童クラブ数

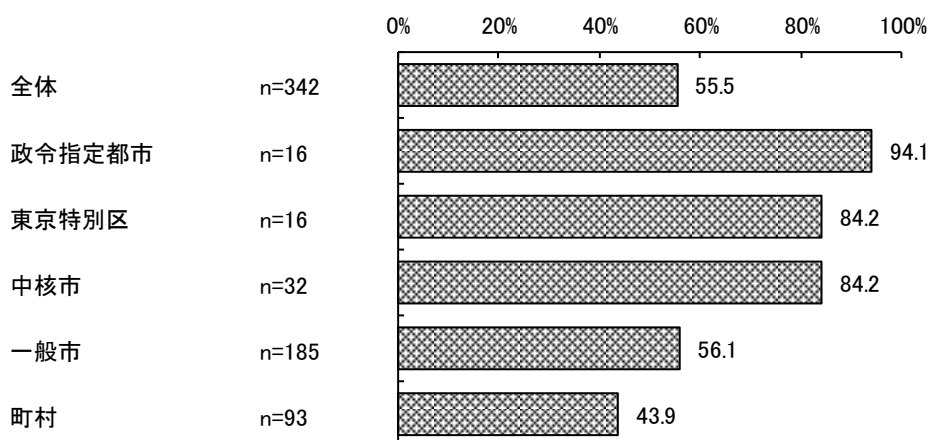
①放課後児童クラブと放課後子供教室を同一小学校区内で実施						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(a)	件数(b)	b/a	合計値	平均値	最大値	最小値
616	540	87.7	7,221	12.01	587	0
②うち、放課後児童クラブの子どもが放課後子供教室の活動に参加できる						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(c)	件数(d)	d/c(d/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
540	481	89.1(78.1)	6,368	11.93	587	0
③うち、いずれの活動も同一小学校内等で実施(一体型)						
自治体数(1箇所以上あると回答)			放課後児童クラブ数			
全体(e)	件数(f)	f/e(f/a)	合計値	平均値	最大値	最小値
489	342	69.9(55.5)	4,065	8.43	340	0

(注) 質問の趣旨からは、(b)=(c)、また、(d)=(e)となるところだが、③の「全体(e)」には②を無回答の自治体も含むため、数値が一致していない。

- ✓ 放課後子供教室がある自治体のうち、一体型がある(1箇所以上ある)と回答した自治体を都市区分別にみた結果は、以下の通り。

図表3-6 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室がある自治体数

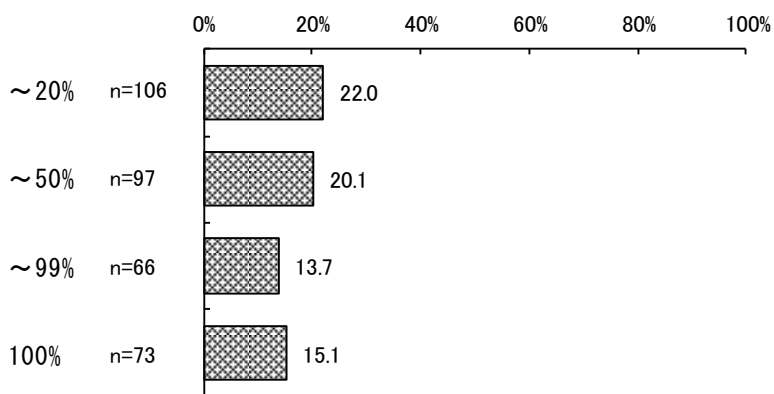
No.	カテゴリー一名	全体	n	%
1	政令指定都市	17	16	94.1
2	東京特別区	19	16	84.2
3	中核市	38	32	84.2
4	一般市	330	185	56.1
5	町村	212	93	43.9
	全体	616	342	55.5



- ✓ なお、一体型がある(1箇所以上ある)と回答した自治体について、放課後児童クラブの設置数計(注)に占める一体型の数の割合をみたところ、「～20%」(20%以下)が22.0%、「～50%」(20%より多く50%以下)が20.1%、「～99%」(50%より多く99%以下)が13.7%、「100%」が15.1%となっている。

図表3-7 (一体型がある(1箇所以上ある)自治体のみ)
放課後児童クラブの設置数計に占める一体型の設置数割合別自治体数

		問2. ③一体型	
		件数	%
A. ①設置形態計に対する割合	～20%	106	22.0
	～50%	97	20.1
	～99%	66	13.7
	100%	73	15.1



(注) 放課後児童クラブの設置数(計)は、放課後児童クラブを利用する児童の利用実態に関するアンケート調査(基本票)の問2①の回答を用いている。

2) 一体型の具体的な実施状況（問3）※最大3件

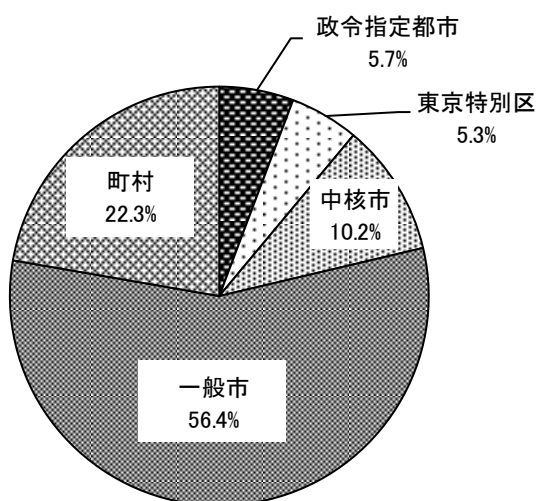
① 放課後子供教室の運営形態

- ✓ 以降、一体型を実施していると回答した自治体から収集した、「一体型」の運営状況に関する集計結果を示す。本調査では、回答自治体ごとに、最大3件の「一体型」運営状況を回答いただくよう依頼したところ、732件の回答を得た。以下では「一体型」をサンプル(母数n=732)として集計を行っている。
- ✓ 以下は、回答が得られた「一体型」を都市区分別にみた結果である。「政令指定都市」が5.7%、「東京特別区」が5.3%、「中核市」が10.2%、「一般市」が56.4%、「町村」が22.3%となっている。

図表3-8 都市区分別「一体型」数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	政令指定都市	42	5.7
2	東京特別区	39	5.3
3	中核市	75	10.2
4	一般市	413	56.4
5	町村	163	22.3
	全体	732	100.0

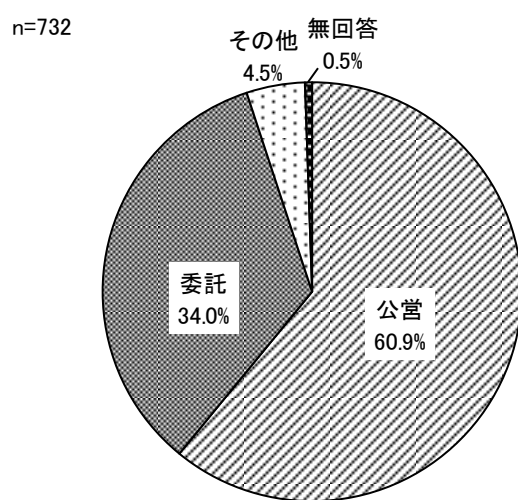
n=732



- ✓「一体型」における放課後子供教室の運営形態は、「公営」が60.9%、「委託」が34.0%、「その他」が4.5%となっている。「その他」としては、委託以外の方式により、地域団体等に依頼して実施等の回答があった。

図表3-9 放課後子供教室の運営形態別「一体型」数(SA)

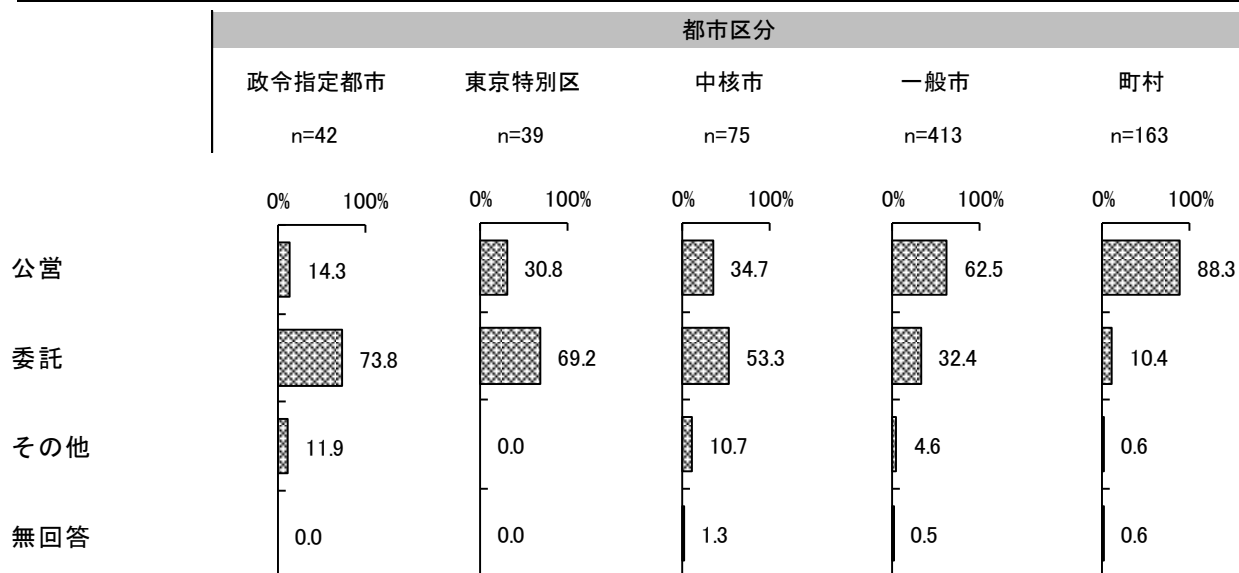
No.	カテゴリー一名	n	%
1	公営	446	60.9
2	委託	249	34.0
3	その他	33	4.5
	無回答	4	0.5
	全体	732	100.0



- ✓ 「一体型」の放課後子供教室運営形態を、当該放課後子供教室が実施されている地域(自治体)の都市区分別にみると、政令指定都市・東京特別区では「委託」の割合がそれぞれ73.8%、69.2%と高く、一般市や町村では「公営」の割合がそれぞれ62.5%、88.3%と高くなっている。

図表3-10 都市区分別・放課後子供教室の運営形態別「一体型」数(SA)

		合計	②放課後子供教室の運営形態			
			1. 公営	2. 委託	3. その他	無回答
全体		732	446	249	33	4
		100.0	60.9	34.0	4.5	0.5
都市区分	1. 政令指定都市	42	6	31	5	0
		100.0	14.3	73.8	11.9	0.0
	2. 東京特別区	39	12	27	0	0
		100.0	30.8	69.2	0.0	0.0
	3. 中核市	75	26	40	8	1
		100.0	34.7	53.3	10.7	1.3
	4. 一般市	413	258	134	19	2
		100.0	62.5	32.4	4.6	0.5
	5. 町村	163	144	17	1	1
		100.0	88.3	10.4	0.6	0.6

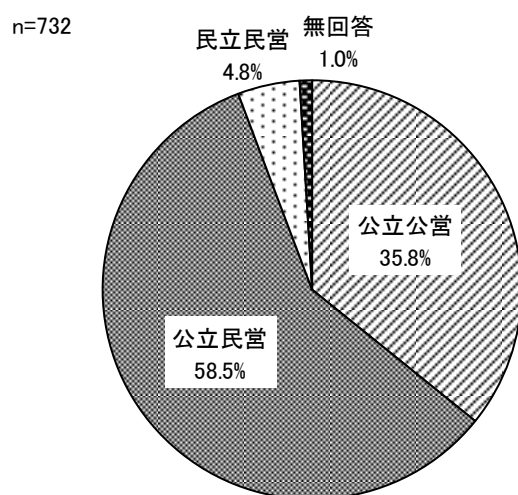


② 放課後児童クラブの運営形態

- ✓ 「一体型」における放課後児童クラブの運営形態は、「公立公営」が35.8%、「公立民営」が58.5%、「民立民営」が4.8%となっている。

図表3-11 放課後児童クラブの運営形態別「一体型」数(SA)

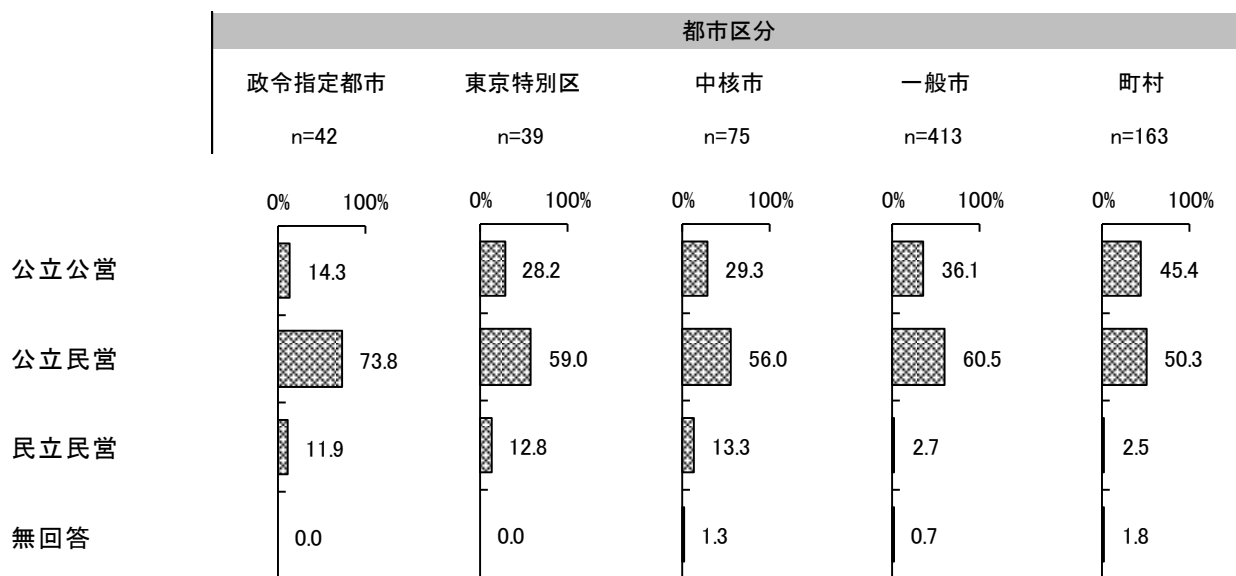
No.	カテゴリー名	n	%
1	公立公営	262	35.8
2	公立民営	428	58.5
3	民立民営	35	4.8
	無回答	7	1.0
	全体	732	100.0



- ✓ 「一体型」の放課後児童クラブ運営形態を、当該放課後児童クラブが設置されている地域(自治体)の都市区分別にみると、政令指定都市では他の都市区分と比べて「公立民営」の割合が高く(73.8%)、町村では「公立公営」の割合が高くなっている(45.4%)。

図表3-12 都市区分別・放課後児童クラブの運営形態別「一体型」数(SA)

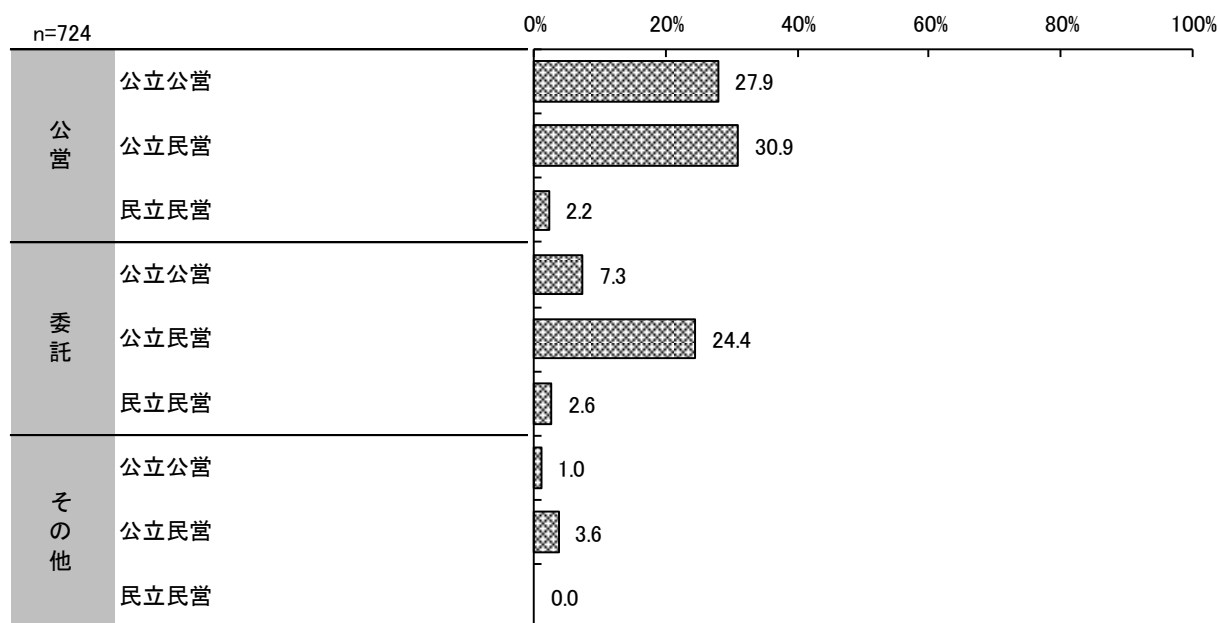
		合計	③放課後児童クラブの運営形態			
			1. 公立公営	2. 公立民営	3. 民立民営	無回答
全体		732	262	428	35	7
		100.0	35.8	58.5	4.8	1.0
都市区分	1. 政令指定都市	42	6	31	5	0
		100.0	14.3	73.8	11.9	0.0
	2. 東京特別区	39	11	23	5	0
		100.0	28.2	59.0	12.8	0.0
	3. 中核市	75	22	42	10	1
		100.0	29.3	56.0	13.3	1.3
	4. 一般市	413	149	250	11	3
		100.0	36.1	60.5	2.7	0.7
	5. 町村	163	74	82	4	3
		100.0	45.4	50.3	2.5	1.8



- ✓ 「一体型」の放課後子供教室運営形態と放課後児童クラブ運営形態の組み合わせをみると、放課後子供教室「公営」で放課後児童クラブ「公立民営」が30.9%、放課後子供教室「公営」で放課後児童クラブ「公立公営」が27.9%、放課後子供教室「委託」で放課後児童クラブ「公立民営」が24.4%などであった。

図表3-13 放課後子供教室運営形態と放課後児童クラブ運営形態組み合わせ別「一体型」数
(SA)

放課後子供教室 運営形態	放課後児童クラブ 運営形態	n	%
公営	公立公営	202	27.9
	公立民営	224	30.9
	民立民営	16	2.2
委託	公立公営	53	7.3
	公立民営	177	24.4
	民立民営	19	2.6
その他	公立公営	7	1.0
	公立民営	26	3.6
	民立民営	0	0.0
全体		724	100.0



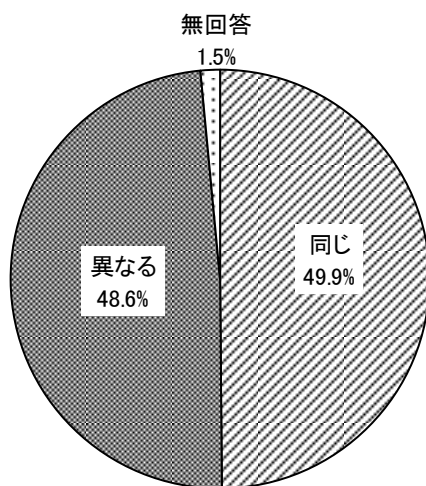
- ✓ なお、当該「一体型」設置自治体における両事業の所管部局をみたところ、所管が「同じ」自治体内にある「一体型」の割合が49.9%、「異なる」自治体内にある「一体型」の割合が48.6%となった。

図表3-14 両事業の所管部局別「一体型」数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	同じ	365	49.9
2	異なる	356	48.6
	無回答	11	1.5
	全体	732	100.0

(注)「放課後児童クラブを利用する児童の利用実態に関するアンケート調査【基本票】」の問1③(放課後児童クラブの所管部局)で選択した部局を、本調査の問1-1(放課後子供教室の所管部局)でも選択している場合には「同じ」、選択していない場合には「異なる」とみなして集計。以下、所管部局が同じ場合と異なる場合でのクロス集計においては、全て同じ考え方をを用いている。

n=732



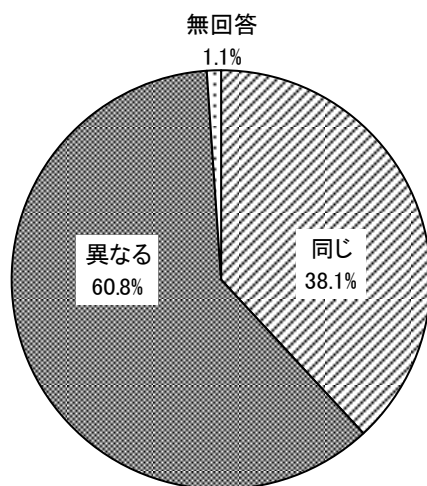
③ 両事業の運営団体

✓ 両事業の運営団体は、「同じ」が38.1%、「異なる」が60.8%となっている。

図表3-15 両事業の運営団体別「一体型」数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	同じ	279	38.1
2	異なる	445	60.8
	無回答	8	1.1
	全体	732	100.0

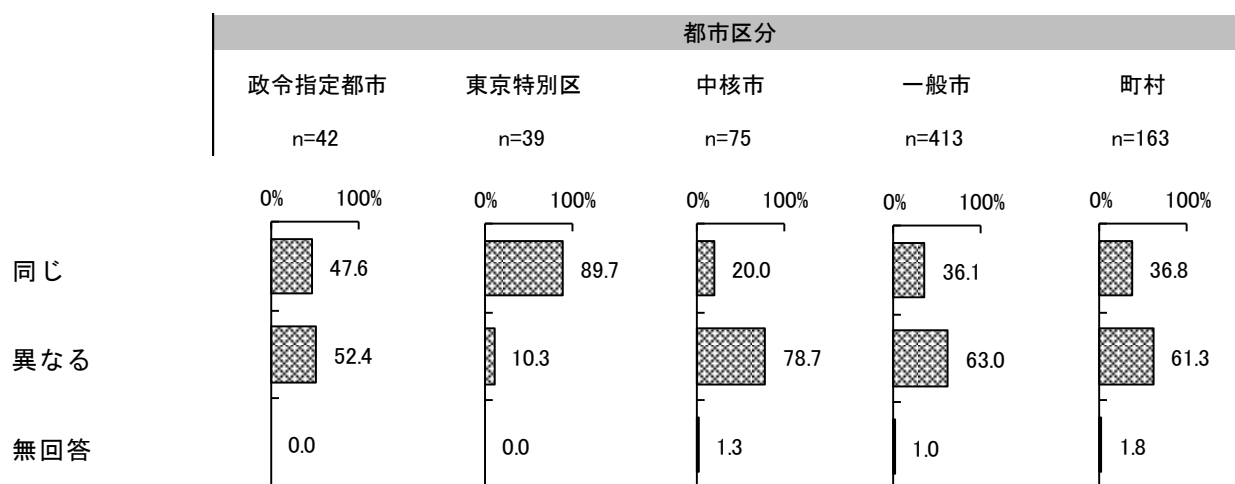
n=732



- ✓ 両事業の運営団体を、「一体型」の実施地域(都市区分)別にみると、東京特別区で「同じ」と回答する割合が高くなっている(89.7%)。

図表3-16 都市区分別・両事業の運営団体別「一体型」数(SA)

		合計	④両事業の運営団体		
			1. 同じ	2. 異なる	無回答
全体		732	279	445	8
		100.0	38.1	60.8	1.1
都市区分	1. 政令指定都市	42	20	22	0
		100.0	47.6	52.4	0.0
	2. 東京特別区	39	35	4	0
		100.0	89.7	10.3	0.0
	3. 中核市	75	15	59	1
		100.0	20.0	78.7	1.3
	4. 一般市	413	149	260	4
		100.0	36.1	63.0	1.0
	5. 町村	163	60	100	3
		100.0	36.8	61.3	1.8

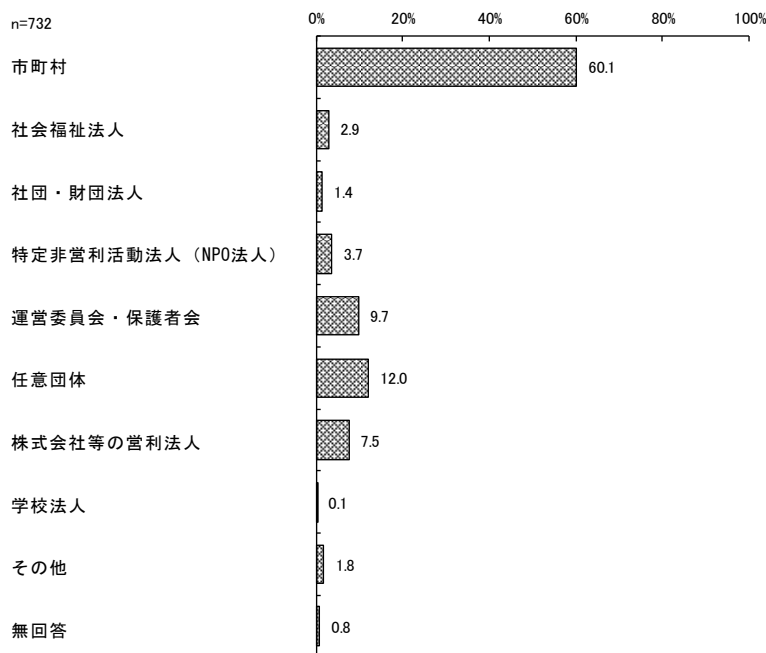


④ 運営法人/団体種別

- ✓ 放課後子供教室の運営法人/団体種別は、「市町村」が6割を占める(60.1%)。「その他」としては、自治体が運営主体であるが、実施主体は地域や講師に委ねているなどの回答がみられた。

図表3-17 放課後子供教室の運営法人/団体種別「一体型」数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	市町村	440	60.1
2	社会福祉法人	21	2.9
3	社団・財団法人	10	1.4
4	特定非営利活動法人(NPO法人)	27	3.7
5	運営委員会・保護者会	71	9.7
6	任意団体	88	12.0
7	株式会社等の営利法人	55	7.5
8	学校法人	1	0.1
9	その他	13	1.8
	無回答	6	0.8
	全体	732	100.0



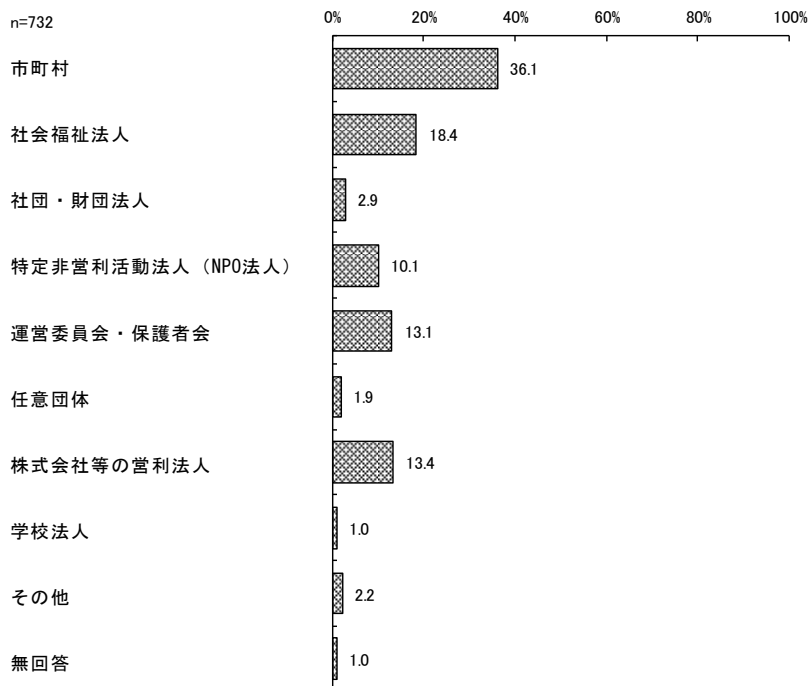
図表3-18 都市区分別・放課後子供教室の運営法人/団体種別「一体型」数(SA)

		合計		問3. ⑤-1 運営法人/団体種別（放課後子供教室）								
		1. 市町村	2. 社会福祉法人	3. 社団・財団法人	4. 特定非営利活動法人（NPO法人）	5. 運営委員会・保護者会	6. 任意団体	7. 株式会社等の営利法人	8. 学校法人	9. その他	無回答	
全体		732	440	21	10	27	71	88	55	1	13	
		100.0	60.1	2.9	1.4	3.7	9.7	12.0	7.5	0.1	1.8	
A. 都市区分	1. 政令指定都市	42	5	1	8	5	11	8	4			
		100.0	11.9	2.4	19.0	11.9	26.2	19.0	9.5	0.0	0.0	
	2. 東京特別区	39	10	6		3	1		17	1	1	
		100.0	25.6	15.4	0.0	7.7	2.6	0.0	43.6	2.6	0.0	
	3. 中核市	75	24	3	1	5	19	18	4			
		100.0	32.0	4.0	1.3	6.7	25.3	24.0	5.3	0.0	0.0	
	4. 一般市	413	260	8	1	9	37	58	29		10	
		100.0	63.0	1.9	0.2	2.2	9.0	14.0	7.0	0.0	2.4	
	5. 町村	163	141	3		5	3	4	1		2	
		100.0	86.5	1.8	0.0	3.1	1.8	2.5	0.6	0.0	1.2	

- ✓ 放課後児童クラブの運営法人/団体種別運営団体は、「市町村」が36.1%、「社会福祉法人」18.4%、「運営委員会・保護者会」13.1%などとなっている。「その他」としては、生活協同組合等の回答があった。

図表3-19 放課後児童クラブの運営法人/団体種別「一体型」数(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	市町村	264	36.1
2	社会福祉法人	135	18.4
3	社団・財団法人	21	2.9
4	特定非営利活動法人（NPO法人）	74	10.1
5	運営委員会・保護者会	96	13.1
6	任意団体	14	1.9
7	株式会社等の営利法人	98	13.4
8	学校法人	7	1.0
9	その他	16	2.2
	無回答	7	1.0
	全体	732	100.0



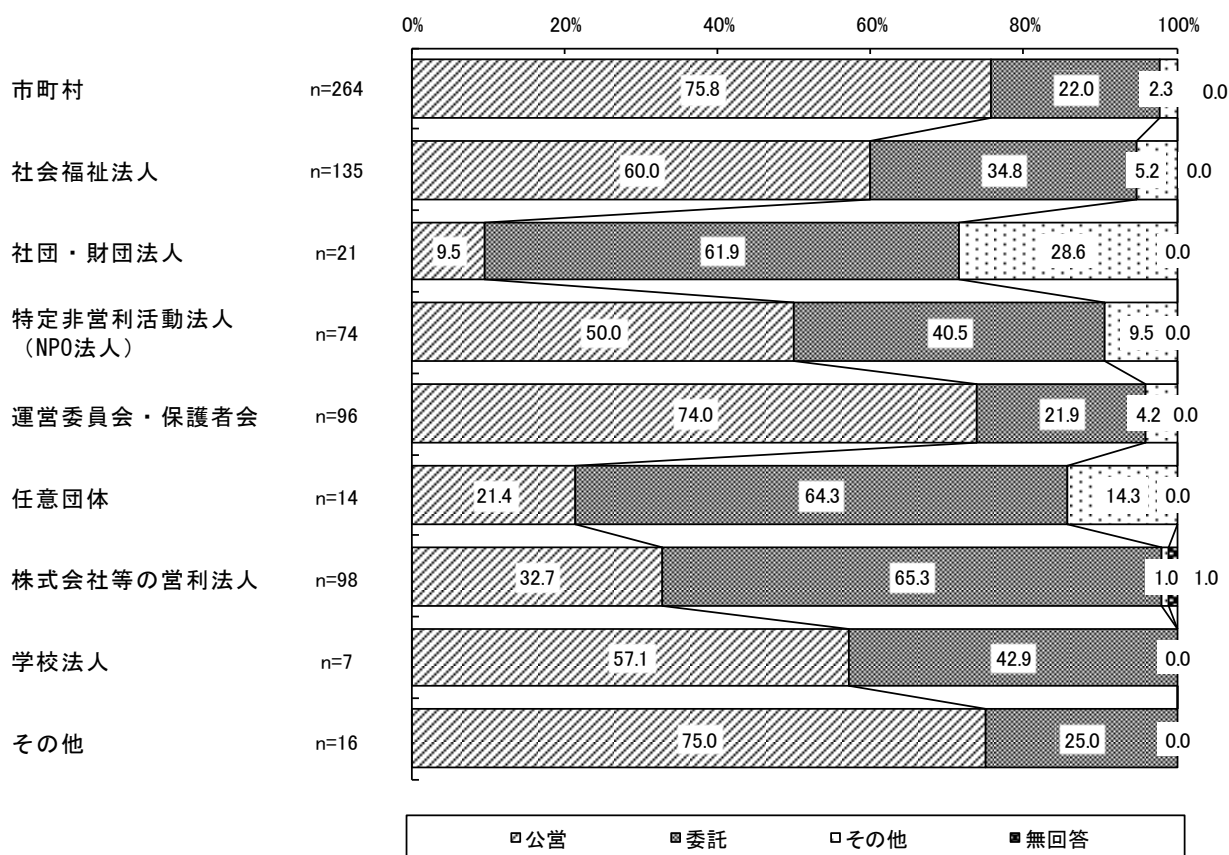
図表3-20 都市区分別・放課後児童クラブの運営法人/団体種別「一体型」数(SA)

		合計	問3. ⑤-2 運営法人/団体種別（放課後児童クラブ）									
			1. 市町村	2. 社会福祉法人	3. 社団・財団法人	4. 特定非営利活動法人（NPO法人）	5. 運営委員会・保護者会	6. 任意団体	7. 株式会社等の営利法人	8. 学校法人	9. その他	無回答
全体		732	264	135	21	74	96	14	98	7	16	7
		100.0	36.1	18.4	2.9	10.1	13.1	1.9	13.4	1.0	2.2	1.0
A. 都市区分	1. 政令指定都市	42	9	8	9	6	4	1	4		1	
		100.0	21.4	19.0	21.4	14.3	9.5	2.4	9.5	0.0	2.4	0.0
	2. 東京特別区	39	9	8		3			17		1	
		100.0	23.1	20.5	0.0	7.7	0.0	0.0	43.6	2.6	2.6	0.0
	3. 中核市	75	22	10	5	9	18		6		4	1
		100.0	29.3	13.3	6.7	12.0	24.0	0.0	8.0	0.0	5.3	1.3
A. 都市区分	4. 一般市	413	151	76	7	44	46	13	62	5	7	2
		100.0	36.6	18.4	1.7	10.7	11.1	3.1	15.0	1.2	1.7	0.5
	5. 町村	163	73	33		12	28		9	1	3	4
		100.0	44.8	20.2	0.0	7.4	17.2	0.0	5.5	0.6	1.8	2.5

- ✓ 放課後児童クラブ運営法人と放課後子供教室運営形態の組み合わせをみる。「一体型」で放課後児童クラブ運営法人が「市町村」や「運営委員会・保護者会」の場合には放課後子供教室運営形態は「公営」のケースが7割以上を占める(それぞれ 75.8%、74.0%)。

図表3-21 放課後児童クラブの運営法人/団体種別・放課後子供教室の運営形態別「一体型」
数(SA)

		合計	問3. ②放課後子供教室運営形態			
			1. 公営	2. 委託	3. その他	無回答
全体		725	442	249	33	1
		100.0	61.0	34.3	4.6	0.1
問3. ⑤-2 運営法人/団体種別（放課後児童クラブ）	市町村	264	200	58	6	0
		100.0	75.8	22.0	2.3	0.0
	社会福祉法人	135	81	47	7	0
		100.0	60.0	34.8	5.2	0.0
	社団・財団法人	21	2	13	6	0
		100.0	9.5	61.9	28.6	0.0
	特定非営利活動法人（NPO法人）	74	37	30	7	0
		100.0	50.0	40.5	9.5	0.0
	運営委員会・保護者会	96	71	21	4	0
		100.0	74.0	21.9	4.2	0.0
	任意団体	14	3	9	2	0
		100.0	21.4	64.3	14.3	0.0
	株式会社等の営利法人	98	32	64	1	1
		100.0	32.7	65.3	1.0	1.0
学校法人	7	4	3	0	0	
	100.0	57.1	42.9	0.0	0.0	
その他	16	12	4	0	0	
	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0	

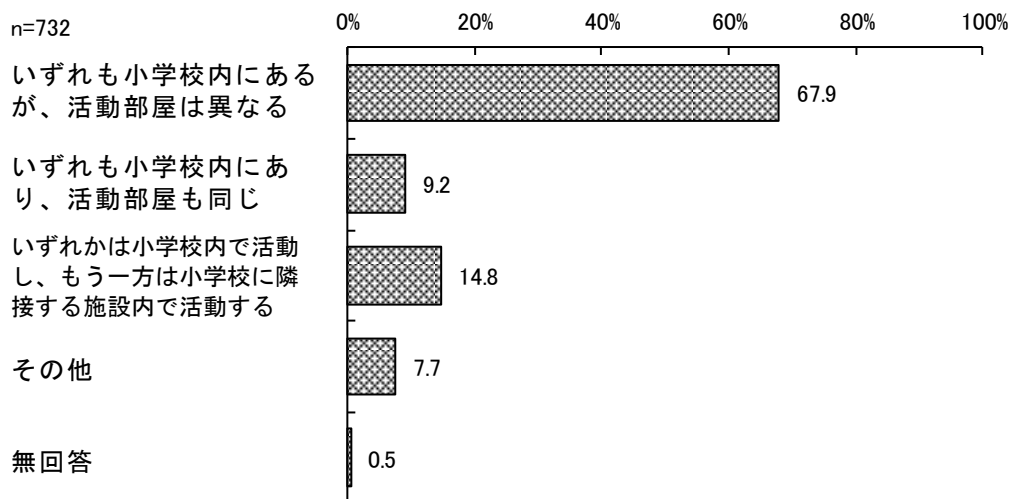


⑤ 活動場所

- ✓ 「一体型」の活動場所は、「いずれも小学校内にあるが、活動部屋は異なる」が67.9%、「いずれも小学校内にあり、活動部屋も同じ」が9.2%、「いずれかは小学校内で活動し、もう一方は小学校に隣接する施設内で活動する」が14.8%などとなっている。
- ✓ 「その他」には、小学校区内や学校隣接の施設（公民館、児童館、認定こども園等）等の回答がみられ、一体型の定義や活動場所の考え方が自治体によって異なることがわかる。

図表3-22 両事業の活動場所別「一体型」数(SA)

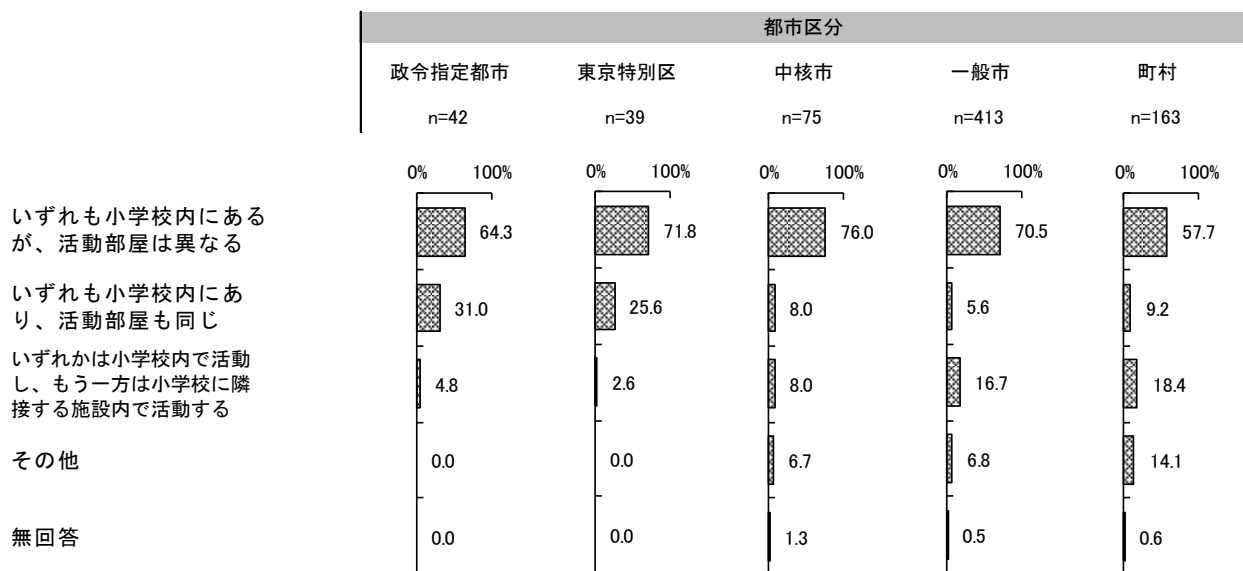
No.	カテゴリー名	n	%
1	いずれも小学校内にあるが、活動部屋は異なる	497	67.9
2	いずれも小学校内にあり、活動部屋も同じ	67	9.2
3	いずれかは小学校内で活動し、もう一方は小学校に隣接する施設内で活動する	108	14.8
4	その他	56	7.7
	無回答	4	0.5
	全体	732	100.0



- ✓ これを、「一体型」の実施地域(都市区分)別にみると、政令指定都市や東京特別区では「いずれも小学校内にあり、活動部屋も同じ」の割合が高く(それぞれ31.0%、25.6%)、一般市や町村では「いずれかは小学校内で活動し、もう一方は小学校に隣接する施設内で活動する」と回答する割合が高い(それぞれ16.7%、18.4%)。

図表3-23 都市区分別・両事業の活動場所別「一体型」数(SA)

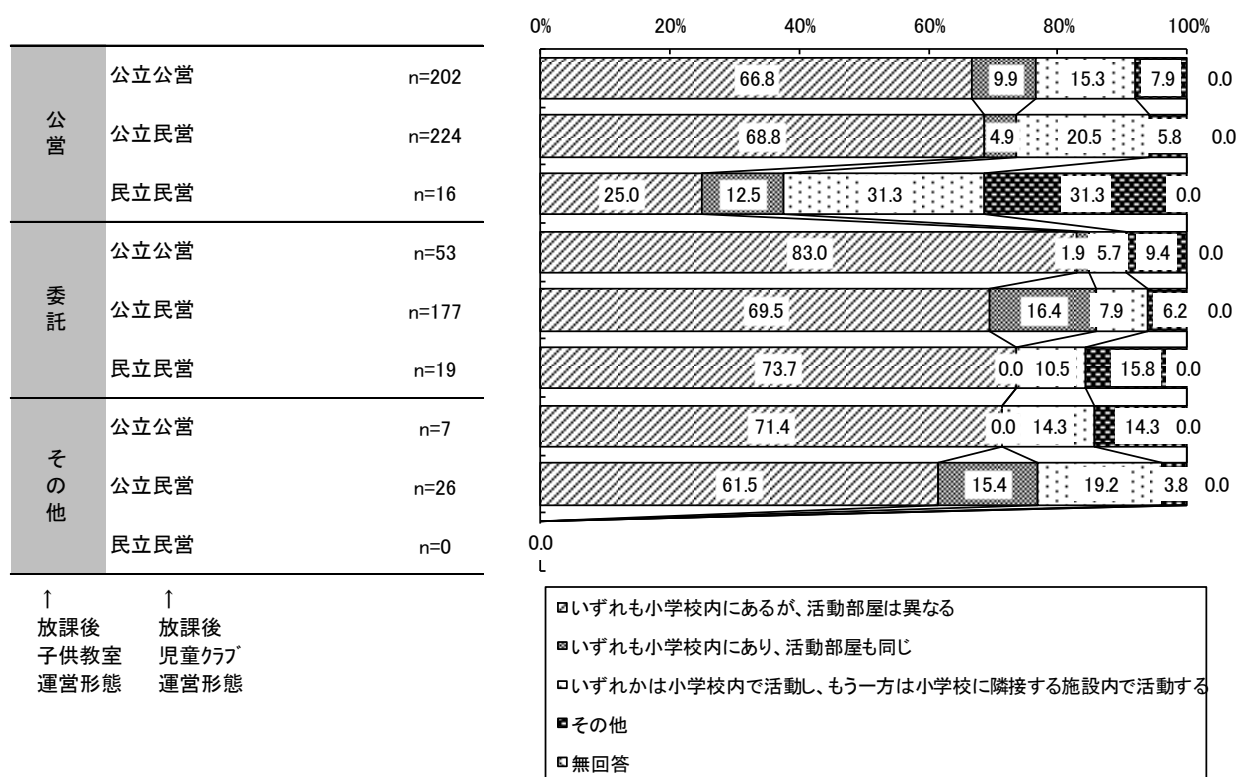
		合計	⑥放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所				
			1. いずれも小学校内にあるが、活動部屋は異なる	2. いずれも小学校内にあり、活動部屋も同じ	3. いずれかは小学校内で活動し、もう一方は小学校に隣接する施設内で活動する	4. その他	無回答
全体		732	497	67	108	56	4
		100.0	67.9	9.2	14.8	7.7	0.5
都市区分	1. 政令指定都市	42	27	13	2	0	0
		100.0	64.3	31.0	4.8	0.0	0.0
	2. 東京特別区	39	28	10	1	0	0
		100.0	71.8	25.6	2.6	0.0	0.0
	3. 中核市	75	57	6	6	5	1
		92.0	76.0	8.0	8.0	6.7	1.3
	4. 一般市	413	291	23	69	28	2
		92.7	70.5	5.6	16.7	6.8	0.5
	5. 町村	163	94	15	30	23	1
		85.3	57.7	9.2	18.4	14.1	0.6



- ✓ なお、放課後子供教室運営形態と放課後児童クラブ運営形態の組み合わせ別にみたところ、「放課後子供教室：委託又はその他、放課後児童クラブ：公立民営」の場合には、「いずれも小学校内にあり、活動部屋も同じ」の割合がその他の組み合わせと比較して高くなっている(それぞれ16.4%、15.4%)。

図表3-24 両事業の運営形態別・両事業の活動場所別「一体型」数(SA)

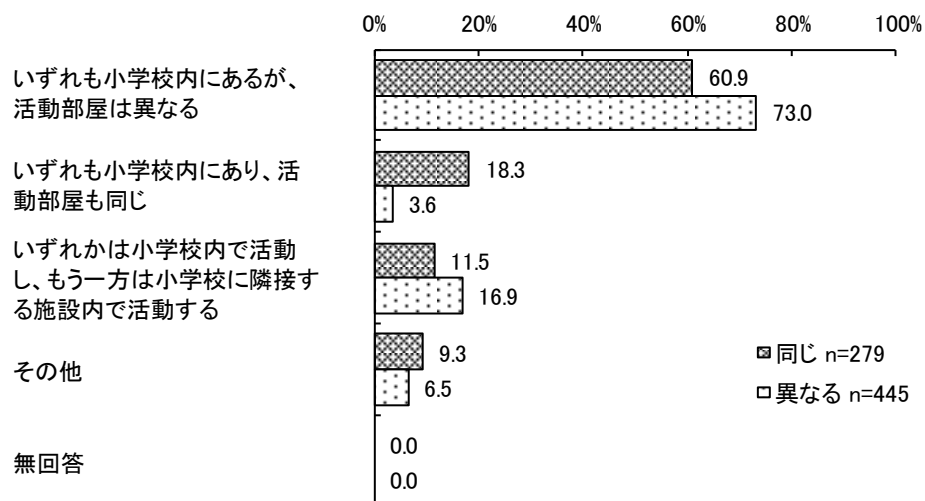
			問3. ⑥放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所					
			合計	1. いずれも小学校内にあるが、活動部屋は異なる	2. いずれも小学校内にあり、活動部屋も同じ	3. いずれかは小学校内で活動し、もう一方は小学校に隣接する施設内で活動する	4. その他	無回答
全体			724	495	67	107	55	
	②子供教室	③児童クラブ	100.0	68.4	9.3	14.8	7.6	0.
問3. ②放課後子供教室運営形態・ ③放課後児童クラブの運営形態	公 営		202	135	20	31	16	
		公立公営	100.0	66.8	9.9	15.3	7.9	0.
			224	154	11	46	13	
		公立民営	100.0	68.8	4.9	20.5	5.8	0.
			16	4	2	5	5	
		民立民営	100.0	25.0	12.5	31.3	31.3	0.
	委 託		53	44	1	3	5	
		公立公営	100.0	83.0	1.9	5.7	9.4	0.
			177	123	29	14	11	
		公立民営	100.0	69.5	16.4	7.9	6.2	0.
			19	14	0	2	3	
		民立民営	100.0	73.7	0.0	10.5	15.8	0.
	そ の 他		7	5	0	1	1	
		公立公営	100.0	71.4	0.0	14.3	14.3	0.
			26	16	4	5	1	
		公立民営	100.0	61.5	15.4	19.2	3.8	0.
		0	0	0	0	0		
民立民営		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		



- ✓ 以下は、「一体型」における放課後児童クラブと放課後子供教室の運営団体が同じ場合と異なる場合とで、活動場所に違いがあるかをみた結果である。両事業の運営団体が同じ場合には、異なる場合と比べて「いずれも小学校内にあり、活動部屋も同じ」の割合が高い(18.3%)。

図表3-25 両事業の運営団体別・両事業の活動場所別「一体型」数(SA)

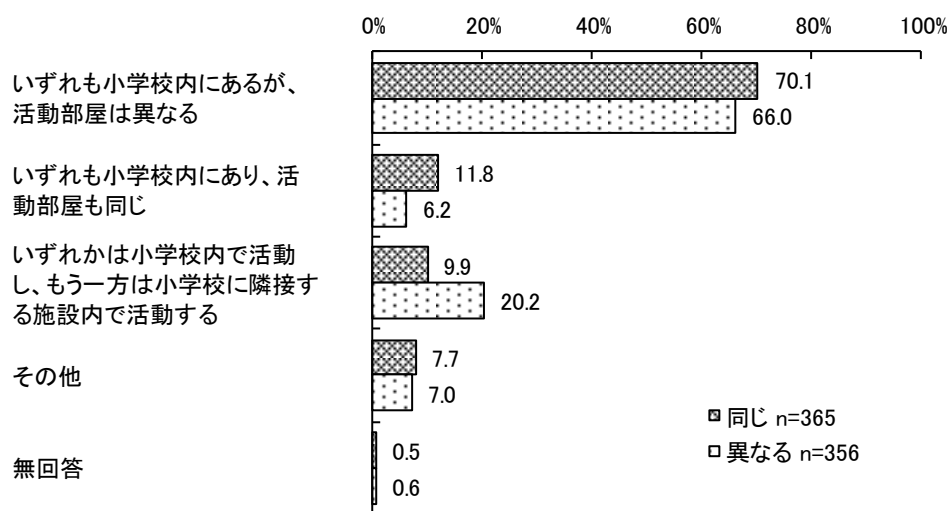
		問3.⑥放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所				
		合計	1. いずれも小学校内に あるが、活動部屋 は異なる	2. いずれも小学校内に あり、活動部屋 も同じ	3. いずれかは小学校内で 活動し、もう一方は 小学校に隣接する施設 内で活動する	4. その他
全体		724	495	67	107	55
		100.0	68.4	9.3	14.8	7.6
問3.④両事業の運営 団体	同じ	279	170	51	32	26
		100.0	60.9	18.3	11.5	9.3
	異なる	445	325	16	75	29
		100.0	73.0	3.6	16.9	6.5



- ✓ 次に、放課後児童クラブと放課後子供教室の所管部局が同じ場合と異なる場合とでの違いをみた結果は以下の通り。

図表3-26 両事業の所管部局別・両事業の活動場所別「一体型」数(SA)

		合計	問3. ⑥放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所				
			1. いずれも小学校内にあるが、活動部屋は異なる	2. いずれも小学校内にあり、活動部屋も同じ	3. いずれかは小学校内で活動し、もう一方は小学校に隣接する施設内で活動する	4. その他	無回答
全体		721	491	65	108	53	4
		100.0	68.1	9.0	15.0	7.4	0.6
A問1 ③放課後児童クラブ所管部局と問1. 放課後子供教室所管部局	同じ	365	256	43	36	28	2
		100.0	70.1	11.8	9.9	7.7	0.5
	異なる	356	235	22	72	25	2
		100.0	66.0	6.2	20.2	7.0	0.6

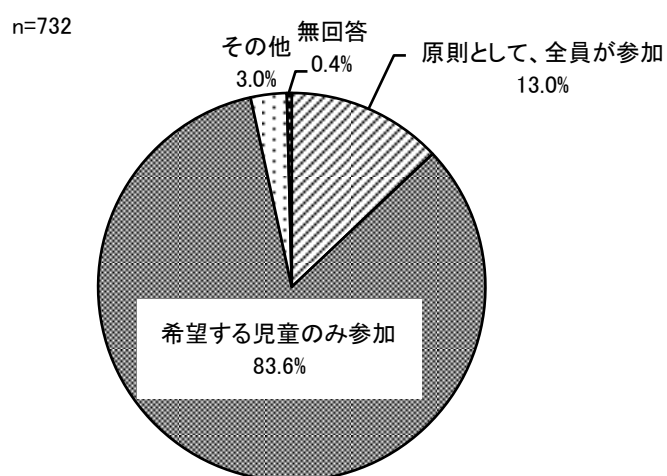


⑥ 放課後児童クラブ利用児童の放課後子供教室の活動参加方針

- ✓ 放課後児童クラブを利用する児童の放課後子供教室の活動参加については、「原則として、全員が参加」が13.0%、「希望する児童のみ参加」が83.6%などとなっている。「その他」として、放課後子供教室の活動状況により異なる、放課後児童クラブのスケジュールにより異なるなどの回答がみられた。

図表3-27 放課後児童クラブ利用児童の放課後子供教室参加方針別「一体型」数(SA)

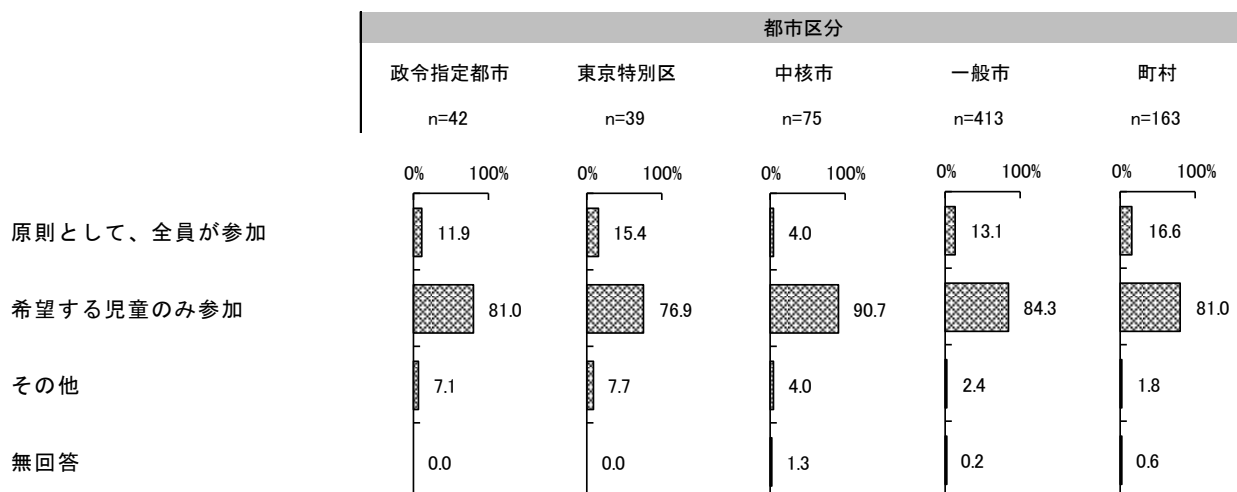
No.	カテゴリー名	n	%
1	原則として、全員が参加	95	13.0
2	希望する児童のみ参加	612	83.6
3	その他	22	3.0
	無回答	3	0.4
	全体	732	100.0



✓ これを、「一体型」の実施地域(都市区分)別にみた結果は、以下の通り。

図表3-28 都市区分別・放課後児童クラブ利用児童の放課後子供教室参加方針別「一体型」数
(SA)

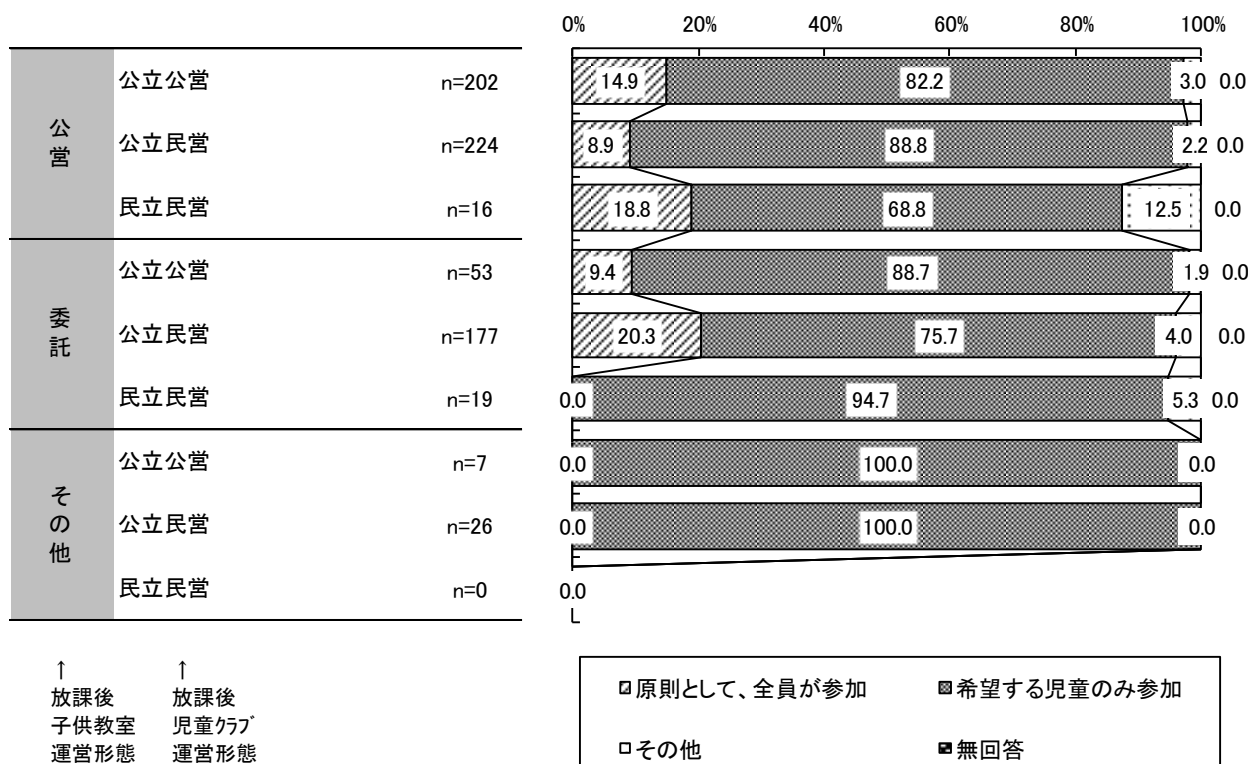
		合計	⑦放課後児童クラブ利用児童の放課後子供教室の活動（プログラム）の参加方針			
			1.原則として、全員が参加	2.希望する児童のみ参加	3.その他	無回答
全体		732	95	612	22	3
		100.0	13.0	83.6	3.0	0.4
都市区分	1. 政令指定都市	42	5	34	3	0
		100.0	11.9	81.0	7.1	0.0
	2. 東京特別区	39	6	30	3	0
		100.0	15.4	76.9	7.7	0.0
	3. 中核市	75	3	68	3	1
		100.0	4.0	90.7	4.0	1.3
	4. 一般市	413	54	348	10	1
		100.0	13.1	84.3	2.4	0.2
	5. 町村	163	27	132	3	1
		100.0	16.6	81.0	1.8	0.6



✓ 運営形態別にみた集計結果は以下の通り。

図表3-29 運営形態別・放課後児童クラブ利用児童の放課後子供教室参加方針別「一体型」数
(SA)

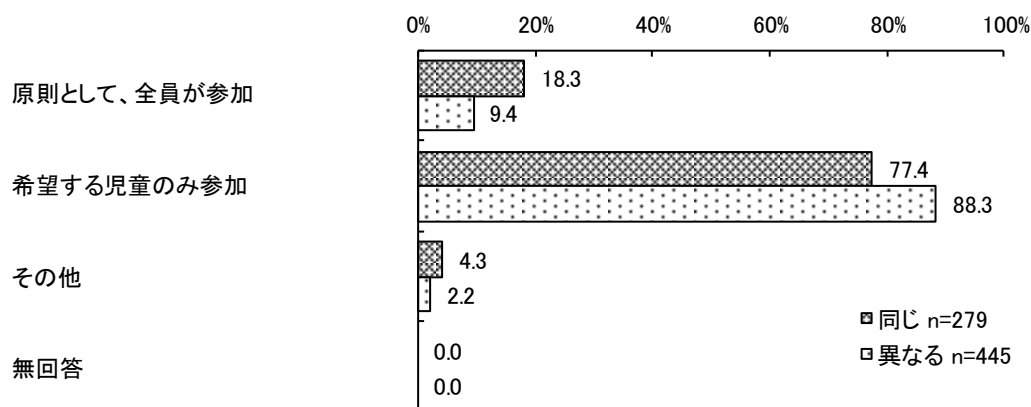
			問3 ⑦放課後児童クラブ利用児童の放課後子供教室の活動 (プログラム)の参加方針			
			合計	1. 原則として、全員が参加	2. 希望する児童のみ参加	3. その他
全体			724	94	608	22
②子供教室 ③児童クラブ			100.0	13.0	84.0	3.0
問3. ②放課後子供教室運営形態・ ③放課後児童クラブの運営形態	公営	公立公営	202	30	166	6
			100.0	14.9	82.2	3.0
		公立民営	224	20	199	5
			100.0	8.9	88.8	2.2
		民立民営	16	3	11	2
	委託	公立公営	53	5	47	1
			100.0	9.4	88.7	1.9
		公立民営	177	36	134	7
			100.0	20.3	75.7	4.0
		民立民営	19	0	18	1
その他	公立公営	公立公営	7	0	7	0
			100.0	0.0	100.0	0.0
		公立民営	26	0	26	0
			100.0	0.0	100.0	0.0
	民立民営	民立民営	0	0	0	0
			0.0	0.0	0.0	0.0



- ✓ 両事業の運営団体が同じ場合には、異なる場合よりも「原則として全員が参加」とする割合が高い(18.3%)。

図表3-30 運営団体別・放課後児童クラブ利用児童の放課後子供教室参加方針別「一体型」数
(SA)

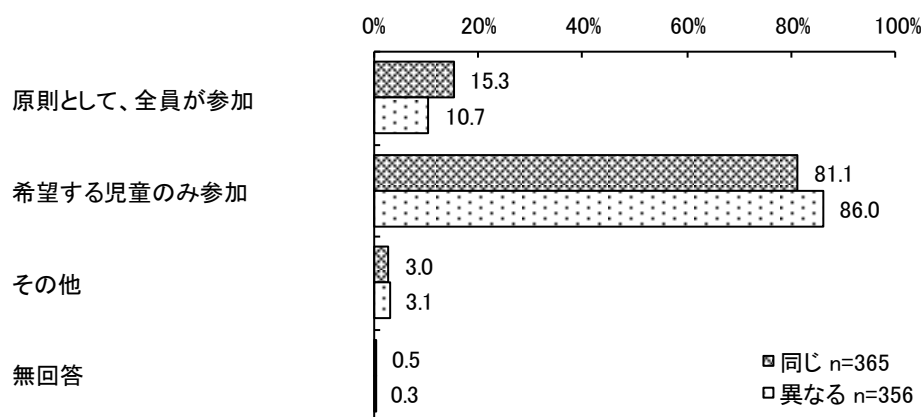
		合計	問3 ⑦放課後児童クラブ利用児童の放課後子供教室の活動 (プログラム)の参加方針			
			1. 原則として、全員が参加	2. 希望する児童のみ参加	3. その他	無回答
全体		724	93	609	22	0
		100.0	12.8	84.1	3.0	0.0
問3. ④両事業の運営団体	同じ	279	51	216	12	0
		100.0	18.3	77.4	4.3	0.0
	異なる	445	42	393	10	0
		100.0	9.4	88.3	2.2	0.0



- ✓ 両事業の所管部局が同じ場合・異なる場合の結果は以下の通り。

図表3-31 所管部局別・放課後児童クラブ利用児童の放課後子供教室参加方針別「一体型」数
(SA)

		合計	問3 ⑦放課後児童クラブ利用児童の放課後子供教室の活動 (プログラム)の参加方針			
			1. 原則として、全員が参加	2. 希望する児童のみ参加	3. その他	無回答
全体		721	94	602	22	3
		100.0	13.0	83.5	3.1	0.4
A問1③放課後児童クラブ所管部局 と問1.放課後子供教室所管部局	同じ	365	56	296	11	2
		100.0	15.3	81.1	3.0	0.5
	異なる	356	38	306	11	1
		100.0	10.7	86.0	3.1	0.3

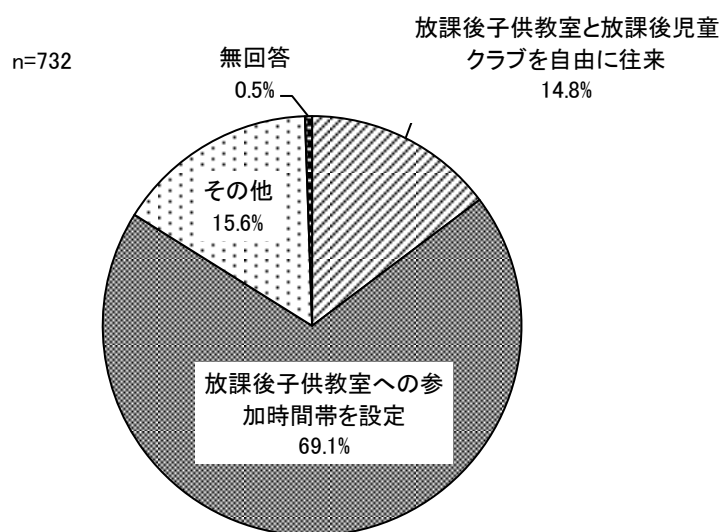


⑦ 放課後児童クラブに來所した児童の放課後子供教室への参加方法

- ✓ 放課後児童クラブに來所した児童の放課後子供教室への参加方法は、「放課後子供教室と放課後児童クラブを自由に往來」が14.8%、「放課後子供教室への参加時間帯を設定」が69.1%などとなっている。

図表3-32 放課後児童クラブに來所した児童の放課後子供教室への参加方法別「一体型」数
(SA)

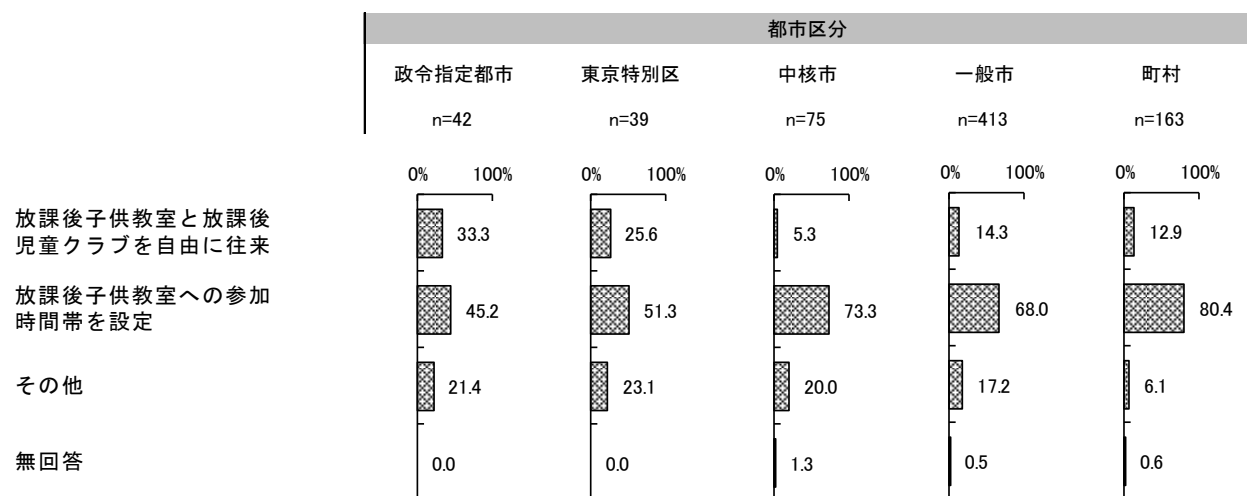
No.	カテゴリー名	n	%
1	放課後子供教室と放課後児童クラブを自由に往來	108	14.8
2	放課後子供教室への参加時間帯を設定	506	69.1
3	その他	114	15.6
	無回答	4	0.5
	全体	732	100.0



- ✓ 一体型の実施地域(都市区分)別にみると、政令指定都市や東京特別区では「放課後子供教室と放課後児童クラブを自由に往来」とする割合が高くなっている(それぞれ33.3%、25.6%)。

図表3-33 都市区分別・放課後児童クラブに来所した児童の放課後子供教室への参加方法別「一体型」数 (SA)

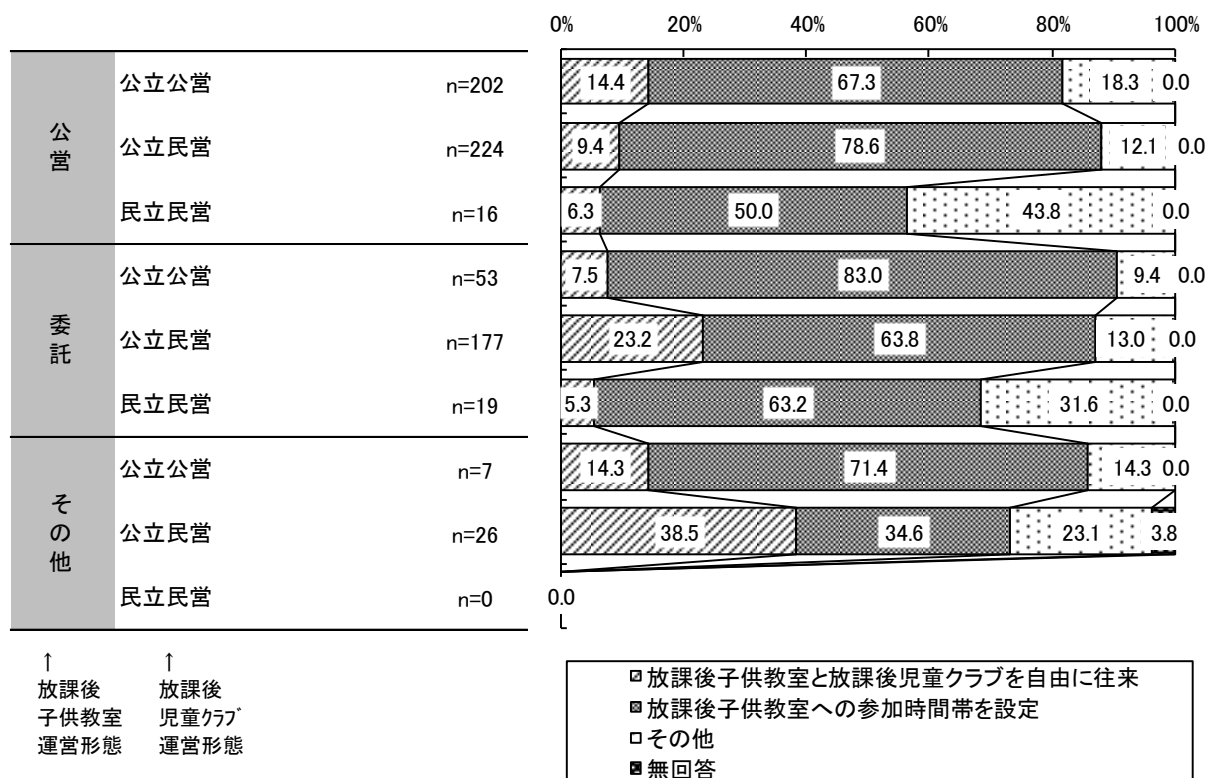
		合計	⑧放課後児童クラブに来所した児童の放課後子供教室への参加方法			
			1. 放課後子供教室と放課後児童クラブを自由に往来	2. 放課後子供教室への参加時間帯を設定	3. その他	無回答
全体		732	108	506	114	4
		100.0	14.8	69.1	15.6	0.5
都市区分	1. 政令指定都市	42	14	19	9	0
		100.0	33.3	45.2	21.4	0.0
	2. 東京特別区	39	10	20	9	0
		100.0	25.6	51.3	23.1	0.0
	3. 中核市	75	4	55	15	1
		100.0	5.3	73.3	20.0	1.3
	4. 一般市	413	59	281	71	2
		100.0	14.3	68.0	17.2	0.5
	5. 町村	163	21	131	10	1
		100.0	12.9	80.4	6.1	0.6



- ✓ 「放課後子供教室:委託又はその他、放課後児童クラブ:公立民営」の場合には、他の運営形態よりも「放課後子供教室と放課後児童クラブを自由に往来」の割合が高い(それぞれ23.2%、38.5%)。

図表3-34 両事業の運営形態別・放課後児童クラブに来所した児童の放課後子供教室への参加方法別「一体型」数(SA)

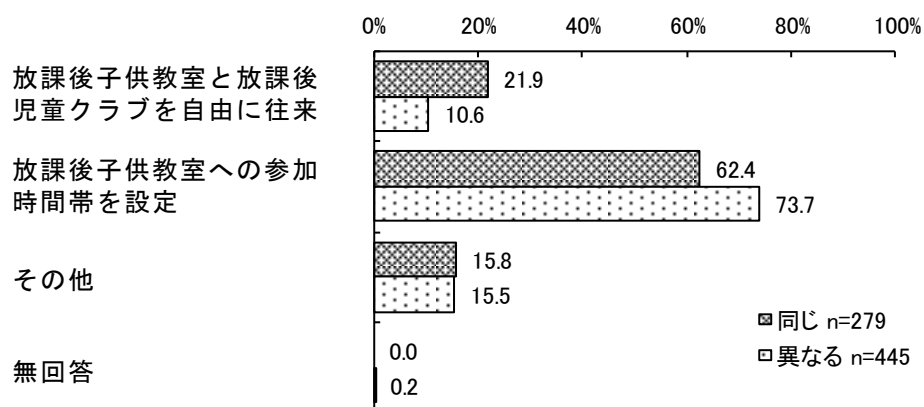
			合計	問3. ⑧放課後児童クラブに来所した児童の放課後子供教室への参加方法			
				1. 放課後子供教室と放課後児童クラブを自由に往来	2. 放課後子供教室への参加時間帯を設定	3. その他	無回答
全体			724	108	503	112	1
	②子供教室	③児童クラブ	100.0	14.9	69.5	15.5	0.1
問3. ②放課後子供教室運営形態・ ③放課後児童クラブの運営形態	公営		202	29	136	37	0
		公立公営	100.0	14.4	67.3	18.3	0.0
			224	21	176	27	0
		公立民営	100.0	9.4	78.6	12.1	0.0
			16	1	8	7	0
		民立民営	100.0	6.3	50.0	43.8	0.0
	委託		53	4	44	5	0
		公立公営	100.0	7.5	83.0	9.4	0.0
			177	41	113	23	0
		公立民営	100.0	23.2	63.8	13.0	0.0
			19	1	12	6	0
		民立民営	100.0	5.3	63.2	31.6	0.0
	その他		7	1	5	1	0
		公立公営	100.0	14.3	71.4	14.3	0.0
			26	10	9	6	1
公立民営		100.0	38.5	34.6	23.1	3.8	
		0	0	0	0	0	
民立民営		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	



- ✓ 両事業の運営団体が同じ場合には、異なる場合と比べて「放課後子供教室と放課後児童クラブを自由に往来」とする割合が高い(21.9%)。

図表3-35 両事業の運営団体別・放課後児童クラブに来所した児童の放課後子供教室への参加方法別「一体型」数(SA)

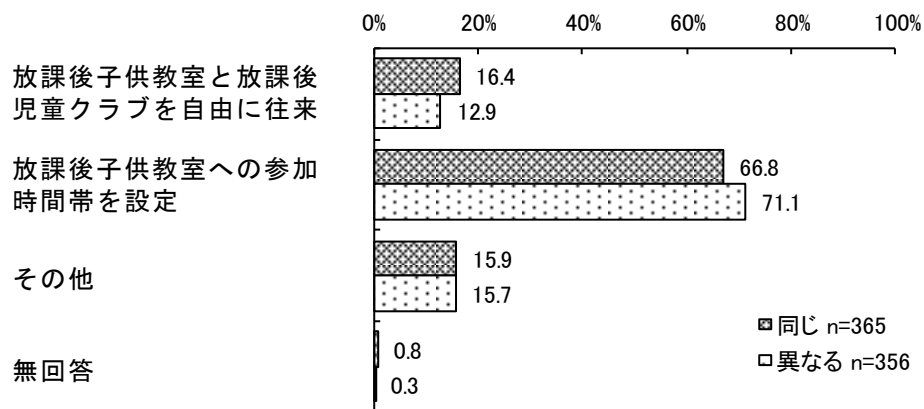
		合計	問3. ⑧放課後児童クラブに来所した児童の放課後子供教室への参加方法			
			1. 放課後子供教室と放課後児童クラブを自由に往来	2. 放課後子供教室への参加時間帯を設定	3. その他	無回答
全体		724	108	502	113	1
		100.0	14.9	69.3	15.6	0.1
問3. ④両事業の運営団体	同じ	279	61	174	44	0
		100.0	21.9	62.4	15.8	0.0
	異なる	445	47	328	69	1
		100.0	10.6	73.7	15.5	0.2



✓ 両事業の所管部局が同じ場合と異なる場合とでみた場合の集計結果は、以下の通り。

図表3-36 両事業の所管部局別・放課後児童クラブに来所した児童の放課後子供教室への参加方法別「一体型」数(SA)

		合計	問3. ⑧放課後児童クラブに来所した児童の放課後子供教室への参加方法			
			1. 放課後子供教室と放課後児童クラブを自由に往来	2. 放課後子供教室への参加時間帯を設定	3. その他	無回答
全体		721	106	497	114	4
		100.0	14.7	68.9	15.8	0.6
A問1 ③放課後児童クラブ所管部局と問1. 放課後子供教室所管部局	同じ	365	60	244	58	3
		100.0	16.4	66.8	15.9	0.8
	異なる	356	46	253	56	1
		100.0	12.9	71.1	15.7	0.3

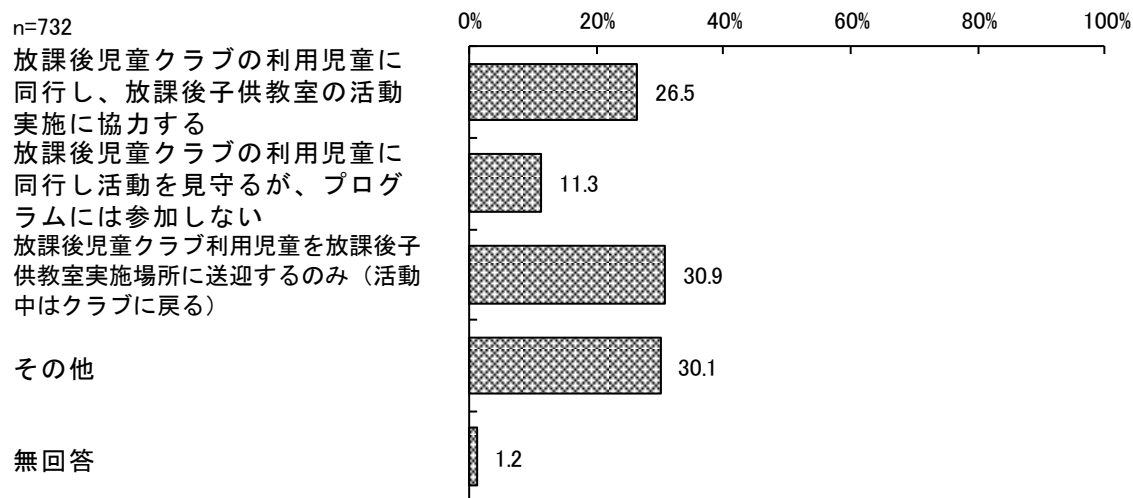


⑧ 放課後子供教室の活動への放課後児童支援員等の関わり方

- ✓ 放課後児童支援員等による放課後子供教室の活動への関わり方は、「放課後児童クラブの利用児童に同行し、放課後子供教室の活動実施に協力する」が26.5%、「放課後児童クラブの利用児童に同行し活動を見守るが、プログラムには参加しない」が11.3%、「放課後児童クラブ利用児童を放課後子供教室実施場所へ送迎するのみ(活動中はクラブに戻る)」が30.9%、「その他」が30.1%となっている。
- ✓ 「その他」としては、「放課後子供教室スタッフが放課後児童クラブの子どもの送迎を行う」「活動内容により、関わり方が異なる(通常は送迎のみ、共同企画の活動は実施に協力など)」「児童の参加状況により、関わり方が異なる(配慮が必要な児童が参加する場合には、活動に協力など)」といった内容のほか、「いずれも当てはまらない」(活動への関わりはなし)という回答もみられた。

図表3-37 放課後子供教室への活動への放課後児童支援員等の関わり方別「一体型」数(SA)

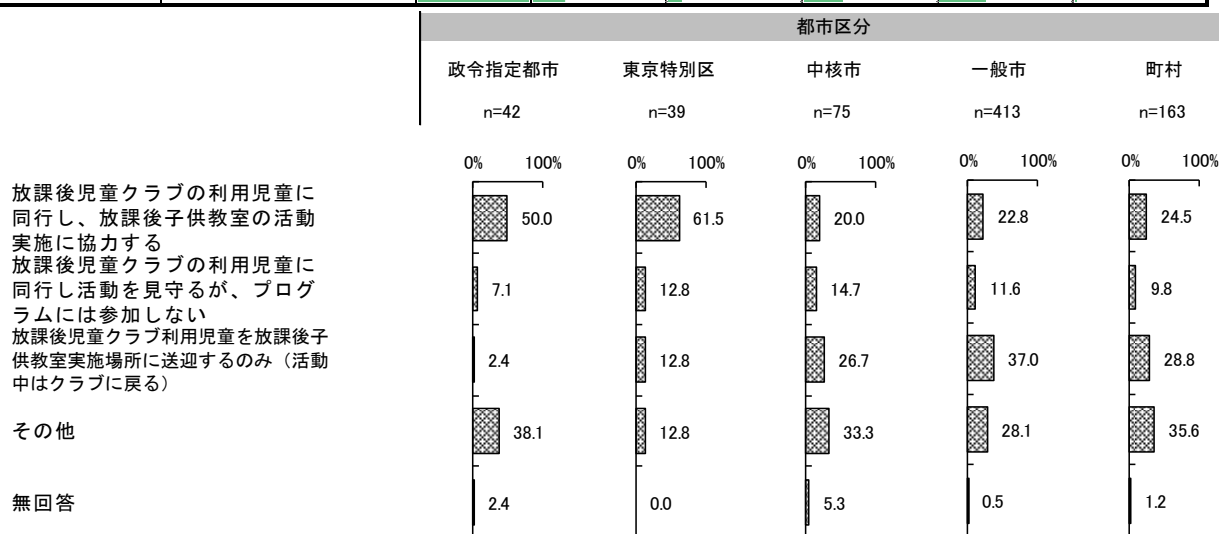
No.	カテゴリー名	n	%
1	放課後児童クラブの利用児童に同行し、放課後子供教室の活動実施に協力する	194	26.5
2	放課後児童クラブの利用児童に同行し活動を見守るが、プログラムには参加しない	83	11.3
3	放課後児童クラブ利用児童を放課後子供教室実施場所へ送迎するのみ(活動中はクラブに戻る)	226	30.9
4	その他	220	30.1
	無回答	9	1.2
	全体	732	100.0



- ✓ 一体型の実施地域(都市区分)別にみると、政令指定都市や東京特別区では「放課後児童クラブの利用児童に同行し、放課後子供教室の活動に協力する」の割合が高くなっている(それぞれ50.0%、61.5%)。中核市、一般市、町村では、「放課後児童クラブ利用児童を放課後子供教室実施場所へ送迎するのみ」と回答する割合が高い(それぞれ26.7%、37.0%、28.8%)。

図表3-38 都市区分別・放課後子供教室への活動への放課後児童支援員等の関わり方別「一体型」数 (SA)

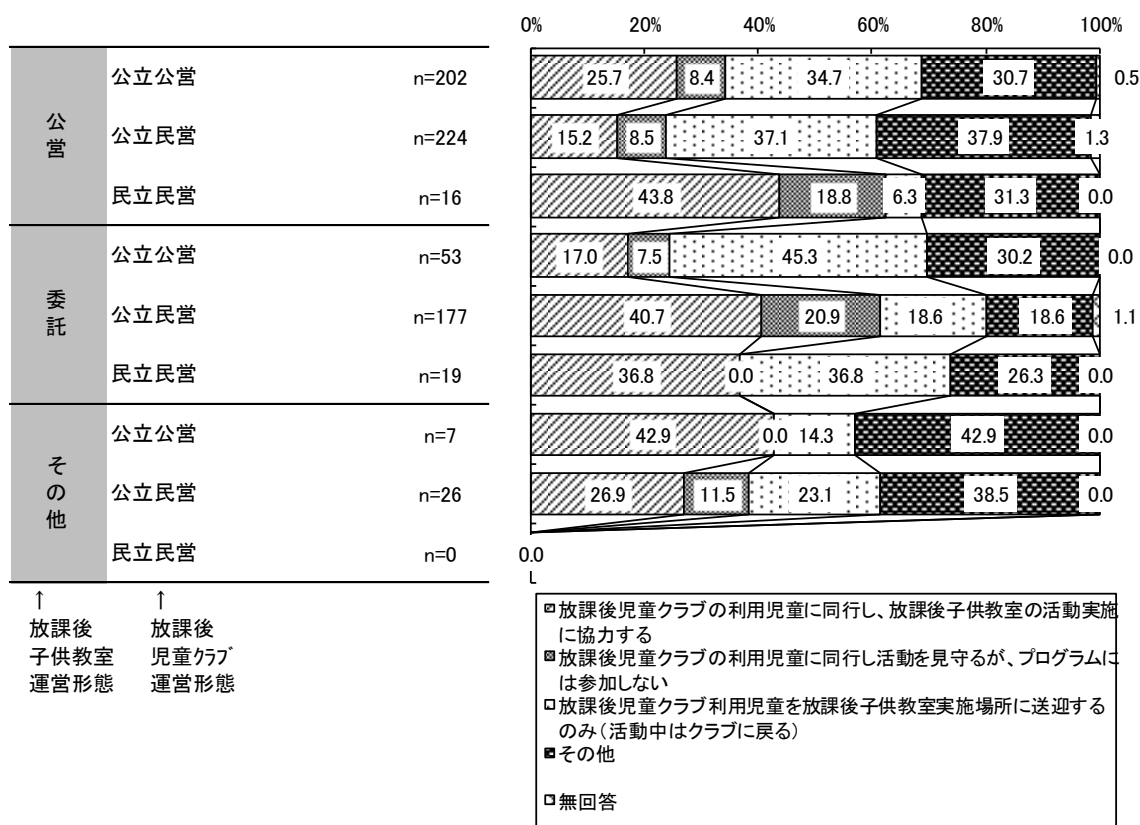
		合計	⑨放課後子供教室の活動（プログラム）への放課後児童支援員等の関わり方				
			1. 放課後児童クラブの利用児童に同行し、放課後子供教室の活動実施に協力する	2. 放課後児童クラブの利用児童に同行し活動を見守るが、プログラムには参加しない	3. 放課後児童クラブ利用児童を放課後子供教室実施場所に送迎するのみ	4. その他	無回答
全体		732	194	83	226	220	9
		100.0	26.5	11.3	30.9	30.1	1.2
都市区分	1. 政令指定都市	42	21	3	1	16	1
		100.0	50.0	7.1	2.4	38.1	2.4
	2. 東京特別区	39	24	5	5	5	0
		100.0	61.5	12.8	12.8	12.8	0.0
	3. 中核市	75	15	11	20	25	4
		100.0	20.0	14.7	26.7	33.3	5.3
	4. 一般市	413	94	48	153	116	2
		100.0	22.8	11.6	37.0	28.1	0.5
	5. 町村	163	40	16	47	58	2
		100.0	24.5	9.8	28.8	35.6	1.2



✓ 運営形態別にみた集計結果は、以下の通り。

図表3-39 両事業の運営形態別・放課後子供教室への活動への放課後児童支援員等の関わり
方別 「一体型」数(SA)

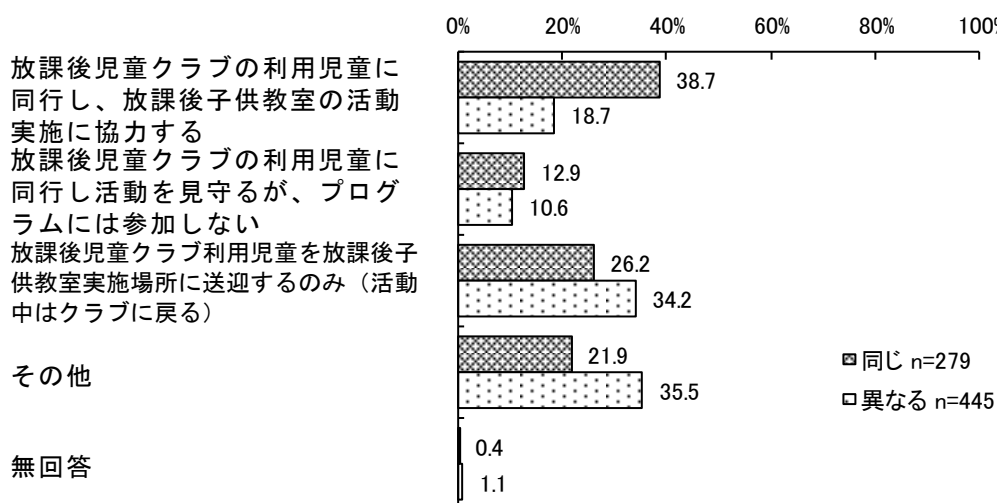
			問3. ⑨放課後子供教室の活動（プログラム）への放課後児童支援員等の関わり方					
			合計	1. 放課後児童クラブの利用児童に同行し、放課後子供教室の活動実施に協力する	2. 放課後児童クラブの利用児童に同行し活動を見守るが、プログラムには参加しない	3. 放課後児童クラブ利用児童を放課後子供教室実施場所に送迎するのみ	4. その他	無回答
全体			724	191	83	225	219	6
②子供教室 ③児童クラブ			100.0	26.4	11.5	31.1	30.2	0.8
問3. ②放課後子供教室運営形態・③放課後児童クラブの運営形態	公営	公立公営	202	52	17	70	62	1
		公立公営	100.0	25.7	8.4	34.7	30.7	0.5
		公立公営	224	34	19	83	85	3
		公立公営	100.0	15.2	8.5	37.1	37.9	1.3
		公立公営	16	7	3	1	5	0
	委託	公立公営	100.0	43.8	18.8	6.3	31.3	0.0
		公立公営	53	9	4	24	16	0
		公立公営	100.0	17.0	7.5	45.3	30.2	0.0
		公立公営	177	72	37	33	33	2
		公立公営	100.0	40.7	20.9	18.6	18.6	1.1
	その他	公立公営	19	7	0	7	5	0
		公立公営	100.0	36.8	0.0	36.8	26.3	0.0
		公立公営	7	3	0	1	3	0
		公立公営	100.0	42.9	0.0	14.3	42.9	0.0
		公立公営	26	7	3	6	10	0
		公立公営	100.0	26.9	11.5	23.1	38.5	0.0
		公立公営	0	0	0	0	0	0
		公立公営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0



- ✓ 両事業の運営団体が同じ場合には、異なる場合と比べて「放課後児童クラブの利用児童に同行し、放課後子供教室の活動実施に協力する」の割合が高い(38.7%)。逆に、両事業の運営団体が異なる場合には、「放課後児童クラブ利用児童を放課後子供教室実施場所へ送迎するのみ(活動中はクラブに戻る)」の割合が34.2%と高くなっている。

図表3-40 両事業の運営団体別・放課後子供教室への活動への放課後児童支援員等の関わり方別 「一体型」数(SA)

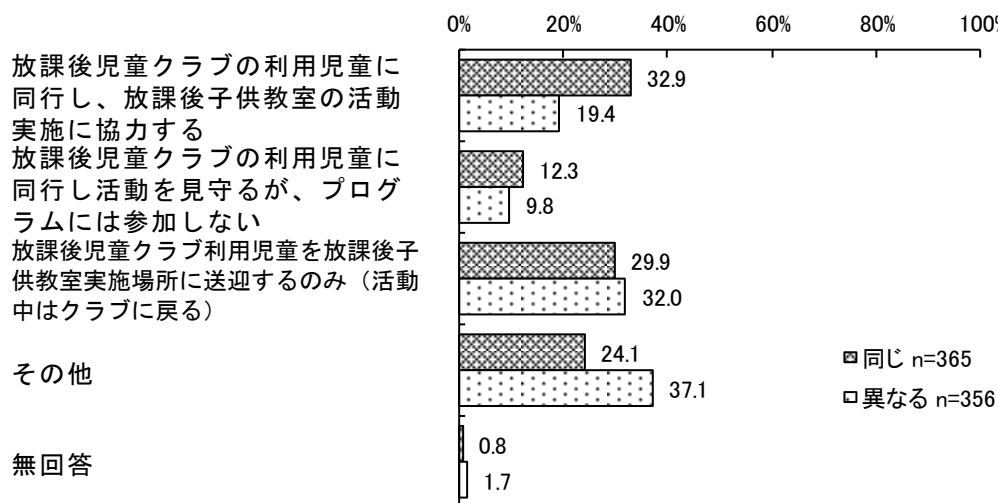
		問3. ⑨放課後子供教室の活動（プログラム）への放課後児童支援員等の関わり方				
		合計	1. 放課後児童クラブの利用児童に同行し、放課後子供教室の活動実施に協力する	2. 放課後児童クラブの利用児童に同行し活動を見守るが、プログラムには参加しない	3. 放課後児童クラブ利用児童を放課後子供教室実施場所へ送迎するのみ	4. その他
全体		724	191	83	225	219
		100.0	26.4	11.5	31.1	30.2
問3. ④両事業の運営団体	同じ	279	108	36	73	61
		100.0	38.7	12.9	26.2	21.9
	異なる	445	83	47	152	158
		100.0	18.7	10.6	34.2	35.5



- ✓ 両事業の所管部局が同じ場合の方が、「放課後児童クラブの利用児童に同行し、放課後子供教室の活動実施に協力する」割合が高くなっている(32.9%)。

図表3-41 両事業の所管部局別・放課後子供教室への活動への放課後児童支援員等の関わり方別 「一体型」数(SA)

		問3. ⑨放課後子供教室の活動（プログラム）への放課後児童支援員等の関わり方				
		合計	1. 放課後児童クラブの利用児童に同行し、放課後子供教室の活動実施に協力する	2. 放課後児童クラブの利用児童に同行し活動を見守るが、プログラムには参加しない	3. 放課後児童クラブ利用児童を放課後子供教室実施場所へ送迎するのみ	4. その他
全体		721	189	80	223	220
		100.0	26.2	11.1	30.9	30.5
A問1③放課後児童クラブ所管部局と問1.放課後子供教室所管部局	同じ	365	120	45	109	88
		100.0	32.9	12.3	29.9	24.1
	異なる	356	69	35	114	132
		100.0	19.4	9.8	32.0	37.1

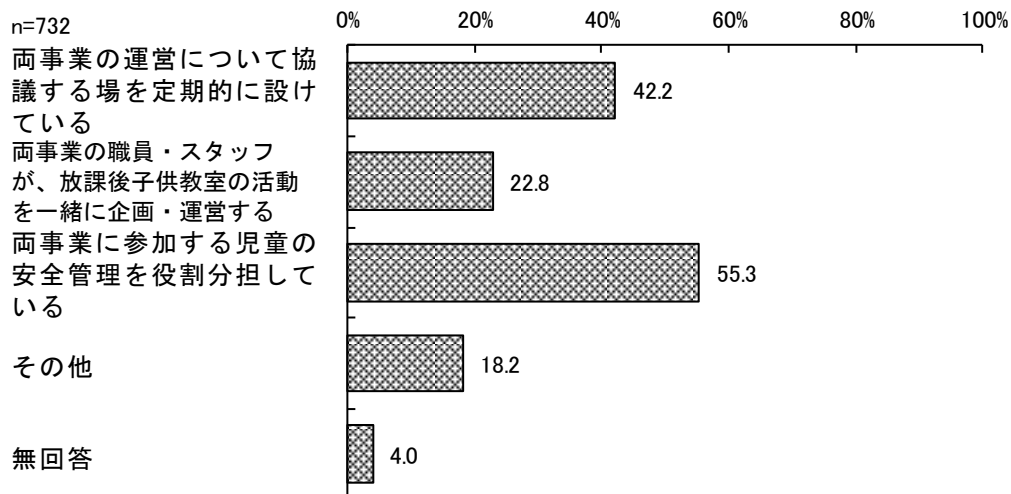


⑨ 連携の具体的な内容

- ✓ 両事業の連携の具体的な内容は、「両事業に参加する児童の安全管理を役割分担している」を選択する割合が55.3%と最も高く、次いで「両事業の運営について協議する場を定期的に設けている」が42.2%、「両事業の職員・スタッフが、放課後子供教室の活動を一緒に企画・運営する」が22.8%などとなっている。
- ✓ 「その他」としては、「連携のための職員を配置（放課後児童クラブ職員を連携推進員として配置等）」「放課後児童クラブの運営メンバーが放課後子供教室の運営メンバーになっている」「（定期ではない/“場”の設置ではないが）情報共有を行っている」といった内容のほか、「特段連携していない」という趣旨の回答もみられた。

図表3-42 連携内容別「一体型」数(MA)

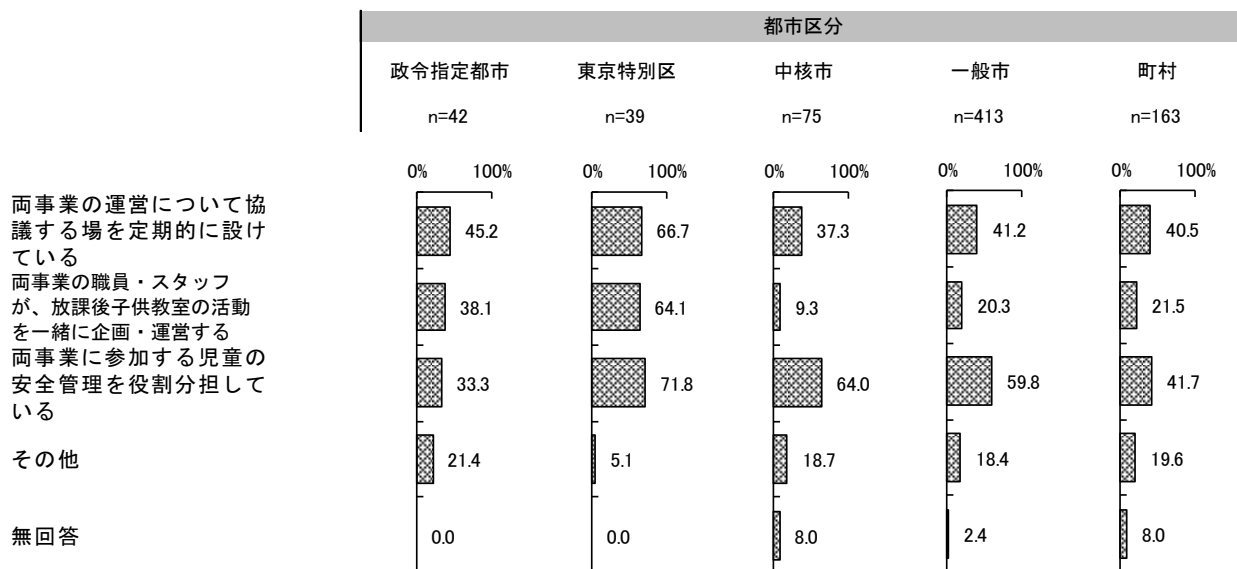
No.	カテゴリー名	n	%
1	両事業の運営について協議する場を定期的に設けている	309	42.2
2	両事業の職員・スタッフが、放課後子供教室の活動を一緒に企画・運営する	167	22.8
3	両事業に参加する児童の安全管理を役割分担している	405	55.3
4	その他	133	18.2
	無回答	29	4.0
	全体	732	100.0



- ✓ これを、一体型の実施地域(都市区分)別にみると、東京特別区では「両事業の運営について協議する場を定期的に設けている」「両事業の職員・スタッフが、放課後子供教室の活動を一緒に企画・運営する」「両事業に参加する児童の安全管理を分担している」のいずれも選択する割合が高い結果となった(それぞれ66.7%、64.1%、71.8%)。なお、政令指定都市では、「両事業に参加する児童の安全管理を分担している」と回答する割合が他の都市区分と比較して低かった(33.3%)。

図表3-43 都市区分別・連携内容別「一体型」数(MA)

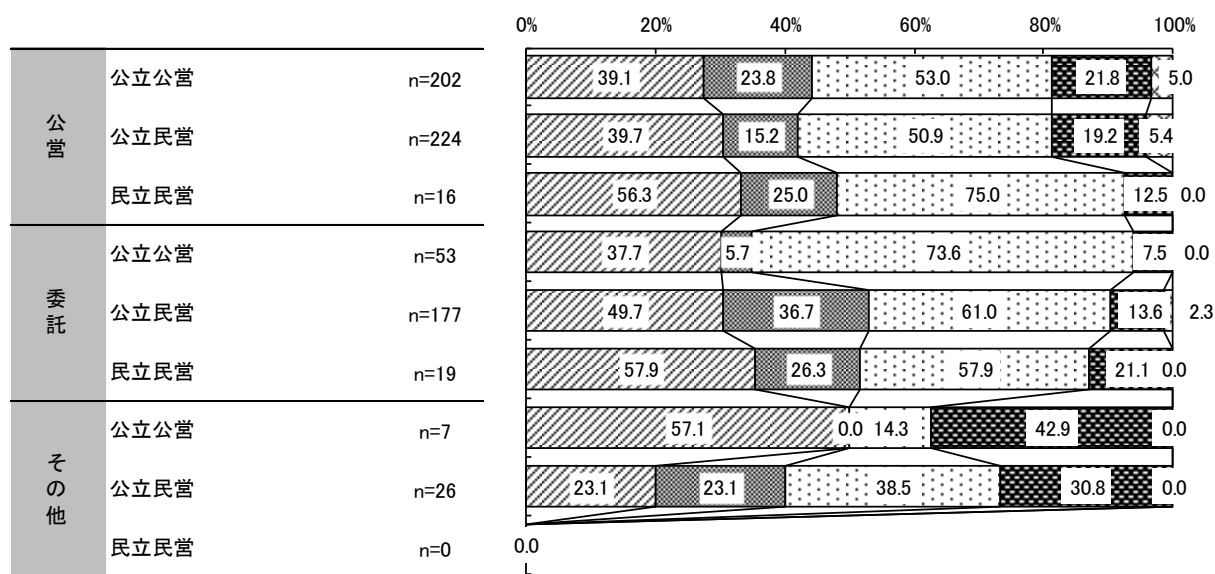
		合計	⑩放課後児童クラブと放課後子供教室の連携の具体的な内容				
			1. 両事業の運営について協議する場を定期的に設けている	2. 両事業の職員・スタッフが、放課後子供教室の活動を一緒に企画・運営する	3. 両事業に参加する児童の安全管理を役割分担している	4. その他	無回答
全体		732	309	167	405	133	29
		100.0	42.2	22.8	55.3	18.2	4.0
都市区分	1. 政令指定都市	42	19	16	14	9	0
		100.0	45.2	38.1	33.3	21.4	0.0
	2. 東京特別区	39	26	25	28	2	0
		100.0	66.7	64.1	71.8	5.1	0.0
	3. 中核市	75	28	7	48	14	6
		100.0	37.3	9.3	64.0	18.7	8.0
	4. 一般市	413	170	84	247	76	10
		100.0	41.2	20.3	59.8	18.4	2.4
	5. 町村	163	66	35	68	32	13
		100.0	40.5	21.5	41.7	19.6	8.0



✓ 運営形態別にみた集計結果は、以下の通り。

図表3-44 両事業の運営形態別・連携内容別「一体型」数(MA)

			問3. ⑩放課後児童クラブと放課後子供教室の連携の具体的な内容					
			合計	1. 両事業の運営について協議する場を定期的に設けている	2. 両事業の職員・スタッフが、放課後子供教室の活動を一緒に企画・運営する	3. 両事業に参加する児童の安全管理を役割分担している	4. その他	無回答
全体			724	306	165	402	132	26
②子供教室 ③児童クラブ			100.0	42.3	22.8	55.5	18.2	3.6
問3. ②放課後子供教室運営形態・③放課後児童クラブの運営形態	公営		202	79	48	107	44	10
		公立公営	100.0	39.1	23.8	53.0	21.8	5.0
			224	89	34	114	43	12
		公立民営	100.0	39.7	15.2	50.9	19.2	5.4
			16	9	4	12	2	0
		私立民営	100.0	56.3	25.0	75.0	12.5	0.0
	委託		53	20	3	39	4	0
		公立公営	100.0	37.7	5.7	73.6	7.5	0.0
			177	88	65	108	24	4
		公立民営	100.0	49.7	36.7	61.0	13.6	2.3
	その他		19	11	5	11	4	0
		私立民営	100.0	57.9	26.3	57.9	21.1	0.0
		7	4	0	1	3	0	
公立公営		100.0	57.1	0.0	14.3	42.9	0.0	
		26	6	6	10	8	0	
公立民営		100.0	23.1	23.1	38.5	30.8	0.0	
	0	0	0	0	0	0		
	私立民営	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	



↑
放課後
子供教室
運営形態

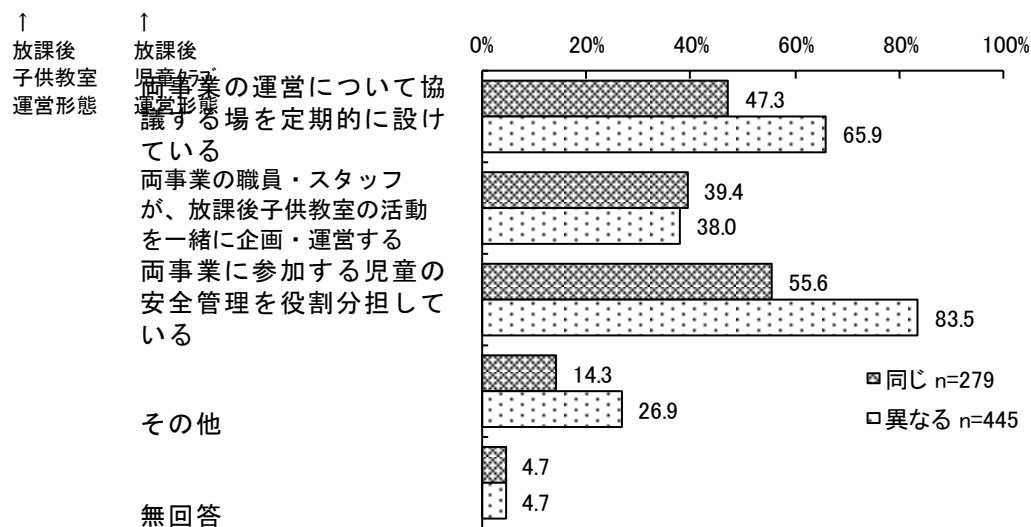
↑
放課後
児童クラブ
運営形態

- 両事業の運営について協議する場を定期的に設けている
- 両事業の職員・スタッフが、放課後子供教室の活動を一緒に企画・運営する
- 両事業に参加する児童の安全管理を役割分担している
- その他
- 無回答

- ✓ 両事業の運営団体が異なる場合には、同じ場合と比べて「両事業の運営について協議する場を定期的に設けている」や「両事業に参加する児童の安全管理を役割分担している」を選択する割合が高い（それぞれ65.9%、83.5%）。

図表3-45 両事業の運営団体別・連携内容別「一体型」数(MA)

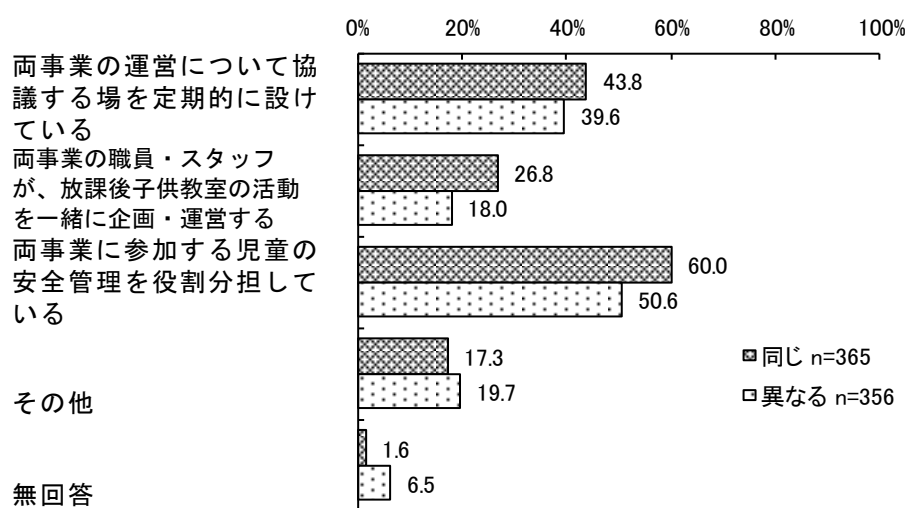
		合計	問3. ⑩放課後児童クラブと放課後子供教室の連携の具体的な内容				
			1. 両事業の運営について協議する場を定期的に設けている	2. 両事業の職員・スタッフが、放課後子供教室の活動を一緒に企画・運営する	3. 両事業に参加する児童の安全管理を役割分担している	4. その他	無回答
全体		724	316	216	388	115	26
		100.0	43.6	29.8	53.6	15.9	3.6
問3. ④両事業の運営団体	同じ	279	132	110	155	40	13
		100.0	47.3	39.4	55.6	14.3	4.7
	異なる	445	184	106	233	75	13
		100.0	65.9	38.0	83.5	26.9	4.7



- ✓ 両事業の所管部局が同じ場合の方が、「両事業の運営について協議する場を定期的に設けている」「両事業の職員・スタッフが、放課後子供教室の活動を一緒に企画・運営する」「両事業に参加する児童の安全管理を分担している」を選択する割合が高い(それぞれ43.8%、26.8%、60.0%)。特に、「両事業に参加する児童の安全管理を分担している」は、所管部局が同じ場合と異なる場合とで10ポイント程度の差がみられる。

図表3-46 両事業の所管部局別・連携内容別「一体型」数(MA)

		問3. ⑩放課後児童クラブと放課後子供教室の連携の具体的な内容				
		合計	1. 両事業の運営について協議する場を定期的に設けている	2. 両事業の職員・スタッフが、放課後子供教室の活動を一緒に企画・運営する	3. 両事業に参加する児童の安全管理を役割分担している	4. その他
全体		721	301	162	399	133
		100.0	41.7	22.5	55.3	18.4
A問1③放課後児童クラブ所管部局と問1.放課後子供教室所管部局	同じ	365	160	98	219	63
	異なる	356	141	64	180	70
		100.0	39.6	18.0	50.6	19.7



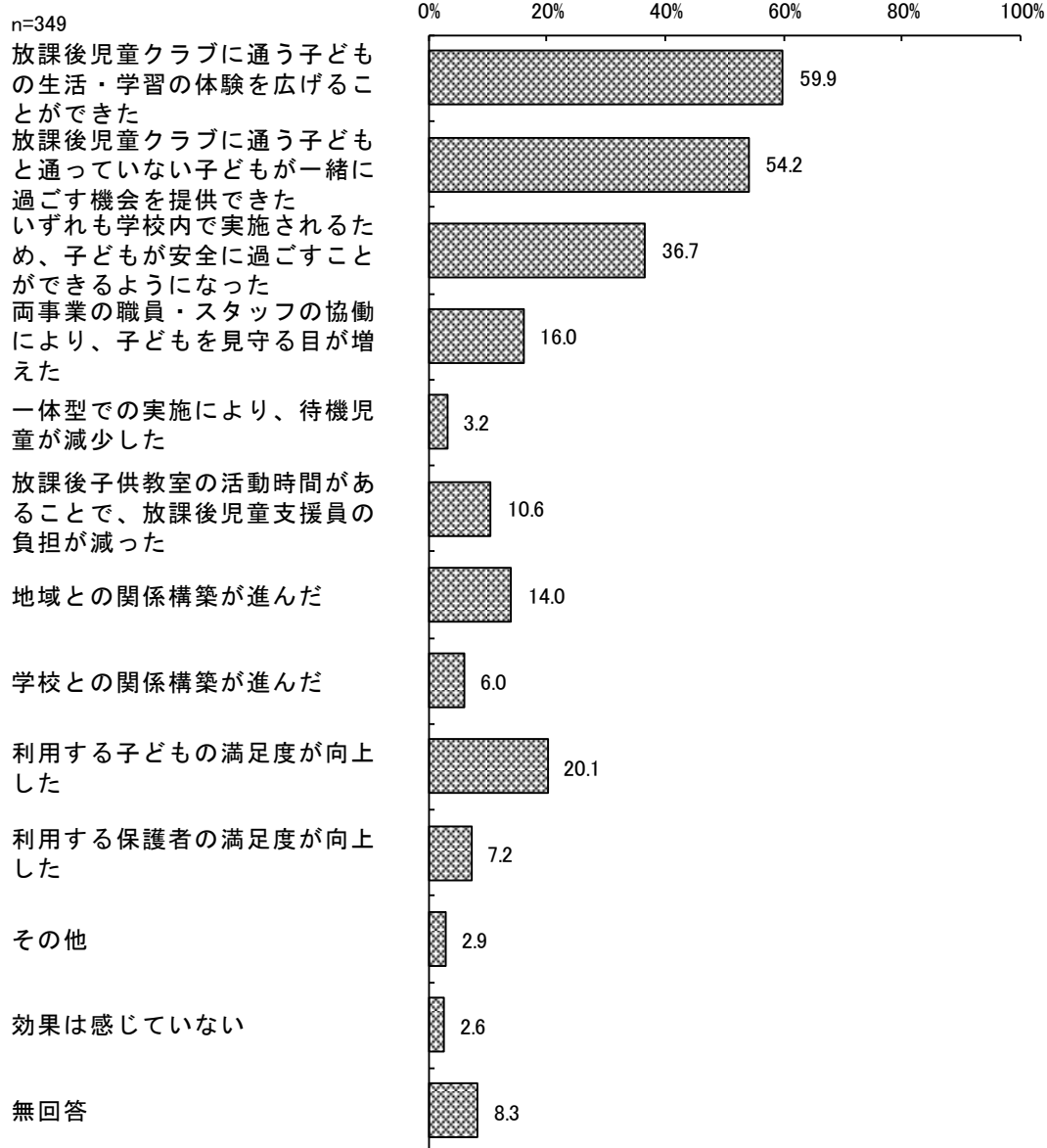
3) 一体型の実施の効果（問4）

- ✓ 以降、一体型を実施している自治体に、一体型の実施の効果や課題を尋ねた結果を示す（以下では回答自治体をサンプル数（母数n=349）として集計を行っている）。
- ✓ まず、一体型の実施の効果は、「放課後児童クラブに通う子どもの生活・学習の体験を広げることができた」を選択する割合が59.9%と最も高く、次いで「放課後児童クラブに通う子どもと通っていない子どもと一緒に過ごす機会を提供できた」54.2%、「いずれも学校内で実施されるため、子どもが安全に過ごすことができるようになった」36.7%などとなっている。

図表3-47 一体型の実施の効果別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	放課後児童クラブに通う子どもの生活・学習の体験を広げることができた	209	59.9
2	放課後児童クラブに通う子どもと通っていない子どもと一緒に過ごす機会を提供できた	189	54.2
3	いずれも学校内で実施されるため、子どもが安全に過ごすことができるようになった	128	36.7
4	両事業の職員・スタッフの協働により、子どもを見守る目が増えた	56	16.0
5	一体型での実施により、待機児童が減少した	11	3.2
6	放課後子供教室の活動時間があることで、放課後児童支援員の負担が減った	37	10.6
7	地域との関係構築が進んだ	49	14.0
8	学校との関係構築が進んだ	21	6.0
9	利用する子どもの満足度が向上した	70	20.1
10	利用する保護者の満足度が向上した	25	7.2
11	その他	10	2.9
12	効果は感じていない	9	2.6
	無回答	29	8.3
	全体	349	100.0

図表3-48 一体型の実施の効果別自治体数グラフ(MA)



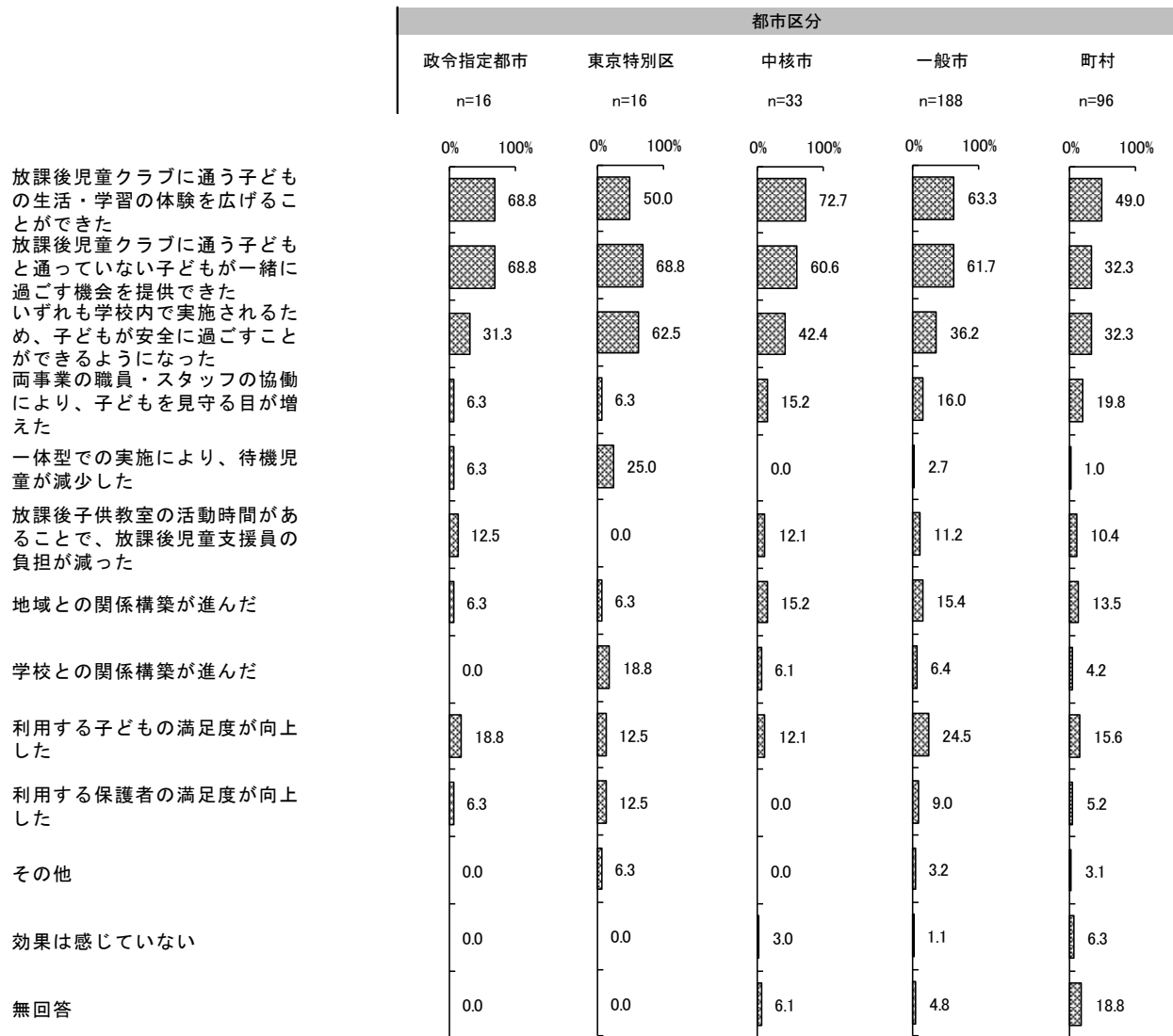
- ✓ 都市区分別にみると、東京特別区では他の都市区分と比べて「いずれも学校内で実施されるため、子どもが安全に過ごすことができるようになった」「一体型での実施により、待機児童が減少した」「学校との関係構築が進んだ」の割合が高い。一方で「放課後子供教室の活動時間があることで、放課後児童支援員の負担が減った」の割合は低い。
- ✓ 「地域との関係構築が進んだ」は中核市、一般市、町村で割合が高く、政令指定都市、東京特別区で低い。「両事業の職員・スタッフの協働により、子どもを見守る目が増えた」も同様の傾向。
- ✓ 町村では他の都市区分と比べて「放課後児童クラブに通う子どもと通っていない子どもが一緒に過ごす機会を提供できた」の割合が低い。

図表3-49 都市区分別・一体型の実施の効果別自治体数(MA)

			問4.「一体型」の実施の効果						
			1.放課後児童クラブに通う子どもの生活・学習の体験を広げることができた	2.放課後児童クラブに通う子どもと通っていない子どもと一緒に過ごす機会を提供できた	3.いずれも学校内で実施されるため、子どもが安全に過ごすことができた	4.両事業の職員・スタッフの協働により、子どもを見守る目が増えた	5.一体型での実施により、待機児童が減少した	6.放課後子供教室の活動時間があることで、放課後児童支援員の負担が減った	7.地域との関係構築が進んだ
全体		349	209	189	128	56	11	37	49
		100.0	59.9	54.2	36.7	16.0	3.2	10.6	14.0
都市区分	1. 政令指定都市	16	11	11	5	1	1	2	1
		100.0	68.8	68.8	31.3	6.3	6.3	12.5	6.3
	2. 東京特別区	16	8	11	10	1	4	0	1
		100.0	50.0	68.8	62.5	6.3	25.0	0.0	6.3
	3. 中核市	33	24	20	14	5	0	4	5
		100.0	72.7	60.6	42.4	15.2	0.0	12.1	15.2
	4. 一般市	188	119	116	68	30	5	21	29
		100.0	63.3	61.7	36.2	16.0	2.7	11.2	15.4
	5. 町村	96	47	31	31	19	1	10	13
		100.0	49.0	32.3	32.3	19.8	1.0	10.4	13.5

			問4.「一体型」の実施の効果					
			8. 学校との関係構築が進んだ	9. 利用する子どもの満足度が向上した	10. 利用する保護者の満足度が向上した	11. その他	12. 効果は感じていない	無回答
全体		349 100.0	21 6.0	70 20.1	25 7.2	10 2.9	9 2.6	29 8.3
都市区分	1. 政令指定都市	16 100.0	0 0.0	3 18.8	1 6.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	2. 東京特別区	16 100.0	3 18.8	2 12.5	2 12.5	1 6.3	0 0.0	0 0.0
	3. 中核市	33 100.0	2 6.1	4 12.1	0 0.0	0 0.0	1 3.0	2 6.1
	4. 一般市	188 100.0	12 6.4	46 24.5	17 9.0	6 3.2	2 1.1	9 4.8
	5. 町村	96 100.0	4 4.2	15 15.6	5 5.2	3 3.1	6 6.3	18 18.8

図表3-50 都市区分別・一体型の実施の効果別自治体数グラフ(MA)



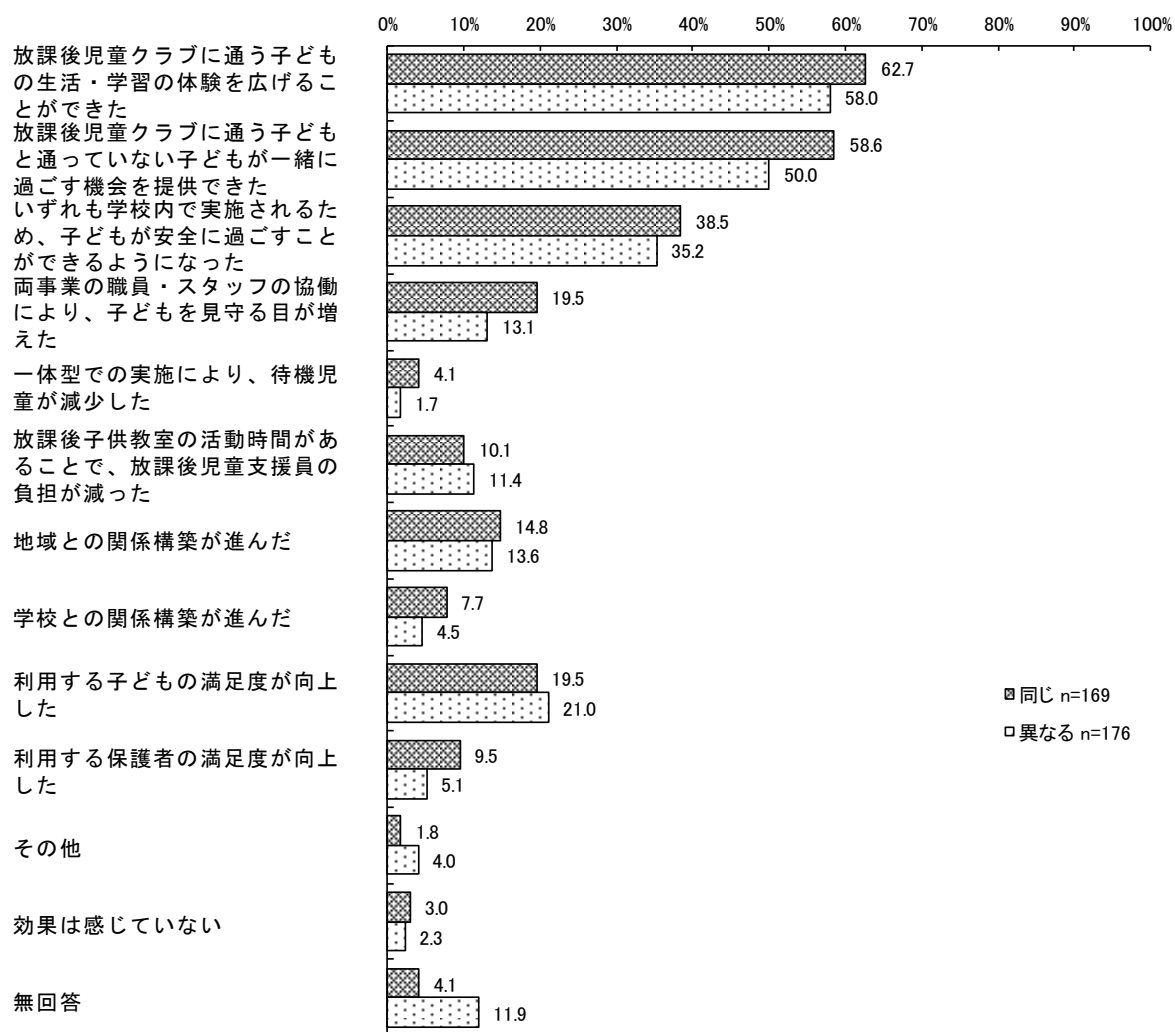
- ✓ 両事業の所管部局が同じ場合と異なる場合とでみると、所管部局が同じ場合の方が各項目の選択割合が高い。

図表3-51 両事業の所管部局別・一体型の実施の効果別自治体数(MA)

		合計	問4.「一体型」の実施の効果						
			1. 放課後児童クラブに通う子どもの生活・学習の体験を広げることができた	2. 放課後児童クラブに通う子どもと通っていない子どもと一緒に過ごす機会を提供できた	3. いずれも学校内で実施されるため、子どもが安全に過ごすことができた	4. 両事業の職員・スタッフの協働により、子どもを見守る目が増えた	5. 一体型での実施により、待機児童が減少した	6. 放課後子供教室の活動時間があることで、放課後児童支援員の負担が減った	7. 地域との関係構築が進んだ
全体		345	208	187	127	56	10	37	49
		100.0	60.3	54.2	36.8	16.2	2.9	10.7	14.2
A問1③放課後児童クラブ所管部局と問1.放課後子供教室所管部局	同じ	169	106	99	65	33	7	17	25
		100.0	62.7	58.6	38.5	19.5	4.1	10.1	14.8
	異なる	176	102	88	62	23	3	20	24
		100.0	58.0	50.0	35.2	13.1	1.7	11.4	13.6

			問4.「一体型」の実施の効果						
			8. 学校との関係構築が進んだ	9. 利用する子どもの満足度が向上した	10. 利用する保護者の満足度が向上した	11. その他	12. 効果は感じていない	無回答	
全体		合計	345	21	70	25	10	9	28
			100.0	6.1	20.3	7.2	2.9	2.6	8.1
A 問1 ③放課後児童クラブ所管部局と問1. 放課後子供教室所管部局	同じ		169	13	33	16	3	5	7
			100.0	7.7	19.5	9.5	1.8	3.0	4.1
	異なる		176	8	37	9	7	4	21
			100.0	4.5	21.0	5.1	4.0	2.3	11.9

図表3-52 両事業の所管部局別・一体型の実施の効果別自治体数グラフ(MA)

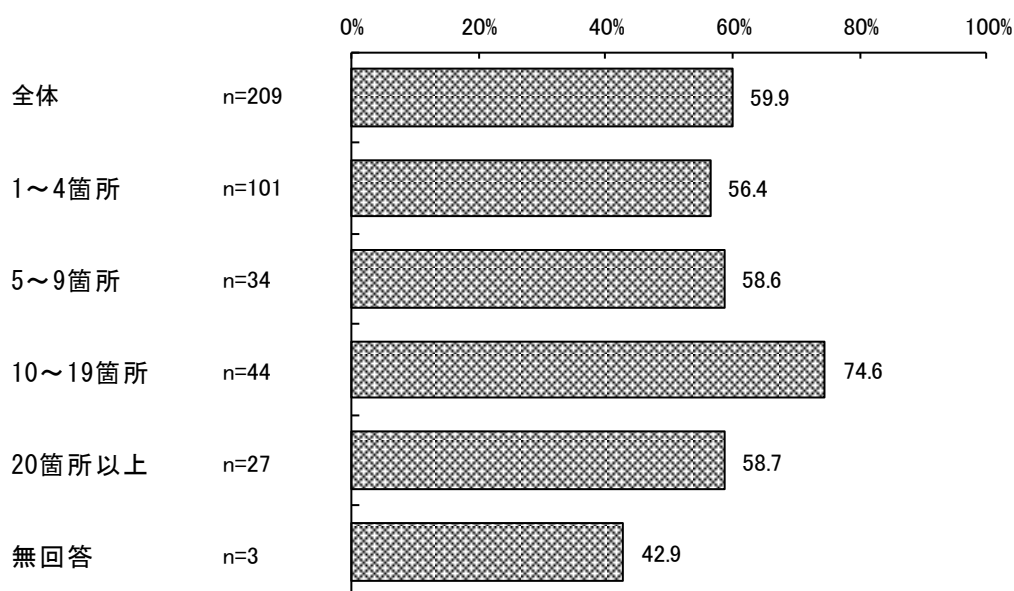


- ✓ 以下、本設問に回答した自治体のうち、「1. 放課後児童クラブに通う子どもの生活・学習の体験を広げることができた」を選択している自治体の割合を算出し、その傾向をみた。まず、一体型の設置数別にみた結果は以下の通り。

図表3-53 「放課後児童クラブに通う子どもの生活・学習の体験を広げることができた」を選択する自治体の一体型設置数別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	全体	n	%
1	1～4箇所	179	101	56.4
2	5～9箇所	58	34	58.6
3	10～19箇所	59	44	74.6
4	20箇所以上	46	27	58.7
5	無回答	7	3	42.9
	全体	349	209	59.9

(注)「全体」は一体型を設置している自治体数、「n」は「放課後児童クラブに通う子どもの放課後児童クラブに通う子どもの生活・学習の体験を広げることができた」を選択した自治体数を示している。図表3-54も同様。

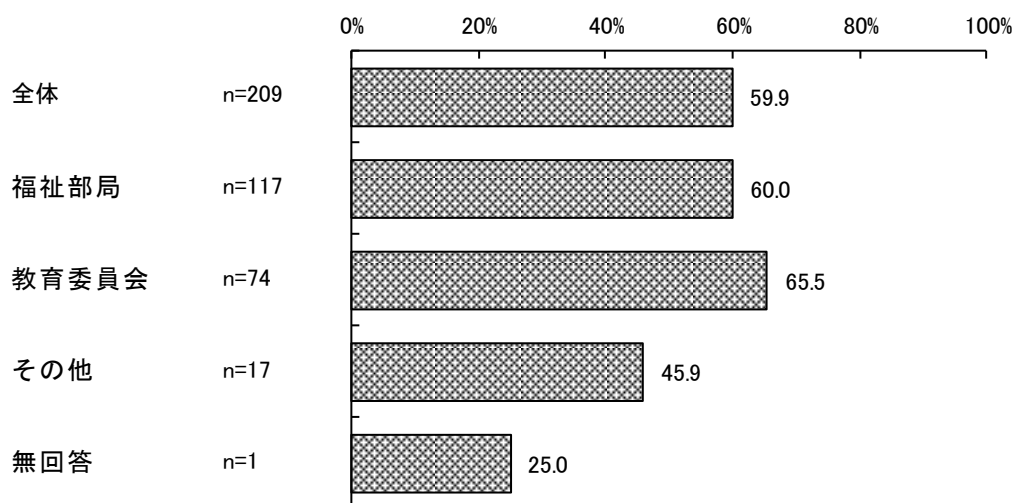


✓ 放課後児童クラブの所管部局別・放課後子供教室の所管部局別でみた結果は以下の通り。

図表3-54 「放課後児童クラブに通う子どもの生活・学習の体験を広げることができた」を選択する自治体の放課後児童クラブ・放課後子供教室所管部局別自治体数(SA)

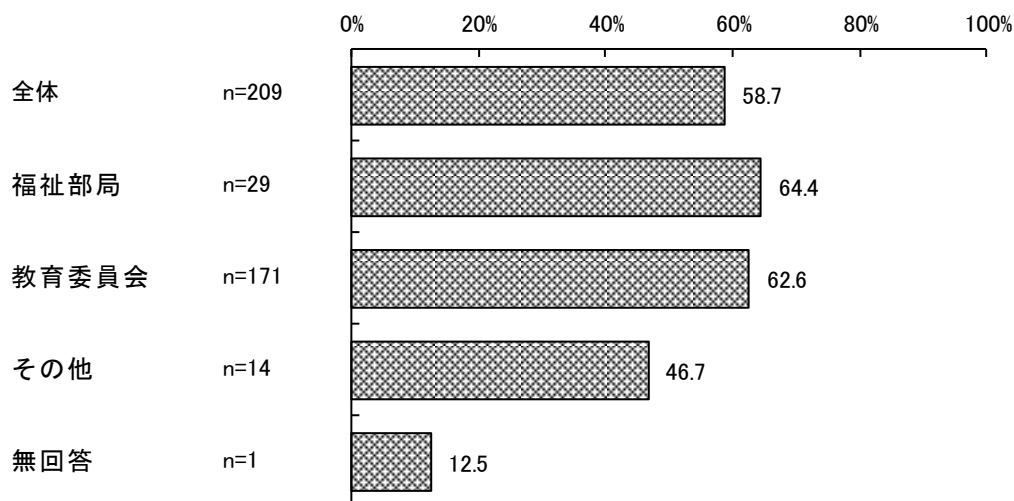
(放課後児童クラブの所管部局)

No.	カテゴリー名	全体	n	%
1	福祉部局	195	117	60.0
2	教育委員会	113	74	65.5
3	その他	37	17	45.9
4	無回答	4	1	25.0
	全体	349	209	59.9



(放課後子供教室の所管部局)

No.	カテゴリー名	全体	n	%
1	福祉部局	45	29	64.4
2	教育委員会	273	171	62.6
3	その他	30	14	46.7
4	無回答	8	1	12.5
	全体	356	209	58.7



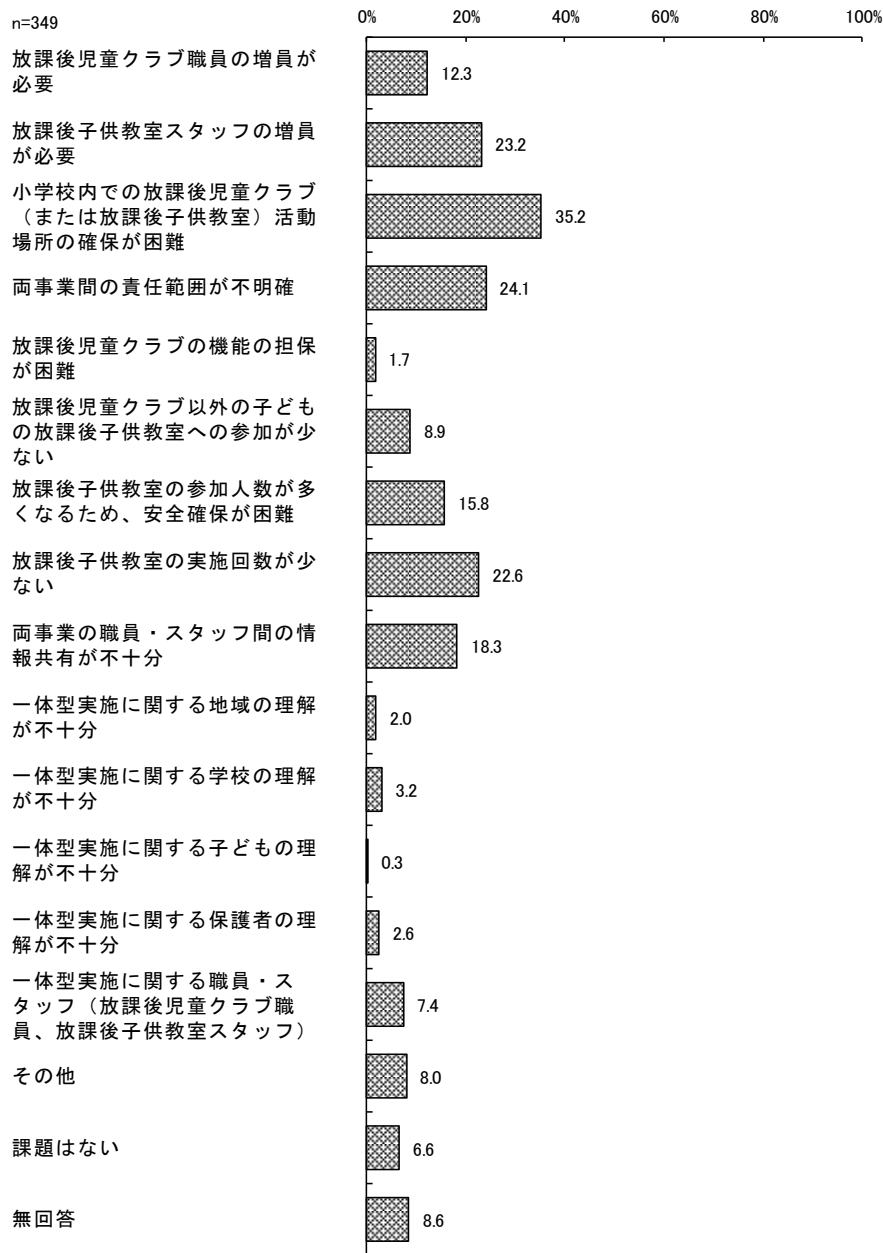
4) 一体型の実施に関する課題（問5）

- ✓ 一体型の実施に関する課題は、「小学校内での放課後児童クラブ（または放課後子供教室）活動場所の確保が困難」を選択する割合が35.2%と最も高く、次いで「両事業間の責任範囲が不明確」24.1%、「放課後子供教室スタッフの増員が必要」23.2%、「放課後子供教室の実施回数が少ない」22.6%などとなっている。

図表3-55 一体型の実施の課題別自治体数(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	放課後児童クラブ職員の増員が必要	43	12.3
2	放課後子供教室スタッフの増員が必要	81	23.2
3	小学校内での放課後児童クラブ（または放課後子供教室）活動場所の確保が困難	123	35.2
4	両事業間の責任範囲が不明確	84	24.1
5	放課後児童クラブの機能の担保が困難	6	1.7
6	放課後児童クラブ以外の子どもの放課後子供教室への参加が少ない	31	8.9
7	放課後子供教室の参加人数が多くなるため、安全確保が困難	55	15.8
8	放課後子供教室の実施回数が少ない	79	22.6
9	両事業の職員・スタッフ間の情報共有が不十分	64	18.3
10	一体型実施に関する地域の理解が不十分	7	2.0
11	一体型実施に関する学校の理解が不十分	11	3.2
12	一体型実施に関する子どもの理解が不十分	1	0.3
13	一体型実施に関する保護者の理解が不十分	9	2.6
14	一体型実施に関する職員・スタッフ（放課後児童クラブ職員、放課後子供教室スタッフ）の理解が不十分	26	7.4
15	その他	28	8.0
16	課題はない	23	6.6
	無回答	30	8.6
	全体	349	100.0

図表3-56 一体型の実施の課題別自治体数グラフ(MA)



✓ 「その他」の回答のうち、主なものを以下に示す。

「その他」の主な内容：

- ・ 地域の実情・既存の仕組みを勘案しつつ一体型の実施について検討していく必要がある
- ・ スタッフ同士で一緒に話し合える場が少ない・連携が不十分
- ・ 放課後児童クラブで放課後子供教室への参加児童の事前把握ができない場合がある
- ・ 放課後児童クラブから放課後子供教室への送迎が、支援員の負担となっている
- ・ 一体型のプログラムを組む予算がない
- ・ 放課後児童クラブから放課後子供教室へ参加する児童が少ない
- ・ 同じ敷地内で活動していてもほとんど関わりがない
- ・ 特別な支援を要する児童への対応について配慮が必要

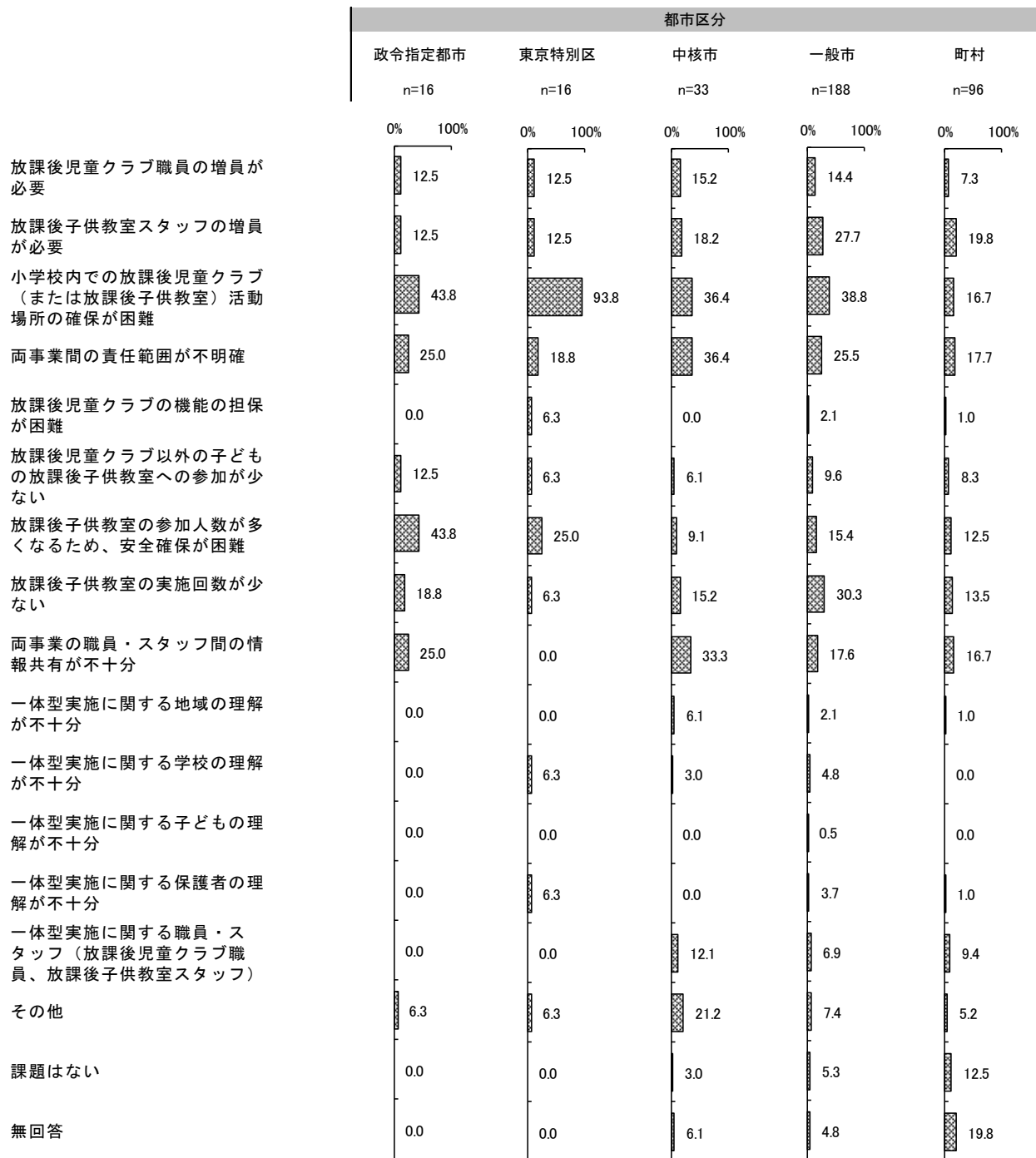
- ✓ 都市区分別にみると、政令指定都市、東京特別区では「放課後子供教室の参加人数が多くなるため、安全確保が困難」と回答する割合が高い(それぞれ43.8%、25.0%)。
- ✓ 東京特別区では「小学校内での放課後児童クラブ(または放課後子供教室)活動場所の確保が困難」の割合が高い。町村では同選択肢の選択割合が低い。
- ✓ 「放課後子供教室スタッフの増員が必要」は中核市、一般市、町村で割合が高い。

図表3-57 都市区分別・一体型の実施の課題別自治体数(MA)

		問5.「一体型」の実施に関する課題									
		合計	1. 放課後児童クラブ職員の増員が必要	2. 放課後子供教室スタッフの増員が必要	3. 小学校内での放課後児童クラブ(または放課後子供教室)活動場所の確保が困難	4. 両事業間の責任範囲が不明確	5. 放課後児童クラブの機能の担保が困難	6. 放課後児童クラブ以外の子どもの放課後子供教室への参加が少ない	7. 放課後子供教室の参加人数が多くなるため、安全確保が困難	8. 放課後子供教室の実施回数が少ない	9. 両事業の職員・スタッフ間の情報共有が不十分
全体		349	43	81	123	84	6	31	55	79	64
		100.0	12.3	23.2	35.2	24.1	1.7	8.9	15.8	22.6	18.3
都市区分	1. 政令指定都市	16	2	2	7	4	0	2	7	3	4
		100.0	12.5	12.5	43.8	25.0	0.0	12.5	43.8	18.8	25.0
	2. 東京特別区	16	2	2	15	3	1	1	4	1	0
		100.0	12.5	12.5	93.8	18.8	6.3	6.3	25.0	6.3	0.0
	3. 中核市	33	5	6	12	12	0	2	3	5	11
		100.0	15.2	18.2	36.4	36.4	0.0	6.1	9.1	15.2	33.3
都市区分	4. 一般市	188	27	52	73	48	4	18	29	57	33
		100.0	14.4	27.7	38.8	25.5	2.1	9.6	15.4	30.3	17.6
	5. 町村	96	7	19	16	17	1	8	12	13	16
		100.0	7.3	19.8	16.7	17.7	1.0	8.3	12.5	13.5	16.7

		問5.「一体型」の実施に関する課題						
		合計	10. 一体型実施に関する地域の理解が不十分	11. 一体型実施に関する学校の理解が不十分	12. 一体型実施に関する子どもの理解が不十分	13. 一体型実施に関する保護者の理解が不十分	14. 一体型実施に関する職員・スタッフ(放課後児童クラブ職員、放課後子供教室スタッフ)の理解が不十分	15. その他
全体		349	7	11	1	9	26	28
		100.0	2.0	3.2	0.3	2.6	7.4	8.0
都市区分	1. 政令指定都市	16	0	0	0	0	0	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3
	2. 東京特別区	16	0	1	0	1	0	1
		100.0	0.0	6.3	0.0	6.3	0.0	6.3
	3. 中核市	33	2	1	0	0	4	7
		100.0	6.1	3.0	0.0	0.0	12.1	21.2
都市区分	4. 一般市	188	4	9	1	7	13	14
		100.0	2.1	4.8	0.5	3.7	6.9	7.4
	5. 町村	96	1	0	0	1	9	5
		100.0	1.0	0.0	0.0	1.0	9.4	5.2

図表3-58 都市区分別・一体型の実施の課題別自治体数グラフ(MA)



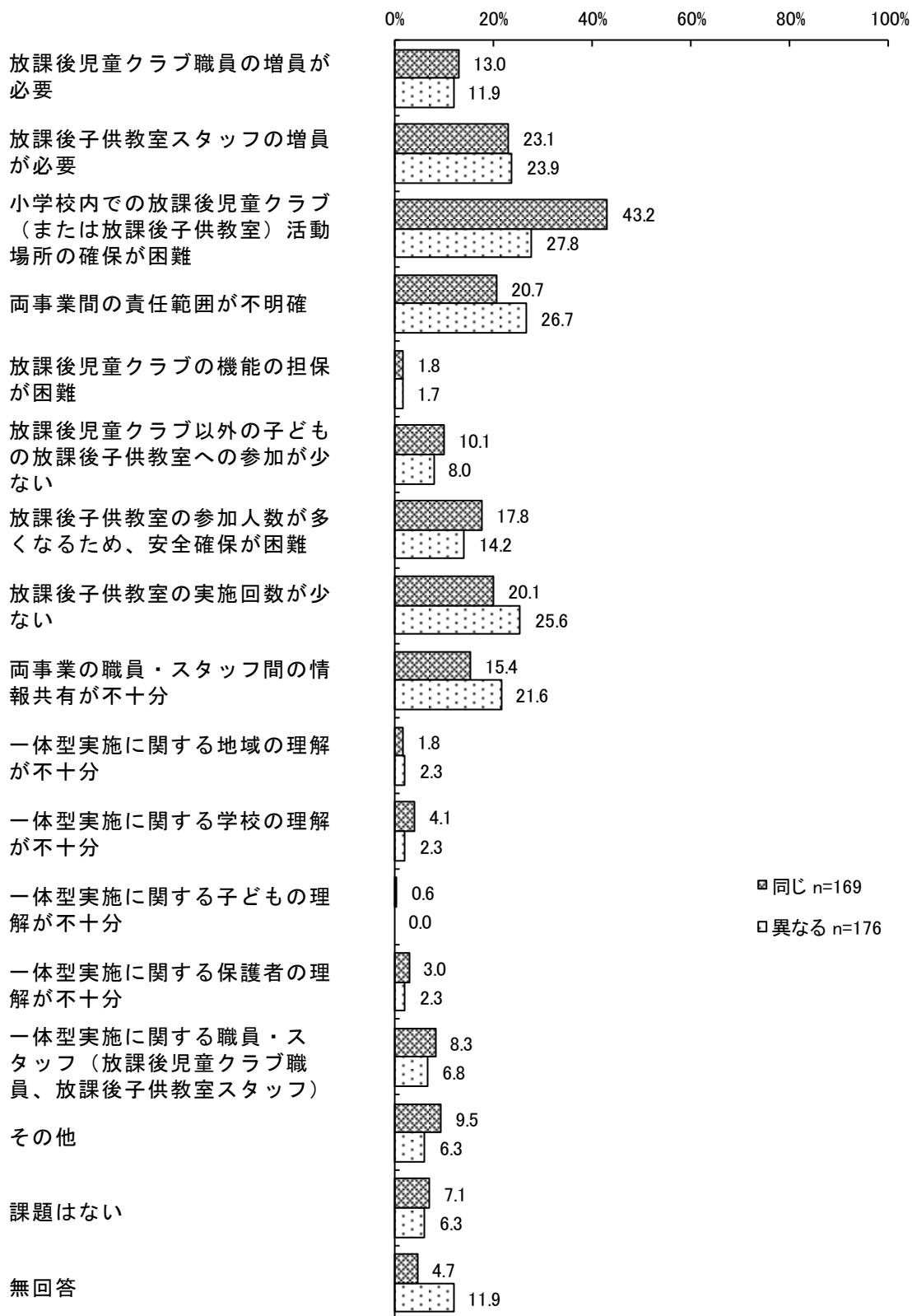
✓ 両事業の所管部局が同じ場合と異なる場合とでみた場合の集計結果は、以下の通り。

図表3-59 両事業の所管部局別・一体型の実施の課題別自治体数(MA)

		問5.「一体型」の実施に関する課題									
		合計	1. 放課後児童クラブ職員の増員が必要	2. 放課後子供教室スタッフの増員が必要	3. 小学校内での放課後児童クラブ（または放課後子供教室）活動場所の確保が困難	4. 両事業間の責任範囲が不明確	5. 放課後児童クラブの機能の担保が困難	6. 放課後児童クラブ以外の子ども放課後子供教室への参加が少ない	7. 放課後子供教室の参加人数が多くなるため、安全確保が困難	8. 放課後子供教室の実施回数が少ない	9. 両事業の職員・スタッフ間の情報共有が不十分
全体		345	43	81	122	82	6	31	55	79	64
		100.0	12.5	23.5	35.4	23.8	1.7	9.0	15.9	22.9	18.6
A問1③放課後児童クラブ所管部局と問1.放課後子供教室所管部局	同じ	169	22	39	73	35	3	17	30	34	26
		100.0	13.0	23.1	43.2	20.7	1.8	10.1	17.8	20.1	15.4
	異なる	176	21	42	49	47	3	14	25	45	38
		100.0	11.9	23.9	27.8	26.7	1.7	8.0	14.2	25.6	21.6

		問5.「一体型」の実施に関する課題								
		合計	10. 一体型実施に関する地域の理解が不十分	11. 一体型実施に関する学校の理解が不十分	12. 一体型実施に関する子どもの理解が不十分	13. 一体型実施に関する保護者の理解が不十分	14. 一体型実施に関する職員・スタッフ（放課後児童クラブ職員、放課後子供教室スタッフ）の理解が不十分	15. その他	16. 課題はない	無回答
全体		345	7	11	1	9	26	27	23	29
		100.0	2.0	3.2	0.3	2.6	7.5	7.8	6.7	8.4
A問1③放課後児童クラブ所管部局と問1.放課後子供教室所管部局	同じ	169	3	7	1	5	14	16	12	8
		100.0	1.8	4.1	0.6	3.0	8.3	9.5	7.1	4.7
	異なる	176	4	4	0	4	12	11	11	21
		100.0	2.3	2.3	0.0	2.3	6.8	6.3	6.3	11.9

図表3-60 両事業の所管部局別・一体型の実施の課題別自治体数グラフ(MA)

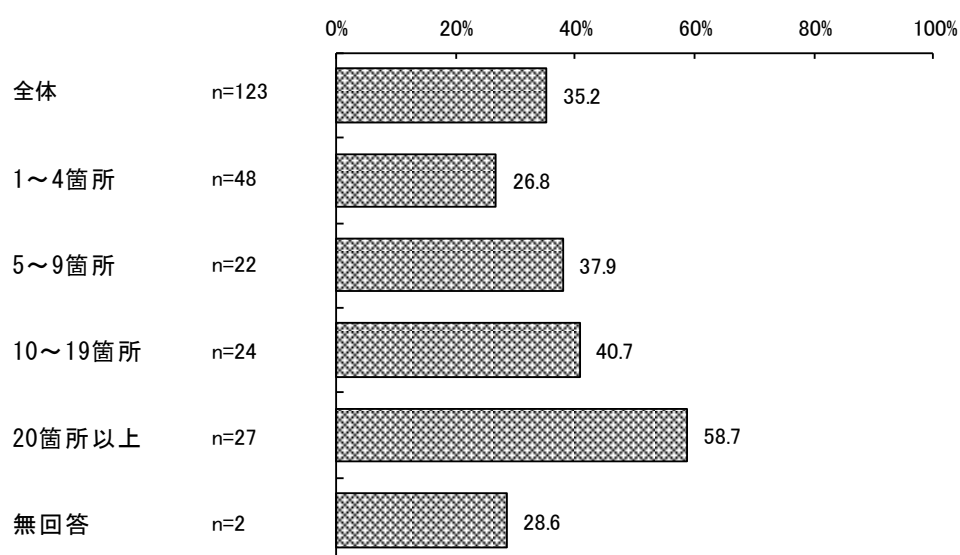


- ✓ 以下、本設問に回答した自治体のうち、「3. 小学校内での放課後児童クラブ(または放課後子供教室)活動場所の確保が困難」を選択している自治体の割合を算出し、その傾向をみる。まず、一体型の設置数別にみると、設置数が多い自治体の方が同選択肢を選択する割合が高くなっている。

図表3-61 「小学校内での放課後児童クラブ(または放課後子供教室)活動場所の確保が困難」を選択する自治体の放課後児童クラブ設置数別自治体数(SA)

No.	カテゴリー名	全体	n	%
1	1～4箇所	179	48	26.8
2	5～9箇所	58	22	37.9
3	10～19箇所	59	24	40.7
4	20箇所以上	46	27	58.7
5	無回答	7	2	28.6
	全体	349	123	35.2

(注)「全体」は一体型を設置している自治体数、「n」は「小学校内での放課後児童クラブ(または放課後子供教室)活動場所の確保が困難」を選択した自治体数を示している。図表3-62も同様。

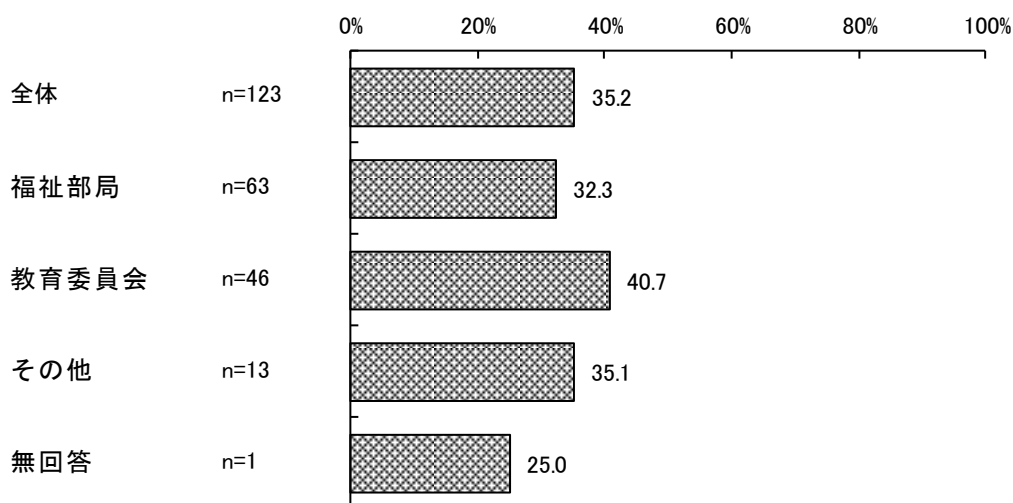


✓ 放課後児童クラブの所管部局別・放課後子供教室の所管部局別でみた結果は以下の通り。

図表3-62 「小学校内での放課後児童クラブ(または放課後子供教室)活動場所の確保が困難」
を選択する自治体の放課後児童クラブ・放課後子供教室所管部局別自治体数(SA)

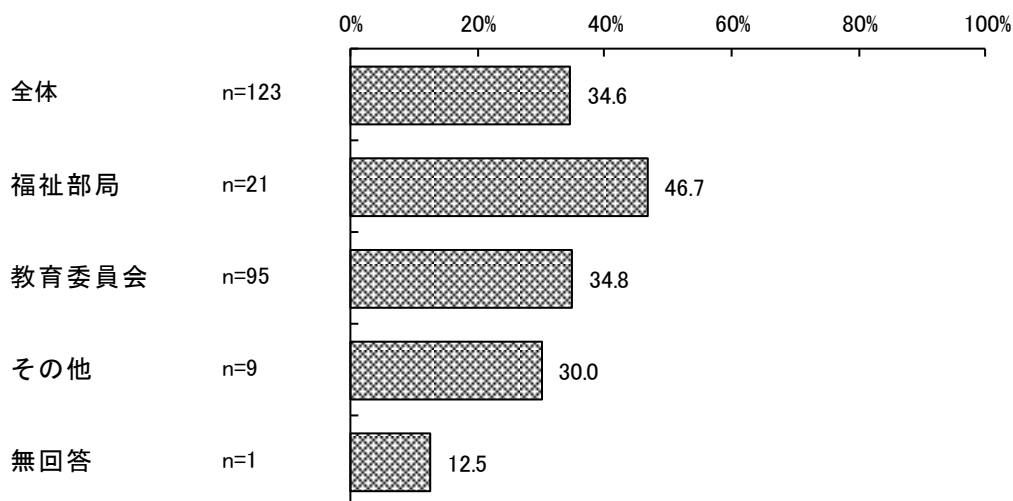
(放課後児童クラブの所管部局)

No.	カテゴリー名	全体	n	%
1	福祉部局	195	63	32.3
2	教育委員会	113	46	40.7
3	その他	37	13	35.1
4	無回答	4	1	25.0
	全体	349	123	35.2



(放課後子供教室の所管部局)

No.	カテゴリー名	全体	n	%
1	福祉部局	45	21	46.7
2	教育委員会	273	95	34.8
3	その他	30	9	30.0
4	無回答	8	1	12.5
	全体	356	123	34.6



第 3 章

放課後児童クラブと放課後子供教室の 一体型実施の推進に関する ヒアリング調査

第3章 放課後児童クラブと放課後子供教室の 一体型実施の推進に関するヒアリング調査

1. 調査の概要

1) 目的

- ✓ 一体型を実施する場合の工夫や効果・課題等を、より具体的に把握することを目的とした。

2) 調査対象と調査方法

① 調査対象の選定方法

- ✓ アンケート結果から抽出した市区町村を対象としたヒアリング調査を実施した(計5市区町村)。
- ✓ 調査対象の選定に当たっては、一体型の放課後児童クラブおよび放課後子供教室に関するアンケート調査への回答をもとに、以下の方法により候補自治体を抽出した。

図表4-1 ヒアリング調査対象の選定方法

	選定基準	参照する設問 (調査票)
母集団	✧ アンケート調査にご回答いただいた市区町村	-
必須条件	✧ ヒアリング調査協力「可」とご回答いただいている。	シートC問 6
	✧ 「一体型」を実施している。	シートC問 2③
優先条件	✧ 令和2年7月1日時点で「一体型」の放課後児童クラブ および放課後子供教室が複数箇所ある。	シートC問 3
	✧ 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が図られて いる。	シートC問 3⑨⑩
	✧ 一体型の実施について、効果や課題を感じている。	シートC問 4,5

② 調査対象自治体

- ✓ 上記①を踏まえ、調査対象は以下の通りとした。

図表4-2 ヒアリング調査協力自治体(実施順)

No.	自治体名	放課後児童クラブ 所管部局	放課後子供教室 所管部局	調査実施日時
1	A市 (中国・四国、中核市)	子ども未来部 子育て支援課	教育委員会 生涯学習課	2021年1月21日(木) 11時～12時
2	長崎県佐世保市 (九州・沖縄、中核市)	子ども未来部 子ども育成課	教育委員会 教育総務部社会教育課	2021年2月9日(火) 10時～11時
3	千葉県松戸市 (関東・信越、一般市)	子ども部子育て支援課		2021年2月12日(金) 15時～16時
4	千葉県千葉市 (関東・信越、政令指定都市)	こども未来局 こども未来部健全育成課	教育委員会事務局生涯 学習部生涯学習振興課	書面回答
5	福島県棚倉町 (北海道・東北、町村)	教育委員会子ども教育課		書面回答

③ 調査方法

- ✓ オンライン会議システムを用いて事務局と調査協力自治体をつなぎ、お話を伺った。
- ✓ 上記による調査への対応が困難な自治体については、お送りしたヒアリングシートにご記入のうえご返送いただく形式(書面回答)とした。

3) 主な調査内容

- ✓ 調査項目は以下の通り。
 - ・ 放課後児童クラブの実施状況
 - ・ 放課後子供教室の実施状況
 - ・ 一体型の推進状況
 - ・ 一体型実施を進めるうえでの工夫
 - ・ 両事業の連携・役割分担等
 - ・ 一体型実施の効果、課題
 - ・ その他

2. 調査結果のまとめ

① 一体型実施の推進状況

【各地域の実情に応じて、様々な方針の下で一体型を推進】

- ✓ 放課後児童クラブの設置場所、放課後子供教室の活動形態等により、一体型実施の推進状況は様々である。もともと放課後児童クラブを学校内で実施していたところに放課後子供教室を開始することで、一体型となるケースが多く聞かれた。

(ヒアリング調査記録より一部抜粋)

- ・ 従来から行われていた、地域住民がボランティアとなって子どもの体験活動を支援する取組(以下、「子どもの体験活動」と表記)を放課後子供教室へ転換していった。したがって、子どもの体験活動を放課後子供教室へと移行する流れの中で、結果的に一体型が増えた格好である。(中国・四国、中核市)
- ・ 同一小学校区内で放課後児童クラブと放課後子供教室を実施しているのは 34 か所。うち一体型として、放課後児童クラブの子どもが、放課後子供教室の活動に参加ができるのが 25 か所。なお、来年度新たに開始する8か所の放課後子供教室は、全て一体型での実施とする予定である。(千葉県松戸市)

② 一体型実施の工夫

【多様な体験・活動機会を提供】

- ✓ 放課後子供教室では、伝承遊びやスポーツ、学習支援等多様な活動が行われている。地域住民が主体となって実施する活動や運営主体の放課後子供教室担当スタッフが個々の専門分野に応じて企画する活動、外部の講師等を招いて実施する活動等、実施方法も様々である。

(ヒアリング調査記録より一部抜粋)

- 放課後子供教室の活動内容は大きく4つに分かれている。①見守り型、②地域の方に昔あそびやものづくりを教わる体験型、③宿題の指導や計算ドリルなどを行う学習支援型、④学校に通いながら寝食をともにして学ぶ通学合宿型、である。一体型の放課後子供教室では、先述した実施内容のうち②体験型の活動を行っていることが多い。(長崎県佐世保市)
- 学習支援以外にも、一体型で運営している法人ごとに、様々な活動(日本の昔遊び、創作活動(手芸等))を行っている。各運営法人がいろいろ試行錯誤して、その日の学習プラス「何か」を考えており、それぞれの色が出ている感じである。営利法人で教育関係に強いことを活かして、実験等のイベントを実施しているところもある。(千葉県松戸市)
- 太鼓体験や七夕飾りづくり、大正琴等の文化伝承活動をはじめ、キンボールやディスゲッター、ボッチャ等のニュースポーツを行う等、多様な体験活動を実施している。(福島県棚倉町)

【学校や所管部局と定期的に情報交換・情報共有】

- ✓ 学校や所管部局との情報交換・情報共有のために、会議体を学校区単位で設置し、定期的な協議を行っているという意見が複数の自治体から聞かれた。一体型の推進においては、学校の理解・協力が不可欠である。定期的な話し合いの場を設けることは、関係性の構築にも寄与すると考えられる。

(ヒアリング調査記録より一部抜粋)

- 長崎県では学校区単位で「学校支援会議」を開催している。放課後子どもプランコーディネーターや放課後児童支援員が構成員になっているところもあり、放課後児童クラブや放課後子供教室の運営・活動等に関する情報共有や協議の場となっている。(長崎県佐世保市)
- 情報共有のために、放課後連絡会議として小学校・放課後児童クラブ・放課後子供教室の3者による会議を各校で実施している。(千葉県千葉市)
- 年度初めには事務担当(子ども教育課職員)が学校を訪問し、両事業共通の活動実施について説明する。その際、小学校として取り組んでほしい活動があれば意向を伺う。併せて、実施場所確保のための確認も行う。(福島県棚倉町)

【活動計画策定・調整担当を設置】

- ✓ 両事業の橋渡しとなるポジションを設置する事例がみられる。千葉県松戸市では、放課後子供教室の事業管理者を一体型における活動企画・実施の中心的存在に位置付けている。長崎県佐世保市では、放課後子どもプランコーディネーターが放課後児童クラブと放課後子供教室の仲介役として活動している。

(ヒアリング調査記録より一部抜粋)

- 放課後子供教室の事業管理者(コーディネーター)が、放課後児童クラブや活動場所である小学校との調整を行う。活動計画もコーディネーターが中心となって策定している。(千葉県松戸市)
- 放課後子どもプランコーディネーターが放課後対策事業や学校・地域・行政との連携、保護者や地域住民に対する参加協力依頼や連絡調整等を担っている。このコーディネーターは放課後児童クラブと放課後子供教室の間の仲介役としても重要な役割を持つ。(長崎県佐世保市)

【合同研修を実施】

- ✓ 両事業の職員が参加できる研修を実施する事例が、複数の自治体から聞かれた。研修は、職員同士の交流の場ともなっており、一体型の円滑な運営において有効な取組と考えられる。

(ヒアリング調査記録より一部抜粋)

- (活動の充実に向けて)年1回、「防災」「おでかけ児童館」(児童館職員の専用車両による地域展開の取組)などプログラムのテーマを決めて合同研修を実施している。(中国・四国、中核市)
- 佐世保市社会教育課主催でコーディネーター向けの研修を年1回実施しており、これに放課後児童支援員等も参加できる。グループワークで課題に取り組む内容であることから、職員同士の交流機会にもなっている。(長崎県佐世保市)

【両事業の職員が協議する機会を設定】

- ✓ 放課後子供教室運営者の話し合いの場に放課後児童支援員が参加し体制等を話し合う事例、放課後施策関係者が一同に会して意見交換する事例、放課後児童クラブ・放課後子供教室の運営主体同士が協議する事例などが聞かれた。既存の会議体も含め、様々な場を活用して、両事業の職員の協議の機会を確保している。

(ヒアリング調査記録より一部抜粋)

- ・ 情報共有においては、放課後子供教室の運営委員会による話し合いの場に放課後児童支援員が参加し、人員体制や配置等の話し合いを行っているところもある。(長崎県佐世保市)
- ・ より良い運営のために、学校、放課後児童クラブ、放課後 KIDS ルーム(放課後子供教室)、子育て支援課で年1回、一体型の事業の評価・報告の会議を開催して、次年度の取組に活かしている。同会議は、一体型の関係者と学校職員とが顔を合わせ新年度の体制を確認する、顔合わせ的な場でもある。(千葉県松戸市)
- ・ 運営事業者が集まる会議体としては、松戸市放課後児童クラブ連絡会がある。放課後児童クラブと放課後子供教室がこれに参加し、一定の議事のもとで話し合ったり子育て支援課からの連絡事項を共有したりする。(千葉県松戸市)
- ・ 放課後子供教室スタッフ、放課後児童支援員、事務担当が参加する年度当初のスタッフ会議では、事務担当が年度の共同プログラム開催期間と、小学校の要望(小学校として取り組んでほしい活動)を伝達し、当該年度の共同プログラム実施回数とプログラム内容案を作成する。(福島県棚倉町)

③ 放課後児童支援員等による放課後子供教室の活動への関わり

【放課後子供教室の活動内容に応じて、実施に協力】

- ✓ ヒアリングを行った全ての自治体から、放課後児童支援員等が放課後子供教室の活動に参加・協力する場合があるという意見が聞かれた。また、両事業の職員・スタッフが協力して活動の企画を行う事例もあった。

(ヒアリング調査記録より一部抜粋)

- ・ 一体型でない場合にも、放課後児童クラブの子どもが放課後子供教室に参加できるケースは多い。ある放課後児童クラブでは、コーディネーターによる橋渡しの下、放課後児童クラブと放課後子供教室が一緒に活動を企画しようと試みていたようだ。コロナの影響で実現には至っていないが、現場では積極的に話し合いを進める動きもみられている。(長崎県佐世保市)
- ・ 多くの学校において、放課後児童クラブを利用する子どもは放課後子供教室の全ての活動に参加が可能となっている。ただし、数校においては、放課後子供教室でイベントを開催する場合のみ放課後児童クラブの指導員も含め参加することとしている。(千葉県千葉市)
- ・ 放課後児童支援員が放課後子供教室の活動に参加するケースもあるが、参加時間帯は放課後児童クラブの人員配置から外れることになる。したがって、人員体制に余裕のない放課後児童クラブではそうした対応は難しい。放課後児童支援員が放課後子供教室の活動に参加するためには、人員配置に余裕をもたせる必要がある。(中国・四国、中核市)
- ・ 4つの小学校内に設置している放課後児童クラブ全てにおいて、放課後児童クラブを利用する子どもが放課後子供教室の活動に参加することが可能である。なかでも高野小学校は両事業の職員が連携し、共同プログラムを実施している。(福島県棚倉町)

④ 一体型実施の効果

【豊かな放課後時間を提供】

- ✓ ヒアリングを実施したほとんどの自治体から、「放課後児童クラブを利用する子どもが放課後子供教室の活動に参加できる環境を整備することにより、放課後児童クラブを利用する子どもの放課後の過ごし方にバリエーションが加わり、放課後の時間が豊かになった」という趣旨の意見が聞かれた。
- ✓ その他、「放課後児童クラブを利用する子どもと利用しない子どもと一緒に遊べる」等の意見も複数の自治体から聞かれている。これらもまた、放課後の時間を豊かにする一体型ならではの成果といえるだろう。

(ヒアリング調査記録より一部抜粋)

- 放課後子供教室の活動が加わることで放課後の過ごし方の選択肢が広がる。これは、放課後児童クラブを利用する子どもにとって良いことだと感じる。毎日同じ生活では放課後児童クラブに通うことに飽きてしまうが、かといって放課後児童クラブ職員が様々なイベントを考案するのは負担が大きい。(中国・四国、中核市)
- 体験型の放課後子供教室への参加を通じて、地域の行事や伝統を学ぶことができる。(長崎県佐世保市)
- 一体型の活動を通じ、教室に参加することによって、学習時間の確保や学習の仕方が浸透し、放課後児童クラブにおいても積極的に宿題に取り組む雰囲気が醸成されるようになった。(千葉県松戸市)
- 放課後児童クラブを利用する子どもが放課後に他の子ども(放課後児童クラブを利用しない子ども)と過ごせるようになった。(千葉県千葉市)

【学校・地域との関係性が強化】

- ✓ 放課後児童クラブにとって、放課後子供教室の活動への参加は、学校や地域との交流機会になる。一体型の実施は、放課後児童クラブと地域・学校との関係性強化にもつながっている。

(ヒアリング調査記録より一部抜粋)

- 過去に実施したアンケートでは、学校側との会話が増えて、良好な関係が構築できるというメリットが挙げられていた。放課後子供教室の中には、教頭先生が運営委員会の構成員となって活動を主導するところや、学校の先生が活動に参加するところもある。放課後子供教室への参加を通じてより日常的な会話や情報交換を行うことができる。(中国・四国、中核市)
- 放課後児童クラブにとって、放課後子供教室への活動参加は地域との交流機会になる。活動参加を通じて地域との接点ができ、挨拶できる関係がつくられ地域活性化にもつながる。(長崎県佐世保市)

⑤ 一体型実施の課題

【放課後子供教室のスタッフが不足】

- ✓ ヒアリングを実施した自治体のうち、放課後子供教室の運営を地域住民が担っているところでは、総じて担い手不足を憂う意見が聞かれた。共働き家庭が増え活動に協力可能な保護者が減少する一方で、長年地域活動を支えてきた地域住民の高齢化が進み、後継者不足に悩む自治体が多いと推察される。
- ✓ 他方で、放課後子供教室の運営を民間事業者に委託している千葉県松戸市ではスタッフ不足の課題は生じていない。運営形態の違いによる放課後子供教室や放課後児童クラブの人員確保状況の違いについて、今後さらなる実態把握・分析が必要と考えられる。

(ヒアリング調査記録より一部抜粋)

- 共働き家庭が増える中で、ボランティアにより運営される放課後子供教室の担い手確保も難しくなっている。(中国・四国、中核市)
- 運営メンバーは高齢の方やPTAのメンバーが多いため、後継者不足により、年々教室数が減少している。(長崎県佐世保市)
- 放課後子供教室は担い手が不足し、実施日数及び登録児童数が減少傾向にある。(千葉県千葉市)

【学校内での放課後児童クラブ実施が困難】

- ✓ 学校内に余裕教室がなく、放課後児童クラブ実施が困難という意見が聞かれた。小学校内で実施している場合にも、利用希望者数が定員数より多いことから学校外に分室を設けるなどの対応が行われている。放課後児童クラブと放課後子供教室を同一小学校内で実施できない場合の効率的・効果的な連携のあり方についても、今後情報収集や検討を深める必要がある。

(ヒアリング調査記録より一部抜粋)

- 学校教室の空き状況を調査したところ、年間を通じて全く使用しないという余裕教室がほとんどなかった。特に、水道やトイレが近くにあるなど、放課後児童クラブの基準に合致する教室は学校にとっても使いやすい教室であり、なんらかの用途で使用されている場合がほとんど。ハード面の要件が満たせず、学校の敷地内、教室での実施が難しい。(長崎県佐世保市)
- 放課後児童クラブは指導員及び教室の不足から、特に高学年の待機児童解消や居場所の整備が課題となっている。(千葉県千葉市)

【運営・管理方法のすり合わせ・役割分担が不十分】

- ✓ 放課後児童クラブを利用する子どもが放課後子供教室の活動に参加する場合や、放課後児童クラブと放課後子供教室が同じスペース内で活動する場合等の両事業の責任範囲や役割分担が明確化されていないことを課題として挙げる自治体が複数みられた。特に、両事業の運営主体が異なる場合には、十分な協議が行われていないという指摘があった。安全管理に関連する両者の役割分担について、自治体・運営主体を中心とした検討が求められる。
- ✓ なお、ヒアリング調査では「一体型実施においては、放課後児童支援員等よりも放課後子供教室スタッフ側の負担が大きい」という意見があった。この指摘も両事業を一体的に実施する場合の役割分担が明確化されていないことに起因するものと考えられる。一体型実施においては、放課後児童支援員等による放課後子供教室の活動への関わり方・協力の方針についても、両事業の運営主体・職員等が十分に話し合い、共通認識をつくっておくことが期待されている。

(ヒアリング調査記録より一部抜粋)

- ・ 両事業の役割分担(安全管理・見守り)に関して、明確な規定は設けていない。それぞれの危機管理マニュアルは事業者で作成して運用しており、運営事業者が違う場合は、共有・連携している。ただし、お互いの危機管理マニュアルをすり合わせしているかどうかの確認はしておらず、今後の課題である。(千葉県松戸市)
- ・ 放課後子供教室と放課後児童クラブは同一敷地内で活動するため、校庭の使用時間やエリアを分けるなど工夫をしている学校もあるが、明確には区分できていない。(千葉県千葉市)
- ・ 現状はほぼボランティアである放課後子供教室側で活動企画・準備(地域や学校との調整を含む)や当日の活動実施、事後報告等を行っており、負担が大きい。他方、放課後児童クラブでは放課後子供教室の活動実施中、放課後児童クラブの利用児童が減ることとなり、放課後児童支援員等の負担が軽減している可能性があるため、若干不公平感が生じている。(千葉県千葉市)
- ・ 両事業間の役割が不明確であることが課題として挙げられる。運営のリーダーシップが放課後児童クラブにあるのか放課後子供教室にあるのか決まっていなくて、活動を先導する職員が不在状態となり、子どもたちがまとまらなくなってしまうことがある。(福島県棚倉町)

⑥ 一体型実施における交付金・補助金等の事務手続きに関する要望

- ✓ 一体型実施における交付金・補助金等の事務手続き等についてのご要望等を伺ったところ、どの自治体からも特段意見は出ず、「(放課後児童クラブと放課後子供教室は)別事業であるため、手続き面で異なる部分があっても特段問題はない」という回答が総意であった。

⑦ その他

- ✓ ヒアリング調査では、放課後子供教室と放課後児童クラブが抱える課題への対応策として、独自事業を実施する事例もみられた。千葉県千葉市では、放課後児童クラブと放課後子供教室の機能を併せ持つ独自事業を実施している。具体的には、スポーツや工作等、放課後児童クラブの指導員が実施するものから、専門の講師を招いて行う習い事のようなプログラム(有料)まで、多様な活動を実施している。

以上

参考資料

放課後児童クラブ

を

利用する児童の

利用実態に関するアンケート調査

一体型の放課後児童クラブおよび放課後子供教室に関するアンケート調査

(厚生労働省 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

放課後児童クラブに登録した児童の利用実態や、児童の利用形態に応じた職員体制の実態、並びに新・放課後子ども総合プランにおける一体型で実施している放課後児童クラブと放課後子供教室の運用等について調査・分析を行うことを目的として、本アンケート調査を実施します。

業務が多忙の折、誠に勝手なお願ひですが、本調査の趣旨をご理解のうえ、何とぞ協力をくださいますようお願い申し上げます。

調査の概要とご記入にあたっての留意点等

- 本調査は、厚生労働省 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として採択を受け、みずほ情報総研(株)が実施しています。
- 調査対象：全国の市区町村（悉皆）
- ご回答者：放課後児童児童クラブ担当課のご担当者様
(放課後子供教室ご担当者様、放課後児童クラブ事業所ご担当者様の協力を得てご回答ください)
- 調査提出締切日：【シートAとシートC】2020年11月25日（水）
【シートB】2020年12月2日（水）

※ 回答済みの電子ファイルがメール添付のうえ、下記に記載のE-mailアドレス宛てにお送りください。
返送先メールアドレス：houkagojidou-chosa@mizuho-ir.co.jp

- ご記入に当たっての留意点
 - 回答欄は薄いグレーの箇所です。こちらにご回答をお願いします。
 - 選択肢で回答する場合は、数字でご記入ください。

2放課後児童クラブ

の設置状況

(1つを選択)

1. 設置している

2. 設置していない

【→アンケート調査はこれで終わります。】

- 調査の種類ごとに、シートが分かれていきます（A～C）ので、すべてのシートをご確認のうえ、ご回答ください。
- 本調査のご回答内容については、秘密を厳守し、他の目的に使用することはありませんので、ご回答いただける範囲でご記入ください。なお、本調査へのご協力には任意であり、ご協力いただけない場合も不利益が生じるようなことは一切ございません。
- 調査結果の公表にあたっては、原則として統計処理を行ったうえで掲載いたします。そのままの情報が公表されることはございません。
- 弊社はプライバシーシママーク認定事業者です。ご提出いただきました個人情報（弊社の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則り厳重に管理します）

【調査実施主体・お問い合わせ先】

みずほ情報総研株式会社

社会政策コンサルティング部（担当：杉田、田中宗明、植村、足立）

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

E-mail: houkagojidou-chosa@mizuho-ir.co.jp

Tel: 03-5281-5276（土日祝を除く、9：00～17：00）

問3 《公立民営の放課後児童クラブを設置している場合のみ》	
民営放課後児童クラブの運営方法についてお答えください。	
①運営費の考え方 (〇はいくつでも)	1.業務委託
	2.指定管理者制度
	3.その他 ⇒ (具体的に： _____)
②運営費の清算方法 (〇はいくつでも)	1.放課後児童クラブの利用人数変更に応じて都度支払い額を変更
	2.放課後児童クラブの運用実績をもとに、年度末に支払い額を確定
	3.支払い額は運営実績に関わらず一定
	4.その他 ⇒ (具体的に： _____)

問4 貴自治体では、以下の事業を実施していますか。	
①放課後児童支援員等 処遇改善等事業 (1つを選択) ※ 放課後児童健全育成事業実施要綱 別添6に基づく	1.実施している
	2.実施していない
	①-1 《①で「2.実施していない」と回答した場合のみ》 実施していない理由をお答えください。(〇はいくつでも)
	1.事業の利用要件が厳しい
	2.予算確保が難しい
	3.事業所等からの要望がない
	4.その他 ⇒ (具体的に： _____)
	①-2 《①-1で「1.事業の利用要件が厳しい」を選択した場合のみ》 具体的にどの要件をクリアするのが難しいですか。(〇はいくつでも)
	1.平日の18時30分を超えた開所
	2.長期休暇期間中の1日8時間以上開所
3.年間250日以上の開所	
4.その他 ⇒ (具体的に： _____)	
②放課後児童支援員キャリア アップ処遇改善事業 (1つを選択) ※ 放課後児童健全育成事業実施要綱 別添10に基づく	1.実施している
	2.実施していない
	②-1 《②で「2.実施していない」と回答した場合のみ》 実施していない理由をお答えください。(〇はいくつでも)
	1.事業の利用要件が厳しい
	2.予算確保が難しい
	3.事業所等からの要望がない
	4.その他 ⇒ (具体的に： _____)
	②-2 《②-1で「1.事業の利用要件が厳しい」を選択した場合のみ》 具体的にどの要件をクリアするのが難しいですか。(〇はいくつでも)
	1.放課後児童支援員の資格保有者の確保
	2.放課後児童支援員等として5年以上の経験年数
3.放課後児童支援員等として10年以上の経験年数	
4.定められた研修の受講※	
5.定期昇給の仕組みづくり	
6.その他 ⇒ (具体的に： _____)	
※ 都道府県又は市町村が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(厚生労働省通知)の別添9「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「Ⅱ放課後児童支援員等資質向上事業」に基づき研修又は同程度の研修で、市町村が適当と認める研修	

3. 交付金を利用して運営する放課後児童クラブについて

※以降の設問は、交付金を利用して運営する放課後児童クラブの実施方針等についてお伺いします。

問5 利用定員の考え方について、放課後児童クラブの運営形態別にお答えください。（それぞれ1つを選択）

放課後児童クラブA

1.利用申請時に聴取した利用希望日数に応じて定員枠内で利用児童数を調整する
(例：週2日利用の児童と週3日利用の児童を合わせて「1人」とカウントする等)
2.登録児童全員が毎日利用すると想定し、利用定員以上の申込みがあった場合は利用調整を行う
3.その他 ⇒ (具体的に： _____)
4.公立公営放課後児童クラブを設置していない・交付金利用の公立公営放課後児童クラブはない

放課後児童クラブB

1.利用申請時に聴取した利用希望日数に応じて定員枠内で利用児童数を調整する
(例：週2日利用の児童と週3日利用の児童を合わせて「1人」とカウントする等)
2.登録児童全員が毎日利用すると想定し、利用定員以上の申込みがあった場合は利用調整を行う
3.その他 ⇒ (具体的に： _____)
4.公立民営放課後児童クラブを設置していない・交付金利用の公立民営放課後児童クラブはない

放課後児童クラブC

1.利用申請時に聴取した利用希望日数に応じて定員枠内で利用児童数を調整する
(例：週2日利用の児童と週3日利用の児童を合わせて「1人」とカウントする等)
2.登録児童全員が毎日利用すると想定し、利用定員以上の申込みがあった場合は利用調整を行う
3.その他 ⇒ (具体的に： _____)
4.わからない
5.民立民営放課後児童クラブは設置されていない・交付金利用の民立民営放課後児童クラブはない

問6 以下は令和元年度の実績についてお伺いします。】登録児童数、交付金算定上の「児童の数」

(※) および利用児童数の把握状況について、放課後児童クラブの運営形態別にお答えください。

※設備及び運営に関する基準第10条4項では、毎日利用する児童（継続して利用することを前段に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前段に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数を「児童の数」としています。交付金算定上の「児童の数」とは、毎月最初の「児童の数」の年間平均としています。

具体的な算出方法は、厚生労働省発出「放課後児童健全育成事業に係るQ&A」（平成28年3月11日）
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyokintoujoudoukaiteikyoku/0000093393.pdf>
を参照ください。

A.公立公営の放課後児童クラブ ※放課後児童クラブ所管部局における把握状況をお答えください。

1.月ごとに収集

2.学期ごとに収集

3.年に1回収集

4.その他 ⇒ (具体的に： _____)

①登録児童数（実数）
(〇はいくつでも)

②交付金算定上の「児童の数」
(〇はいくつでも)

③利用児童数（利用実績数）（1つを選択）

1.把握している

2.把握していない

1.利用児童数の方が多い（2割以上多い）

2.ほぼ同じ（差異は2割未満）

3.利用児童数の方が少ない（2割以上少ない）

4.その他 ⇒ (具体的に： _____)

5.わからない

B.公立民営の放課後児童クラブ ※放課後児童クラブ所管部局における把握状況をお答えください。

1.月ごとに収集

2.学期ごとに収集

3.年に1回収集

4.その他 ⇒ (具体的に： _____)

①登録児童数（実数）
(〇はいくつでも)

221

②交付金算定上の 「児童の数」 (〇はいくつでも)	1.月ごとに収集 2.学期ごとに収集 3.年に1回収集 4.その他 ⇒ (具体的に: _____)
③利用児童数 (利用実績 数) (1つを選択)	1.把握している 2.把握していない 3.利用児童数の方が多い (2割以上多い) 4.その他 ⇒ (具体的に: _____)
④ (利用児童数を「把握して いる」と回答した場合のみ) 交付金算定上の「児童の 数」と利用児童数 (いずれ も令和元年度平均値) と の差異 (1つを選択)	1.利用児童数の方が多い (2割以上多い) 2.ほぼ同じ (差異は2割未満) 3.利用児童数の方が少ない (2割以上少ない) 4.その他 ⇒ (具体的に: _____) 5.わからない
C.民立民営の放課後児童クラブ ※放課後児童クラブ所管部局における把握状況をお答えください。	
①登録児童数 (実数) (〇はいくつでも)	1.月ごとに収集 2.学期ごとに収集 3.年に1回収集 4.その他 ⇒ (具体的に: _____)
②交付金算定上の 「児童の数」 (〇はいくつでも)	1.月ごとに収集 2.学期ごとに収集 3.年に1回収集 4.その他 ⇒ (具体的に: _____)
③利用児童数 (利用実績 数) (1つを選択)	1.把握している 2.把握していない 3.利用児童数の方が多い (2割以上多い) 4.その他 ⇒ (具体的に: _____)
④ (利用児童数を「把握して いる」と回答した場合のみ) 交付金算定上の「児童の 数」と利用児童数 (いずれ も令和元年度平均値) と の差異 (1つを選択)	1.利用児童数の方が多い (2割以上多い) 2.ほぼ同じ (差異は2割未満) 3.利用児童数の方が少ない (2割以上少ない) 4.その他 ⇒ (具体的に: _____) 5.わからない

問7 差し支えなければ、貴自治体にて使用している放課後児童クラブ利用申請書のフォーマットを ご提供（メール添付にてお送りください。複数種類ある場合には2種類程度で構いません。） いただけると幸いに存じます。インターネット上で申請書を公開している場合には、メール添付の 代わりに以下の枠内にURLをご記入いただけますようお願いいたします。	
問8 放課後児童施策全般に係るご意見・ご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。（自由記入）	
《シートA》放課後児童クラブを利用する児童の利用実態に関するアンケート調査（基本篇）の設問は以上です。 次に、《シートB》放課後児童クラブを利用する児童の利用実態に関するアンケート調査（詳細票）にお進みください。	

⑪ 日々の職員配置を決める際に考慮する事項（あてはまるもの上位3つを選択）		
1.職員の経験年数		
2.利用予定児童数（利用申請時等に把握した日々の児童数）		
3.利用予定児童数（時間帯別の利用児童数に応じて職員配置数を考慮）		
4.配慮が必要な児童の利用状況		
5.育成支援の内容		
6.行事等の内容		
7.放課後子供教室の実施状況		
8.学校行事や教育活動の状況		
9.職員の雇用形態		
10.事業予算		
11.その他 ⇒（具体的に：_____）		
⑬、上で○をつけたもののうち、最も重視する事項（1つ選択）		
⑬放課後児童支援員等 処遇改善等事業の実施有無 （1つを選択）※放課後児童支援員等事業の 実施計画 別添9に添付		
⑬-1 ⑬で「2.実施していない」と回答した場合のみ※ 実施していない理由（○はいくつでも）		
1.事業の利用要件が厳しい		
2.予算確保が難しい		
3.支援員等からの要望がない		
4.処遇改善を予定していない		
5.放課後児童支援員等として5年以上の経験年数		
6.定められた研修の受講※		
7.定期昇給の仕組みづくり		
8.その他 ⇒（具体的に：_____）		
⑬-2 ⑬-1で「1.事業の利用要件が厳しい」を選択した場合のみ※ クリアするのが難しい要件 （○はいくつでも）		
1.放課後児童支援員の資格保有者の確保		
2.放課後児童支援員等として5年以上の経験年数		
3.放課後児童支援員等として10年以上の経験年数		
4.定められた研修の受講※		
5.定期昇給の仕組みづくり		
6.その他 ⇒（具体的に：_____）		
※都道府県又は市町村が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（厚生労働省通知）の別添9「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「Ⅱ放課後児童支援員等資質向上事業」に基づく研修又は同程度の研修で、市町村が適当と認める研修		
★本シートの回答は以上です。次のシートにお進みください。★		

⑬放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施有無（1つを選択） ※放課後児童支援員等事業の実施計画 別添9に添付		
⑬-1 ⑬で「2.実施していない」と回答した場合のみ※ 実施していない理由（○はいくつでも）		
1.事業の利用要件が厳しい		
2.予算確保が難しい		
3.支援員等からの要望がない		
4.処遇改善を予定していない		
5.放課後児童支援員等として5年以上の経験年数		
6.その他 ⇒（具体的に：_____）		
7.特に理由はない・わからない		
⑬-2 ⑬-1で「1.事業の利用要件が厳しい」を選択した場合のみ※ クリアするのが難しい要件 （○はいくつでも）		
1.放課後児童支援員の資格保有者の確保		
2.放課後児童支援員等として5年以上の経験年数		
3.放課後児童支援員等として10年以上の経験年数		
4.定められた研修の受講※		
5.定期昇給の仕組みづくり		
6.その他 ⇒（具体的に：_____）		
※都道府県又は市町村が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（厚生労働省通知）の別添9「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「Ⅱ放課後児童支援員等資質向上事業」に基づく研修又は同程度の研修で、市町村が適当と認める研修		
★本シートの回答は以上です。次のシートにお進みください。★		

B.2.件目		①実施場所 (小学校等の名称)		
②放課後子供教室の運営形態 (1つを選択)	1.公営 2.委託 3.その他 ⇒ (具体的に: _____)			
③放課後児童クラブの運営形態 (1つを選択)	1.公立公営 2.公立民営 3.民立民営			
④同事業の運営団体 (1つを選択)	1.同じ 2.異なる			
⑤運営法人/団体 種類別 (1つを選択)	⑤-1.放課後子供教室 (1つを選択)	1.市町村 6.任意団体 2.社会福祉法人 7.株式会社等の営利法人 3.社団・財団法人 8.学校法人 4.特定非営利活動法人 (NPO法人) 9.その他 ⇒(具体的に: _____) 5.運営委員会・保護者会		
	⑤-2.放課後児童クラブ (1つを選択)	1.市町村 6.任意団体 2.社会福祉法人 7.株式会社等の営利法人 3.社団・財団法人 8.学校法人 4.特定非営利活動法人 (NPO法人) 9.その他 ⇒(具体的に: _____) 5.運営委員会・保護者会		
	⑥放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所 (1つを選択) ※「小学校内」には、「小学校の敷地内」を含みます	1.いずれも小学校内にあるが、活動部屋は異なる 2.いずれも小学校内にあり、活動部屋も同じ (放課後児童クラブの専用区画あり) 3.いずれかは小学校内で活動し、もう一方は小学校に隣接する施設内で活動する 4.その他 ⇒ (具体的に: _____)		
⑦放課後児童クラブ利用児童の放課後子供教室の活動 (プログラム) の参加方針 (1つを選択)	1.原則として、全員が参加 2.希望する児童のみ参加 3.その他 ⇒ (具体的に: _____)			
⑧放課後児童クラブに來所した児童の放課後子供教室への参加方法 (1つを選択)	1.放課後子供教室と放課後児童クラブを自由に往来 2.放課後子供教室への参加時間帯を設定 3.その他 ⇒ (具体的に: _____)			
⑨放課後子供教室の活動 (プログラム) への放課後児童支援員等の関わり方 (1つを選択)	1.放課後児童クラブの利用児童に同行し、放課後子供教室の活動実施に協力する 2.放課後児童クラブの利用児童に同行し活動を見守るが、プログラムには参加しない 3.放課後児童クラブ利用児童を放課後子供教室実施場所へ送迎するのみ (活動中はクラブに戻る) 4.その他 ⇒ (具体的に: _____)			
⑩放課後児童クラブと放課後子供教室の連携の具体的な内容 (Oは1つでも)	1.同事業の運営について協議する場を定期的に設けている 2.同事業の職員・スタッフが、放課後子供教室の活動を一緒に企画・運営する 3.同事業に参加する児童の安全管理を役割分担している 4.その他 ⇒ (具体的に: _____)			

C.3.件目		①実施場所 (小学校等の名称)		
②放課後子供教室の運営形態 (1つを選択)	1.公営 2.委託 3.その他 ⇒ (具体的に: _____)			
③放課後児童クラブの運営形態 (1つを選択)	1.公立公営 2.公立民営 3.民立民営			
④同事業の運営団体 (1つを選択)	1.同じ 2.異なる			
⑤運営法人/団体 種類別 (1つを選択)	⑤-1.放課後子供教室 (1つを選択)	1.市町村 6.任意団体 2.社会福祉法人 7.株式会社等の営利法人 3.社団・財団法人 8.学校法人 4.特定非営利活動法人 (NPO法人) 9.その他 ⇒(具体的に: _____) 5.運営委員会・保護者会		
	⑤-2.放課後児童クラブ (1つを選択)	1.市町村 6.任意団体 2.社会福祉法人 7.株式会社等の営利法人 3.社団・財団法人 8.学校法人 4.特定非営利活動法人 (NPO法人) 9.その他 ⇒(具体的に: _____) 5.運営委員会・保護者会		
	⑥放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所 (1つを選択) ※「小学校内」には、「小学校の敷地内」を含みます	1.いずれも小学校内にあるが、活動部屋は異なる 2.いずれも小学校内にあり、活動部屋も同じ (放課後児童クラブの専用区画あり) 3.いずれかは小学校内で活動し、もう一方は小学校に隣接する施設内で活動する 4.その他 ⇒ (具体的に: _____)		
⑦放課後児童クラブ利用児童の放課後子供教室の活動 (プログラム) の参加方針 (1つを選択)	1.原則として、全員が参加 2.希望する児童のみ参加 3.その他 ⇒ (具体的に: _____)			
⑧放課後児童クラブに來所した児童の放課後子供教室への参加方法 (1つを選択)	1.放課後子供教室と放課後児童クラブを自由に往来 2.放課後子供教室への参加時間帯を設定 3.その他 ⇒ (具体的に: _____)			
⑨放課後子供教室の活動 (プログラム) への放課後児童支援員等の関わり方 (1つを選択)	1.放課後児童クラブの利用児童に同行し、放課後子供教室の活動実施に協力する 2.放課後児童クラブの利用児童に同行し活動を見守るが、プログラムには参加しない 3.放課後児童クラブ利用児童を放課後子供教室実施場所へ送迎するのみ (活動中はクラブに戻る) 4.その他 ⇒ (具体的に: _____)			
⑩放課後児童クラブと放課後子供教室の連携の具体的な内容 (Oは1つでも)	1.同事業の運営について協議する場を定期的に設けている 2.同事業の職員・スタッフが、放課後子供教室の活動を一緒に企画・運営する 3.同事業に参加する児童の安全管理を役割分担している 4.その他 ⇒ (具体的に: _____)			

問4 「一休型」の実施の効果として、最もあてはまるものを最大3つをお選びください。(○は3つまで)

1.放課後児童クラブに通う子どもの生活・学習の体験を広げることができた
2.放課後児童クラブに通う子どもと通っていない子どもが一緒に過ごす機会を提供できた
3.いずれも学校内で実施されるため、子どもが安全に過ごすことができるようになった
4.両事業の職員・スタッフの協働により、子どもを見守る目が増えた
5.一休型での実施により、待機児童が減少した
6.放課後子供教室の活動時間があることで、放課後児童支援員の負担が減った
7.地域との関係構築が進んだ
8.学校との関係構築が進んだ
9.利用する子どもの満足度が向上した
10.利用する保護者の満足度が向上した
11.その他 ⇒ (具体的に： _____)
12.効果は感じていない

問5 「一休型」の実施に関する課題として、最もあてはまるものを最大3つをお選びください。(○は3つまで)

1.放課後児童クラブ職員の増員が必要
2.放課後子供教室スタッフの増員が必要
3.小学校内での放課後児童クラブ (または放課後子供教室) 活動場所の確保が困難
4.両事業間の責任範囲が不明確
5.放課後児童クラブの機能の担保が困難
6.放課後児童クラブ以外の子どもの放課後子供教室への参加が少ない
7.放課後子供教室の参加人数が多くなるため、安全確保が困難
8.放課後子供教室の実施回数が少ない
9.両事業の職員・スタッフ間の情報共有が不十分
10.一休型実施に関する地域の理解が不十分
11.一休型実施に関する学校の理解が不十分
12.一休型実施に関する子どもの理解が不十分
13.一休型実施に関する保護者の理解が不十分
14.一休型実施に関する職員・スタッフ (放課後児童クラブ職員、放課後子供教室スタッフ) の理解が不十分
15.その他 ⇒ (具体的に： _____)
16.課題はない

2. ご連絡先並びにヒアリング調査協力可否

問6 本調査研究では、放課後児童健全育成事業等の実施方針・実施方法等についてより詳細に把握するため、アンケート調査と併せてヒアリング調査を実施予定です。お答えいただければ、ヒアリング調査へのご協力の可否をお教えください。また、ご協力いただける場合は、ご連絡先をご記入ください。
※現状の状況を鑑み、オンライン (WEB会議ツール利用) によるヒアリングも対応可能です。

① ヒアリング調査協力可否 (1つを選択)	1. 可	2. 否
(1) 担当部署名		
(2) ご担当者名		
(3) 電話番号		
(4) E-mail		@

★アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございます★

参考資料2 ヒアリング記録

No.1 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施の推進に関するヒアリング調査 ヒアリング記録(中国・四国、中核市)

1. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室等について

(ア) 放課後児童クラブの実施状況

- ・放課後児童クラブは小学校全 63 学区の児童が利用できる。67 の運営委員会が市の委託を受けて実施しており、支援の単位で数えると 153 単位である。1つの運営委員会が最大で7単位を実施している。所管は子育て支援課。
- ・運営委員会の構成は学校の代表、民生委員、保護者など、設立の経緯によって内訳が異なる。
- ・相対的に低学年の参加者が多い。市内の放課後児童クラブ登録児童数約 5,500 人のうち、約 1,700 人が1年生である。なお、市内の1年生の総数は約 4,400 人であるため、1年生の4割弱が放課後児童クラブを利用している状況。
- ・放課後児童クラブは、基本的に学校の敷地内に設置することを第一の方針としている。空き教室活用のほか、学校敷地内に軽量鉄骨の専用施設を建てて実施するケースも多い。一方で、空き教室がない・利用希望者増への対応のために実施場所を増やす等の事情により、最近は民間施設を借りて実施するケースもある。

(イ) 放課後子供教室の実施状況

- ・市内全 63 校のうち、61 校で一体型により放課後子供教室を実施している。所管は教育委員会生涯学習課。
- ・教室の開催頻度はまちまちであり、年2〜3回程度から 400 回以上開催するところもある。活動内容は、学習支援、フォークダンス、料理教室、カニ釣り、田植え、生け花など多様である。
- ・放課後子供教室は運営委員会へ委託して実施している事業だが、放課後児童クラブを委託している運営委員会とは別の組織として存在する。ただし、同じ方が双方の構成員となっている場合があり、現状では、組織の構成員がほぼ同じというケースも2箇所ある。
- ・活動場所は学校の空き教室を中心としてグラウンド等、活動内容により様々である。なお、放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所は別々である。

2. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について

(ア) 一体型の実施状況

- ・従来から行われていた、地域住民がボランティアとなって子どもの体験活動を支援する取組(以下、「子どもの体験活動」と表記)を放課後子供教室へ転換していった。これにより、放課後子供教室は平成 20 年の6箇所から平成 25 年に 58 箇所まで増加した。現在は 61 箇所一体型として実施している。
- ・放課後児童クラブはもともと学校内での実施を推進していた。したがって、子どもの体験活動を放課後子供教室へと移行する流れの中で、結果的に一体型が増えた格好である。
- ・両事業を同一小学校内で実施しており、放課後児童クラブを利用する子どもも放課後子供教室の活動に参加することができる。
- ・放課後児童クラブと放課後子供教室の運営委員会のメンバーが重複するところでは、情報共有がしやすく

連携がスムーズである。双方の活動計画をリンクさせることに関して、意思決定が円滑に進むためであろう。

- ・放課後子供教室から学校経由で配布される案内をもとに、保護者が参加申込を行って参加する。

(イ) 一体型実施の工夫点等

- ・年1回、「防災」「おでかけ児童館」(児童館職員の専用車両による地域展開の取組)などプログラムのテーマを決めて合同研修を実施している。なお、イベントの共催については把握していない。
- ・施設面において可能な学校では一体型が達成されている。双方が連携して実施できるよう、事業主体への声かけ等を行っている。

(ウ) 一体型実施の効果

- ・定量的な効果は把握していないが、放課後子供教室の活動が加わることで放課後の過ごし方の選択肢が広がる。これは、放課後児童クラブを利用する子どもにとって良いことだと感じる。毎日同じ生活では放課後児童クラブに通うことに飽きてしまうが、かといって放課後児童クラブ職員が様々なイベントを考案するのは負担が大きい。
- ・一体型であれば放課後児童クラブから支援員が引率してスムーズに放課後子供教室側の活動に移行できる。帰宅した子どもが後続の活動に参加するとなると保護者が送り迎えを行うが、一体型の場合には放課後児童支援員が放課後子供教室への送迎を担うため、安心して任せることができる。
- ・また、過去に実施したアンケートでは、放課後子供教室へのかかわりを通して放課後児童クラブと学校側との会話が増えて、良好な関係が構築できるというメリットが挙げられていた。放課後子供教室の中には、教頭先生が運営委員会の構成員となって活動を主導するところや、学校の先生が活動に参加するところもある。普段から学校との情報交換・情報共有には注力しているところであるが、放課後子供教室への参加を通じてより日常的な会話や情報交換の機会が増えているのではないかと感じる。

(エ) 一体型実施の課題

- ・両方の組織に関与する人がいないと、放課後児童クラブと放課後子供教室の間の情報共有が難しい。
- ・逆に、運営メンバーが重複しているところでは、放課後児童クラブに通う子ども以外の放課後子供教室参加者が少ないという課題があるようだ。
- ・共働き家庭が増える中で、ボランティアにより運営される放課後子供教室の担い手確保も難しくなっている。
- ・放課後児童支援員が放課後子供教室の活動に参加するケースもあるが、参加時間帯は放課後児童クラブの人員配置から外れることになる。したがって、人員体制に余裕のない放課後児童クラブではそうした対応は難しい。放課後児童支援員が放課後子供教室の活動に参加するためには、人員配置に余裕をもたせる必要がある。
- ・また、放課後児童クラブで育成支援に従事している放課後児童支援員が配置から離れて放課後子供教室の活動に参加した場合の、勤務の扱いを明確に区別する必要がある。

3. その他

(ア) 制度にかかる要望

・処遇改善加算Ⅱは、基準をクリアするのが困難なうえ、計算が複雑すぎるのもっとシンプルな制度にしてほしい。多くの放課後児童クラブに利用してほしいが、担当から説明するのも困難で苦慮している。

・国の交付金の算定基準について、例①②のような場合に児童数や開設日数の違いにより急激な減少となるため、多段階に分けてほしい。支援員の雇用継続が困難になる等、運営への打撃が非常に大きい。(令和2年度の子ども・子育て支援交付要綱により試算)

例①登録児童数による減額

開設日数 250 日のケースで

登録児童数が 20 名の場合と 19 名の場合では 19 名の場合に年間約 170 万円の減額となる

例②開設日数による減額

登録児童 20 名のケースで

開設日数 250 日の場合と 249 日の場合では 249 日の場合に年間約 120 万円の減額となる

以上

No.2 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施の推進に関するヒアリング調査
ヒアリング記録(長崎県佐世保市)

1. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室等について

(ア) 放課後児童クラブの実施状況

- ・分校を含む小学校区 46(小学校の児童総数 13,531 人)に対して放課後児童クラブは 73 箇所(支援の単位も 73)。全て公立民営で市からの運営委託により実施。委託先は保護者会や社会福祉法人等である。
- ・1つの学区に放課後児童クラブ(支援の単位)が1つから4つある。1クラブ当たりの利用者は 40 名程度。近年住宅の分譲が行われている地区では利用者数が増加している。
- ・厚生労働省へ報告している放課後児童クラブの定員は 2990 名、登録児童数は 2645 名(R2.7.1 時点)。うち 80%近くは1年生から3年生が占めている。
- ・実施場所について、平成 26 年度以前は幼稚園・保育所が多かったが、新制度となった平成 27 年度以降は学校に近い民家を借りて開設するケースが多い。小学校内の実施は 11 箇所、うち 10 箇所が敷地内にプレハブを設置して実施、1箇所が余裕教室を利用。
- ・放課後児童クラブの所管は子ども未来部子ども育成課である。

(イ) 放課後子供教室の実施状況

- ・例年 40 箇所程度実施されている(昨年度は 34 箇所)が、今年度は新型コロナウイルスの流行により 24 箇所である。実施場所はほとんどが学校内となっている。
- ・地域の方が運営委員会(法人ではない)を作り、そこへ毎年業務委託(1年ごとに更新)している。運営委員は会社を定年退職した方や現役の PTA 役員など。スタッフは地域の高齢者や保護者等が担っている。
- ・活動内容は大きく4つに分かれている。①見守り型、②地域の方に昔あそびやものづくりを教わる体験型、③宿題の指導や計算ドリルなどを行う学習支援型、④学校に通いながら寝食をともにして学ぶ通学合宿型、である。1つの教室がどれか1つの内容を行うわけではなく、内容を組み合わせて実施している。最も多いのは、②体験型。
- ・実施回数は委託の仕様により「年間 10 回以上」と定めている。実態は、10～100 回と多様である。学校からのニーズが実施回数に影響するケースもあるようだ。たとえば見守りを行ってほしいという学校の要望を受けて週3回程度実施するなどがある。
- ・年度当初に参加者を募集する(登録制)放課後子供教室もあれば、随時参加者を募集する放課後子供教室もあり、参加方法は様々である。
- ・放課後子供教室の所管は教育委員会社会教育課である。

2. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について

(ア) 一体型の実施状況

- ・現状、「一体型」の放課後児童クラブ及び放課後子供教室は8箇所。学校敷地内の放課後児童クラブは 11 箇所あるが、放課後子供教室を実施していない小学校もあるため、「一体型」は8箇所となっている。
- ・佐世保市として一体型の実施にかかる全体方針(プラン)は策定していない。一体型は学校に放課後児童クラブがなければ実施できないが、余裕教室が不足しているため、学校内で放課後児童クラブ実施が難しい状況。したがって、市として一体型を積極的に増やすというよりは、学校内で両事業を実施する場合には互いに連携し協力しながら活動いただくというスタンス。

- ・一方で、佐世保市では放課後子どもプランコーディネーターが放課後対策事業や学校・地域・行政との連携、保護者や地域住民に対する参加協力依頼や連絡調整等を担っている。このコーディネーターは放課後児童クラブと放課後子供教室の間の仲介役としても重要な役割を持つ。全ての小学校区に1人ずつ配置されており、PTA 会長、民生委員、児童委員などから、校長が選任し市が委嘱する。コーディネーターの多くが、放課後子供教室の運営メンバーである。
- ・一体型の放課後子供教室では、先述した実施内容のうち②体験型の活動を行っていることが多い。逆に、①見守り型が主な教室で一体型は少ない。

(イ) 一体型実施の工夫点等

- ・佐世保市社会教育課主催でコーディネーター向けの研修会を年1回実施している。放課後児童支援員もこの研修に参加できるため、コーディネーターと顔見知りになり交流を深める好機となっている。
- ・研修会では、毎年テーマを決めて、グループワークで課題解決のためのシミュレーションに取り組む。配慮が必要な子どもへの対応について、専門家を呼んで講義してもらうこともある。今年度は年に1回の開催だが、2回開催に増やしたい。
- ・情報共有においては、放課後子供教室の運営委員会による話し合いの場に放課後児童支援員が参加し、人員体制や配置等の話し合いを行っているところもある。
- ・また、長崎県では学校区単位で「学校支援会議」も開催している。これは一学校区の教職員・保護者・地域住民の代表者による会議体である。放課後子どもプランコーディネーターや放課後児童支援員が構成員になっているところもあり、放課後児童クラブや放課後子供教室の運営・活動等に関する情報共有や協議の場となっている。
- ・放課後児童クラブと放課後子供教室の役割分担は実施主体の判断に委ねている。ただし、放課後児童支援員が放課後子供教室の活動に参加する場合には、(放課後児童クラブの配置から外れて)放課後子供教室から謝金を払うケースと、放課後児童クラブの勤務時間の延長とみなすケースがあると聞いている。
- ・一体型でない場合にも、放課後児童クラブの子どもが放課後子供教室に参加できるケースは多い。ある放課後児童クラブでは、コーディネーターによる橋渡しの下、放課後児童クラブと放課後子供教室と一緒に活動を企画しようと試みていたようだ。コロナの影響で実現には至っていないが、現場では積極的に話し合いを進める動きもみられている。
- ・上記の放課後児童クラブは、最近運営主体が法人格を取得した。今後は、放課後子供教室との連携や地域の支援に力を入れた運営を目指しているようだ。そうした考え方をもつ運営主体の下では、協力体制が築かれやすい。積極的な連携が図られるか否かは、関係者の意欲による部分も大きい。

(ウ) 一体型実施の効果

- ・放課後児童クラブにとって、放課後子供教室への活動参加は地域との交流機会になる。活動参加を通じて地域との接点ができ、挨拶できる関係がつくられ地域活性化にもつながる。
- ・放課後児童クラブの子どもにとっては、体験型の放課後子供教室への参加を通じて、地域の行事や伝統を学ぶことができる。

(エ) 一体型実施の課題

- ・一体型の推進には「学校内での放課後児童クラブ実施」と「地域の協力による放課後子供教室の実施」の両方の条件が必要だが、の双方に課題があるというのが現状。
- ・放課後子供教室についていうと、スタッフの確保が難しい。運営メンバーは高齢の方やPTAのメンバーが多いため、後継者不足により、年々教室数が減少している。活動に対する地域の理解を促進する必要がある。
- ・学校内の放課後児童クラブ実施についていうと、学校教室の空き状況を調査したところ、年間を通じて全く使用しないという余裕教室がほとんどなかった。特に、水道やトイレが近くにあるなど、放課後児童クラブの基準に合致する教室は学校にとっても使いやすい教室であり、なんらかの用途で使用されている場合がほとんど。ハード面の要件が満たせず、学校の敷地内、教室での実施が難しい。
- ・また、放課後児童クラブは土曜日や長期休暇期間中などにも開所することから、それらの期間に学校を利用する場合は施錠等の関係上、学校職員も出勤する必要がある。教員の働き方改革が求められる中で、要請しにくい状況。
- ・さらに、学校敷地内で放課後児童クラブを実施する場合には、事故等が起こったときの対応方法も明確にしておく必要がある。こうした点がクリアにならないと、学校内での実施は難しい。

3. その他

(ア) 制度にかかる要望

- ・提出される月別報告書(出席簿)について、73 箇所×12 ヶ月分の実使用人数をチェックする作業の負担が大きい。(枠計算にするなど)もう少し計算方法が簡単になるとよい。
- ・会計面について、認められる使途について厚生労働省から明確な規定が出されていない。沖縄県には使途について手引きがあると聞いた。

以上

No.3 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施の推進に関するヒアリング調査
ヒアリング記録(千葉県松戸市)

1. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室等について

(ア) 放課後児童クラブの実施状況

- ・小学校区 45 に対して放課後児童クラブは 45 箇所。全て公立民営で市からの運営委託により実施。所管は子育て支援課である。
- ・運営団体は全部で 14 法人。うち株式会社が3つ、社会福祉法人が5つ、NPO 法人が6つ。社会福祉法人は保育所を運営しているところが大半、株式会社は保育事業以外も業務としている。
- ・支援の単位数は 118。平均すると1箇所あたり2～3支援の単位という計算になるが、設置場所により1支援の単位のところもあれば4支援の単位のところもある。
- ・現在の利用定員数は約 4,600 人、登録児童数は令和2年4月1日時点で 4,022 人。利用する児童は1年生が全体の3割、2年生が同3割、3年生以上は徐々に減る。全ての放課後児童クラブが6年生まで利用可能である。
- ・放課後児童クラブの設置場所は、基本的に学校の敷地内である。教室に入りきれない場合や敷地内で確保できない場合(支援の単位が増えた時)は、敷地外で場所を借り、「分室」として運営する。
- ・敷地内の場合は2種類あり、学校の教室を改修して放課後児童クラブにしているところと、放課後児童クラブ専用施設を建てたところがある。

(イ) 放課後子供教室の実施状況

- ・放課後子供教室は、地域放課後児童支援事業(放課後 KIDS ルーム)として実施。同事業も子育て支援課で所管している。これまで、毎年3か所ずつ増やしてきたが、今年度は 10 か所増やし、年度末で 37 となる予定。来年度はさらに8か所を増やし、全校で実施される予定である。
- ・運営団体はすべて放課後児童クラブの事業所と重複している。ただし、同じ小学校区の放課後児童クラブと放課後児童教室を同じ事業者が運営しているとは限らない(A 小学校の放課後児童クラブ運営団体が B 小学校の放課後子供教室運営団体であり、A 小学校の放課後子供教室運営団体は別の事業者というケースもある)。小学校区内の放課後児童クラブと放課後子供教室の運営団体が同じケースが約7割である。
- ・このような状況になったのは、平成 22 年度から放課後子供教室が始まり、事業者をプロポーザル形式で選定したところ、評価において既に放課後児童クラブを運営している団体に加点がつき、放課後児童クラブと同じ運営団体となりやすかったためである。
- ・学習支援を主な活動内容としている。具体的には、宿題(プリント、ドリル等)、図書室での読書活動等を行う。また、夏休み等の長期休業期間中には、モノづくり等の体験活動を行うところもある。活動日数は週4日以上を委託の仕様としている。
- ・教員免許を持った方や塾講師経験者などを配置している。教室のコーディネーター、支援スタッフは基本的には事業者の職員。法人によっては夏休みの活動等において地域の方をお願いしボランティアを活用するところもある。

2. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について

(ア) 一体型の実施状況

- ・同一小学校区内で放課後児童クラブと放課後子供教室を実施しているのは 34 か所。うち一体型として、放課後児童クラブの子どもが、放課後子供教室の活動に参加ができるのが 25 か所。なお、来年度新たに開始する8か所の放課後子供教室は、全て一体型での実施とする予定である。
- ・同一小学校内にあるが一体型に該当しない9か所は、スタッフが2名以下、活動日数が週4日など、同市が定める一体型の運営基準を満たしていないため、一体型としてカウントしていない。事業者との契約上も「一体型」と謳っていない。
- ・同市における一体型の運営基準とは、放課後子供教室の運営に関する基準で、具体的には「支援スタッフ3名以上」「活動日数週5日」「学校区ごとの協議会設置」などがある。放課後児童クラブの運営に関する基準は定めていない。
- ・上述の通り、放課後子供教室は学習支援を中心としており、学校がある期間の平日は、宿題(学習)をやっているところに放課後児童クラブの子どもが来て宿題をして、放課後児童クラブにもどるケースが多い。一方で、長期休業期間中には放課後子供教室でイベントを開催し、そこに放課後児童クラブの子どもが参加する場合もある。
- ・なお、学習支援以外にも、一体型で運営している法人ごとに、様々な活動(日本の昔遊び、創作活動(手芸等))を行っている。各運営法人がいろいろ試行錯誤して、その日の学習プラス「何か」を考えており、それぞれの色が出ている感じである。営利法人で教育関係に強いことを活かして、実験等のイベントを実施しているところもある。
- ・一体型の実施に伴い、前述の放課後児童クラブの委託化を実施した。これにより、市が事業内容の決定を行えるようになった。

(イ) 一体型実施の工夫点等

- ・放課後子供教室の事業管理者(コーディネーター)が、放課後児童クラブや活動場所である小学校との調整を行う。活動計画もコーディネーターが中心となって策定している。
- ・コーディネーターのバックグラウンドは事業者によって様々だが、例えば、放課後児童クラブの主任支援員等が挙げられる。学校施設や放課後児童クラブの運営に熟知していて、尚且つ学校や地域との密な連携に対応できる人材となると、主任以上の方が多い。あとは、法人の本部職員といったところである。
- ・放課後児童クラブの子どもの放課後子供教室への参加に関して、市としてのルール・取り決め等は特にない。学校によってはスペースの問題で教室に入りきらない場合がある、子どもにより宿題を(放課後児童クラブと放課後子供教室の)どちらでやる方が取り組みやすいかは異なる等、ケースバイケースなので、現場に任せている。コーディネーターと放課後児童クラブの支援員が話し合って、ルールを決めている。
- ・放課後子供教室の活動に放課後児童クラブの支援員が協力する場合、放課後児童クラブの配置からは外れることになり、放課後児童クラブの勤務時間からも外れることになる。その場合の勤務上の扱いについて具体的には把握していないが、同じ事業者なので、適切にやっていると思われる。同じ事業所内で、ある1日は放課後児童クラブの支援員として勤務し、次の1日は放課後子供教室のスタッフとして勤務することもあり得る。また、そのような雇用の仕方をしている事業所もある。いずれにせよ、配置のカウントは重複しないようになっている。また、1名が配置から外れても、常に放課後児童クラブに2名以上残っていて、放課後子供教室のスタッフは3名いる状態で運営している。
- ・より良い運営のために、学校、放課後児童クラブ、放課後 KIDS ルーム(放課後子供教室)、子育て支援課

で年1回、一体型の事業の評価・報告の会議を開催して、次年度の取組に活かしている。昨年度はコロナの影響で開催できなかったが、今年度は開催方法を工夫し、年度末か年度明けに開催したいと考えているところ。同会議は、一体型の関係者と学校職員とが顔を合わせ新年度の体制を確認する、顔合わせ的な場でもある。

- ・運営事業者が集まる会議体としては、松戸市放課後児童クラブ連絡会がある。放課後児童クラブと放課後子供教室がこれに参加し、一定の議事のもとで話し合ったり子育て支援課からの連絡事項を共有したりする。

(ウ) 一体型実施の効果

- ・一体型の活動を通じ、教室に参加することによって、学習時間の確保や学習の仕方が浸透し、放課後児童クラブにおいても積極的に宿題に取り組む雰囲気醸成されるようになった。放課後児童クラブは生活の場であるため、学習に集中しにくい場合もあるが、放課後児童クラブでも学習の時間を設けるといった土壌づくりができた。
- ・こうした効果は、学習支援に取り組むようになった職員側の体制、能力向上が要因でもある。実際、学習の場で宿題等をどのように教えていったらよいか、メニューや教え方を考え、教材を厳選し、それを放課後児童クラブに持ち込んだりしている。運営事業者が一緒ということで連携できているということになる。
- ・今年度地域放課後児童支援事業を開始した放課後 KIDS ルームについては、より学習支援をメインでやっていく方向性を打ち出している。放課後児童クラブは生活の場、放課後子供教室は学習の場としてすみ分けを行い、明確にそれぞれの特性を打ち出すことで、相乗効果も期待する方針である。

(エ) 一体型実施の課題

- ・両事業の役割分担(安全管理・見守り)に関して、明確な規定は設けていない。それぞれの危機管理マニュアルは事業者で作成して運用しており、運営事業者が違う場合は、共有・連携している。ただし、お互いの危機管理マニュアルをすり合わせしているかどうかの確認はしておらず、今後の課題である。
- ・同じ小学校内の放課後児童クラブ・放課後子供教室を同じ事業者が運営するところでは、十分な連携が行われていると思われる。とはいえ、今まで運営してきた事業者を急に変えるのは難しい。異なる事業者が運営している場合にも、連携の強化を図る必要がある。

3. その他

(ア) 制度にかかる要望

- ・放課後子供教室は、支出額全額が文科省の補助金対象とならない。実際にかかっている経費分の補助がない状況は、どの市町村にも当てはまると思う。説明会等に参加すると、予算についての要望は同じように出ている。
- ・放課後児童健全育成事業の補助金申請業務が複雑で難しい。補助金の申請だけでもかなりの業務量となっており、簡素化いただけるよう考慮願いたい。
- ・放課後児童クラブは年度末の実績報告の後、運用上再点検の機会あり、必要に応じ訂正をすることとなるが、放課後子ども教室については年度が変わってすぐ実績報告を提出することとなっているため、事業者の決算が出る前に報告しなくてはならない。非常に期間が短い中で成果報告を提出しなければならないため、改善されるとよい。

以上

No.4 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施の推進に関するヒアリング調査
ヒアリング記録(千葉県千葉市)

1. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室等について

(ア) 放課後児童クラブの実施状況

- ・同市には、放課後児童健全育成事業として実施する「子どもルーム」(放課後児童クラブ)と、放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に運営する「アフタースクール」という2つの事業がある。「子どもルーム」の所管はこども未来局こども未来部健全育成課、「アフタースクール」の所管は教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課である。

a) 放課後児童クラブ(子どもルーム)について

- ・令和2年4月1日時点の放課後児童クラブ数は175箇所。うち、公設民営が166箇所、民設民営が9箇所となっている。直近5年間の設置数の推移は、以下の図表の通り。

図表 放課後児童クラブ設置数(公設のみ)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
157箇所	160箇所	166箇所	165箇所	166箇所

- ・公設民営の放課後児童クラブ166箇所中、学校内の放課後児童クラブが128箇所、学校外の放課後児童クラブが38箇所。なお、高学年ルーム(主に高学年児童を対象とした子どもルーム)は、校舎内の特別教室を使用している。
- ・民設民営の放課後児童クラブは自己所有地に設置しているところが2箇所、テナント賃貸を利用して設置しているところが7箇所である。なお、民営放課後児童クラブの運営主体は、特定非営利活動法人(3箇所)、社会福祉法人(2箇所)、一般社団法人(1箇所)、運営委員会(1箇所)、株式会社(1箇所)、有限会社(1箇所)となっている。
- ・なお、令和2年4月1日時点で、放課後児童クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は408人。直近5年間の待機児童数の推移は、以下の図表の通り。

図表 待機児童数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
384人	269人	638人	347人	408人

b) アフタースクール(千葉市における一体型事業)

- ・令和2年4月1日時点のアフタースクール数は12箇所。全て公営で、学校内で実施している。平成29年度に事業開始して以降、これまでのところ、アフタースクールの待機児童はいない。

(イ) 放課後子供教室の実施状況

※以下、アフタースクールを除いた 98 校(令和2年度)、105 校(令和元年度)の放課後子供教室実施状況について記述する。

- ・同市の放課後子ども教室推進事業では、小学生の放課後において、保護者・地域住民等の協力により、スポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の様々な体験・学習の機会を提供し、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組んでいる。所管は、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課である。
- ・令和2年度の放課後子供教室実施箇所数は98校。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、現状は全98校の55%にあたる54校で実施している状況。
- ・運営は、各小学校の実行委員会で組織された「千葉市放課後子ども教室連絡協議会」に委託している。協議会の構成員は、地域住民や保護者(PTAや保護者会の場合あり)等である。
- ・以下、令和2年度(98校中54校が実施)と令和元年度(105校が実施)の活動実績を示す。

図表 令和2年度の活動状況

実施箇所数	98校(ただし、活動実施は54校)
登録児童数	2,576人 ※令和2年5月1日現在 (全校児童数43,317人の6%、実施校児童数24,043人の11%)
指導員数	コーディネーター、学習アドバイザー 219人
協力者数	協力員 1,945人
実施日数	400日(緊急事態宣言発出期間中は原則活動自粛)
活動プログラム例	工作・手芸、スポーツ・ダンス、理科実験・工作、季節行事、 学習支援等 ※個人で出来ること、物の共有がないものなど、感染症対策下でできる活動が主。

図表 令和元年度の活動状況

実施箇所数	105校
登録児童数	6,485人 ※令和元年5月1日現在 (全校児童数:45,839人の14%)
指導員数	コーディネーター、学習アドバイザー 496人
協力者数	協力員 5,115人
実施日数	1,959日
活動プログラム例	球技等スポーツ、工作・手芸、理科実験・工作、昔遊び、調理(お菓子づくり等)、季節行事 等

(ウ) その他の放課後対策

- ・その他の放課後の居場所として、どこでもこどもカフェ、子ども交流館、プレーパーク等が放課後の遊び場や見守りのある安全な居場所となっている。ほか、公民館や図書館等も放課後の居場所として諸室を開放している。

2. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について

(ア) 放課後施策の基本的な考え方

- ・放課後子供教室は担い手が不足し、実施日数及び登録児童数が減少傾向にある。他方、放課後児童クラブは指導員及び教室の不足から、特に高学年の待機児童解消や居場所の整備が課題となっている。
- ・そのため同市では、一体型(アフタースクール)の拡充による上記課題の解消を放課後施策の基本的な考え方に位置付けている。具体的には、余裕教室等が確保できる学校を中心に、放課後子供教室が低調かつ放課後児童クラブに待機児童が生じている学校を優先し、アフタースクールに移行することとしている。なお、アフタースクールの所管は上述の通り生涯学習振興課であり、運営はプロポーザルにより選定した事業者が行う。

(イ) 一体型推進の経緯

- ・「1. (ア) 放課後児童クラブの実施状況」の通り、同市には、放課後児童健全育成事業として実施する「子どもルーム」と千葉市の一体型事業である「アフタースクール」の2つの事業がある。したがって、一体型に関しても、①国の示す一体型(放課後児童クラブの子どもが放課後子供教室に参加できるもの)と、②千葉市の一体型(放課後児童クラブと放課後子供教室を同一事業者により運営するアフタースクール)の両方が実施されている。そのため、以降は①と②を分けて記述することとする。

a) 放課後児童クラブの子どもが放課後子供教室に参加できるもの

- ・国による「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室」の定義が示される前から、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室の活動に参加可能としていた学校が多々あった。

b) アフタースクール

- ・平成 29 年度から 1 校でモデル事業として実施し、平成 31 年度には各区 1 校の全 6 校で検証を行ったところ、アンケートでも満足という回答が相当数得られたため、令和 2 年度からアフタースクールとして本格実施に至った。
- ・本格実施に当たり、安定した運営の継続のため、令和 2 年 4 月より利用料金を改定した。

(ウ) 一体型の実施状況

a) 放課後児童クラブの子どもが放課後子供教室に参加できるもの

- ・実施箇所数は、市内全 105 校中 83 校(令和元年度実績)。
- ・多くの学校において、放課後児童クラブを利用する子どもは放課後子供教室の全ての活動に参加が可能となっている。ただし、数校においては、放課後子供教室でイベントを開催する場合のみ放課後児童クラブの指導員も含め参加することとしている。
- ・放課後児童クラブに通う子どもが放課後子供教室の活動に参加する場合には、学校終了後、直接放課後子供教室実施場所へ行く。活動が終了した後、放課後児童クラブへ移動することとなるが、移動の方法は学校により「みんなで揃って行く」ケースと「個人で行く」ケースとがある。

b) アフタースクール

- ・実施箇所は12箇所(令和2年4月現在)。
- ・活動日は、年末年始、日曜日、祝日を除く毎日、実施場所は全て学校敷地内である。主に放課後児童クラブ専用室、学校内の余裕教室や特別教室及び体育館や校庭を利用する。
- ・スポーツや工作等、放課後児童クラブの指導員が実施するものから、専門の講師を招いて行う習い事のようなプログラム(有料)まで、多様な活動を実施している。なお、アフタースクールでは放課後児童クラブと放課後子供教室の統一的な運営がなされており、これら活動の参加に際して特別な登録手続き等を行う必要はない。

(エ) 一体型実施の工夫点等

a) 放課後児童クラブの子どもが放課後子供教室に参加できるもの

- ・情報共有のために、放課後連絡会議として小学校・放課後児童クラブ・放課後子供教室の3者による会議を各校で実施している。ただし、放課後子供教室の運営は保護者が多いことなどもあり、個人情報等の共有できる内容に限界はある。
- ・放課後児童クラブの指導員による放課後子供教室の活動への関わりはほぼない。放課後子供教室の活動企画・準備や当日の活動実施、記録作成、地域や学校との調整、安全管理等は、おそらく全て放課後子供教室側にて行われていると思われる。

b) アフタースクール

- ・同一の所管部局の下、同一事業者による統一的な運営がなされていることから、連携・役割分担という概念はない。

(オ) 一体型実施の効果

a) 放課後児童クラブの子どもが放課後子供教室に参加できるもの

- ・放課後児童クラブを利用する子どもが放課後に他の子ども(放課後児童クラブを利用しない子ども)と過ごせるようになったこと、機会の平等性が高まったことなどが、効果として挙げられる。

b) アフタースクール

- ・子どもに対するアンケートの結果によると、8割以上が満足と回答している。就労状況に関らず、学年を超えて全ての子どもが交流する居場所となった。
- ・保護者向けのアンケートでも8割以上が満足と回答している。子どもが放課後の時間をアフタースクールで過ごすことにより、安心して就労できるとの回答が多かった。
- ・運営側(運営主体や自治体)にとっての効果としては、地域住民等による放課後子供教室の実施が困難な学校において、子どもたちに体験活動の機会を提供できたことが挙げられるだろう。待機児童対策としても一定の効果が得られた。また、同市の放課後施策全体からみると、アフタースクールの実施は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室両方の担い手不足解消につながっている。

(カ) 一体型実施の課題

a) 放課後児童クラブの子どもが放課後子供教室に参加できるもの

- ・課題は、安全面の確保である。放課後子供教室と放課後児童クラブは同一敷地内で活動するため、校庭の使用時間やエリアを分けるなど工夫をしている学校もあるが、明確には区分できていない。
- ・放課後連絡会議の実施を推進しているが、個人情報保護の観点から細やかな情報共有が図られているわけではなく、不十分な面がある。
- ・また、対象児童数の増加により、放課後子供教室の運営の負担が大きくなったことも課題に挙げられる。

b) アフタースクール

- ・余裕教室等、十分な活動場所が確保できない大型校への導入方法に課題がある。
- ・また、サービス内容が学校によって異なる状態にあるため、不公平感の解消も課題である。

(キ) 一体型の推進に関する今後の方針等

- ・引き続き、地域主体の放課後子供教室を全校で実施しながら、学校施設の有効活用を検討し、アフタースクールを中心とした放課後の居場所の整備を計画的に進める。

3. その他

a) 一体型ではない放課後児童クラブの運営状況(一体型としていない理由)

- ・放課後子供教室では、安全のための見守りを目的として参加要件に保護者の参加を必須としている学校もあり、放課後児童クラブの児童が参加できないケースがある。
- ・また、放課後児童クラブが小学校敷地外にある場合(連携型は可能)や、放課後児童クラブが設置されていない学校もある。

b) 制度にかかる要望

- ・現状は、ほぼボランティアである放課後子供教室側で活動企画・準備(地域や学校との調整を含む)や当日の活動実施、事後報告等を行っており、負担が大きい。他方、放課後児童クラブでは放課後子供教室の活動実施中、放課後児童クラブの利用児童が減ることとなり、放課後児童支援員等の負担が軽減している可能性があるため、若干不公平感が生じている。一体型における正解が全く見えていないため、スタッフ等に説明するための明確で簡潔な資料が欲しい。
- ・国の示す一体型(放課後児童クラブの子どもが放課後子供教室に参加できるもの)について、現場より、「一体型を進めるよう言われはするが、具体的な方法や支援はない」との声があがっている。地域・保護者ボランティアでも実施可能なモデルケース・指針の提示、放課後児童クラブ側に対して一体型実施への協力を促すような通知の発出等を望む。
- ・手続き等に関する要望は、特にない。

以上

No.5 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施の推進に関するヒアリング調査
ヒアリング記録(福島県棚倉町)

1. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室等について

(ア) 放課後児童クラブの実施状況

- ・町内5小学校区のうち、4つの小学校内に4つの放課後児童クラブを設置。全て公立民営による運営である。令和2年7月1日時点の利用定員数 280 人に対し、登録児童数は 279 人。待機児童はいない。所管は、教育委員会子ども教育課である。

(イ) 放課後子供教室の実施状況

- ・町内全小学校(5校)で実施しており、地元の婦人会等の方々に指導員として参加していただき活動している。
- ・登録児童数については、各小学校でバラつきがあり、全校生徒に対し1割弱の生徒が参加している学校もあれば、全校生徒が参加している学校もある。いずれも希望をとって児童を登録している。
- ・活動は、太鼓体験や七夕飾りづくり、大正琴等の文化伝承活動をはじめ、キンボールやディスゲッター、ボッチャ等のニュースポーツを行うなど、多様な体験活動を実施している。
- ・放課後子供教室の所管も、放課後児童クラブと同様教育委員会子ども教育課である。

2. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について

(ア) 一体型推進の経緯

- ・4つの小学校内に設置している放課後児童クラブ全てにおいて、放課後児童クラブを利用する子どもが放課後子供教室の活動に参加することが可能である。なかでも高野小学校は両事業の職員が連携し、共同プログラムを実施している。以降は、高野小学校における取組を「一体型」の取組事例として記述する。
- ・高野小学校では、平成 27 年度に学校内で放課後児童クラブを開始するにあたり、「放課後子どもプラン」に基づき既に実施されていた放課後子供教室と分けた形態での実施が難しかったことから、両事業を連携させ活動することとなった。

(イ) 一体型の実施状況

- ・例年6～12 月の約半年間で、当該期間内に月に1～2回、小学校の体育館を利用し活動する。太鼓体験や七夕飾りづくり、大正琴等の文化伝承活動をはじめ、キンボールやディスゲッター、ボッチャ等のニュースポーツを行う等、多様な体験活動を実施している。
- ・参加は希望制であるが、放課後児童クラブを利用する子どもは全員参加となっている。

(ウ) 一体型実施の工夫点等

- ・年度初めには事務担当(子ども教育課職員、以下全て同じ)が学校を訪問し、両事業共通の活動実施について説明する。その際、小学校として取り組んでほしい活動があれば意向を伺う。併せて、実施場所確保のための確認も行う。
- ・放課後子供教室スタッフ、放課後児童支援員、事務担当が参加する年度当初のスタッフ会議では、事務担当が年度の共同プログラム開催期間と、小学校の要望(小学校として取り組んでほしい活動)を伝達し、当該年度の共同プログラム実施回数とプログラム内容案を作成する。
- ・年度内の活動予定が確定したら、放課後子どもプラン運営委員会を開催する。ここには放課後子供教室コーディネーターや放課後児童支援員のほか、小学校長や PTA 会長も参加する。同会議では、前年度の共同プログラム活動実績報告を行うとともに、当該年度の活動予定を案内する。

(エ) 一体型実施の効果

- ・放課後児童クラブに通う子どもと通っていない子どもが一緒に過ごす機会を提供できたこと、両事業の職員・スタッフの協働により、子どもを見守る目が増えたこと、学校との関係構築が進んだことなどが、一体型実施の効果として挙げられる。

(オ) 一体型実施の課題

- ・両事業間の役割が不明確であることが課題として挙げられる。運営のリーダーシップが放課後児童クラブにあるのか放課後子供教室にあるのか決まっていないので、活動を先導する職員が不在状態となり、子どもたちがまとまらなくなってしまうことがある。

(カ) 一体型の推進に関する今後の方針等

- ・放課後児童クラブと放課後子供教室は主旨が異なる事業であるため、連携した活動というよりは放課後子供教室の活動に放課後児童クラブが参加するという状況になる。そのため、両事業職員の役割分担等が曖昧になって体制が立てづらく、一体型の難しさを実感しているところである。

以上

厚生労働省 令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
放課後児童クラブに登録した児童の利用実態及び
放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型による運営実態に係る調査研究 報告書

2021（令和 3）年 3 月発行

発行・編集／みずほ情報総研株式会社

社会政策コンサルティング部

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2 丁目 3 番地

TEL 03-5281-5276
